第二巻誤植訂正

頁	行	誤	正
三三	一	貧○らんとす	貪○らんとす
四〇	七	十右○衛門	十左○衛門
九一	七	諸嶺○	諸領○
一六五	一二	隆○房	忠○房
一六五	一三	納○富	成○富
一七一	三	諸嶺○	諸領○
二二〇	六	相○待ちて	相○待ちて
二二一	四	炎○害	災○害
二二五	四	勸○誘	勸○誘
二二六	一	宣○しく	宣○しく
二四二	一〇	播摩○守	播磨○守
二四六	一三	三郎右○衛門	三郎左○衛門
二五三	一	施○籠屋	旅○籠屋
二五四	一〇	踏躙○	蹂躙○
二七八	二	思召し○さる	思し○召さる
二七九	一三	田中態○八	田中熊○八
二八一	七	持○に	特○に
三〇三	一〇	堅○忍	堅○忍
三〇四	三	彊○界	彊○界
三〇四	七	永○二年	嘉○永二年
三一九	一四	なば○れ	なれ○ば
三二九	八	相良、○求馬	相良求馬
三二九	一二	神代左○京	神代右○京
三三〇	二	神代左○京	神代右○京
三三六	一四	坂部三○	坂部三○十○郎○
三六八	九	越へ○て	越え○て
三八七	三	凭レ几眼○	凭レ几眠○
三九三	一〇	五郎左○衛門	五郎右○衛門

鍋島直正公傳

第二編



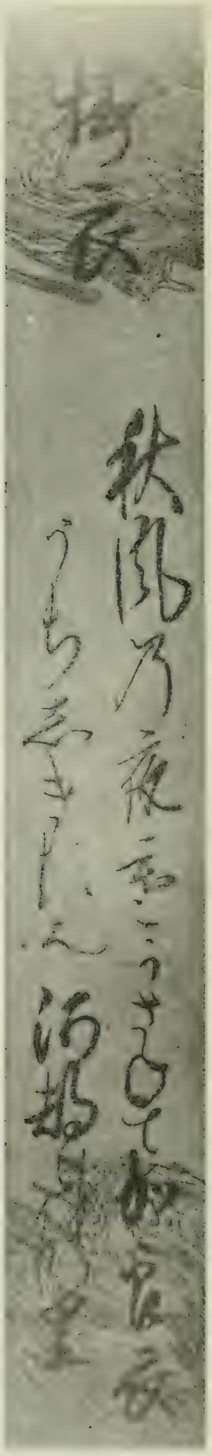
巍松公肖像



鍋島直正公肖像



魏松公畫（壽老人ノ圖）



盛姫君筆和歌



同畫



本丸鯱ノ門



本丸天守臺趾



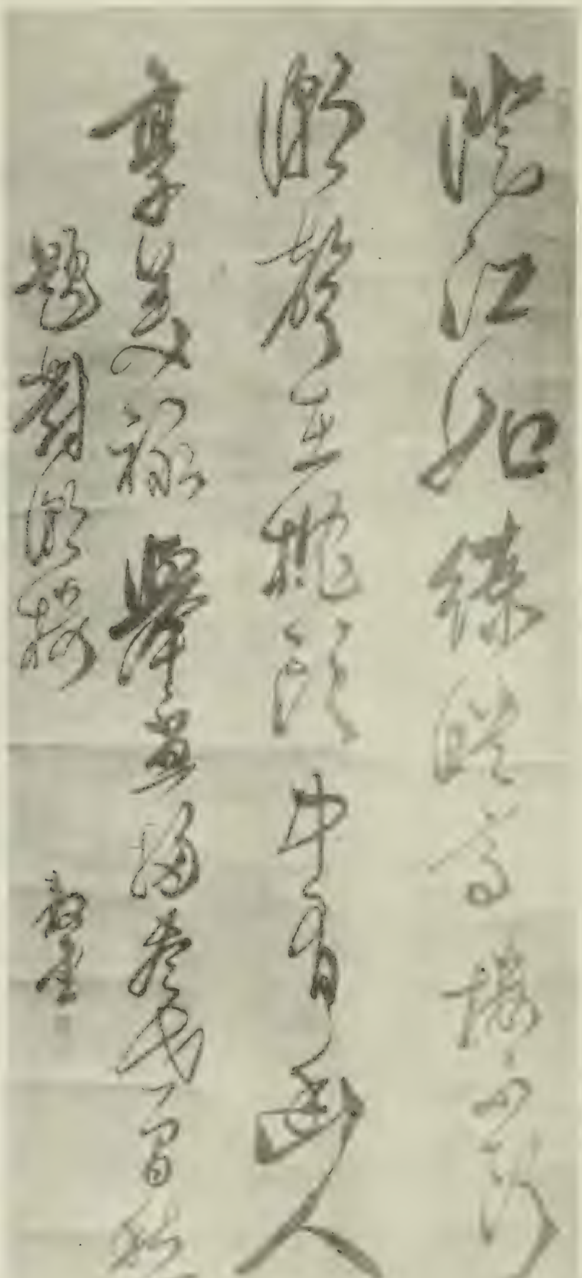
本丸式臺



水ヶ江御茶屋（虚受樓）



古賀穀堂ノ墓



古賀穀堂詩（題對湖樓）

鍋島直正公傳第二編

目錄

第二編　公の初政

第六卷　公入部の新政（天保元年より同二年まで）……一

第十六章　公の入部……一

公の江戸發駕……一

士民歡迎裡の歸城……四

粗衣粗食の諭告と貧民救恤……八

弘道館に臨む……一三

長崎の蘭船への乘込……一八

入部の祝膳獻上……二一
第十七章　藩政更張の初歩……二六
秋役の選定と儉約令……二六
御掛硯方納銀を舊規に復す……三三
文武の業奬勵と白石山の猪獵……四〇
臨時方設立……四五
古賀穀堂の濟急封事……四八
死刑日の精進と內庫よりの貧民救助……五九
第十八章　初めて參府す……六五
太公參府の準備と兵船の不足……六五
盛姬君葵金紋先箱の周旋……六八
公登城し金紋先箱を許さる……七四

第七巻　藩政更張の困難（天保三年より同五年まで）……七七
第十九章　公勵精更張を圖る……七七
古賀穀堂の信任……七七
御側仕組所設立、自筆の節儉令……八三
兵事殖産の人材選擧、學館の增費……九〇
更張主任國老の御前會議……九二
第二十章　公憂國に病を發す……九九
太公東行の延遷を怒る……九九
敷山神社建立……一一一
更張延循し公病を修養す……一一五
古賀穀堂參府に隨はず送序の文を上る……一二二
東北饑饉により蓄積を勵行す……一三〇

第二十一章　士風民俗の矯正……一三四
太公の參府と公の歸國……一三四
家中に文武の業を奬勵す……一三八
醫學館の試立……一四一
富札及び諸富津の遊女廢止……一四五
公政治の大抱負……一五二
第八卷　二ノ丸燒失　天保六年……一六一
第二十二章　士政振勵……一六一
虛受樓造營……一六一
昇進增祿の省減……一六三
忌御免を停め盜賊方を人選す……一六七
御側組の調練演覽……一七〇

著座の學館定詰勸勵……一八〇

第二十三章　二ノ丸燒失……一八九

二ノ丸失火して燒燼し參勤猶豫を請願す……一八九
鍋島安房を執政となし本丸造營を圖る……一九五
冗員濫費の大節減……二〇一
學館振興及び佐嘉學風の變化……二〇五
盛姫君の周旋にて幕府築城費を貸與す……二一五

第二十四章　少將昇任……二二五

盛姫君の少將昇任の周旋……二二五
公大儉約を斷行して參府す……二二九
公登營し少將に昇任す……二三三
太公政を公に委ぬ……二三六

第九卷　關札暴行事件　天保七年……二四一
第二十五章　長崎江戸の雜事……二四一
長崎の淸人鎭壓……二四一
江戸邸費始めて備金を剩す……二四五
小城の城主格希望……二四六
盛姬君の守衛料地……二四九
第二十六章　一橋家人關札侮辱の獄……二五二
一橋家人公の關札を侮辱す……二五二
一橋家に對する下手人引渡の嚴談……二五五
盛姬君の斡旋、藩士の決死運動……二六二
暴行人の糾問……二六七
幕府暴行人を獄門に處す……二七四

佐嘉の遲緩を戒飭す……二八三
第二十七章　士民の敎育……二八六
文武の業奬勵、市中鄕村に敎導所を設立す……二八六
築城工事の侍日傭……二九〇
古賀穀堂病歿……二九八
公家常節儉の剩餘貯蓄及び凶年の餘米……三〇四
多久家の一夜浪人……三〇八
第十卷　天保饑饉將軍代替り……三一三
第二十八章　總說……三一三
時代の概觀……三一三
第二十九章　凶荒賑給と風敎振勵……三二一
伊萬里有田賑給、大阪の大鹽騷動……三二一

小城の城主格願棄却……三二八
宗室以下の文武奬勵……三三四
公槍術皆傳……三四一
太夫人逝去及び公築城巡視……三四四
職任者の役米始まる、三ノ丸火災の賞罰……三四六

第三十章　幕府の公の治績褒賞……三五一

時勢の變化、西洋火術移入……三五一
別段御供の始まり……三五八
公水戸齊昭侯と會見す……三五九
幕府鞍鐙の褒賜……三七一

第三十一章　長崎警備……三七七

長崎仕組、白帆注進の始まり……三七七

米國船モリソン號浦賀鹿兒島に渡來す……三八二
本丸竣工、學館の人材を民政に登用す……三八五
殖産興業に人物登用……三九四
大野原に調練を演覽す……四〇〇
目附の弊習釐革……四〇一
第三十二章　巍松公逝去……四〇五
巍松公逝去佐嘉に歸葬す……四〇五
唐津の百姓騷動……四〇九
幕府の唐津一揆の處分……四一四
負債整理……四一八
西丸普請御手傳……四二二
家庭及び武備雜事……四二五

鍋島直正公傳第二編目錄終

鍋島直正公傳第二編

侯爵 大隈重信監修
文學博士 久米邦武編述
文學士 中野禮四郎校補

第二編 公の初政

第六卷 公入部の新政

第十六章 公の入部

公の江戸發駕

十三年庚寅改元ありて天保元年となる、公は十七歳なり。二月七日先公の隱居、公の家督願濟となり、十五日公は登城して家齊將軍に謁見し、家督の

入部の鹵簿品川に到りて進ます

禮を修めらる。當家にて先づ侍從に任じての家督は公を始めとなす。家老諫早豐前、鍋島志摩、御年寄田中杢佑の三人に將軍の謁見を賜はる先例の如し。三月十三日御暇となり、二十二日朝より櫻田邸を發して佐嘉入部の程に上らる。佐嘉の困窮は其極に達して風災の蕩破さへ蒙りたる事なれば、公の年歯漸く長ぜらるゝと共に、其英邁非常の天資は上下の深く仰望する所となり、其鳳鳴を聞きて雲霓の來蘇を鶴首する、頗る切なるものあり。乃ち公も亦渾身の勇氣勃々、親しく藩政困難の衝に當らんとて、晴爽の晨氣に熊駕に上られたりしなり。初入部の鹵簿行裝は先代の例に由りて堂々と押し出し、邸內の士、諸家の姻親、其他沿途の送迎者は、例規によりて參集する甚だ多かりしが、如何したりけむ、晴の行列の品川の本陣に到著するや、其儘に午餐を過ぐれども猶駐まりて發せず一頓したり。公の敏疾なる、殊に心も勇み立ちたる矢先とて、かゝる緩漫事をいかで默過せらるべき。頻りに發駕を督促せらると雖も、外には時又時を移し、夕陽に至るも駕は猶動かざりしかば、公の督責漸く火急を加ふるに至りて、近從等も今は裹み果せず、

公財計窮迫狀を目視す

具さに事實を白す。曰く、江戶邸の用度涸竭して供方に仕度費を給與するを得ざりしかば、大駕發引と共に、是まで邸內の廨舍に米、酒、味噌、醬油、炭薪等の日用品を懸賣したりし商人等の代金請求のために詰め寄するあれども、之が支拂をなすを得ず、商人等は諸所に堅坐して動かず、邸內は大混雜を極め、從駕の面々行列立の外は多く抑留せられて脫するに難く、爲めに出發遷延となりて此に至れるなりと。公其言を聞いて愀然と嗟嘆せられ、是まで財計の困難を極めたりしは承知し居りたれど、斯くまで甚しからむとは實に思はざりき、一國の大守として、早く豫定せる歸國の程に上るに當り、微賤の商人へ日用品の代價をすら支拂はしむるを得ず、供方の士卒を抑留せしめて一日を曠しうするに至る、あゝ國計は斯くまでに窮迫し居たるかとて、落涙滂沱たりきとなん。乃ち歸國の上は大に改革を行ひ、此恥辱を雪いで必ず國家興隆の大基礎を立てんとの熱情は、こゝに公の肺腑に燃え、其愈々意思の堅確を加へたる決心の容は、滿座の左右みな窺ひ得て悚動したりとなり。斯くて夜に入り漸く品川驛を發し、次第に歸國の途を進められ、例の如

く下之關を渡海して、大里よりは鹵簿を増し、是より入部の鹵簿を加へて進行あり、閏三月二十七日東界の轟驛に著せらる。行程旅容略ぼ先公の例の如し。

庶民歡迎裡の歸城

士民歡迎裡の歸城

二十八日昧爽に轟驛を發して佐嘉領にかゝり、村田邊にて天明となれり。是日公は己が領内の山川に接するを悅び、沿道に迎ふる男女の狀態を見んとて、故らに駕籠を棄てゝ馬に騎り、欣々笑を含みて轡を控へながら徐々に進行せられたり。道路に俯伏するもの始めて親しく新主君の溫容を拜し、途には合掌して拜みたりといふ。斯く歡喜の聲に擁せられて佐嘉城に入り給ひたる當日の光景は、隨行したる穀堂の日記にて之を概見すべし。曰く、

今朝昧爽發轟關、里餘天明、過村田安老等村落、觀者如堵、至目達原、十二隊藩士迎謁馬首、藹然如雲、至神埼而憩、既小憩境原、觀者摩擊、歡聲如雷、既至高尾、

士民親しく馬上の英姿を仰ぐ

以西治下東關、愈益簇擁、謁松原日峯祠、及白山八幡宮、而入城、迎謁人士、一如舊典。

と。目遠原にて十二組の藩士の迎謁する例は、第二卷巍松公入部の節を參照すべし。是日公の入部を拜觀したる老媼等の、後日當時の光景を追想して物語れるは、毎々聞く所にして、まだ前髪を去りたるまでの綠髮紅顏におはせる公の、莞爾として、目に餘れる群衆を皆我の領內のものと思ぼしげに、馬上より視つゝ行き過ぎ給ひたる溫容は、今猶留まりて目底にありと相語れり。誠に領內の士民を我ものとして愛撫せられし精神が、自然に道路の男女に感應したる所にして、是ぞ所謂感化力なるものゝ作用なるべき。是まで殿樣の御通行としいへば、人拂ひ嚴めしく、駕籠の窻は閉ぢられて、人々みな聲を潛むるを常としたるにつけて、公の解放せられたる馬上の英姿は如何に有り難かりけん。文中なる歡聲如雷の句は、文飾の套語の如く看做されんも決して然らず、公の特に歡迎の群集をやかましく制するを禁戒し、領內赤子のなすまゝに委せられたる結果、事實斯かる光景を演出したるに

穀堂始めて心を安んず

て、亦此裡にも公の性格の發揮を窺知するにこそ。

　入城の後は直に老公に對面ありしが、七年振りの事とて、喜悦溢るゝばかりなる老公の慈顏を想望すべく、夢寐尚忘るゝを得ざりし望鄕の情を、こゝに始めて遂げられし公の喜びも、亦推料らるゝにぞ。穀堂日記に『老君召レ余、又上レ城拜謁、有下君侯成立、甚愜二君意一、慶賀無レ措之語上、叩頭謝レ恩、賜二酒及賀臺一、二更還レ家、洪弟等猶在レ座、歡飲數刻就レ寢、頹然入二華胥之鄕一矣。』とあり、十二年來敎育を託せられたる身の、こゝに此歸國の慶を遂げたれば、是夜は安眠したるべし。洪助右衞門は先發して歸り、是日の從駕の御年寄は七十四歲の田中杢佑なりき。此の如く當日の佐嘉城內には春色洋々として滿ちたり、是を初入部の光景とす。

　四月朔日家老鍋島(橫岳)主水の嫡子但馬連判に進む。但馬は實は鍋島(倉町)大隅の長男にて志摩の兄なり、後に主水茂延と名乘る、當時家老壯年の一人物にて棊を善くせり。此頃佐嘉の數へ語に市は高橋、荷は牛津、產は泰順、詩は安道、棊は但馬、祿は諫早、質は成富、鉢は皿山、句は十方庵といへり。泰順は北

公八田宿に罹災民を劬はる

島泰順とて産科の名人なり、安道は古賀朝陽にて有名の詩人なり、十方庵は佐嘉隨一の俳人たり。當時に於ける名物として之を記憶すべし。

公は佐嘉に在る八日にして、六日より長崎に赴かる。其前日の穀堂日記に『過三城觀菟裘之營、土木功與時勢窮蹙、大懸隔可慨。』とある、是れ内廷諸人が老公の意を逢迎して爲す所にて、舊習の惰力は猛烈の困窮に磨礱せらるるも猶存し、軈て改革の政事に齟齬を生ぜしむる端を伏せり。長崎にて公は例の如く立山の奉行役所に出仕し、兩番所砲臺陣屋の巡視を終り、十六日に歸城あり。十八日には八幡社、松原社、與賀社に參拜し、二十一日には高傳寺に堂參して先塋を拜し、二十四日には寶琳院より正定寺に堂參せらる。寶琳院は龍造寺を再興したる天台宗にて城の西南鬼丸にあり、正定寺は佐嘉領に於ける淨土宗の法頭にて、隆信公の姫勝茂公前夫人戸田氏の墓を存す、川副の南里村にあり。是日歸途八田宿を通行せられしに、此は前々年大風の衝に當りて凄しき害を被りし處とて、貧民の猶吹き倒されたるまゝの破屋に住めるありしかば、行列を停めて、公は駕籠を出でられ、其倒れ屋に入

りて、左右をして弊衣を纏うてうろ〳〵惑へる貧民に、其暑寒風雨を凌ぎて生活する狀態などを問はしめられ、辭色憫然、之を勦はりて下問數次の後、漸く歸城せられたり。由來貧民窟は大道になく、多く橫路に存するものなり。而して公は江戸にて今度の風災の慘狀を聞かれしも、旣に年を隔てゝ入部ありたれば、最早沿路は掃除修復なり、さして殘破の甚だしきを見ざるが故に故意に此八田宿を堂參の通路とせられたるならん。

粗衣粗食の諭告と貧民救恤

二十五日の榖堂日記に、『公設詩會、會晉城（洪助右衛門）玉山（牧書司）朝陽（古賀安道）等在座、公三爵之後、吐發胸蘊、可謂非常英主矣、初更歸家、近日有粗衣粗食之敎、且過八田村觀遭風災民家倒壓、惻然憫之、下教救助國民窮困、上下翕然、感戴盛意。』とあり、胸蘊を發露せられたりといへるは、近日粗衣粗食と國民救助との命の發布あるべき事をのたまひたるものなり。此詩會に於て公の國政改革に對する鬱勃たる英志を吐露せられたる語は、之を知るに由なけれど、是年江戸

粗衣粗食の教令下る

にての大廣間の親交細川越中守齊護侯への寄懷の詩に、

男兒本要及時名、碌碌何爲了一生、淺學未通經國術、菲才空抱恤民情、金峯歴歴長懸望、火海漫漫不易行、殿上唱酬君記不、五更寒枕夢燕城。

とあるにて、亦其胸蘊を窺ふを得べし。

是時に當り武雄の鍋島越後は既に老年に及べるを以て、嫡子の十左衞門を擧げて執政となし、五月朔日より家督入部の祝ひを擧行し始むると共に、十左衞門を召し、前日の詩會に所謂粗衣粗食の教令を仰せ渡されたり。其文に、

勝手向從來差支の上、近年廉々の大禮、其他臨時物入引續き、江戸表の公私の用過分相嵩み、當今に至り必至と差迫り、國家立行き難き趣を承知せしめ、當惑痛心至極に候。斯く迄行詰りては急に立直る道つき兼ぬべく、今度は、代始めにも有之、政雜に尚又心を寄せて綿密評議を遂げ、家中の者共にも文武相勵み、流俗の宿習に泥まず、專ら質素儉約を用ひ、藏入物成にて連續候樣、大體は節用愛人の慈恩を以て漸々士民安堵候通り有之度、御兩

親様には少しも御不自由あらせられては相濟ます、我等身回りの儀は何とも節儉を用ふべく候條、心得に相成る儀は遠慮なく申聞られよ、一統一致せしめ、國家興隆の儀を精々相談可致候也。

と、是を公入部後の第一の鳳鳴なりとす。前に記したる如く(第三卷の末)公の誕生に先立ち、藩債膨脹の莫大なるに驚いて財政改革を喚起し、爾來百折千挫の困難は公の年歯と共に長じ、十七歳經過の今日は、如何とも爲す能はざるの極に達したるを以て、前日の品川驛頭の熱涙は、鬱結して、茲に此令となりて煥發したり。其文面は簡にして要を擧げたるもの、猶八月に申し明されたる令にて布衍解釋するを得べく、要旨は質素儉約して藏入物成にて連續すべしといふに歸納し、他の奇なきが如くなれど、武家政治の會計は此基礎の上に築かれ、決して他に道なき所以を知らざるべからざるなり。之を譬ふれば百石の士は百石にて遣ひ合せ、自ら節約して債務を濟し、減債をなすの外はなきが如く、小の矩は大の法にて、藏入物成の十餘萬石を以て經費の目安を立て、歷代之を繼續し來りたるが我藩の分限なり。此物成は稻田の

武家政治の會計的基礎

罹災民救濟方を評議せしむ

收入にして、古來これを有限の課租と稱へ略ぼ一定したるものにて、是より減ずるは易く增すは難きこと、其經驗甚だ久しければ、債主とても決して分限不相應の放資をなさゞるなり。されば藩も亦分限相應に遣ひ拂ひ、債務のためには自ら節約すべきに、其節約の苦痛に堪へ得ざるにより、負債に負債を重ぬるに至りたるにて、之が禍根の芟除には、殺堂を始め有力者積年の講究熟したることとなるべし。公は大國主の若殿にて、而も甫めて十七歲なり。財計の事には如何に聰明なりとも、之が照校をなすの腦力は猶稚弱なる。を免れず、しかもよく大理を瞭知して、此代替りを機とし躬行率先して之を成し遂げんと、此鳳鳴を揚げられたるは、朝陽の光の乍ち雲氣を披拂するが如きを覺えしめ、暫しは浮雲漂ふとも驟て白日となるべきを思はしむ。若し夫れ後の人財源の此以外に求むべきもの猶多きを疑はば、十月の小物成の條を見よ。

是日八田村の事について御側より政府へ左の如く達せらる。

今度正定寺御參詣の途中八田宿內に倒家有之、其儘相住むものを見及ば

せられ、極難の態不憫に思召され候、僅の途中にさへ右の有樣なれば、御領中端々に於ては如何の儀にも可有之や、甚だ御心勞被遊候。勿論窮民救助の筋は役々油斷なく吟味可有之儀には候へ共、右樣極難の者共扶助の事は何卒急に行屆く通りに取計の道は有間敷哉の旨、御沙汰有らせられ候條、厚く評議相成度事。

公の士民接近を非難する者あり

之を衆民の翹望したる第一の雲霓とす。先公は、入部當年の十二月に與賀、川副兩郷へかけて始めての放鷹あり。其時極難のもの一人づゝに二貫文、孝子力行一人づゝに三貫文を下賜せられたれど、此度は入部がけに八田村にて窮民を發見せられ、全領內の窮民救助の沙汰あるに至れるにて、未曾有の風災後にはあれど、此一事は公感戴の士民の念に一層の感激を增さしめたりき。ついで五月四日の川副への放鷹には、代官下村三郎左衞門を召して親しく民間痛苦の狀を仔細に問はせらる。

然るに、是等の事に關して、公の小民に接近せらるゝを見て君主の威嚴を損ずる輕々しき擧動なりとの非難在職者中に聞ゆるに至れり。穀堂日記

公弘道館に莅み例月會讀の端をひらく

の四月二十九日に、『俗吏不レ諳二事態一、事々掣肘可レ嘆。』五月九日に、『惡衣惡食、召二縣令一訪二民苦一等事、盛德可レ仰、而內朝寮寀等異論紛起、無知顚倒可二慷慨一。』などとあり。從來の改革の議には、常に內廷に異論多く、君主の身邊に仕ふるものは兎角感情に殉へ、習慣に牽かれ、形式に拘はり、每事姑息に流れ易きを通患とせり。改革を圖り整理を行ふに、之を掣肘沮止する病は多く此より發するものとす。公の身を以て先んじ、萬事節儉を用ゐるより始めんとの盛意は、肯綮に刃を加ふるものなれど、由來改革は宿習打破を急務となすが故に、幾多の紛論を湧起す。されば此間に處して英主の英斷を爲すに多少の苦心のあるは、古來如何なる英雄と雖も往々內庭の整理に腐心の跡あるを見て知るべし。

弘道館に臨む

五月より家督入部の祝ひを始め、先づ弘道館に莅まんとて、乃ち其時入座あるべき循誘堂其他は必ずしも修繕するを用ゐずと戒められしに、偶、不豫

にて延引し、二日に賁臨ありたり。即ち就學者は陪臣に至るまで盡く謁見を賜はり、中村助教の講義を聽き、六藝の演習を覽、終りて、頭人村田讃岐、鍋島安藝、助教中村市之助、教諭吉村祐平、枝吉忠左衞門、實松文左衞門等に旨を諭して將來を勉めしめ、助教以下教職に袴を、指南役及び俊秀生には唐筆二函づゝを賜はる、皆先公の例の如し。是より以後毎月一回は必ず學館に就いて文武の諸藝を覽るの外に、兩三回は必ず往いて會讀（御會讀といふ）するを例とせらる。

公武藝者の名簿を調査せしむ

其後家中總ての武藝演覽は十一月より期日を分つて行ふことに定め、諸流の師家をして武藝者の名簿を調査せしめしに、巍松公の初めに比すれば其數非常に增加せり。巍松公の治世二十五年間は實に江戶の大御所時代に當り、天下みな遊惰淫蕩裡に陶醉せし際なりしかば、我佐嘉も其風に靡き、逸樂華奢を極め、財政の逼迫は學館の擴張を許さず、家中の窮乏は文武の藝道を勵むの暇なく、有志の士をして慨嘆せしめしが、巍松公も亦夙に此に著目し、文政二年二月弘道館に出席して聽講する者の少なきを聞き、訓令を發

して其不心得を諭し、一統懈怠なく出席すべしと命じ、職務に忙はしき者の爲めに、毎月三日二十三日の兩式日を定め、豫め職務を繰り合せ、當日には親類家老を始め著座諸役侍より手明鑓まで、殘りなく出席聽講すべきを命じ、八月更に大組頭へ『昇平日久しく士氣自ら弛み、奢侈惰弱の風上下に滿つと聞く、如睦甲胄共に諸士の堪否は大組頭の教導に一任する以上、聊も懈怠なく、忠孝を專一とし、文武兩道を勉勵すべき樣、自ら率先して之を教訓すべし。』と訓令し、文政三年九月には文武諸藝醫業其外一藝を以て新に召し出されたる家は、家業を繼承永續すべき樣盡力すべく、萬一之を繼承すべき嗣子なき時は、其家藝に堪能なるものを養子とすべしと命ぜらる。斯く文武奬勵の命は幾度も發せられたれど、文政の初めより獻米漸次に增し、家中の窮乏次第に甚だしく、文武の道に力を專らにする餘裕なく、其命も殆ど空文に歸せんとす。是に於て十年三月更に嚴命を發し、家督相續の際には、文武稽古の有無、及び進歩の程度、相傳免許等の有無並に諸道場出席の度數等を組内より取り調べ、副書を附して上申せしめ、遠在住居の者の獨學自修して、別に

諸流武藝者の數二千六百に剩る

師家に入門せざる者は、學館内試の際に試驗して其程度を察知すべく、何等諸藝の稽古なき者は長病と見做して馳走米の分掛を增加し、五十石以上は半分增し、五十石以下二十石までは四分半、二十石以下手明鑓に至るまで皆夫々等差を附して增徵し、文武の伎倆拔群の者は特に之を褒美表彰し、法制の上、利害の點より、之を督勵する法を設けたり。此法は意外の好結果を來し、徵祿にして文武稽古の餘裕なきものは組内積立の要用銀を用ゐ、各組相競うて文武の伎藝を奬勵し、馳走米の加徵を課せらるゝものあらば其組の大耻辱となし、互に督勵研磨し、豫想以上の效果を得て、諸流武藝者の數は、是年(天保元年)の調査に據れば二千六百六十人の多きに上れりといふ。此の文武奬勵の方法は公の治世となりて一層激勵せられ、後年更に大進步大發展を見るに至れり。

又明年の春には鬼丸の聖堂に臨まれ、實松文左衛門等に金子を賜へり、文左衛門は識甫の子慊恒なり。是年十月助教中村嘉田五十四歲にて物故す、穀堂日記に『小春九日、吉村祐平至、告レ白崖死、南涯當レ代之、而寃抑未レ除近聞監察

言稍有㆓登進期㆒可㆑喜。十四日（穀堂）轉㆓內相參議㆒頗清閑可㆑喜。二十二日、招㆓岡本源右㆒至、議㆓學館事㆒、總教藝公孫僻拗、將㆘吉村幹齋爲㆓助教㆒、恐不㆑饜㆓人望㆒可㆑嘆。」とあり。岡本源右衛門は名を貞永といひ、元は男山の神官にて、其父英啓の泰國公に聘せらるゝや、之に從つて佐嘉に來住し、後に國學指南役、教諭を經て什物役と爲り、學生を統率したり。十二月に至り井內南涯を助教に命ぜられ、次で吉村教諭と二人に明年正月より城中にて講釋を聞し召さるべき內命あり。此日記に據れば、公は入部より改革を勵行すべき英意鬱勃たりきと雖も、程なく官吏の間に異論沸起して之を掣肘し、井內は監察より彈劾せられて、まづ君側より斥けられたり。穀堂は資格を進めて御年寄相談役に任ぜられたり。既に弟の洪は早く御年寄となりたるに、穀堂は其兄として、且つ名望家として、猶其下位に屈しゐたりしは、畢竟公に親昵して君側を去るべからざる事情あるに由り、形式の榮を棄てゝ保傅の大任を遂ぐべく匪躬の誠意に出でたるもの、されば、今や其任を遂げて、公の家督入部を見るに至りたる以上、何日（いつ）までも是を舊位地に在らしむべきにあらず、乃ち、此昇任となりた

るにてあるべし。然れども御年寄相談役といふは散職にして、先公の初め長尾東郭御側役の老功者として古稀の齢を過ぎたるに此待遇を與へられしを以てすれば、榮進といふも內實は之に託して公に親近する位地を去らしめ、以て散地に置きたりしにてあるべし。改革の必要は習慣情實の纏絡に胚胎す。情實の纏絡は是を葛籐と稱す、柔靭にして屈撓し易きも決斷し難く、能く條理して解かずんば、益牽連して端緒を滋くす。老公をして崇奢拒諫の謗りを受け、優遊不斷に陷らしめたるは斯の由に本づけり。而して其纏繞は、更に公の身にも及ばんとす。

穀堂散官に遷る

長崎の蘭船への乘込

五月七日家督入部の祝言に猿樂の囃子を演ぜられ、老公は諸公子女と會宴して觀覽せらる。次で日割を以て、宗室國老以下諸組の御酒拜領あり。領內の罪囚には罪科の一等を減じ、譴罰を受けたるものを宥免する等の例典を擧げらる。

領內罪囚に特赦減刑あり

三ノ丸竣工
老公移徙す

十四日には從祖姑の十五(地名)御茶屋に臨まる。從祖姑は大弘公の女にて、初め鶴姬、後に數姬といひ、父公逝去の時は七歲なりしが、女子の故を以て家憲にて家を繼ぐを得ず、其時破格を以て他家養子をなし、此姬に配して相續せさすべき議も動きたれど、議行はるべきにあらず、十六歲にて支藩小城の紀伊守直愈に嫁し、十三年の後離緣となり、城西の十五に御茶屋を營みて住まれ、文學武技を兼修し、氣性ある女丈夫なりき。此の如く國主ともなるべかりし姬君なるより、泰國公以來特に優遇し、十五には別境を開いて其嗜好を遂げしめらる。又文化の末に先公の弟下總直道病みて蓮池より歸り、中折の御茶屋に住み、一時は兩御茶屋並び在りしが、中折は四年にて廢し、今は十五の御茶屋のみ存し、右近樣と稱して連枝中に最も尊かりければ、公も一日を選みて訪問し、歡宴を盡して歸られしなり。此數姬は明年九月二十六十二歲にて掩粧せられ、高臺院と號す。

六月八日三の丸の作事竣工して太公之に移徙せられ、次で祝髮して椎翁と號す。政務を聽かるゝ故の如し。公は朔望を賀する他にも頻繁に往い

公蘭船に乗り込みて構造の內景を覽る

て寒暄を候はれたり。是時平常は粗衣粗食を躬行し質素節約に勉めらると雖も、三の丸に候するには從來の如くに絹服を著けて父君の意を慰安せらる、故に三の丸には依然として舊來の風習行はれたり。回思すれば老公の入部までは上方と佐嘉との間に華奢と質素との濠渠を作りしに、今は時運進みて近く當主の居と老公の居との間に、僅の一溝を隔てゝ華素を異にするに至る。其不調和は暫く藩政改革に累を及ぼすこと少からざりき。

二十七日公には再度の長崎御越あり、供家老は鍋島監物なり。此度は唐館蘭館を見る例の如く、兩番所砲臺等を巡檢し、歸途船を回し碇泊の蘭船に乘り込みて構造の內景を見られたり。是は爪哇仕立の商船なれども、亦西洋式三本檣のものにて、さきに西洋中人船爲城と自詠ありし船城へ、公親ら乘り入りて仔細に之を檢視せられたるは、從來先君に例なき事たり。文政の初め浦賀の異船渡來により幼心を刺戟せられて宿されたる素望を遂げられたるなり。されば此檢分は公平生の敵愾心を鼓舞して、必ず一層の感銘を與へたる事なるべく、他日大に起すべき海防策、造船航海術の知識は固

より、海軍を興す計畫まで、必ず已に有爲の頭腦中に胚胎したるなるべし。七月初めに歸城ありき。

入部の祝膳獻上

八月十一日より日割を以て御親類、御親類同格、家老の一格毎に舫にて家督入部の祝膳を獻ずる、先例の如し。祝膳とは古來朝廷の大饗、武家の椀飯を輕略したるものなれど、而も其内容は猶豐奢なるものなりき。此時の御臺所頭人たりし家に、其試膳を受けたる遺物とて、徑尺有半の曲物を溜塗にして所藏せり。是は其膳に副へ大塊の氷砂糖を盛りたる物にて、今の『折』『笹箱』やうの物に過ぎざれど、それすら保存に價するほどの『まさ』目の檜にて作りたり。此一事を以てしても、祝膳の豐奢なるを想像し得べし。凡て君公に侑むる膳部には必ずお代りお扣へを備ふ。獻膳にも陪膳者數人あり、御年寄御側頭等これに爲る。又御試みといひ、食饌の調味に毒はなきやを試み食ふものを添ふ、卽ち餕なり。是も二膳を要し、其一は御小性頭に出し、一

は臺所頭人に出す。故に此等の試膳は主任者にて配分する例にて、面々其饌を分ちたる殘餘を持ち歸り、親戚を集めて恩に潤ひしこと數回なりしよし、其家族等の話し傳ふる所たり。此の如き習例なれば、一の祝膳は、少なくも七八家のしかも其親戚までの酔飽に餘ありしなり。勿論是は一代一度の祝膳にて、彼等は偶然其榮に逢ひたるまでのことなれども、是にて當時の豪奢の程度如何を知るべし。單に食饌とはいへども、階級によりて非常の相違あり、富貴の家にては平日の食膳にも猶此の例の如く殘肴冷炙に潤ふもの多かるべし。公の入部の祝膳は先例によつて此の如く頗る盛なる膳差を獻じたれど、公の治世となりては衣食を痛減せられ、今の直大公の入部に際しては、當時側に在りし故老の何人も記憶せざるほどの普通の祝膳にて事濟みたり。

自本に於ける先公と當公との豐儉の差は右の祝膳にて明瞭に表せらる。啻に祝膳に限らず、平常の食も、三の丸には殘肴冷炙を多くして御試御下（した）などを營むる樣に作られたるべし。是は必ずしも我藩のみには限らず、當時

の大名には普通の事たり。去る明治二十三年帝國大學文科にて、教授、博士、學士等、舊事諮問會を起し、嘗て幕府の大奥に仕へてその中老たりし箕浦花子、御次に務めたる佐々鎮子の二婦人を招いて大奥の事を問ひたる時、御臺所に於ける日々の食饌についての其答に、御精進日にあらざれば朝より魚を進む、本膳は朱塗の懸盤に二の膳附、餘は春慶塗の三寶を用ゐる、本膳には御飯、御汁、御平、御腰高(壺)御膾(皿に盛る)二の膳には豆腐又は雞卵などの淡き汁附き、其他にも鯛、又は魴鮄などの燒物は必ず附く、又置合とて口取様の物を附く、朝は必ず豆腐の淡汁あるを常とせり、而して御飯を除くの外は御手著けば直に御易りを差上ぐ、卽ち一箸二箸撈りて召し上れば、直に其肴は取り下げて御易りを進むるなり、表方より調理し來るものは盡く一品毎に九盛あり、其内より一兩種を召し上るのみ、表のは味あしとて、御好みの甘煮或は水貝などの、御膳所にて御仲居の調理して進むるをば、常に好く召し上れり、殘肴は凡て皆奥の者が戴くなり、御二度目も同じく二の膳附、御三度目は二の膳なし、御食量は重に夕方が多かりきといへり。是は文久頃までの將軍の

大奥に於ける平常の食饌にて、即ち御臺所より毎一品に九盛づゝを具へて侑むるを、旨からずとて之には多く箸を著けず、よつて更に奥の婦人の手にて御臺樣の御好み物を調味せるなり。此贅澤なる食膳に比すれば、一代一度の祝膳を獻ずる際に、毎品に五六盛を添へたりとて、奢侈の度猶低しといふべきなれど、當時の國主の家常は、猶平日の衣食に至るまで比較的豐奢になりゐたるものと謂ふべし。大奥の衣服夜具の事に關しては、彼の二婦人は職務ちがひて知らずといへり。凡そ大名などの著古しと稱するものも、著用の日子の長短によりて、其名一ならず、著古しは近侍の男女に賜はるを例とし、痛く褪色し垢染みたるは燒き棄つ、之を分配するを御燒棄拜領と稱す、賜衣の外たり。側勤めの男女は此類の拜領物を親類にまで分ちて、一族總て絹布に包まれ、眞綿に起臥したるものなり。されば君側に昵近するものには常に殘肴冷炙に醉飽し、燒棄の廢物に煖衣したる人員甚だ多かりき。是等猥褻の事まで、之を概稱して宿習といふ。故に宿習の中には往々常識の範圍外に逸出するあり。殊に人格の卑劣なるものに感染して洗滌し難

き弊害を釀したる事多し。巍松公の初より佞幸崇奢の誘りありしは、此宿習の感染深かりし現象に本づくものなり。爾來困窮の追迫急なる結果、漸次、其幾分の淘汰を見るに至り、更に當時に至りては頗る輕減省略せらるゝ處ありたらんも、猶說いて崇奢の範圍に入るべきもの依然殘留し、就中三の丸に此弊賓最も多かりき。公の英果によりて、まづ自己の側より痛く一掃の步を進められたれど、宿習の除去は實行に臨みて幾多の困難を釀すものにして、卽ち、其一掃の容易ならざるを察する料として、此に諸大名衣食の一班を述べ置くにぞ。

第十七章　藩政更張の初歩

秋役の選定と儉約令

八月十四日當年度の秋役を定め、鍋島十左衞門を請役となし相續方を兼ねしめ、其父越後に請役相續方總心遣を委託し、多久美作と鍋島監物とを相續方となし、美作には請役事務を相談せしむ。次に鍋島大隅を年行司となし、村田讃岐を勘定所となし、郡政は神埼を鍋島伯耆に、杵島、松浦、彼杵を村田讃岐に、三根を多久美作に、養父を鍋島安房に託し、其他小城、藤津は小城、鹿島に、高來は之を諫早に託すること前例の如し、尋で鍋島安房に請役差次を命ぜられたり。公の入部後に於ける巨室等權力の分配の狀を觀るに、武雄を執政となして其父を總心遣とせられしは老公の時に異ならず、其差次となして政務に參せしめたる安房は公の庶兄茂眞にて、出でゝ須古家を繼ぎ、當年十八歲なり。多久は年やゝ長じ、少年才子にて改革の主任に當り、之を助

儉約令に關する諭旨

くるに老功の監物を以てせり。是等を公政治の初めに補佐の任に當れる重臣なりとす。入部以來三四箇月間は猶前年度の末期に屬し、種々例規の手數と祝典などとにて荏苒經過したりしが、いよ〳〵新年度より公の新政に入れり。伯耆は庶長兄にて初め織三郎賢在といひ、多病にて終始自らは事に當ること能はず。此他に鍋島山城の嫡子土佐眞喬は監視の位地に立ち、諫早豐前、鍋島但馬、鍋島孫六郎、及び鍋島志摩等は休職にて散地に居れり。志摩の父大隅は既に老年に及び、鍋島彌平左衞門は隱居したれど、門閥中に人物は乏しからざりき。

さて此權力分配によりて公の新政は發靭し、美作は奮つて改革に當りたれど、監物と意見參差して相容れざるの狀あり。穀堂日記に『八月朔、因更張事、丹丘監物二大夫甚不平可慮。』とあり、九月の新年度に入り監物は遂に辭職して退けり。同日記に又『九月十日丹丘大夫等更張事務頗力。』とあり。十、左衞門、安房等と共に改革仕組の評議を始められたる公は、十三日に前の儉約令を申し明して、左の書付を請役相續方藏方大目附に申し渡さる。

累年公私の臨時打重なり、國財の失墜多き半に、去々秋未曾有の大風雨高潮等災害至り、其の前後に引續き大禮等の費え夥しく、愈窮迫に及びて國家立行き難きにより、先般興隆の存意は相續向を取備（藏入地の收入）にて遣合せ申付置候に付、評議の次第を時々承屆け指揮せしむべく候。然る折柄江戸よりは勝手方危急の趣追々到達し、家中並に下々は困苦に迫り、風災後家傾覆の儘住むものも不少由、右の爲體（ていたらく）にては良民撫育は拋置き、忽ち代始めより公務も整ひ兼ね、上下の家續きも叶はず、浮沈旦夕に迫り、日夜精神を苦しむる事に候。抑國家の興廢、萬民の安危は、專ら政道の善惡に因る、年曆推移し、律義質素の風は只さま手薄に成り、第一銀米の度相据らざる處より、動もすれば非常の計議のみにて、政事立難く、自然と信義を失ふことゝなり、此通りにては國家を守護せしめ候甲斐無之、御先祖樣方に對して恐怖至極に候。依て先達てより連々直にも申聞け候通り、格段の仕組を立て、速に再興の道相開き度念願の外他事なし。先年來度々興隆の仕組有之たる由なれども、確と屆きかね、術計致し盡し候末に候へば、固よ

り並々の義にて行屆かざるは打見え居り、是を以て我等代始めの詮を推立てゝ流俗の宿習を改め、一際差部りて仕組の根源屹度相据ゑ、此節成果せずしては、迚も立直る期は有間敷、此界誠に大切至極、最早延々可レ致義に無レ之と思慮せしめ候。勿論身體の義は格別減略し、何樣たりとも覺悟の事に候へば、何れも奮發一致し、身命を抛ちて職分を盡すは此時に候。凡て仕組の調不調は相部る役役の人柄にあることにて、選擧最も肝要に候、然れば勤務の邪正、思想の厚薄等、嚴に勸懲せしめ候條、神祖以來の家法之を貫き、是非此度國家興隆の仕組行屆かしめ候樣、重く詮議を遂ぐべく候。勿論家中の者共には愈以て文武の修行怠らず、忠孝仁義の志厚く、一統質素儉約致し、早く四民安堵を得候樣、尚又忠節を勵まさるべきものなり。

是は四月に發せられたる教令の解釋なり。佐嘉の家中が財計逼迫を極めたる先公治世二十五箇年間の經驗に教訓せられし結果、既に其泰平の惰眠より覺醒したりし徵候は、武藝上覽の名籍の大に增加したるにも見るべく、而して此代始めを機會とし、弱年ながらも艱苦を忍び、是より父に代りて難

衝に當り、以て窮迫したる國家興隆の基礎を定めんとの公の英志は、これ等兩度の令文に躍如たり。此敎令の大體は、太公も初めより本意とせらるゝところなり、只垂老勤めに倦み、さてこそ隱居はせられたるならめ。されど一富豪の家にてすら、その左運に傾けるを再興せんことは容易にあらず、況や大藩に於てをや。久しき宿習は微細の處にまで浸潤して、之に處するには緩急の酌量を愼まざるべからず、而して其程度問題には必ず種々の意見沸騰するを覺悟せざるべからず。此發令の後に如何なる事實の現出するかは、公の初に於ける歷史を觀察するに當つて刮目すべき重要の點なり。

當發令に於ける史學より見たる緊要句

此發令の文中にありて、史學の見地より特に注目すべき緊要の語は、『國家を守護せしむる甲斐無ㇾ之、御先祖樣方に對し恐怖至極。』の二句是なり。是は老公の親しく敎訓ありたる所か、穀堂が平生公に敎へたる所か、抑〻亦公の自覺せられたる所か、恐らくは尋常學者の思ひ到らざる言なるべし。如何となれば、佐嘉家中の多くは、我佐嘉を以て龍家以來武力を以て略取したる土地の、連綿所領となり來りしものなりとなせど、其實は然らず、鎌倉時代に

公の勤王の志

ありて、既に少貳武藤家に守護職を與へ、同家は、之を世襲して、當國の豪族を支配したりしが、後、其職權の龍造寺家に移るに及んで、足利將軍も之を承認し、豐臣關白も之を安堵し、德川氏に至りてより代々其判物を與へて所領せしめたる次第にて、即ち天朝幕府の下に國の守護職となり、士民保護の責任を負うたるものなれば、只自家の所有地より費用を徵收して江戶に會同するのみが公儀勤めにはあらざるなり。故に苟も其職の責任に堪へざるものあらば、改易せらるゝこと由來他に其例少からず、若し夫れ然る事あらば、先祖に對して恐怖至極の事なるは、歷史上には見易き條理なれど、總ての藩中に此義を知悉したるものは少なく、此點より觀て、公の初政に方り先づ此根本的理義に關して警醒を與へられたるは、旨意深遠なりと謂はざるべからず。公の朝廷を敬戴して勤王の志厚きは性稟に備はり、陰にても事皇室に對するものあらんか、常に容を正しうして聽かれし程にて、國に臨むの初めより朝廷の守護人たる職責を曠しうせざらんと勉められき。されば其時勢を洞察し、祖法を引いて國家を興隆せしめんと期せられたる精神は、此二

家齊將軍の寵

何の中に躍如たるものあり、讀者輕々に看過すべからず。

九月は汛季の終りなり。十四日より公復た長崎に赴かる、供家老は鍋島安房なり。兩番所より小鹿倉の陣場、香燒の遠見臺、深堀の武庫等を巡視し、深堀孫六郎の居館に入る等先例の如し。既に長崎三度の巡回を畢り、本年兩關の警備を終了したれば、歸城の後に猿樂の囃子を設けて先公と共に之を覽ず、其無事を祝ひ、宗室國老御側侍まで之を賀せり。又中元に方りて江戸家齊將軍より、公初めての在國なればとて、特に物を賜はりて女婿への寵意を示されしが、其物佐嘉城に到達しければ、十月朔に内外の諸士盡く登城して之を賀せり。時に寛永壬午の長崎御番方の開始より此に百八十九年を經過したりしが、其間眞の鎖國を遂げたるは百年間もありしや、初めは邊警猶傳はりたりしが、近三四十年は米英船の南海に往來するありて邊海の浪やゝ荒きを加へたり。尤も北米合衆國は勃興せるも、我對岸の西部は猶墨是科の曠土に委ねられ、歐洲各國も亦多事を免れざりしを以て、十八年前に露船の蝦夷を退去せし以來は、再び靜穩に歸して、國家閒暇に般樂怠傲を

貧らんとするに至りたり。されども、内部の經濟困屈は容易に安眠を許さずして、鎖國の夢は不斷に破られつゝあり。而して當時海外の船は猶潮流信風に帆を操りたるを以て、長崎の警備は依然汛季の半年に交番したりきと雖も、時代を回思すれば、西洋には汽船の航行やゝ成功せんとする際會なるのみならず、是年は和蘭内訌の結果白耳義の分立を見たる當年なり。されば茲に公の初政となり、まづ長崎の無事を祝し、暫く藩政整理の年月を偸み、以て世界の變化に應接する基礎を立つる餘地を得られたるは、時代の英雄を生ずる自ら神佑ある所以にして、亦以て幸とすべきなり。

御掛硯方納銀を舊規に復す

文政四年に小物成所を御側引受となし、六府方をも凡て御側より擔任經營することゝなり、六年には御趣意一貫の名義下に相續方請役所まで御側兼任とするに至りしは第十三章に記述せし如く、元來有田權之允一派が權勢を掌握せんが爲めの權宜策なりしを以て、其失敗と共に舊制に復し、小物

御掛硯方納銀舊規に復す

成所は獨立となり、六府方も之に附屬するに至れり。されど、七年以來其納銀は總て小物成所頭人管理の下に收納して財政彌縫の補足とせられ、後十一年に至り山方のみは御側存じとし、其收入は御掛硯方直納に復したれど、他の全部は猶慣例により小物成所頭人の管理にありて舊制に復するに至らざりき。是に於て本年十月御年寄より

御小物成所の納銀は專ら國用御備へに付、御代々機密の仕成しにして御掛硯方へ納銀に仰付られし處、文政七年右の納銀を御小物成所頭人存知にて藏納し、御用の節は證文を差出され候樣、家老中より申上候末、安永元年の例を以て、翌八年より三箇年間其通り仰出され、其後年限を差延られ候處今度御代替りについては先規に復せらるゝ方。

と願ひ出でて、漸く允許を得たり。先規に復すとは、小物成所頭人管知にて證文を入れて支消するを停め、舊來の大法に復すべきをいへるなり。

小物成とは、稲田の物成以外山林川海の利より徴する冥加銀を首として以下商旅の鑑札料までの總ての雜收入をいふ。田租に比すれば課率僅少

の定めにして、而も條項繁多なるものとす。古來小物成所を置いて管轄、徵收したる納銀は、之を藩主の掛硯に納め、以て軍用の備へに貯蓄せらるべき嚴法存す。既に第五卷(第十四章)にも略記せるが如し。是は藩祖の定め置かれたる大憲にして、我藩の鞏固なる根柢と誇り來れるものなれど、田租にて國計を立て、雜入を勝手掛に祕用したるは、古來よりの通法に近く、殊に武家は實際の經驗よりして有限の租課にて平常費を辨じ、猶其餘を凶荒に備へ、而して一旦戰起れば、軍費の多寡は勝敗に關し、家の存滅に影響するを以て、雜收入は之を軍用に備ふるが習法たりしに、天文天正に舊家は大抵滅亡し、獨り我藩のみ堅固に其法を維持して今に至りたるなり。然るに先公以來財政困難の結果、其補足を此に求め、爲めに內外廷の反目を致し、因て大漏孔を生じ、之を支消するは公然の祕密の如くになり、國家を危殆に陥れんとするに至りしにより、文政七年の改正となり、權宜に小物成所の管轄となし、藩主は却て證文を入れて之を借用することになりたりしが、今又公の代となりては、其國政更張の熱誠は國老重職をして、此伺出をなさしむるに至り、舊法

當秋獻米につき勤休の半分差を一分差となす

の如く公の掛硯に納め、機密の國用備へとして貯蓄することに復したり。此の如く政府の經費は藏入物成にて遣ひ合せ、小物成は封鎖せられたれば、從前の如く窮乏を補ふの財源は絶ゆるに至れり。かくて此大本の確立に尋いで、諸經費中第一の巨費たる江戸參勤費に關し、今度までは此內庫より之を出すべく內外の議決を見るに至り、爾後公は殖産興業に努めて小物成の收入を增し、此財源を利用して築堡製艦費等巨萬の軍用金を蓄ふるに至りたり。

されど年來用度に大費を累ね巨額の債の嵩みたる事なれば、非常の省減を爲さずしては經費給せず、家中も亦困窮の中なれば、當秋の獻米は、近年勤休の半分差（半部差とは職務を勤むる者と休職者との獻米率の差の百分の五なるをいふ）なりしを一分差とし、而して勤務の面々は、又今年も別段獻金をなす申合せをなし、之を政府より言上せり。是に於て獻米の分率は千石以上勤は三分半、休は四分半、以下は等減する舊率の如く決定したり。公初政の財計豫算は先づ此等の大綱より仕組を議定し始め、多久美作主任となりて議に當りしが、毅堂日記に「丹丘大

公力めて下情を知らむとす

將軍御成の狀

夫事業猥瑣可歎。』また『丹丘措置不協人望可慮。』などゝ見え、美作は局僚の和諧を失ひ、家事も亦治まらずして遂に職を罷められぬ。

是月より新政の年度に入りしが、公は或は城下の小路(侍屋敷)市中を馬上にて乘り廻りて、士民の景況を視察し、或は近郊に鳥を獵しつゝ、脇筒の侍に混じて村家に入りて其生活狀態を目擊し、或は翁媼兒童に狎れ近づきて言を交ふる等、下情を知るに力めて之を樂事とせられしが、忽ち浮雲は動き始め、俗吏等は之を見て却て餘なる輕易の動止となし、國主の威嚴を損する少からずなどゝ善惡なく後言したり。改革の行はれ難きは、常に此の如く、權勢威光を誇耀する形式偏重の宿習に壓制せらるゝに由るものなり。國主の領民に對して威嚴を矜持する形式は、古代より久しく存する所ながら、德川氏の末となりては益、格式を嚴重になし、宿習は實に其極に達せり。將軍の江戶に於いて諸方へ御成あるや、火止とて當日沿道の人家に火を焚くを禁じ、若し煙の出づることあれば家主は嚴科に處せらるべく、彼の上野廣小路の如きも、常は露店櫛比して肩摩轂擊の繁華街なれど、將軍御成の當日には

是等假店も盡く取り拂はれて人影なき廣街となり、火止により左右商店の闃として聲なき所を將軍の鹵簿は靜々と通行したり。されば家齊將軍にてやありけん、昔は御成にあらざる時の江戸の市街を通行して見たしと言はれたりとぞ。藩主の佐嘉に於けるは、此甚だしきには至らざれども、亦これに依倣したるものにて、殿樣御通行の折には徒目附なるものを道路に分派し、見通しの道筋に『はいれ〳〵』と呼びて盡く通行を禁じ、たゞ門戸の陰に匍伏し頭を伸べて遙に鹵簿を望み、戸前通行の時に纔に輿を拜するを許されたり。故に藩主となれば『殿樣の御通行』に非ざる時の佐嘉市は、之を見る能はざりしなり。然るに騎馬にての御乘廻りとなれば、徒卒は馬と共に前驅して人を拂ふことは得べからず、『はいれ〳〵。』の聲も間に合はざるが故に、自然に、出でゝ拜する佐嘉士民に幾分か接近するを得べく、是を以て公は常に騎馬の乘り廻りをなして親しまれたり。乘り廻りには、御先乘とて近習の乘馬に達したるもの一騎四五間を隔てゝ前行し、次に殿樣、次に近習數騎引き續いて馳行したり。公の丰姿は溫秀にて、眉は粗密の中を得、眦

少し下り、鼻梁は穩かに通りて、雙頰は豐かに、何れの點も言分なき美容を有せらるるに、まして當時は十六七の稚盛りとて、愛を湛へたる其風采は、久しく殿樣の溫顏に接せざりし城下男女の敬慕心を如何ばかり惹起したりけむ。宜なるかな、當日路上に拜觀したりし男女の後日に及んでも長く之を眸裏に留めて語り合ひたる事や。

公の士民親愛の念は、父母兄弟に孝友なる至情と共に、其稟性に出づ。國の困窮は、公をして少壯の元氣を以て質素儉勤に身を委ねしめたれど、しかも尙公は孝養友于の赤誠を盡して餘蘊なかりき。老公は文政十一年より只五千石の遺料の下に實際の政務に關係せられざりしが、隱居公表の後も猶其まゝの遺料にて經過し、ために三の丸附の奧女中などは數〻不足を訴へたり。公は此間の事情を探知し、孝心默し難く、三千石增遣を達せられたれど、改革仕組の當初の事にて經濟之を許さゞるにより、政府と內廷との間に數回の往復を累ね、漸く十一月に至り六千五百石に決定し、兩城の許容を得るに至りしが、公は猶念をおして、是は御米柄につき聊かも澁滯なきやうに

老公遺料六千五百石

更に向五年間交際贈答を廢す

と仰せ出されたり。其他は一切非常の節減をなし、江戸其他諸家への交際贈答の如き、之が停止の年限は已に滿ちたれども、去る子年の大風災により更に五箇年間凡て御斷りの義を緣親の諸家へ仰せ進ぜらる。

斯くて十二月に公は肥前守と改稱せられ、而して是歲は暮れたり。

文武の業奬勵と白石山の猪獵

二年辛卯、公十八歲、在國あり。正月の儀式を了へ、十八日弘道館に臨み、學館主任鍋島安藝、執政鍋島十右衞門を召し、學校興隆の事を懇諭せらる、古賀穀堂も其席に列坐し、公の盛意に感佩したり。井内南涯は監察に抑へられしが、舊職に至り之に助敎の命あり。かくして漸く學事を興す時期になれり。二十一日公の諸稽古始を行ひ、相手の面々に酒を賜はる。穀堂日記に『公好學而諸臣不能奉遵可嘆。』とあり、此詩會には牧玉山、古賀朝陽等の老輩も陪したるべし。公の孟春熙春園集分韻の詩に、

文武如兩輪、勤學不言難、膽薪有故事、自記寸心間、儉身憐下民、米粟如丘山。

武藝興隆と銃獵の流行

と。以て其盛意好學の一端を窺ふべし。されど政治に學藝に之を興さんとの公の志は、頗る切なるものありきと雖も、好事に魔多く、同日記の正月九日に『因レ病不レ出、招二石橋行馬、原口太兵衛一至、深話二時事一渠等云、方今儉壬爲レ事、非レ姑待レ之、則不レ可レ爲也、可二深嘆一三更徹席。』とありて、政務の更張はまさに庸吏に左右せられつゝあり。又所謂公好學、諸臣不レ能二奉遵一の状況は、同日記に『二十七日、朝事憤々可レ嘆、公出狩、昨日既狩、而今如レ此、諸臣不レ曉二大體一且臨學所レ諭二總教及執政一之旨、至レ今未レ明可レ慨。』とあり。政務の大切はさる事ながら、今は家中の士にも頗る氣概を生じ、武藝を勵むもの非常に増加したるは前に述べたるが如し。されど、學問を注意するは甚だ薄く、只管武藝に傾くと共に銃獵のみは頻りに行はれたり。出狩とは近郊の鳥獵をいふ、御側の者が頻りに公を勸めて鳥獵に出でたるなり。佐嘉城南の與賀川副兩郷の地は沿海の泥潟に連なり、廣濶なる塗泥の平地なるを以て、こゝに溝渠を縱横に掘り、森林を繁茂せしめ、以て要害を造爲して兵事の險を構へ、道路迂曲、林樹陰蔽して、遠眺を妨ぐるが如くに仕掛け、不案内にては平衍水田なる大路の外は容易

御獵場

に之を行ふべからざらしむるのみならず、其中には溝渠を跳過する捷徑をも伏せしめて君公の御獵場と定め、家中の者にも濫りに地理を曉知し得ざらんやうに銃獵を禁じたり。故を以て冬季には林藪に禽鳥の群集すること夥多しく、愉快なる遊獵運動の地たり。武事より論ずれば、近郊出獵は由來君主の美事と目せられたりしを以て、白面都冶なる近習輩の便裝野服して公に陪從活動し、御腸筒の名義にて獲鳥の樂を共にするは、亦快心の壯擧たらざるべからず、よりて、秋葉凋落後は公を促して出獵する實に頻々たるものありたれども、此の如きは學者には餘り喜ばれざる事にて、自ら誹謗の因となりしものなり。公は銃砲の射擊に堪能なりしが、御獵方に先代法性公發明の鐵砲數挺あり、散彈を裝塡するものにて、臺附もあり、頰著もあり、極めて精良にて祕密となしてあり（第二章二節參看）、公は之を以て銃獵しつゝ、村落を步涉し、農家に出入して大に民の艱苦を親知せられたるにて、其間の逸話として傳はるもの亦甚だ多し。

二月三日より白石山の狩場に獸獵を行はる。猪鹿獵は上古より王公も

白石山の狩獵

此に練武の意を寓したれば、武家の大名は殊に重きを置きたり。我杵島部の白石山は最も猪鹿の繁息に適し、常に數十頭を獲る獵場たり。而して獸獵の法は凡て軍事の意を寓して甚だ嚴格なりき。公嘗て白石山に出獵あるや、御駕籠心遣は田中復馬、石川傳右衛門なりしが、由來御駕籠心遣の職任は君公の外出旅行等に行列を總監する、猶大隊司令の如く、江戸其他への旅行となれば、外交にも關して威令甚だ重きもの、而して復馬は老公以來當職の巧者にて諸事に練達し、性甚だ峻嚴にして音聲高く、道中には常に其叱咤の聲響き渡れり。而して行列は平時の陣法にして、其整列には一番柝を聞いて用意し、二番柝を聞いて各、持場に就き、全く揃ふを待ちて『供揃ひ宜し。』と報じ、之を聞いて公は出でゝ駕籠に上らるゝを通則としたりしに、公の事を急がるゝ、是日も秀宿より獵場への出發を促さるゝ頻なるものありしかば、傳右衛門は二柝の聲を聞きて『宜し。』と申し上げ、よつて公は出でゝ將に駕籠に乘られんとす。此時復馬門前より大聲を發して逸走し來り『傳右衛門殿誰が宜しと申した。』と一喝する宛ら震雷の轟くが如く、直に駕籠の棒

を執らへて引き卸けたりしかば、其聲を耳にせられたる公は走つて襖戸の陰に隱れ立つこと霎時、聽て復馬の『宜し。』といふ聲を聞いて、再び出でゝ駕籠に乘り給へり。是より後、道中にて供廻りを急がるゝ時も、『宜し。』と申し上ぐれば『宜しいか、又復馬に怒鳴られはせぬか。』と毎々のたまひしとなり。公は性急なりきと雖も、亦法を守るに嚴格なりし。性質は初めよりして此の如きものありしなり。白石より歸りて後、十一日に鶴坐りの注進ありしかば、公往いて鶴を射歸りて先づ老公を本丸に請じ、それより始めて鶴の獲物を開かれ、一門始め内外の役役に酒を賜へり。鶴坐りの注進とは、鶴は國主にあらざれば射るを許さぬにより、近郊に鶴の降り止ることあれば、其村より急使を以て報ずるをいふ。此注進に接せる國主は、急裝して往いて自ら之を射獲したるものなり、是は諸藩を通じて皆同じ習法にてありぬ。翌十二日更に弘道館頭人に仰せ出さるゝこと左の如し、

鶴坐りの注進

弘道館の義は泰國院樣篤と御賢慮を盡させられ創造成置かれたる義に候へば、尚連綿御用立つ人才出來候樣、文武の修行專一に有之度候、懈怠な

く出精し、就中國政に與り候者は古今に亘り、大理を明らめ候樣、眞實に心掛け、御家中一統格別相勵候樣懇に心遣可有之旨、精々御沙汰被爲在候。國政に與り候者とは番頭以上を指す。斯く特に注意を與へらるれども、事實は猶厲行せられず、かくて數年の後更に嚴令を下されしが、こは尚後に述ぶべし。

牟田口藤右衛門穀堂に代りて公の補佐となる

臨時方設立

此の如く公は改革に鋭意なりと雖も、憸壬事を用ゐ、信任の士は多く側を排斥せられ只牟田口藤右衛門のみ一の薛居州としてありければ、公これを御側頭になさんと欲せらるれど、之を否むの説頻りに起りて暫く決定せず、後遂に十五日に至りて其任命あり、ついで侍講を兼ね、穀堂に代り公の補佐となれり。政府に於ては去年の秋役を定め、新年度の豫算より改革の會議に掛りしに、定額の外に臨時費莫大にして、藏入地の收納米は定式の費用に盡し、臨時費は其以外の收入を以て補足せざるを得ざるにより、政府は臨時

臨時局設置

方を設立せんことを申し出づ、左の如し。

諸國には土地風俗に從ひ樣々國益の仕組を立つる由、御國も農業の外に工商の筋を巨細に取調べ、遊民なき樣に手を著て、其冥加銀等を以て臨時の備とするより外有レ之間敷と、内外立會ひ吟味を遂候、依レ之別段役局を建て、臨時方と唱ふる樣仰付られたし。

聽許ありて臨時局を設立せられたり。此臨時方に收納する冥加銀は、即ち小物成にて、文政十年より既に議起り、家業札、商賣札等を渡し、其札と引換に冥加銀を徴收せんと内決したれども、小物成所と藏方との議論一致せずして實行するに至らざりしが、是に至り始めて實行に著手する運びとなりたるなり。是月鍋島石見の子隼人忠房を歸參せしめて、請役所相談役となし、次で同相談役中野神右衞門敎明は相續方藏方頭人となれり。小野氏に數族あり、寛永島原の役より集めて一の大組を團成す、敎明は後藤の一族にて始めより其大組頭の家なり。

江戸御住居（盛姫君）の費は、風災以後政費缺乏により、三年間は内庫の支出に

士の新任増禄停止の議

委ねられたりしに、今に至りても猶豫算立たざるがため、更に三箇年間の延期に決す。

凡て時運の發達に從ひ、經濟の膨脹は强壓力を以て政費を耗盡す。今の我藩は實に其極に迫り上れるなり。無論新陳代謝の機能は、新に家を興すべき者を生ずれども、舊家依然として存すれば、諸局に職務の勤勞を積み、若しくは有功の者に僅かの家祿を加增するに過ぎず、今は幕府も諸藩も、士臣に與ふべき土地の餘裕なく、然も彼等の競望は恩典に集まらざるを得ざるを以て、其爲めに政府の收入の益〻減殺せらるゝに至るは、猶會社事業の固定資本を增加して、運用資本の乏絕するに異ならず、財政の益〻窮乏を告ぐる第一の原因は職として之に由り、其積弊は如何とも爲し難きに至れり。因て救濟の途は此に在りとして、政府の仕組方より新に士を抱へ、若しくは增祿するを停めんと請ふに至る、左の如し。

侍手明鑓等御取立にて、近年切米扶持大石數に及び、有限の收納に候處、是迄の通りにては手に及間敷に付、以來は御取立加增等不ㇾ被ㇾ仰付ㇾ樣。

加米加增の褒賞

公は之を批して、大體は申出の通りにてよしと允可あり。されど褒美は格別なれば停むるを得ず、拔群に出精し、諸人の龜鑑とも爲るべき格別の年功勤勞等ある者には、是れまでの通り重く御褒美仰せ付けらるべく、因て他の勸めにもなるべき者を詮議して伺ひ出づべしと仰せ出されたり。五月に至り牟田口藤右衛門に加米十石（加米は一代限りの加增ない）森川利左衛門に加增五石（加增は永代）其他褒賞に與かりしもの十六人あり、是皆先代より繼續し、公の初政を翼贊して功勞ありし人々なり。一方には去年以來職にありて人望を失ひ、又内行整はず、家政頗る亂れ、家士等諫爭すれども、才を恃み執拗して毫も改悛せざりし多久美作に對し、骨鯁の士協議の上、勸告して病を以て職を辭せしめ、遂に是月二十日に其聽許あるに至る、穀堂日記に「草場佩川等與其謀硬直可嘉、大夫才而不學可惜。」とあり、之に代へて鍋島孫六郎に相續方を命ぜらる。

古賀穀堂の濟急封事

穀堂僉壬の排するところとなる

是年は江戸參勤期なるにより、四月より其準備に取りかゝりしが、外廷よりは迚も其費用の供し難き故を以て、之が引受方に關して內廷に交渉を始むると共に、內廷には隨行者の員數を定め、時に古賀藤馬は御年寄相談役にて散員なれば、隨行には加へ難しとて之を省かんとせり。穀堂日記に『四月七日、東覲扈駕官員之旨既決、余今官不ㇾ扈ㇾ駕、然從前以二特旨一被ㇾ命者屢矣、然無二其命一竊意內相等周旋不ㇾ至、或者眷顧頗衰、是非二私願一也、以二文學及侍從最舊一也、竊恐東上之後無二薛居州一、非ㇾ無二杞憂一、因與二天錫一(牟田口)有二密囑一云、十一日天錫密話二台意一、可二感激一』とあり。御年寄等は穀堂を隨員より省かんとしたれども、公は之を離すを欲せず、遂に五月九日に至り參勤隨行の下命ありき。穀堂が散職にありて疎外せられし形跡につき、或は云ふ、御年寄伊東孫兵衛に說いて民政に與かる職を內廷に新設し、穀堂を以て之に充てんと建言せし者ありきと。是は文化の初め御側頭田中覺大夫に代官肝煎を兼帶せしめたる例に據るものにて、穀堂の位地名望を以てしては如何とも處置し難く、乃ち此如くして徐々に彼を排去せんと企てしものかと思はる、されば穀堂は不遇の

濟急封事

位地に移りつゝありしに相違なし。斯くて六月に至れば、其日記に『十三日、微恙不レ出、呼二本田生一書二濟急封事一、十四日、本田生書二封事一、因密上二之上局一、閣下有レ賑二窮民一敎、盛德可レ感。』とあり。蓋し去年來窮民救助の事も未だ決行するに至らず、節儉仕組も詮議に時日を送りたるのみなりしにて、同日記に『四月十三日、台敎有二節儉難之筆書一、實可レ感激、而臣下不レ能三將遵一、可レ嘆。』とあるに據れば、遂に公より自筆の敎書を以て節儉救難の事を諭さるゝに至りしもの、其書今日に傳はらねば、其內容の如何は之を知るに由なけれど、穀堂は是等に感觸して得たる意見を以て濟急封事を奉りたるなり。本田生とは諫早の士本田育之助なり、時に穀堂の塾にあり年二十一歲、非常に博覽强記の人にて、穀堂より其事は何書にあるかと問はるれば、言下に何書の何丁何行に在りと答へしほどなり。されど强記のみにて理解想像の力は甚だ鈍く、後に武富圯南と共に江戶に遊學して、古賀侗庵の門に入りたりしが、圯南は相共に他と交際するに方りて、屢〻其迂濶に困れりとなん。穀堂は因て之を利用し、特に祕密の書類を書かしめたるなり。此封事の大略は左の如し。

御入藩以來國政に心を盡し、下民を憫む深く、文武を勵む强く、粗衣粗食し、絕えて聲色を好まず、平生少しも御怠りなし、誠に難ㇾ有き賢君と奉ㇾ申べし、改正の功最早見ゆべきに、一年を越えたるも大旱の雲霓を望みて漸く至るも一點の雨下らざるが如きは殘念の至なり。愚按ずるに、畢竟卿大夫始め要職に居るもの君美を奬遵する能はず、治國の大理に疎く、從來の宿習にて簿書期會をのみ當務と心得、小吏の見識にて事濟む樣に存じたると見え、甚だ嘆息すべきなり、因て今日急務の條々管見を左に記す。

人材の選用

一　今日至急至要の事は格別の人才を選用するにあり、御親類家老は人數定まり、是は文武の心懸厚く、古今に通じて大理を明かにし、邪人妄說に迷はざる樣にありたし。　著座以下の役々は格別の人物を採用相成たく、只員に備はりて建明なく、世に從うて浮沈する位の人は差繰り、又勤に及ばざるなどの事ありても、格別の人を擧用ありたきなり。　侍も御側頭、內外監督、御小性頭等は人物を精選有ㇾ之たし。

勤儉の奬勵

一　當藩上下の弊風は遊惰と奢侈との二なり、之を改むるは勤儉の二に

若くはなし、沃土之民者惰といふ類にて、衣服も心易く出來る故にぶらぶらとして奮發心少く、平生飲食に奢り、客あれば肴數など限りなく珍勝美味誠に過分の至り、他邦の者に飲食の慾甚しきものは此地を離れ得ざる由、それ程の事に入の財寶を借りて返濟せず、家計貧困にして更に非常の貯なく、武士の勤向も出來ず、實に嘆ずべき事なり。間には家宅等を宏大綺麗にして分限に越ゆるものあり、衣服を華美にし、妻子を派手に人目に立つ樣にするものあり、大抵武備の心掛なく、飲食の人と揆を一にし、鄙吝にして金錢を蓄へ、方便と稱へて内々商賈の如く金錢を回し利潤を貪るものもあり、然し十の八九は飲食衣服住宅の慾のみにて、勤儉の風更に無し。下々に至りては遊民至て多く、一日暮しの者にても寢酒晝酒を飲みて晝寢し、賃仕事を頼みても斷るも多く、是は他邦の者の見て甚だ驚き怪しむを面り見たることあり、此の如き故に上下共に困窮を立直すこと難成なり。然るに當時上には粗衣粗食遊ばされ、勤儉を以て率ゐらるゝに、有司は其盛意を承けて旨趣の行屆く樣にすべきに、まだ習慣の改まらざ

るは專ら人物と處置とを論究して速に行はざる故なり、此處よく〳〵貿慮に竭して弊風を矯正せずんば、貧困の俗は永く改まること有間敷と相見え候。

一　前條の外に又三病あり、妬忌の風甚し、決斷の風乏し、負惜みの風行はる。之を除かずんば大事業は成り難し、此病は上下同然の中に高貴及び在職の人最も甚し、其發端を考ふるに、不學にして自己の才を恃み、人に益を求むる心なく、大理に暗く、只今日の手數位にて何事も濟む樣に思ひ、己を修め人を治むるの攻究なく、間には士鑑用法を聞覺え、天下の事はこれにて濟むと存じ、又は『葉隱』一卷にて事足る樣に存じ、其外槍劍等の一小技を仕覺えて心地を試すなどゝ言ひ、聖賢の道は外國の事上古の事にて、今當國の事は同樣にならぬとの下心あり。之に加ふるに無性の素質にて勤苦を厭ひ、四書だけにても攻究する能はず、武事は一事一藝にて足ると存じ、兵道武備には至て疎く、御國初の戰爭もしみじみ覺えぬ程にて、一生を送るもの十の八九誠に淺猿き限りなり、中興の事業出來かぬるも亦宜

なり。右の如き弊習ゆゑ豪傑才智の士ありとも擢用する能はず、剩へ自分の負惜みにて遂には妬忌する樣になり、心腹を抛ちて他人の存寄りを聞き、己が非を改め、存分に攻究討論する能はず、只人の氣を窺うて少しも忌諱に觸れぬ樣にとのみ心懸け、言はば上手の風にて、朋友に對しても用心のみして心底を打明さず、況や上に對し直言極諫などは思ひも寄らぬとなり。此如くにては英邁の下ありても、下より美を奬遵する能はず、又聖賢英傑の治國手段は夢にも知らざれば、難有き訓と雖も耳目に馴れぬゆゑ甚だ異樣に思ひ、且疑ひ且嫌ひ、種々の故障を中立て、舊例に之なき事他邦の事は用ひ難しと、人情世態に牽かされて衆口一致し、遂に言壞すこと多し、此愚俗を變ぜずんば決して大業は成り難し。第一は格別の人物を擧用して弊習の甚しきものを改易せらるゝにあり、然し盡く改易するは容易に行はれ難く、又之に代ふる人物も急には有兼ぬべし、漸々と擢用あるべし。目下は英斷を徐々と御用ひあり、治國の急務、賢君の所爲、弊習の改良などは、臣下の聞くを喜ばざることも、御趣意の所は重職要官に仰出

巨細公論に問ふ

學問尊重

されたし、何かの存寄りを飽くまで言はせて御議論あり、萬一僻見に固まり、道理に逆ふことは御意見ありて然るべし。是は上下の勢にて何とも心服する樣に相成るべし、單に御用捨深くして下情に障らぬ樣にとの御心持は、難有き事ながら所謂婦女姑息の仁にして英雄の所爲にあらざるべし。扨又迂遠なる樣なれども、學問して古今に通じ、大事を明かにせずしては片時も相濟まず、我身の上は勿論、決して人を治むることはならざる譯を一統承知致す樣になり、縱令老壯の人にても其心得にて自ら勉め、人にも勸め、而して以後初て官職に命ぜらるゝものは、文武出精の中に別して心底宜しく、行狀正しく、才力あるものより御用ひありて、中にも學問を重んぜられ、縱令武藝一偏のものも道理に暗くしては濟まぬといふ樣に相成度、御家中に一人として文武を勵まざるものなき樣にさへならば、自然と遊情妬忌の風は改まり申すべし、此條當時至て適要の事と奉存候。

一 當今人每に金錢御差支の事を甚だ氣の毒に存じ、國家の危急此上なき事と申すは尤もなれど、只愁嘆のみにて急速に之を立直す議論處置は

國產奬勵

足らぬ樣なり。又眼前の御目安、無ㇾ據入費を見て最早此上は獻金調達等に只樣下を朘りて金を出さするより外は他策なき樣に申すこととあり、これ甚しき拙謀にて、それにては治國の策は絶えて無しといふべし。三十五萬七千石の高を以て、三家衆始め御家中に給與する所を引き、殘り十四五萬石を以て出入を考へ、三年の貯、水旱非常の備まで篤と成算あり、縱令莫大の御備財にても、御急用にても、國家財用の續くと不ㇾ續とを考へ、人情時態に逆ひても國家の廢滅騷亂には易へ難きを以て、節儉の政、更張の事は充分に行はれ度、右は御物成取納の筋なり。他に又御掛硯方は專ら御側の入費、第一は不意非常の備に、別段貯蓄あることなれども、油斷すれば內廷奢侈の用になること多きゆゑ、能々御心を用ひられ、御山方など國產の格別に國の潤ひとなるべき事をば、能々吟味して手を著けられ、俗吏の功利に走りて眼前の損益に拘はる樣の義無ㇾ之樣、又新田開發、其外國益の事は種々あるべし、是も上納などの事は先づ停め置かれて、民の潤ひにさへなれば宜しといふ事に心掛くべし。御國產は米より外に無ㇾ之、次は陶、

器ばかりなり、其他種々あれども、他邦に賣弘めて益になる程の物なし、然るに他邦よりは呉服類を始め、雜穀魚鹽等種々の物を買入れ、近來に至りては久留米領榎津の戸障子類、柳川領の木綿等種々入込み、甚しきは飲食の奢は天下第一ともいふべしと考へらる、魚類山の如くあれど、尚不足して唐津其他より夥しく持來り、酒も上方より、又長崎より廻り、菓子も西國にては無類の佳品にして、之を他邦に出すことはなけれども、他邦より入來る程のものは無し。此樣なる奢侈無用の事は禁止して國産を裕かにし、飽くまで他邦の金錢を國中に入込まぬ樣にし、又人別の不足故に田畑耕作、若くは山野江海の開發屆かぬ樣なれば、是は大村天草の如き人數多き處の者を在々に土著法を立て、民事を働かする仕法あるべし。呉々も國の大計を能く御領得あり、量入制出といひ、生之者多、食之者寡といふ大綱を握り、金錢の筋に至て委しき官吏を得て經濟を爲し給はゞ、一兩年を出でずして其效驗なしといふことあるべからず。

右の條々は濟急の條中より急に御心得にもなるべしと奉存書錄して極

改革渾て公の英圖に出づ

密台覽に供へ候、御覽相濟候はゞ急に焰火に投畀のことを奉レ願候。

是を魏松公に奉りたる學政管見に比ぶるに、平易綿密の文にて講義の趣あり、十二年來側にありて教育したる狀況をも想見せらるべし。公は聰明なるも當時猶十八歲の弱年なるを以て、其詠詩の如きすら他の添削修潤を經たるものあらんとは誰しも想像する處なれども、當時の作を中年以後のそれに比較する時、始めて眞に公の精靈より誦出せられたるものなるを自ら發見し得。されば是まで老練の者が手を束ねたる困難の藩政を刷新するに當りて、頻りに英斷の出づるあるは、必ず其間他に肝煎る者あるべしとは、萬人揣摩するに難からざる處なれど、前後に於ける自筆の、又は親しく仰出の各書面を此穀堂の建白書と對比するに、文勢類似の箇所もなきにしもあらざれど、しかも原文の全然公の考慮より出でたる痕跡の掩ふべからざるものあるを發見す。是を觀れば公入部以來の政治は、穀堂其黑頭巾となり、公は表面上の傀儡にすぎずといふは、誤れる憶測といふべく、彼の日記に公の趣意を感戴したる文辭の續出せるにて、英斷の頻發は全く公の衷襟より

出で、穀堂等は之を翼賛したるに過ぎざるを知るならん。

死刑日の精進と内庫よりの貧民救助

公死刑囚のために精進す

是より先き四月二十一日に死刑を行ふことを上申したり。佐嘉に惰民は多けれど、盗賊殺人は至つて尠なく、故に刑罰も甚だ輕く、徒罪は三年を極度とし、死刑を斷行することは數年間に一度あるに過ぎざるを常とす。さればこの上申を聽かれたる公は、行刑の前日側頭牟田口藤右衞門を召し、明日愈、死刑の仕置あるよしなるが、予は領内の者を盡く子の如く思ふにつけ、罪科を犯したる結果とは言ひながら、死刑に處せらるゝこと如何にも不憫に堪へず、是れ教化の行き屆かぬ所より出で來たる事なれば、明日は酒肉を食ふ心はなき故に精進せん、若し年寄共が左樣の例は御代々樣には無しなどゝ言うて御斷りを申すとも、我は必ず精進すべしと仰せられたり。此事は後に例となりて、死刑執行の日には、公には精進の膳を羞むることゝ爲りしが、此の如き行爲は全く公の衷情より動いて、是にあらざれば自ら安んず

公の美徳は愛の誠心に出づ

る能はざりしものなり。蓋し公は頭腦明晰にして而も活潑なる性質なり、活動的の人は擧動に過激の事多きものなれども、公は然らず至つて純粹なり、純粹の人は溫良に、所謂御心好しにて威嚴に乏しきを常とすれど、公は然らず至つて嚴格なり、嚴格なる者は苛察にして悋嫉多きものなれど、公の怒りは迅雷の如く一閃して忽ち霽る、之に加ふるに能辯にて非常なる論客なり、初めは沈默端正にして人の言を靜聽し、天稟の鋭敏なる理解力に訴へて說の是非長短を明確に辨じ、徐々と質問を試み、聽て層々に議論を繰り出し、論鋒の卓厲風發するや端倪すべからざるに至らしむ。而して此の如き機敏のものは、人の短所を發見する亦速かなるが故に、其前に出づるものは自ら恐怖心を抱き、從つて不信輕蔑の念をも是より萠すものなれど、公の前に向ふものは然らず、畏怖の念はあれど、厭嫌を催すことはなし、之を要するに公の純粹の美德は、愛の誠心の非常に强かりしに存す。佐嘉の家中は祖先以來特別に結合して互に情誼を厚うしたるものなれば、公は誠心に自己の賴母しき腹心手足と思うて之を愛せられ、卽ち其の短所を見るよりも先づ邪

邊に長所の存ずるかを鋭く看取して、常にそれを使用せんとの意念に傾かれたり。又領内の民は此に言へるが如く眞に己が子の如くに之を愛撫せられぬ。其は必ずしも學問上の修養より如保赤子などの古語を守られたるにあらず、君主たる愛情が自然民の父母たるに協ひたるにて、凡て其美德が何となく外に顯はれて感化力となり、人に感通したるは、不思議と言ふべき程なり。入部以來領内を乘り廻らるゝ公の英姿を拜せし男女は、己が領内の者と喜ばせられて嫣然微笑を含みて士民を見給へりとて、咸く異口同音に之を有難がりたること既に前述の如し。蓋し是ぞ自然仁德の感應とや言ふべき。公は初めより四書を主として儒敎の實行を勸めたる穀堂の敎育を受られしが、聰明の天資とて大に感發せられ、是まで聖人の道を治國安民の上に實行したる君は無かりしが、我こそ之を成果せめとて、純粹に其修養に勉められ、牟田口、井内、永山の徒と共に研究琢磨に勵精し、眞正に儒學を實行して、愼獨の工夫を誠意より行はれたり。死刑執行日の精進の如きも亦此精神より仰せ出されたるなり。又公は神社に參詣するには前日より

復又學館への仰出

潔齋し、其間は言語たりとも不淨に亘るを堅く愼み、參拜を終へて衣服を脫き改めらるゝ迄は、全く潔齋の精神を持續し、常服に著替へたる後に始めて平常に復せらる。寺詣には前日より精進し、肉食殺生等の事を口にするを堅く戒め、禁裏に對しては陰にても敬禮を失はず、是に係る事を申讀するには、衣服を改め座を正しうするを例とせられたり。是は終始一貫したる公の持操にて、學問上の愼獨の工夫が、其稟性を養成せるによるものといふべく、卽ち如何なる場合に於ても神明主上祖宗等に對して終身敬意を怠られざりし所以なり。

六月の末に熊山(金立山の麓)の觀音寺に騎馬にて遠乘せられ、穀堂も隨行す、時に侍講の井內南涯、吉村幹齋を召して陪せしめ、詩會をなし、夜に入りて歸城あり。七月十八日は與賀社參詣を了へて後、弘道館に臨みて學館頭人及び執政に左の如く仰せ出さる。

家中一統文武の稽古相勵候樣、當春具さに申聞置候通り、愈怠慢なく心遣はしむべき義は勿論、諸役人柄の選擧最も肝要に候。一體文武の修業を

柱礎となして、其より官途に進む通りに無ㇾ之ては、縦令天性怜悧の者たりとも、文武練磨致すまでは事理に疎く、治國安民の道はいふに及ばず、一官一事も邪慾偏見に流れ易く、實用に不二相立一候。就ㇾ中少年の輩文武の稽古は大方に差置きて、官途に奔競の風俗有ㇾ之ては宜しからざる事に候條、以來新に役義申付候者は、行状正しくして文武相勵候者を吟味せしめ選擧すべく候。勤職の賢不肖によつて國務の興衰相係る事にて、此撰至て大切に候へば、是迄とても疎かは有ㇾ之間敷候へ共、猶又前段の趣意を專一に差含み、能々吟味すべき事。

是れ穀堂が濟急封事の事實となりて現はれたる一端なり。

貧民救助の仰出

去年窮民救助を令せられたる後、政府に於ては代官に調査を命ずると共に、處分も議したれど、其事遷延して、大旱の雲霓未だ一點の雨を降さゞりしかば、御側より政府へ左の通り仰せ出されたり。

先年來家中を始め一統困窮に及び、就ㇾ中下々には飢寒に及候程の者も不ㇾ少趣、追々被二聞召一、士民撫育の御本意不二相立一と別して深慮を勞せられ、何卒

救恤竈數二千二百五十九

一般に御救助被成度と切に思召候へども、當御手にて急に御行居かれず、農業は國務の基に付、先以て御藏入(政府の藏に直納する郷村)極難百姓の分御手許より別紙の通り御扶助なさるべし。

此の如く決せられ、其救助を行ひたる總計は竈數二千二百五十九軒に及び一竈に付鳥目二貫文(錢に兩種の別あり、青銅とは錯錢をいひ價高し、鳥目は普通錢なり、下輩には鳥目を與ふ、青銅は特賜なり)を與へたる割合にて、公の貧民を憫む慈雲の雨露は、こゝに始めて全地に霑ひたり。此戸數につき、白石代官副島覺左衛門に數多の見落しありたること發覺したれば、彼は公の東上後に用捨を申し込みたりしが、政府は事務に差し支ふとて姑く之を免して江戸に上申したりければ、公聞いて代官たるものは常に郷村の盛衰に心を用ゐ窮民の數などは平日熟知し居るべき筈なるに、此の如きは心掛薄し、甚だ如何なり、用捨を免ずることは追つて仰せ出さるゝを待つべしと、屹度譴責せられたり。

第十八章　初めて參府す

太公參府の準備と兵船の不足

粗衣粗食を躬行して士民を率ゐ、共に倶に困窮を救濟せんとの公の意志は、甚だ鞏固なるものありきと雖も、如何せん積年財帑の困竭を窮めたりし事とて、改革の徑路には種々の事情纒綿し、政府に於る國老以下の評議を盡すも、盛意に副ふべき妙策はなく、動もすれば內庫の金を以て一時の急を濟はんと欲し、內廷も亦爲めに異論の沸起を免れず。又公は勉めて士民に親近し、之に自己の情志を疏通徹底せしめんとの素望あれども、變通に達する才覺は庸常の人に望み難く、有司は儀式習慣を固執するのみにして、繁文縟禮を除かんとすれば、先例古格を破るものと非難し、時處位を察せぬ御爲ごかしの忠義にやゝもすれば事を誤らるゝ等、情弊の累積、宿習の纒絡を解くには幾多の葛籐を牽き、其困難は實に意想外なりしかば、既に一年以上を通

老公東上の議

過せるも、尙且財政困窮の狀態を持續し、經常の豫算すら猶意の如くならず、而して今や參府期に迫れる半に、更に一個の巨費を要ずることに撞突したり。

老公は江戶參勤の猶豫を再度願ひたる末に隱居せられ、既に八箇年間佐嘉に在國し給へれど、最前宗室國老中より御隱居後は一度出府ありて幕府に御禮言上あるべき由を言上し置きたるにより、老公は其約束を遂行せんとの思召ありき。然るに依然たる財計の困難は、僅の貧民救助にすら一年を要する程とて、凡ての政務に至りては、其整理は容易の事にあらず、旁々老公の東上の如き、其時期の豫定をすらなし得べくもあらず。さりとて徒に遷延せしむるは孝心深き公の情に於て默せらるべき處に非ず、遂に去る四月に及び、今より豫め心力を竭して懈怠なく大殿樣東上の準備を爲すべき旨政府へ仰せ出さるゝに至りたり。されど本年は公の參勤年に當れば、まづ其費用を議定せざるべからず、しかもそれさへ軋りて餘裕なき所より、幾回も內外の往復を重ね、遂に七月に至り外廷よりは只僅に銀千二百目、金千兩を出し、其餘不意に生ずる臨時費の外は、內廷に於て之を引き受くべきに

長崎警備に關し兵船に不足なからしむ

決して承諾を與へたり。かゝる際に九月に至り公は長崎警備の兵船甚だ手薄きを聞き、其は大事なり、勿論主者に緩怠はあるまじけれど、國家に對する職責上肝要のものなれば、何とも才覺を以て兵船に不足なき樣すべしと命ぜられたり。長崎警備に用ゐる兵船は古來官司にて造り來れる關船にて、公の御座船は五十挺立（挺は艫の數をいふ）三十六挺立等數艘あり、次に大番頭の二十四挺立、番頭の十六挺立、十二挺立の外、物頭には八挺立を、役格の者には三挺立、其他用船二挺立一艘を給する仕組にて、凡て吃水の淺き早船製にて必要の分は深堀の船庫に、其他は寺井、伊萬里兩津の船庫に繫留し、乘組には御船頭、及び役者（局部を掌る者）御手飼手（御座船の艫手）の三等あり、兩組をなして船藏の附近に在住し、其組頭は御船奉行を兼ね兩人あり、佐嘉の自宅に役所を設けて事務を取り扱ひたり。此に手薄といはれしは、深堀にて當用を辨じたる外は、久しき財政の困難により、朽廢に任せて修繕行屆かず、ために一旦警報に接すとも、實用に堪ふる兵船の幾許もなかりしを意味せられたるにて、事實に於て此兵船は各年公の長崎巡視に於ける外に、長崎邊防上に用ゐたること

なし。されば手薄とあるも、その程度は頗る甚しかりしなり。今や世界の風潮益〻穩かならず、年を追うて時勢の進むに從ひ、識者をして海防に西洋式の海城を設置するの必要を感知せしめぬ。乃ち公もさきには蘭船に入りて其構造を上覽あり、更に今又我兵船の撿擧をなして、此令あるに至りたるなり。かくて其後大に海軍を興すべき企畫の下に、其準備に努めらるゝところありたりしが、版籍奉還となりて遂に其實現を見ずに止みたりしは、後に詳述する所に見るべし。

盛姫君葵金紋先箱の周旋

此の如く財計の困竭を訴へつゝも、公私の費用を要する尚且多端にして堪へ難かりしに、又更に費用を要する事件に逢著せり。其は盛姫君と結婚して將軍家の婿君となられたるより自然に生ずる虛榮華奢の類に數ふべき特許にして、實は溫き好意より起りたることなれども、折もこそあれ、良藥は却て公をして苦味を感ぜしめたり。盛姫君は家齊將軍の第十七女なれ

ど、姉君は多く夭死せられ、現在せらるゝは第七女峰姫の水戸邸の御守殿に寡居せらるゝと、第十女淺姫の越前邸の御住居に、第十五女支姫の高松邸の御住居に在住せらるゝとあるのみ、又妹君に至つては、第十八女和姫の長州侯に嫁して去年逝去せられたると、第二十女溶姫の今加賀侯に嫁して本郷御住居にあるとの外は、悉く未婚なり。かく數へ來れば、公の相聟は越前、高松、加賀の三侯あるのみ、しかも其中に在りて公は美丈夫なる上に、英名は益、江戸に高く、將軍の婿君としては實に間然する所なき英主たりしなり。姫君の生母は土屋忠兵衛知光の養女(實は牧野多門忠克の女)にて、其腹に清水中將齊明卿と盛姫君との二人ありしが、齊明卿亦夭死せられ、此の如くして將軍は多子なりきと雖も、餘すところは僅々なりし故を以て、公は家齊將軍の覺え特に目出たく、姫君も亦賢明にて伉儷甚だ睦まじかりければ、乃ち將軍は有らゆる榮譽を與へんとせられ、先の隱居家督も、一は將軍の內意より動かされたる程なりしなり。高貴の人は親子の情愛も儀式に隔てられて自ら薄く、後の家慶將軍當時の大奧に勤めたる女中の話に、御住居の姫君は只年に一度

葵金紋佩用の周旋

登城して大奥に通れるのみといへるは、十二代に子女の無かりし故にて、大御所の時には姫君の大奥上りは頻繁を極めたりしなり。盛姫君は去年公始めての歸國を送りてより、御住居にありて用人小堀、上﨟龜澤等と共に家齊將軍に慫慂し、公の行列に金紋挾箱を持たせ、且つ葵の御紋を用ゐしむべき許可を得んとまで周旋し、今は希望の成就せんとするに至りければ、姫君自筆の消息にて其趣を公に通知し、今度の參府には必ず其願を差出されたき旨懇々と勸められたり。斯くと聞いたる太公及び其昵近の男女は喜悅に堪へざりしものありたりしならんと雖も、公に於ては、此の財政改革の急なるを措いて其勸めを容れなば、又是に多大の費用を要すべしとて、却て心痛を增され、今國內は上下困窮し、去る子年の風災にて貧民は倒屋の裏に住ひ、飢をすら凌ぎかぬる程にて、まだ其扶助だに屆きかぬる場合に、予のみ行列などを取り繕ふは甚だ心外なり、さりながら昨年以來奧の好意によりて斯く盡力せられたる事なれば、無下にも謝絕し難く、旁々金紋挾箱の事は出府の上にて兎も角も定めん、但し葵の御紋佩用は斷然謝絕すべしと決意し

御側頭藤崎一學に親ら旨を含めて江戸に差し越されたり。

挾箱は元著替の衣服を入るゝ箱なり。德川氏の初めまでは、著替は之を風呂敷に包みて、板に挾み、而して更に之を竹に縛りつけて、仲間に擔ぎ持たせたりしに、世の泰平となるに從うて奢侈の風增長し、軈て蒔色塗の箱となり、之を行列道具の一となし、初めは槍と共に駕籠の後に持たせて隨はしめたるが、終には行列の前頭に持たすることゝなり、從つて其製式に家格を生じ、普通は箱の葢に革覆を爲せど、其革覆を去りて葢の紋を現はすを稱して金紋先箱といひ、持殊の榮譽ある資格となり、又それに葵の御紋を著けたるものをば金御紋の御挾箱と敬稱して、格段の榮譽を表彰する者となしたりき。今度葵御紋を用ゐるべく盛姬君より周旋ありしといふは、恐らくは其挾箱の事なるべし。當時の例を考ふるに、將軍の姬君を娶りたる水戶、越前、高松は皆元より葵の紋を用ゐるべき家柄なれど、他は加賀も第一の大藩にて姬君の御住居を後には本鄕御守殿と稱へたる程なれども、葵の紋を用ゐることは未だ許されざりき。但し因州家のみは將軍の第十八子を養子し

たるにより葵の紋を賜はれり。然るに公に對して特に此特許あらしめんとしたるは、當時盛姫君の公に對する親愛の溫情より、父の家齊將軍に懇請し斡旋を力められし結果にて、一面亦將軍の公を愛せらるゝ甚だ深厚なるを知り得べけれど、斯かる特典は爾後將軍の姫君を娶りたる大名中には例なきこととなり。

江戸邸費多端

姫君の御住居は本丸大奥の一部分を分ち來つて藩邸に置くの式なれば、大奥と同一資格を有せられて藩邸内に自然獨立の形を成す、故を以て相互間の交際に少からざる手數を要し、從つて費用も大に增加したり。當時江戸邸には太夫人とその鍾愛の當年七歲なる母弟快之丞と住ませられしが、邸内の費用は既に長き年月間の困難を重ね居たり。公の襲封以來、政府の經費は、之を物成の收入に俟つべき經濟に復せしめんと、頻りに其仕組を議せらると雖も、借銀利拂臨時費等累出して不足を生ずる尠からず。殊に江戸費にありては、姫君御住居の華奢を輸入してより、從前の御遺料にては不足を見るのみならず、更に公邊の贈答にも入費の增加を來し、而して政府に

ては强て之が減略をなす能はず。其等の爲めに用度分配の權衡一貫せざるを以て、遂に江戸方及び御側役々の遺料一式は內庫にて之を引き受けられたしとの重疊の示談あり、公の發邸前に至つて漸く其解決を見たる程なり。されば公は此代替りを機として、大に財政の基礎を立てんと躍氣となりて詮議を盡さるれど、一方には太公參府費の準備をなさゞるべからざる上に、又金紋先箱に要する費用の支途をも見出さゞるべからず公に取りては甚だ心苦しき事態なりしならん。されど婦人の虛榮冶粧は其生命なる上に、將軍殊遇の好意を無にすべきにあらざるが爲め、遂に之を願ふに決意せられたり。是時に當りて諸國には尊王の論動き、外藩大名の間には稍將軍を輕視する傾向なきにあらざれど、公の是等の榮典に對して感戴の念の稍薄きに見ゆるは別に其因あり。蓋し一國の守護たる職責を全うして領內困竭の上下士民を救恤愛撫せんと欲する以上、此誠意の猶未だ緒に就かざる限りは、遽に不急の行列を華美にするが如き意念を生ぜられざりしなり。此當時の感情は後に至りて次第に强きを加へ、一切の虛榮を輕んぜら

るゝに至りたり。

公登城し金紋先箱を許さる

大體の政務は施行後老公に申し上ぐるに決す

公の就國より政治の改革は三の丸の老公と相談せられ、其諸議によつて裁決せられしに、今度參勤の途に上りて後は、急事は老公の準允にて直に施行し、然る後に公へ上申する事となれり。されど公私の事務繁雜の結果、主務者の用も亦從つて混雜すれば、遠路懸隔しては協議行き屆かず、從つて粗漏を生ずる恐あるにより、簡便省略の宜しきを汲み、上々樣に係る重事をのみ特に老公に御相談を請ふことゝし、其他は政府に於て之を施行したる後に老公に申し上ぐるに決し、更に一に政務雜務の事、二に家老以上に係る事、三に任免移動、四に褒貶及び家督組替等の事も亦前項に准じ取計らふ事に定めしが、老公に於ても異議なく允許せられたり。是の確定を了へて公は九月二十九日に佐嘉を發し、鍋島監物に供家老を命せられしが、留守中の事件は之を當役鍋島十左衛門に託し、江戸邸にありし鍋島土佐は監物と交代

教職に任ずべきものに江戸遊學を命ず

歸國して相續方頭人となり、且つ公の旨にて學館の事をも相談すべき寄託を受けたり。是冬文學の教職に任ずべき學力あるもの各一人を内外より選命し、江戸其他の地に遊學を命ぜられたり。公は諸局面に文武を兼ねたる人才を選用せんと欲せらると雖も、其人選に當るもの乏しく、加ふるに監察等の議察刻薄を極めたるを以て、公は常に情狀を察して頗る保護を加へられたり。公の守法の精神は天稟に存し、監察を重んじ、之を畏れ、以て衆を戒愼せしめられしが、しかも亦被劾者保護に努められしことも自然に公の習慣となり、後には監察等の彈劾も公の手にて握り潰さるゝこと少からざりき。

金紋先箱の特許

十月二十七日公は江戸の櫻田邸に著し、十一月より溜池邸の母公を省し、ついで細川家、及び田安、水戸の兩卿等を歷訪あり、十五日例による登城の後、旨ありて居殘り、老中御用番より、格別の思召を以て以來金紋挾箱の革覆を取つて持たせ候樣との仰出を受けらる、卽ち金紋挾箱の特許なり。歸邸の上溜池邸に報告せられ、卽日其祝を調へられしが、爾後家齊將軍より歲暮の

賜與あり、更に旨を盛姫君に傳へらるゝありて拜領物も度々なりけり。益し公の領民慈惠の誠意の將軍に聞えて、一層の寵信を加へられたるなり。

伊東玄朴一代侍に召し出さる

伊東玄朴は下谷長者町に蘭方醫術を開業し、當時流行せし馬脾風を治療し、奏效顯著なりしを以つて名聲いよ〳〵高かりしが、傍又門人に授業し、古賀昆季兩先生寄託の飜譯に從ふ等、西洋知識を誘くに努力し、邸外にありて我藩の耳目となり居たり。されば今度公の參府あるに及んでは、大に有用の材なりとて、十二月十五日に『其方儀蘭學醫術拔群上達し以後御用にも相立べきにつき。』との仰出ありて、七人扶持を賜はり一代侍に召し出さる。其後年を踰えて下谷御徒町の和泉橋通りに徙り、象先堂を建てゝ治療し、幷せて門人を教授したりしが、最先に入塾したるは我藩の醫士上村春庵にして、つゞいてシーボルト同門の大石良英も來り學び、其他高松、熊本、川越、柳川等よりも續々入門するもの夥多しかりき。公は之等を利用して西洋の知識を開かれたり。

第七卷　藩政更張の困難

第十九章　公勵精更張を圖る

古賀穀堂の信任

明善堂櫻田邸に移る

天保三年壬辰、公年十九歲なり。正月十六日溜池邸の明善堂に臨みて稽古始めを行はれ、爾後しば〳〵此に就いて文武の學藝を奬勵せられたり。明善堂は前に述べたるが如く（第十一章）文政六年公傅育の任に當れる古賀穀堂が、その家中との親昵競勵に資せんため、溜池邸内に設けたるものにて、在邸の士の少壯子弟に學問稽古を爲さしめたる敎場なりしが、公の家督となりてやがて之を櫻田邸に移さる。穀堂は公の如き非常の英主に遭ひ、本領の學術を發揮して大に薫陶に勉めたりしが、往年より進言したりし所は、今や盡く事實となりて發現するに至りたれば、彼は感激措くところを知らず、其

日記明善堂の條には『君德益令、感激無地可據。』などの語を每に記入せり。而して純粹に其訓誨を信用して德性を涵養せられたる公の、親ら國政に臨みて事を斷ぜらるゝに方り、公の意衷の自ら自己の志と符節を合するが如きものありて、而も一々公の親裁より出づるを見たる穀堂は、平素の啓沃遂に此玉成を致せるに感泣したるべく、其感戴の如何なりし歟はいよ〳〵之を想察するに餘りあり。二十日公の親ら書して穀堂に賜はりし一首の五言古詩に

先生漢皇孫、至今意氣烈、堂堂八尺身、心膽如金鐵、高名海內知、風采人所師、笑談經濟策、酣誦長短詩、余學先生道、實從六歲時、竊慕聖賢語、常詣入德門、眇身本菲才、何當千乘尊、唯因先生敎、得窮風化源、霜雪晨練武、筆硯夕討論、君恩如海山、（先生詩曰君恩如海嶽）何及先生恩、新贍廿年志、請看闔國蕃、男兒不徒死、我生豈偶然、滿地多碌碌、慷慨獨仰天、此意先生知、書以寄几前。

と。穀堂之を得て其日記に『褒揚過當、且詞書雙美不堪感激。』といへるは、以て君臣の遭遇を想見すべし。此に詞書雙美といへる書は、男谷燕齋孝に學

ばれしを始めとして、十六七歲の比より米法を學び、而して當時は既に手本を離れ法帖に就いて自習し、筆意を會得せられしを指せるものなり。此頃江戶に市川米菴の書風大に流行し、公は數、之を延いて法帖、書法等を訊問せられたれば、米法に變じ給たるも亦其敎誘に基づけることなるべし。公の御相手たりし古川松根も亦米菴を師とし、非凡の能筆なり、其筆蹟を觀て公の書風の變化を聯想せらる。松根の文藝に於る非凡の才能は、盡く公の爲さゞる所をなして其長所を恣にしたり。學問にありては漢學にさまで心を用ゐずして國學殊に國文學に最も其才能を發揮し、詩賦を試みずして專ら和歌を詠じ、斯道に於ては天下に聞えたる名人なり。書は楷法に長じ、兼て假名に達し、畫は文人畫を試みずして大和畫風に心を入れ、最も著色に長ぜり。其他の文藝も一として能くせざるなく、而も亦凡てに堪能なり。其風致趣味は盡く公と趨向を異にしたりと雖も、亦天稟の然らしむる所、而してよく才性を發達せしめて其美を硏出し、是に由つて常に公の左右に侍し、能く公の爲し能はざる所に於て補闕拾遺の任を全うしたりしかば、公も亦實に非

常の便利を得られ、眞にその手足の用をなすものとして眷顧深かりき。

江戸にありての諸侯との應酬

二月には仙臺侯、肥後侯等を招いて燕宴應酬せらる、是は公の大廣間に於る親友にて賢明の聞えある國主なり。仙臺侯は伊達陸奥守齊邦にして、去る庚寅年に席上走筆留別仙臺侯の題にて、

春風三月百花明、更對歸人歸雁鳴、惜別雖無兒女涙、論交正有漆膠情、今宵燕市孤樽酒、來日榮城萬里程、自此與君心共切、相思唯看暮雲平。

との詩を詠じて贈られたる英主なり。天保の末年に至り卒す。肥後侯は細川越中守齊護なり、前年公の寄懷詩あり、前卷に掲げたり、贅せず。此他の諸侯とも屡應酬あり。されど後の辛丑の偶作には江都諸友多柔弱の句あるが如く、大廣間の國主中に公と肝膽相照らす程の英傑は幾人もなかりしかと想はる。但公の襟懷暢恢にして、人と接して懇和なりしにより、同列より頗る愛敬せられ、隨て參府中の交會はかく忙はしかりきといふ。

二十二日の穀堂日記に『時有發軔遷延之説、然君意確定、且事態不可喜。』とあり。重大の任たる長崎警備を含いて公の歸國を挽留せんとするは、かの

葵紋の金紋先箱周旋の如く、御住居あたりに源をなしたる事情の存する事ならん。先公の代には佐嘉發途に挽留の議の湧起を見たりしが、今風位反對に變り、江戸に於て挽留の説を聞く、亦以て公の將軍に鍾愛せられたる效驗を見るべし。やがて例の如く歸國御暇となり、是に於て屋敷頭人相談役小山平五左衞門信就に姬君の御年寄を兼帶せしめ、三月九日より江戸を發せらる、是れ公第二次の歸國なり。金紋先箱の慶あるを以て、先公に打物持たせの許可の例により、四月十三日の佐嘉著城には、十二組の侍目達原に迎ふ。五月七日より長崎巡視ある例の如し。

是より先き、古賀穀堂は啓沃する所ありしが、公の意衷を聞くに及んで感激し、四月十五日の日記に『竊感閣下勵精爲治之意益堅、千歲期會、不堪欣幸。』と記す。如何なる意衷を承けたるか、聽て公より自筆の書を内廷に出されたるあり、恐くは其事の動機にてもあるならん。長崎巡視遲延の理由は、同日記の四月末に『上患水痘、崎行遷巡、更張之事未擧、三城東行之議、東覲費用之多其他紛々未決。』とあるにて知るべし。水痘は俗に『時知らず』といひ、痘瘡の

公水痘より神經衰弱を併發す

流行に關係なく感染するものなり。當時幼年者には三の病厄ありて安全に之を濟ますな心遣ひたり。三の病厄とは麻疹、痘瘡、水痘是にして、其中痘瘡のみは古來往々命を失ひ、或はために癈人となるもありたれど、餘の二患はさまでの重疾にあらず。公は文政七年二月麻疹を感じ、翌年十月痘瘡に罹られしも、みな輕微にて治瘥したりしが、今度の水痘は輕症なりしに拘はらず、引きつゞいて神經衰弱を惹起せられたり。蓋し、公は十五日長崎より歸城ありしが、是日の同日記に『因三城之事、土州武陵、深濠有督其事之命、三城之事可憂。』とあるにて知らるゝ如く、公は當面の財計に關する一問題に腦漿を絞られつゝありしなり。三城之事とは去年公より準備の命ありたる老公の參府費をいへるにて、財政改革の事未だ定まらざる以上、莫大なる費用の支出は苦痛を感ずる甚だしきにより、去年は暫く延期を請ひ置かれたれど、之が稽延は、老公の挽留を久しうせしめて父母に孝道を缺く結果となり、さりとて之が遂行は、財政の基礎未だ確立せざる以上、改革の處置に動搖を釀すに至るべきを以て、此際に於る公の苦衷は實に甚だしきものあり、此

御側仕組所の設立

公自筆の書面を下す

を以て當局の土佐、十左衛門、孫六郎の三國老を召して其事を督促し、力めて之を遂ぐべく命ぜられたるにて、これ即ち公の精神を過勞せしめて、這次の病因となりしもの丶如し。

御側仕組所設立、自筆の節儉令

かくて御側仕組所を設け、御賄頭を主と爲し、御進物役、御小性頭、御駕籠心遣等の人々を召して、御側費用の取締を協議せしむ。穀堂日記に『六月六日、減內庫支給及賜衣、且減赴崎鹵簿。』とあり。此一事は仕組所吟味の最初に決せられ、ついで事實となりて現出したり。次で二十八日に澤邊六左衛門を御米方に任ず、同日記に『二十八日、澤邊六左巳拜內官、而監察議論嘖々、有免官之論、因稱病、官吏酷薄可憎と。』あり、官吏間の事情は頗る陰險にして是等の事も亦併せて公の苦心を刺戟したるべし。

六月十一日に至り御年寄中を召して自筆の書付を渡さる。去年四月にも自筆にて節儉救難の書付を渡されたり。是は皆非常改革の事が公の意

中より出でたるを一般に示さんがためにして、公自身に苦心起草して、親しく書かれたるもの、されば尋常普通の仰出とは異なりて、從來其例なかりしことゝす。よりて御年寄は之を承りて、

御仕組仰出し置かれ候へ共、今以て窮民の救助さへ行屆かず、甚だ御心勞遊ばすにより、泰國院樣の例により御側遣料一式を引受け、せめて其遣出しの餘分を以て其取計被成度に付、吟味仕樣にと、且御自分思召し寄の廉々を書取せられたる自筆の御書付を拜見被仰付。

との前書を附し、御側仕組所の員に拜見せしめたり。公自筆の書面とは即ち左に錄するもの是なり。

天の君を生ずるは、一世の民を生ずるを責とす、故に人君は必ず力を盡して天下國家を治むる職分なり。我等不才ながら父祖の業を繼ぐことは、誠に以て心痛至極の事に候、然れば勵精出力して有る限り國家を中興致すこと我等が所存に候。入國以來仕組を立候へ共、未だ一歩の明りを見ず、其上近年の凶作にて百姓ども甚だ難儀の由承及ぶ、古人も民は國の本

といふ如く、民なくては國家一日も立行不ㇾ申事は眼前に候。然れば外向も仕組を可ㇾ相立には候へども、猶又御側向に於て仕組相立て、衣食より段々儉約致し、軍國天災の備は勿論、窮民を救ひ、鰥寡孤獨の憂なき樣專一に候事。

一　第一は大殿樣御身元に於て我等より何かと申す譯無ㇾ之候、右は其方共心得迄に書載候事。

一　掛硯方より差出候金銀の出入其他は以來我等一々可ㇾ聞屆候事。

一　其方共以來仕組の事に就て論議等有ㇾ之、是非の分明せざる節は、我等が前に出でて腹藏なく論談致すべし、我等可ㇾ承候事。

一　前條の通り我等衣服の義は去春ハ通り申候へ共、未だ氣に合ひ申さず、漢の孝文は天子にてさへ一衣を三度洗ひ著せらる、我朝にも同席中に松平新太郎、上杉鷹山なども如ㇾ此、まして我等が如きは幾度洗うてもよきことなり、故に以來國許にては木綿ばかり著用致すべし。此段は其方などより宜敷大殿樣へ可ㇾ申上候、我等も時期により可ㇾ相伺候事。

一、飲食の事我等幼少より奢美に致し候へども、此節より朝食は汁、香の物、二品限り、晝食は平と香の物、二品限り、平無之節は皿魚、夜食は味噌鹽にて宜し、右の趣は其方共より申兼ぬる義に付、我等より申聞かせ候。假令美味佳肴有之と雖も、前條に申す通りに民の艱苦にては咽に下り不申事に候。

右の條々は一體仕組の義候へ共、專ら人物によること故、此上は其方共尙又忠義を抽んで我等が手足となりて諸事無拔目樣覺悟可有之候。存寄の義は腹藏なく事々申聞くべし、我等も存寄る義は可申候事。

卽ち今年より公の自奉を内庫に引き受け、由て儉約し得たる剩餘を以て、大風災以來打ち續いたる凶作による領內民衆の困窮を救濟する費用に充當すとの意衷を盡くされたる親筆の書面なり。穀堂日記六月四日の條に『尊會（公の經書の會讀）密議更張事要』とあるを見れば、會讀の式日に密々に文案を草起し穀堂等に示して修正せしめられたるかと思はる、四月に『閣下勵精爲治之意愈堅千歲期會。』といへるを聯想すべし。公は今次の歸國にていよ〳〵非常

諮詢問の主意

武家飲食の規定

の改革を斷行せんと決心の臍を固められ、而してその決心は此に至つて自筆の書となりて現出したるなり。前日に内庫の支給、及び衣服拜領、長崎への行列等を節減せられ、内庫省略の仕組は既に發表せられつゝありしに徴すれば、此諮問は其末段に仕組は人物に由ると宣せるが如く、總ての物議を表面に發露せしむべき旨趣を其主目的となせりしが如し。

飲食の條に夜食は味噌鹽にてよしとあるは、本朝の風俗晝を以て正食としたればなり。佛家も同じく晝を正食として之を齋食といひ、一日一食の習法にて、朝を點心といひ、夜を逮夜といふ。されば宴饗の式膳は晝に限られ、それよりは略服となり夜食に移る、是を武家にて服紗といひ、かくて飲宴夜半に引き續くも、後段とて別に略饌を供するのみ。本式の膳はすべて晝を主となす。故に佐嘉の弘道館の賄も朝は漬物にて晝のみ副食物を添へ、夜は胡麻鹽の規定なり。江戸の昌平黌も亦朝は漬物、晝は汁を添へて二食となし、夜は殘飯を食ふ定めにてありたり。今の夜食を正式とするは西洋の習法にて勞働民の風俗より來るかと思はる。又衣服拜領の節減に就て

記し置くべきことあり。由來大名の白無垢は少し汚るれば復た用ゐず之を近習等に賜はる例なりしに、公は之を扇小紋形付に染めしめて平常の下著にせられたるのみならず、其地質の如きも、元は羽二重なりしに、公に至りては加賀と稱する紬絹を用ゐらるゝに決せり。是は節儉の次第に進みたる結果にて、是時より公の衣服を質素にせられしは頗る嚴なりきと言ひ傳ふ。從來の食饌の甚しく豐奢なりしことは既に前述したるが如くなれど、こはたゞ食饌の上のみ然るにあらず衣服に於る亦然り。而して其豐儉の程度如何は之が著用の日數に在りて、奢侈の甚だしきに至りては七日には必ず一回其取換をなす風まゝ行はれ、而して其著古しは、凡て側にある男女へ表面に賜はるか、或は又御燒棄と稱して故衣の垢つきたるを近習の男女に分ち與へたり。故に君側にありて垢衣弊服殘肴冷炙に飽煖をなす者甚だ多かりしを以て、俄に節儉を事實として厲行するは甚だ難く、よりて其省減も漸進主義を取らざるべからず。此事猥瑣に似たれど、關係頗る廣く、かの經費の膨脹といふも歸する處是の類の積累に外ならず、されば公の儉約

向五ヶ年御衣裳御膳方節儉に決す

厲行も、實際に臨んでは意外の困難ありたるなるべし。是非を腹藏なく申出でて、之が論談をなさしめたるは、又穀堂の封事にも其論あり、參看すべし、此親書の下示後、二十日に至りて更に御年寄より內廷の役々に對し『急に御勝手を立直し、軍用、災備、救貧等の御本意を達し給はんため、先づ御身許より節儉を用ふべしとて、和漢の先蹤を御引き遊ばされ、其他廉廉仰聞の條件もあり、專ら國家を憂へ、下民を憫まんとて、切に御心慮を勞せらるゝ事故、御側にある面々尙更其意を感戴し、出精忠勤せざるべからず。』とて、泰國公の安永子丑及老公の文化亥年に於ける仕組に遵つて、當年より五箇年を限り、上意に任せて御衣裳御膳方より始めて格別の節儉を加へ、御年寄諸役の使料支給まで嚴酷に省略を加へ、條件は之を御側仕組所にて評決し、而して其心得方は泰國公時代の達しに準ずべしと申し合せたり。されどこの親書にある如き、書は平、香の物、夜味噌汁の食饌は、眞逆其まゝには實行せられざりしなるべし。是を御側節儉最初の著手となし、二の丸の火災後より更に一層の儉約を厲行せられ、漸々弊習除去の清潔法は行はれたり。

御備立御山方兩役筋に要する人物を選擧せしむ

兵事殖産の人材選擧、學館の增費

七月十三日御側の要務を託する二局に才能の人物を選擧せしむ。其達しに、

一　御備立の筋には色々思召あらせらるれども、費用に關する故に、時節柄を顧み御沙汰あり兼たれど、追々には調練等仰出さるにて可ㇾ有ㇾ之、就ては御備立役の人を增し、又差繰等も可ㇾ有ㇾ之、生來兵學等の心掛厚く、機發の尖どき人柄を相選みて御聽に達すべし。

一　御山方は國益を生ずる役筋にて、殊に役人の得手不得手によるべし、眼前の小利に泥みて後來を慮らざるやうにては宜しからず、凡て物產水土の形勢を考へ、仕立手入の致樣等それ〴〵綿密に工夫を用ひ、永久に無盡藏の國益を生ずる樣になくては不ㇾ相叶、性得右等の事業を好み自分も種々試驗致して、成功を樂しむ人柄を右同斷。

御備立方と御山方

御備立方は公の軍事參謀局にて、御年寄御側頭其任に當ると雖も、其局に在

りて常務を掌る主務者に適材を擧げざるべからず。之を御備立役といふ主として兵學家より選擧せらる。山方は小物成所支配の山海林野を掌る、古の虞衡の職にて山と里山とに分れ、最も關係する所廣し。當時領内に於ける殖産興業の餘地尚多かりしが、是も御年寄、御側役等監視に當り、其局に常務を主辨するものを山方附役といひ、專ら經濟的手腕あるものを用ゐ、産物を公賣し、貨財を取扱ふことの繁細なるあるを以て、特に役内目附をおく制なり。其後御備立方には永田諸嶺、横尾次郎右衛門等登用せられ、山方には南部大七、久米雖七、坂部與右衛門等共に頗る功績あり(第十一章參看)。軈て御備立方は、諸組の調練御覽より漸次に時代の進歩につるゝを得て洋式の銃陣に變化するの端をなし、山方の仕組は物産工業の發達を促進し、遂に盛んに國産の利を興して長崎に向ひて西洋貿易を拓開するの緒をなしたり、並に内廷に於る要職なりとす。

凡て時勢の變化を生ずるに當りては、之に應ずる智能の缺乏を訴ふるは數の免れざる所なり。巍松公の代より既に人物缺乏の嘆ありて、爲めに知

識を進め、人材を養ふの道を講じたりしが、到底時運の進行に副ふこと能はず、是に於てか人材缺乏の嘆は益高調せられたりと雖も、財帑の反比例をして次第に竭盡するにより、眼前の窮迫に迫はれて自然に力を敎育に專らにする能はず、却て其陵夷を見るの已むなきに至れり。即ち巍松公の時代にありて、既に藩中人なきを嘆じつゝ無き袖は振るべからずして學校費用は次第に節減せられしが、公入部の後も猶これを擴張するに至らず、六月に至りて學館頭人鍋島安藝を罷め、之に代ふるに鍋島安房を以てし、更に宗室の鍋島土佐に相談をなさしめ、因て其費を泰國公の初めの二百五十石に復すべしとは仰せ出されたれど、政府の財政は未だ之を許さずして、遂に巍松公の初政に准じて百七十石に定められたり。

學館經費百七十石に決す

更張主任國老の御前會議

公は此の如く銳意に政治改革を圖り、入部の初め即ち其秋の新年度より財政の基本を詮議せしむと雖も、諸事捗々しく進行せず、之に加ふるに子年

大風襲來稻田不作

の風災以來連年天候不順にして、天保二年六月には東郡一帶に洪水漲溢し稻田腐敗して實のらざりしが、本年亦其反應にて降雨少なく、白石地方の水田は龜裂を生じ、繼いで九月十一日には大風襲來せるあり、かくして稻田の收納は累年豫定數に登らざりき。而して前年は公の江戶參勤となりて力を藩政に專らにする能はざりしを以て、本年の歸國より一層志を勵まして政革の斷行に當らんと、先づ之を內廷より施し、以て躬行率先せられたるは前に敍するが如し。是に於て鍋島主水に相續方を命ぜられ、七月には前年度の藏究を終り、同五日新年度に近づきたる故を以て、土佐、十左衞門、主水の三人を召し、公の面前にて大に政務の議論を鬪はしめられたり。蓋し是も穀堂が封事を採りて實行せられたるなり。穀堂日記に『本月旱魃、祈雨頻繁、市井紛嘩、朝事更張、晉城天錫陳而未大行。』とあり。此の如く財政整理は入部の當年より年度を終る再度に及べども未だ功を奏する能はず、就國當年の盛意も實行を見ざるもの多かりき。

公の性格は溫而勵といふよりも、寧ろ穀堂が溫然粹美といへるの適當な

るを覺ゆ。弱年なれども治國の大體を明かにし、身自ら儉勤を以て衆を率ゐ、家中良民の渴望に添うて政治の實を舉げんとの其期待は、凡ての人心の傾注を致し、而も過てる所は聞くに從つて之を改むるに憚らず、純粹の理想に直進して之が斷行に方りては些かも躑躅せず、銳意に改革を圖り給へり。しかも初め既に二星霜を經過して治績に意の如き奏功を見ざりしは、改革の評議にあたりてさして諫爭を敢てするもの無く、而して面從背言するの徒のみ多かりしによれるなり。定見なき庸儒の者の常態はさもあるべけれど、しかも公の溫粹は遂にかゝる所に毫末の頓著あるを見ざりき。但當時の狀態を推すに、初めは重職以下、みな公の猶幼年なるより、其改革意見を以て、穀堂を始め側に昵近する學者の敎唆して主張せしむるによるもの多しと思ひたるべし。穀堂は夙に天下に名聲高く、老公の信任を得て公の敎育を委託せられたる天下の大人物なれば、老公と雖も、其進退は之を自由にするを得ざる位地にあり。次に牟田口天錫は其人格所謂溫而勵にして、極めて意志堅固なる誠實の人なりければ、幼年の公を輔導するに最適任と認

められたり。唯井内南涯は博學なれども意思恢濶外節に愼まざりしかば疎漏ありて、既に監察の爲めに排せられ、轗軻の裡にあり。永山德夫亦氣力ある士なれど、今猶奥御小性として學問を奬むるに止りき。而して舊式に便習せるもの〻多數が公の左右を環擁せる以上、新規の企畫に對しては、唆動の疑念も自ら起り易かりき。本來深き思慮を要する改革意見は到底他動力のみによりて成し遂げらるべきものならず、然り初め之を疑ひたる者も、一度公の面前にて親しく其旨を聽くに及んでは、皆今更の如くその意衷より出でたるに感嘆して退くを常としたり。されど兎角君側には老功に阿附して殘肴冷炙に集まる多く、彼の歐陽永叔に蒼蠅賦のある如く、又實に『うるさき』ものにして、理想實現の努力は往々にして、此輩に挫折せられ易きを常とす。公の温然粹美の質は、老者安之の態度に出でて庸人を慰勉して忤はず、たゞ綱要に力を用ゐる敏疾なり。故に此に見る所あり、前の自筆書面に腹藏なく申し聞けよとの文句を重出せられたりしが、之即ち面從背言を停めんとの素志より出でたる言にて、御前評議は是に至りて始められた

御前會議の端

り。當時國老四家の中、老功熟練の鍋島越後は當八朔に隱居し、多久美作は既に退き、諫早勇太郎は猶若年なりき。庶兄の鍋島安房は學館を託せられ、方に其材力を認めらるゝに至りたれども、這次の政治改革の主任となりたるは土佐、十左衞門、主水の三人にて、重職中に壯年の人物少きにはあらざれど其事業は頗る難事たりき。さて五日に土佐、十左衞門、主水を召し、君側に於て盛に更張事務を反覆議論せしめられたる結果

收納高にて相續の仕組を立つる樣に去々年來申置たる後は、格別の臨時費も無レ之、少しは餘裕あるべきやの處、目安の不足高は增加したり、就ては今一際改正の仕組を立て、目安の包合ふ樣に取計らひて、尙又差部り夙夜精力を盡すべし。

と仰せ出され、七日より長崎へ御越し、十五日歸城あり。然るに穀堂日記にも『十八日、竊慶閣下勵精可レ仰、于時更張機密交互、公任ニ用弟晉城、竊有ニ感激、憾渠病難レ治。』とあるが如く、公は洪助右衞門を深く信任せられ、此更張の機密に關し其才能を用ゐんとの期望なりしに、不幸にも重病に罹り、終に當九月末

職員の淘汰變易を決す

內外廷を合して公の居寢に集り改革仕組につき議す

を以て死去したりしかば、功勞によりて白銀三十枚を賜へり。二十日に又三國老は御前評議をなし、大議略ぼ定まり、職員を淘汰變易するに決す。同日記に『二十五日監察大園杢有罪密議、司貨犬塚山崎二人、有免官ノ事。』とあり、大園は財事に達せる人、蓋し私曲ありしならん。二十六日に及び是迄政雜の事は一應大殿樣に御相談ありたれども、御勞繁にもあらせらるべきにつき、以來重き事のみ御相談あり、通常の事は取計らうて後に申上げ、輕き事は此御方限りに成さるゝ旨を仰せ上げられ、但上々樣の御附男女にかゝる事は三の丸に於て定めらるゝに決す。家齊將軍の初政に於て、幕府の大奧が松平樂翁の改革に反對したる例の如く、舊慣に戀々たる彼等御附男女は老公を擁して自然政事の改革に掣肘するを免れざりき。

九月長崎巡回を了りて歸城ありし後、いよ〱更張の事務を勵行せんと二十七日改革仕組を議する爲めに、公居寢の間內に其出勤場所を定め、請役所相續方の相談役附役に係員を命ぜらる。因て彼等より御年寄、御側頭の出席を要求せしに、內廷には之を好まぬ色ありしかば、これを開かれたる公

は是れ國家興隆に係る容易ならぬ大議なるに、内外の形式に拘泥する樣にては其詮あるべからず、此事は我等自身より精々に沙汰したる末にて、若し側に在るものより事故を申し立てゝ出席を疎漫にする樣にては、我自らの本意を失ふ、決して然るべからずと嚴諭せられぬ。由來内外分離の舊規あるが上に、先公以來は互に城壁を築き、御側の重役は外廷の議を疎外にして出席せざる習慣ありたるを以て、斯く諭示を勞せられたるなり。此の如くして内外廷を合して近く公の御間内に集會し、盛んに改革仕組の評議を開くことゝなり、井内南涯に財政更張の事を兼ねしむるに至れり。

第二十章　公憂國に病を發す

太公東行の延遷を怒る

公は餘りに精神を勞し、國事を憂ふる過度なりしより、遂に病を惹き起されたり、其は今春患ひし水痘の餘病に似たれども、實は積憂の結果なるべし穀堂日記に『小春十四日、閣下頗病、癇可ㇾ憂。』とあり、癇とは神經の病をいふ。因て轉地療養として二十二日より伊萬里へ遊行をなし、松浦郡の海灣に峯巒の明媚なるを遊覽し、海潮の風に長嘯せらるゝ一週日にして歸城ありき。同日記に『二十九日、公自㆓西遊㆒歸、薄暮時也、凡八日、公憂ㇾ國成ㇾ病、因有㆓此行㆒、砦長等頻議㆓後房事㆒、不ㇾ知㆓大體㆒可ㇾ慨、公疾大安、可ㇾ慶。』とあり。　公の癇を病まれしは、頗る戰慄すべき事にして、茲に少しく鍋島家の神經系統を考ふるに、高祖父乘輪公は凝性（こりしやう）にて國文學に執心し、祖父泰盛公より書籍を盡く取り上げられて、再び見ずとの誓文をさゝげられたりしが、曾祖父海量公亦六十九歳の壽を

公の積憂を除かむとて通女中を進めむとす

享けられしも、晩年眼病にて佐嘉に隱居し、法號を慈明活眼といへり、失明せられたるならん。祖父泰國公には潔癖あり、巍松公亦拘忌多し。閑叟公九人の兄弟の中に、二人は病を發し、三人は健腦にあらず、只內匠頭直孝安房茂眞、播磨茂快の三人のみ健全なりしが、體軀の發育充分にて、長身偉大、之を望めば力士の如く、音吐朗々氣力剛勁なりし其中の安房の如きも、皮膚痙攣して物に拘忌するの神經質を免れざりき。閑叟公は兄弟の中に發育の最も完全なる美丈夫にて、軀幹の均衡を得たる、洵に美の標準といふべき姿體なれども、亦安房と相似たる神經系統を有せらるゝは掩ふ可らざるものありき。今や英氣勃々身を挺して庶政改革の大難局に當る三年、諸事の葛籐繁く纏はりて、整理の苦心は只さへ容易ならざるに、又太公奉仕の孝道に心を痛めらるゝあり、事細大となく刺戟多くして遂に神經衰弱を誘致したるにて、實に危險の甚だしき事なりと謂ふべし。然るに近侍老輩の憂慮は淺薄を極め、其便安を供して情意を慰めん爲に、寢室の通女中を進めんとて頻りに周旋する所ありたるは、今の生理學より言はゞ多少合理の點もあらんと雖も、

十九歳てふ血氣盛の青年に對してかゝる心遣ひを策の得たるものとせるは、畢竟遠慮なくして近憂に驅らるゝ庸人輩の姑息手段にして、亦殘肴冷炙に集まるものゝ迎合し易き事のみ。蓋し之を鋭意改革に當らんとする公に侑むるは、益なきのみか却て害あるべければなり。されば其間に處する穀堂以下の學問ある者に一層の苦心を長ぜしめたり。穀堂日記に『十一月二日、賜西行所捕鯉魚、台況平安可喜、昨日所啓沃、啓長勤椒房事、實宦豎之見、有損盛德、因請遷延、又論内相一人當東上更張、而其人當擇及天錫、不可去左右、皆蒙密允、此時更張之機大可慮。六日、時後宮之議、坂井藤崎等主張之、可憎。十八日、閣下不豫未痊、可憂。』と見ゆ。坂井は彌兵衞、藤崎は一學並に御側頭の老人にて、一學は穀堂の姉婿なり。此等の人を主として公に通女中を侑めしむると共に一方江戸邸改革の爲めに一人の牟田口藤右衞門を東上せしめんと議せりしは、適公の病をして益々重からしむる所以のみ。而も彼等は漠として之を悟るべき能力なく、徒に焦慄して穀堂等に苦心を與へたり。

斯かる中に更に公の心痛を增さしむべき大沸議は起りたり、卽ち昨年來

老公自己の東上を嚴達す

主任國老東上の延期を乞うて老公の激怒に觸る

仰出されたる老公東上の事なり。老公は參勤猶豫を請うて江戸に上らざること既に十年の久しきに及べれども、藩の財政は猶依然として困難を稱したりしかば、老公より途に來春は必ず發途すべしと嚴命ありたり。されば政府も其準備の爲めに十一月十九日三の丸御年寄坂部三十郎を招いて詮議を重ね、大體は出來得るだけ經費節減を斷行することに定めしが、第一に老公出府中の居寢新築の要あるなどにて、道中雜費より始めて少くとも一萬二千五百兩を要するを以て、之が調進は御側に於て引き受くべく、又在府三年間の經費としては、老公御遣料六千五百石の外に每年千五百兩を增進すべく評決しその引當として正米二千五百石の地面を引分にして支辨することにせんとせり。然れども國家、多事財政困窮の際にてこの議を實行するは到底財計の許さゞる所なるが故に、主任の國老より延期を請はんと決議したりしが、忽ち老公の激怒に觸れたり。穀堂日記に『十月廿七日、南涯密話、三城東行係國家休戚、大臣將諫止、又曰、政雜分派甚害事、將合之、而老參政等持異議、因有議、閏十一月十一日、三城東行事未決、要路議論紛紛、國事可憂、

公の江戸參勤費決定

且將ニ木下氏爲ニ三城内相、是出レ於ニ三城意、禍根可レ慮。」とあり。此老公東上の事は、五月、土佐、十左衞門、主水の三人へ總理を命じ置かれしが、明年は公參勤の當年とて費用莫大を要するが故に、此上更に老公の東行費を辨ずるは、迚も經濟の許す所にあらずとて、政府の議として已むを得ず老公の東行を止むるに決したるなり。

公の參勤費も亦去秋引受の額にては不足なるを以て、十一月に至り此度は家老以下隨行の人數八十一人減ずることと爲したりしが、次で江戸邸の費用、參勤費等を協議し、左の通りに定めて伺ひ出でしに、

一　金三萬三千七百兩餘　江戸方（附箋本文の通りにて、成丈遣合す樣可レ取計。）

一　銀六百三十二貫五百目　御參勤費片備（附箋以ニ別紙ニ及ニ示談。）

一　銀百二十二貫七百九十目　御國許諸役所（附箋米立金立兩樣にて差廻す樣）

内廷より附箋の如く達せられ、此分にて内庫に引き受け、爾後に生ずる臨時

東上御請の次第を三の丸に通ず

費は金二百五十兩以下は引受額中にて之を辨ずべく、以上は政府より差し出すことに決定す。片備とは、參勤の隔年なるにより、毎年此額面を備へ、二年分の兩備を一度の參勤費に使用するをいふなり（第九章にも出づ）

斯くて外廷は老公の東行を止めんと議するにより、老公の意甚だ平かならず。閏十一月十七日三の丸御年寄坂部三十郎老公の旨を承けて二の丸に往復する兩度、其決答を促すこと頗る急なりしかば老公出府を諫止すべき評議の確定せざりし政府は、兎に角承諾の旨を答上せんと、其日御年寄鍋島市佑、伊東孫兵衛の兩人三の丸に出仕し、孫兵衛より御請の旨を言上しければ、老公大に喜び、殿樣の御高配故に右の次第と、別て御滿足に思し召さるゝ旨、坂部三十郎を以て二の丸に通ぜられたり。穀堂日記に『閏十一月十七日、昨因三城事、内相以下有憂懼、十八日、聞昨夜三城事體甚佳、老公至二城與閣下相驩、然識者察非本心、木下大監拜三城内相』とあるは御年寄の使を老公と誤聞せるならん。若し老公の親ら二の丸に至らせられしならば相驩も亦實なるべく、老公は政府の承諾に乘じて、表面公に謝意を表しつゝ、今後異議

復び延期を乞うて老公の赫怒に會す

を挾む餘地なからしめんとせられたるなるべし。木下大監は曩に御年寄となり、老公の寵任を得しに、讒を受けて隱居を命ぜられたりしが、復起して舊職に復せられたり。

此際兩城父子の間は諧和したれども、輙もすれば之を離間して公の政治を妨げむとするもの多く、老公東上の意を逢迎して種々の畫策行はれき。無論老公の關知せられざりしもの多かるべし。十九日政府より、東上の準備未だ整はざるを以て、心外ながら來春は御延引相成る樣と老公に上申せしに、老公は僅二日前に出府を承諾しながら、今更中止せんと欲するは我等を愚弄するものなりと忿怒せられ、仰出の書付を二の丸に送り大に其不都合を詰られたり。公は大に驚き、直に三の丸に至りて拜顏を請ひ、親しく陳謝せんとせられしに、老公は風邪とて面會を許されず、面談せで叶はぬ事ならば、病を押しても面談すべきも、さなくば取次に申されたし、如何の用向にかと、冷やかなる挨拶に、公は大に當惑せられ、強て面談を求むるも却て意に逆ふべきを慮り、御出府御延引の段、心配不行屆、甚以恐入迷惑の旨を取次の

左右の離間策と穀堂等の苦心

重職に託して悄然として歸り給へり。是日の穀堂日記に『上局觀ニ申樂一、三城東行雖ニ議決一而遷延後レ期、因レ輟ニ來春東行一、老君赫怒、將レ罪ニ官僚一、事體可レ憂、閣下俄止レ樂赴ニ三城一有レ請謝之事一、內相其他往復紛々、內相以下及余、亦捧レ書待レ罪、時事可ニ深憂一、過ニ四更一而歸レ家。』とあり。此時公は猿樂を中止して三ノ丸へ陳謝に赴かれたるに、時期既に後れて東行を輟むるの已むを得ざるに至り、遂に老公の赫怒となりたりしにて、唯面會謝絕の內容に至つては頗る疑はしきもの多し。

一方には公の通女中を進めんと頻りに周旋するものあるを以て、穀堂は奥小性永山十兵衞(二〇)へ密に意を含め、公の燕間を以て諫止せしめしに、翌日永山より公の意は確として金鐵の如し、御安心あれと申し越せり。又一方には牟田口を東上せしむる議尙あるを以て、中村彥之丞は穀堂を訪ひ、時事の甚だ憂ふべきを說き、若し彼にして遠行し、公の左右を離るることありては事體容易ならずと、種々に密談を凝らし、丹羽久左衞門も亦至りて井內南涯の事を告げ、種々公の左右を離間する形跡を訐いて議する處あり、穀堂は侍醫福地道林を招いて公の病狀を問ふなど、實に苦心に苦心を重ねたり。

東上延期請願により諸臣罪を待つ

さて外廷は老公の東行を沮みたるにより、三國老始め相續方請役所の相談人等盡く用捨を申込み謹愼して罪を待ちたれば、政務曠廢の故を以て其中一名づゝなりとも急に用捨御免ありて出でゝ執務する樣にと內內伺ひ出でたれど、省せられずして各局へ急に差次を命ずることゝなり、相續方頭人差次に鍋島監物、請役所相談人差次に成富舍人助を命じ、卽日より出勤して執務せしむ。此間二の丸御年寄鍋島市佑のみは宥免せられて出勤じたり。御側頭牟田口藤右衞門は其議に與からざりしを以て初めより用捨書付を出さず、よつて市佑と共に其間に盡力せり。其他の御年寄御側頭等は罪を三の丸に待つこと十二日に及びて、是月の晦に御側頭御側目附等は歸宅を許されしも、他は猶宥免なし。十二月朔日御年寄歸宅の許可ありたれども、外廷は尙免ぜられずして、人心猶恟々たりしに翌日老公より參政以下の罪を議して申し出づる樣政府へ仰せ出されたり。公は老公の意を慰めんと、七日誕生日の祝に猿樂を催し、且つ自らも一曲を舞ひ、翌八日は三の丸に相撲を興行し、亦親ら臨みて只管老公の意を和らげんことに力めらる。

諸臣の處分一

政府に於ては請役所相續方の罪を議すと雖も、其罪狀の捉ふべきなく吟味數日に亘り、十二日に至り纔に之を決して伺ひ出でしに、老公は猶輕きに失す、更に再議に附すべしとて却下せられしかば、重ねて之を伺ひ直し、十七日に至り左の通り處分せり。

金御紋御祝に付御宥免を以御叱	御相續方頭人	鍋島土佐
	同	鍋島主水
御叱捨	請役所頭人	鍋島十左衛門
御宥免を以役被差迦御叱	御相續方相談人	中野神右衛門
	同	井上孫之丞
御宥免を以御叱	請役所相談人	鍋島隼人
	同	岡部造酒
	同	大塚賴母

是にて此一件の局を結び、餘り重き處分に至らずして事濟みたれども、三國老の閉居謹愼は猶宥免せられず、御年寄等頻りに救護すれども、老公之を抑

へて決定を與へられずして、凡そ四十日を經て二十七日に至り、始めて用捨御免を達せらる。蓋し逼塞相當の日數にて赦さんと當初より老公の意量ありしによるなるべし。穀堂日記に『十二月廿九日、土州以下則雖如冤枉、然結局如此、不至太甚、國事猶可爲也、然人物極乏而莬裘擅權甚可憂。』とあり、是日請役十左衞門病を以て職を解き、監物之に代り、成松萬兵衞相續方相談役、藏方頭人に命ぜられ、是に老公東上中止事件の洶濤は斂まり、土佐、主水は更張の事に任ずる故の如くなり、尚人意を强うせしむるを得て、多事の是年は暮れにけり。

天保四年癸巳、公年二十歳なり。穀堂日記正月八日に『啓沃數刻、英風雄心可欽仰、因嘆不能奬順之罪、然終成大業無可疑、可慶。』とあり。去年神經の病ありしに、猶毅然として藩政更張に奮發せられたるを見る。是を本年の冐頭として爾後の事を述ぶべし。

さても客年の末老公の赫怒により内外の重職四十日の長きを閉居して漸く事の落著したるは、初めより老公の胸中に成竹ありたるが如しと雖も、

老公に對する公の苦心

公の病猶未だ全癒せざるに餘りに改革に心勞せられしを以て、三の丸よりは陰々掣肘加はり、公に親近輔導したる穀堂始め井内等を排斥し、他人を以て代ふるを公過勞の緩和劑となしたり。かの穀堂日記に『二十日、過天錫內議木下事、廿三日、將以木下爲內相、而台意不可然、因三城事、勢不可已、可嘆。廿四日、與牟田口天錫有議、是止木下之事、而失機會、可惜。二月五日、木下事可慨、南涯事、三城異議可惜、然成否未決、閣下不豫未平、可嘆。六日、時事可慨、夜赴鍋內相(市佑)深話。八日、南涯近侍事不成可慨。九日、台況稍安。三月朔、永山生報閣下病大安、可慶。』などゝあるにて之を徵すべし。今年に至り老公は信用する木下大監を三城に入れ、公の側にある者を改め、是に由て一は公の病に障礙を少からしめ、一は改革の事を緩弛せんとせられたれば、公は之に處して其輕きには聽從し、重要事には主義の把持に努められたりとはいへ、兎角に政務は困頓して、意の如くならざりしに相違なし。されば其病も一起一伏定まらずして歲を越え、左右にある者の憂戚を增さしめぬ。されど公は意志を堅固にし、而も溫和純粹なる態度を以て、老公の慈愛に順ひて從容解

說せられしかば、其間の圓滿は、以て政事の破壞に至らしめざりき。之が彌縫調和に力めたる公の苦心は想像に餘りあり、病勢の頻りに弛張するも亦故なしとせず。三月に至り中野神右衞門、井上孫之允も老公の怒解けて復職したり。

敷山神社建立

是より先き二月の初め、執政鍋島監物へ、家督入部につき、歷代の先規に遵ひ、法華萬部の修行あるべきを仰せ出されしかば、諫早豐前を頭人に命じ、妙覺院を導師と爲し、四月より開闢して五月に至り結願となれり。是は、天文七年龍造寺家兼(剛忠)公の始めて水ヶ江城に於て萬部修行ありしより、家運次第に興りて遂に肥筑に勢力を發展するに至りたるを以て、採つて當家の佳例となしたるもの、代替りには必ず之を行ひ、連綿繼續し來れる盛典なり。

公頻に武藝を演覽す

其間に公は武術奬勵の事を始め、二月十六日、敵繰（てつくり）に於て騎射を覽、十九日より日割を以て諸流の大砲術を覽、三月二日より白石山に赴き猪鹿獵をなし、

獵終りて塚崎の溫泉に入浴して病を養ひ、八日歸城後、更に十八日には岩田に赴いて石火矢の發射を覽らる、是等は公の雄心を鼓作する好補養となりたるならん。當時公は學課として書經を會讀せられしに、十二日に及び去年來病の故を以て暫く廢せられしを復興し、更に二十五日には追々親衞隊の調練を覽ることを發表し、演習の準備を命ぜられたりしかば、御年寄を始め政府の相談所仕組所に集合して協議を開始せり。

敬山神社造營の議

却說三月二十四日は法雲公（龍造寺隆信）の二百五十年忌に當るを以て、宗龍寺に法會を執行せられたり。先きに泰國公の日峯公百五十年忌を了へて松原神社を勸請ありたるは、藩祖に對する藩中崇敬心の具象化ともいふべきが、其後遠からずして法雲公の二百年忌ありしかど、既に百五十年忌の後、延享二年、隆信公を深恭靈神、政家公を功勝靈神、高房公を通豐靈神となして向陽軒の中に各、祠られたるにより、祀祠造營の議もなかりしに、今度の二百五十年忌の勸修に及んで、松原神社の例の如く、京都に明神號を請ひて神社を造建せんとの議起り、遂に其順序を運ぶことゝなれり。抑も藩祖を神とし

肥筑の風俗と神怪の說

て崇拜するは家中の敬慕心より來ることにて、素より理論には問ひ難けれども、我藩にては此兩祠造營の議の必ず起るべき理由あり。蓋し『葉隱』に、我家中の龍造寺が鍋島に移りたる由來の歷史に就て研究の要あることを主張せるに、學問の進步は、自ら其批評研究を促すに至り、松原社の創建に對して法雲公の祀祠なきは龍家系統を主張する人の以て龍家に薄しとする處となりたり。且つ武人の信仰心は義勇に結び付いて精神的に一の觀念を凝固するものなるが故に、從來の昔物語にも、憤激して死に就かむとするや、七生以て必ず我が存念を達すべしとの語を遺すを壯烈となせるなど、平生氣魄强き人が非常の最後を遂ぐれば、死後には其靈魂の出現を見るべしと信じたりしが、殊に九州は古來託宣の流行する地方にて、就中室町時代より肥筑間の風俗は其等の神怪を說く事盛に、明應の末新少貳高經の廣瀨山に憤死するや、神と崇めて之を境原驛に正一位若宮明神として崇祀すると共に其神靈は尙往々に出現すと言ひ囃し、或は又天正の初め高木鑑房が佐留志に憤死したるを荒人神と祀るなど、其例に乏しからざるものあり、乃ち隆

社城北山に決す

信公の戰死の如きも亦肥筑人の最も憤慨する所にして、其豪邁なる氣象は神靈となりて出現すべしと恐怖したるも事實なるべし。其後高房公の發狂ありてより此恐怖の觀念は更に厚きを加へ、爾來或は隆信公の神靈を發せり、或は天祐樣の靈現はれたりなどとの流言佐嘉人士の間に頻々たりしかば、時恰も隆信公の年忌に相當し、而して公は神經衰弱症に罹り、御側の男女は競うて祈禱祈願を凝らせる際とて、法雲公又は天祐公の靈異を說くものの紛々たりしは必然の事ならん。此頃の事にてありけん、公は八戶の天祐寺に堂參して天祐公の靈牌を拜せられし時、首を擧げて堅坐し、暫し前面を屹と凝視せられしが、其儘立ちて出で給ひ、其後は天祐寺堂參を廢せられたりと言ひ傳ふ。此等の事情も加味したるか、八月に至り三靈神の神社造建を愈、議決せられ、初めは北山に其地を定めんとの議なりしが、其後數、變じ、十月には古賀穀堂等、城東の高尾村に往いて其地を相せしに、是も亦故障あり、二十四日に至り北山の小川村に決定し、遂に社殿の造營を始められたり。

更張延循し公病を修養す

公武富氏の聖堂を拜す

四月三日の夜、公は牧玉山、古賀朝陽等を集めて詩會あり。十二日の日木下大監を大目附に轉じ、伊東孫兵衞代つて老公の御年寄を命ぜらる、穀堂日記に『時期頗來、可慶、藤任(一學の子)等因此事經營甚苦、眞竪寺之見、可嘆。』とあり。此木下を老公の側より排斥するには頗る周旋苦配したるもの多かりしなるべし。蓋し兩城の間は自ら朋黨の觀あり、改革事務の澁滯も、公疾病の起伏も、亦こゝに其の因を發すればなり。◎かくて、公入部の年に其修繕を命ぜられたる武富氏私建の大寶村聖堂も漸くにして其竣功を見たるを以て、是月二十三日公は弘道館に臨みたる末に、大寶村に往いて之を拜し、鳶魚齋に於て詩會ありき。穀堂日記に『閣下莅學、謙赴焉、既赴大寶村聖堂、有詩會之擧、謙及井內、吉村、朝陽奉陪、設書畫會、旁及治平之論、感戴無量、駕旋後主人供賀詞。』とあり、主人は武富治兵衞安資といひ、精里に就いて學び、槍術に達し、門弟に授業し、士籍に列せるものなり。是等の事亦公の病輕癒したるにより、其意を

慰めんが爲めの催しなるべし。斯くて五月八日鍋島彌平左衛門を隱居より起して相續方と爲し、以て仕組所を兼ねしむ。是より先き二月鍋島主水仕組所頭人を兼ねたりしに、今又此任命ありたるは壯年者の外に老功の國老をも加へて、自ら兩公の間を調和せんとする意なるべし。此間公の病症は起伏猶多く、是月の初めよりの氣體は、政事に勞するに可ならざるものありしを以て、穀堂は永山二水を招いて密々に公の學問の事を議したり。蓋し常に側にありて公を慰勉しつゝ、性理學の主持する存養省察を以て其の精神の修練に資すると共に、公に勸めて靜坐吐納法等の心理的工夫をもなさしめむと協議したるならん。

蘭學の佐嘉に盛ならざりし理由

穀堂日記に『七日、成就院文會、島本良順爲レ主、談二西洋社中萎薾無二至者一、因嘆士俗衰颯、絕無二意氣一、不レ如二且止一。』とあり。島本龍嘯は蘭學の主唱者なり。元來佐嘉の侍には好學の志鈍きもの多かりしを以て、西洋學に指を染むるもの乏しきも亦怪しむに足らざる現象なれど、唯想到すべきは、元年高橋作左衛門の獄決して、其連累の罪科に處せられたる以來、幕府間には蘭學者を目して

賣國奴と爲し、之を憎嫉すること甚だしかりし事にて、其壓迫の影響は自然佐嘉にも及びて、蘭學の衰へたるにてあるべし。

十一日は公打毬を催されしも、十九日より復た不豫にて臥床を見るに至り、遂に保養の爲めに屢〻諸所への遊行あるに至りたり。穀堂日記年末の條に『閣下不豫、且有㆑可㆑怪事、屢作㆓出遊㆒、至㆓秋冬㆒稍安、春夏間、督長等有㆘進㆓女御㆒者㆖、然巍然不㆑肯、與㆓天錫德夫㆒(永山)密議頻々、更張之事大興、內外省減、歲豐莅學例月不㆑廢。』と、本年中に於る公の事歷は、簡略ながら之にて知るを得。可怪事とは敷山社建立の事より他に聯想せらるゝなし。出遊の頻繁なりしは、側衆がその病を氣遣ひての慫慂にもよるべく、從つて女を進めんとする周旋の猶頻りに行はれたるは推知するに難からざれど、之は公より排斥せられたるなり。而して政治改革の腹心となりたる者は、牟田口永山等なりしことも此に明かなり。是等の人々は頻りに公の病を慰安すると共に、此難關の通過には、學問修養の工夫を專要となし、よつて勉學を勸むる數次なりしを想察せらる。斯く公の政治に憂苦して病を發するに至りたるは、久しき積弊を改革

歳計豫算に始めて餘裕あり

するに方りて種々の事情の纒綿したるに逢遭せる外、不幸にも就國以來年々農作の收納惡しくて、爲めに財政整理の實を擧げ得ざりしこと最も其有力なる原因なり。然るに爰に天祐ともいふべきは、幸に是年の豊作なりしに加へて東國饑饉による米價の大騰貴を致し、意量の外に收入の增多せるに因て歳計豫算に始めて餘裕を見るに至りし事にて、物窮まれば通ずてふ譬の如く、卽ち公の本意を達する端緖となりたるものなりしなり。

彌平左衞門は政府に入りてより、主水と共に國政興隆の議を進めしが、五月二十五日節儉仕組の事について內外の重職會議を開き、其結果、六月十一日御仕組所より左の如く伺ひ出でたり。

國家興隆仕組を立てらるゝには、舊例古格に拘はらず、創業の意を以て公儀他邦に係る事も省略せられ、有米にて遣合せの規定を押立つる樣、且は仕組年限を七箇年と定むべしと、最前伺の通り仰出されたるに付、內外の役々吟味を遂げける處、長崎御番の手配を增し、其外大臨時費打重り、其上當時公邊御勤向多分になり、殊更舊借金の拔差出來ず、御目安の不足多分

に有ㇾ之に就ては、無ニ餘儀一廉々を省略して、目安の通り取計ふ方に可ㇾ有ㇾ之、さすれば向ふ未の秋までに不足充合ふべく、特に又家中年末分高の獻米を差上候へ共、今に別段獻米相增し、勤めの面々は尙一箇年御合力役米等相省き、獻米は休息並に可ニ差上一、尤も前役の通り凡そ見渡しはつきたれども、臨時の備へ無くては下ニ相濟一に付、右は別段評議可ㇾ仕候。

此等の申請は、三の丸よりもさしたる異議あるを見ずして通過したれど、穀堂日記に『十日、因ニ更張事一、三城有ㇾ旨、雖ㇾ如ㇾ惘ㇾ下、實可ㇾ慮。 十四日、三城事難ㇾ處、公頗憂慮。』とあれば、兩城の間猶意思の疏通を缺き居たるを知る。 其後公より左の通り仰せ出さる。

別紙吟味の次第は無ニ餘儀一相聞ゆ、第一當節の事格別の手を著けずしては仕組行屆かざるを以て、已を得ざる義なれども、なほ思惟する處、家中の獻米を勤休の別なく差上げ、役米皆省くとの申合を致せしは、下を以て深切の志は神妙に感悅せしめ候。 然しながら年來大獻米を差上げたる末にて、一統難澁の央に彌が上に其通りには仰付られ難し、殊更御勸めの主意

も缺き、一課銀米增減の筋のみに無之、專ら御仁意に相悖る義に候。孰れ一般に奉公を競進む通りに無之候ては、國家興隆の基礎も却て手薄く可相成歟。一箇年の義に候へども、何分評議の通りには仰付られ難き事柄にて、大殿樣厚く思召さるゝ旨も有之、何とか吟味候樣。

這次の別段獻米の賦課率

穀堂が老公に對して如憫下といへるは此獻米の事をいふなるべし。『一般に奉公を競進む通りになくては國家興隆の基礎も手薄く成べし。』との論理は、文政以前には聞かざる所、必ず公の加筆せられたる鳳鳴なるべし。斯くて獻米は九月の末に勤者のくつろぎ高を三ヶ一に差し當て、三合六勺を減ずる率にて收納し、役米の皆濟を弛めて潤飾して渡すに決せり。此別段獻米の率は千石以上は五石に付五合に當るといふ。

穀堂日記、に『十八日、近來有三城以少正卯爲暬長事閣下自往說老公而後其事止、代以嘉村源左、此段天錫甚力。』とあり。既に去年七月の穀堂日記に、牟田口を招いて少正卯の事を議せること見え、今又此に其御側頭就任の議あるを記す。抑も少正卯とは何人ぞや、言ふまでもなく老公の嬖臣にて、公に親

近したる人々よりは指彈を受けたりし奸佞の人物なるべし。公の病ありて以來、公に信任せられたる者は種々の排斥をうくるに至り、穀堂にさへ公の東上に隨行すべき下命なき有樣にて、牟田口等再三の周旋も、其效なくして國に殘さるゝに略ぼ決定し、永山德夫にのみ二十二日に至りて漸く隨行の命下れり。此頃は、かの仕組所申請の後を承けて、御側にありても儉約の事を議せると共に、御年寄伊東孫兵衞の病を以て職を辭するあり、而して東行には騎馬供を始め種種省減せられたるもの多かりき。又同日記に『廿一日、有二失心者一入二三城一見レ捕。廿七日、因二失心者一入二三城一、彼内相督長省蒙レ罪不レ出、自二城一牧内相、藤崎督長、横山内監禁日兼レ之。』とあり。此事は注目すべきが如しと雖も、實を究むれば、保休館に入り、菓子を偸みて押入に隱れし國分村の百姓太三郎といふものゝ、女中に見出されて、堀を渡りて遁れ出でんとしたるを捕へたるにて、眞の狂人なりき。但事柄ゆゑに御年寄御側頭は譴責せられたり。

古賀穀堂參府に隨はず送序の文を上る

穀堂送序の文を上る

九月五日公は學館に莅みて文學武藝の講業を覽らるゝと共に、病もやゝ輕快に向ひ、參勤の發途期も近づきたれば告別の爲めに老公及び公子女を會して猿樂を興行し、併せて法華萬部の修行濟みを祝賀せらる。穀堂はいよ〳〵東行に隨はざるを以て、十二日に永山德夫を招いて、奉送の文章を呈し、公の學問の事を論じて爾後を勸勉したり。其文に曰く、

自古大有爲之君、必遭遇患難、困心逆志、然後能成其才德、必得可大有爲之人、而又必遇大有爲之時、而後其盛德大業被乎當世、而煥乎無窮也。故雖有大有爲之君、苟無其人與時、則姑沈潛晦昧、以待其時之至、譬猶獨拍不爲聲、與其叫聒而無益於事、不如靜以待之也。然而天下無不可爲之時矣、雖有遲速久暫之別、而時機之至、本無間斷、非曠日持久之謂也。

と。こは患難に逢遇し、心を困しめ志に逆ふものに接して、始めて能く才德を成すを說き、以て姑く沈潛晦昧して時節到來の待つべきを勸めたるもの

これを一篇の冒頭となして次の事實に入れり。

閣下髫齔、臣承之保傅、便蕃左右、仰瞻天資岐嶷英邁非常、及舞勺之年、温然粹美、經文緯武、禮賢下士、而英邁之氣倍於往日、令德日新、聲譽洋溢、臣不堪抃躍、竊意閣下信大有爲之主也。

以上は江戸藩邸に親侍して接せる公の幼時よりの性格を叙す。丰神躍如而も溢美の語を著けず、其事實は既に引いて讀者の熟知するところなり。

既襲封入藩、百姓顒々額手驩呼、如對神明、來蘇之言周乎四境、乃宵旰匪懈、側席佇賢、奬勵文武、賑恤民隱、嘉謀徽猷、不遑縷載。然而度支之窮實臻其極、士風之弊牢。難猝改、入藩既閲四載、未奏治績、積弊之久、盤根錯節、輪囷糾結、而未見分解。人々惶惑、各懷不安、其心若曰、豈其勵精求治之不如前歟、抑措置失當祕政大行歟、將天時人事未至、而不能以挽回頽運歟、雖臣之久在內廷、亦竊疑焉、因試論之。

以上は入藩後に於る政治改革の困難を、度支の窮と士風の弊との二項に分ち其積弊の久しき、盤根錯節、輪囷糾結して、救濟の容易ならざるを、前の困心

逆志と對照して論理をなせるものゝ之を一大段とす。

方今之勢、譬諸久病之人、頭暈瞑眩、手足厥冷、而體中元氣未全虛耗、處之以劇、則恐其攻擊而招禍、處之以緩、則恐其孱弱而自斃、緩劇之間良工之所以苦心、而要之、其究未嘗不奏全治之效也。

以上は前節に所謂試論之を承け、時勢を久病の人に譬へて更に論鋒を進めたるもの、甚だ切實なり。緩劇の間に良工の苦心存ずといへるは、是公の穀堂に教を得んと欲せらるゝ所にして亦以て穀堂が公を賛助する所以なり。而して事に當りて公の英邁は、彼の數々嘆美する所にして、又左右を離るとも憂慮を用ゐざるなり。以下を入題とす。

閣下自去歲臨藩患痘之後、尊體違和、視息愆度、是以醫療百方、咒禳競興、方其始人々愕眙疾感、如嬰孺之患母之疾、近聞稍向安、衆心粗恬。然而外間士庶猶疑、以爲閣下入藩之始、康健無病、然乃今若此者、蓋出於憂國焦勞之餘而然、其在官員、除內外近侍外、不識其詳、亦以爲然。頃證諸侍方之言、乃謂肝虛之症、獨因閣下平素之事、考之所謂出於憂國焦勞之餘者、未必大相違、而其所致

虛、亦職之由。

以上公の病は憂國焦勞の餘に出でたりてふ外評の事實なるをいふ。

何則閣下之在邸、靑宮之中、錦衣玉食、傅姆承奉、諸頤爭奏、而尊意不撓、毅然向道好論治亂、希望英傑、意謂一國平治之事、可唾掌而致。　然乃屯蹇如此、竊揣尊意、憂積爲疢疾、此在中主、或可稱有憂國之心、而至於英邁非常大有爲之君、則不免乎姑息拘泥之誚矣。　故臣願閣下益廓其度、致其英氣、如天地之無所不容、如造化之無所不生、國無人則陶鑄鼓舞、以成其才、時未至則藏鋒蓄鋭、以待其時、所謂盤根錯節者、泰然處之、猶敵國外患之困我逆我而反爲我助者、豈不欣然而願之也乎。

以上は、公に勸むるに其度を濶大にして英氣を致し、鋭鋒を蓄藏して時を待ち、以て盤根錯節に處せんことを以てせるもの、好んで治亂を論じ、英傑を希望すといへるは、公の丰神を描きて眞に迫るを覺ゆ。　一篇の機軸は此段に在り、以下は更に他を引いて之を證明す。

夫文王大聖也、然有羑里之厄、高祖英主也、然有白登之圍、當其時性命之危在

呼吸之間、而從容處分、不爲少屈。　閣下之憂、雖深且重、未至如彼而危殆、而況藩國之大、未必無其人、而得時之間、亦一日萬機、不徒默々而已也。　故又願閣下愈益發憤講學存心養性、以建不世之大業、以爲天下之依歸、實此時也。　於是乎彼盤錯者、分解乎利器之下、而霍然沈痾之去體也奚疑、臣竊指目以待焉、及事成之日、將揚々號乎衆曰、天下大有爲之君、舍我閣下而其誰也、然臣亦有榮焉。

以上憤を講學に發し、存養の工夫を以て時を待たんことを公に勸む。　四月に永山二水と贊談したるも亦此にあるべし。　是を一篇論理の歸宿とす。

今玆癸巳季秋、熊車將東、臣留守在藩、攀望征轅、不勝眷戀、敢撰數言、以倣贈言之遺意、謹獻諸左右、以供乙夜之覽云。

斯くて二十二日より公は江戸參勤の途に上らる。　日記に『閣下自今日赴江戸、召內官有台意、天氣晴朗、儀仗精明、奉辭凄酸、予不加東覲而留守者自入內廷僅二回。』とあり、暫時の別なれども離情の纏綿せるを見るにぞ。

右の一篇は穀堂遺稿中第一の大文章にて、其友人賴山陽が樂翁侯に上り

一篇孔明が出師表に比すべし

し書と一對の雄篇として傳唱せられしものなり。是を詞藻より評せば山陽の文致饒かなるに及ばずともいはん、されど境遇より之を見れば其衷懷の惻々人に迫るものあるを覺ゆ。蓋し、先代より斯道を行はんとの抱負に憤慨を積み來りし毅堂が、玆に英邁非常の主に遭逢するに及んで、其幼時よりの敎育を寄託せられ、是を佐けて宿志を遂行するに至れるは、實に千載の一遇にして、夢寐且忘れざりし彼が理想は、こゝに實現の機運に會したりしに、人生不如意者十之八九の語の如く、公焦慮の餘りに神經衰弱を兆せるのみならず、彼亦遂に姑く其左右を離るゝの已むなきに至れるにて、毅堂の衷情は其れ果して如何なりしぞや、誠に肢體も碎けんばかりに憂苦したりしなるべし。右の一篇は此境遇より成る。其誠意を推さば諸葛孔明の出師表にも比すべき忠愛に富めるものにして、一讀自ら涙を禁ずるを得ざるべし。而も其際に當り毅堂は泰然として濶大の度量を表し、公を慰藉するに、姑く沈潜晦昧時を待ち、講學して存養を勉め、其の間に機會を養成せらるべしとの旨を以てしたるは、是れ大儒たる毅堂の本領として敬服すべきとこ

ろにして、山陽の穀堂を畏友となして推服措かざりしといふも洵に然るべし。

遷序の草せられたる理由

回顧すれば三十年前、英艦の長崎闌入によりて老公の逼塞ありしは、入部より纔に四年後の事にて、其時藩政の解決の纔に其の緒につきたりしを目して、穀堂は之を長議と誇りたりしに、今や公の初政にありて亦荏苒四年を經て纔に政緒一端の解決を見るのみ。而して公の病を發せらるゝに方り、此文を呈して姑く時を待つべしと勸めたるは、飜言矛盾の觀なきに非ずと雖も、穀堂の胸中亦別箇の解釋を加ふべきものあり、歴史の進化的考究も斯かる點に無限の趣味は誘き出づべし。蓋し公は自ら事を斷行し得る明君なり、決して傀儡的にはあらず、亦穀堂も黒頭巾的にあらざるを以て、文中にも言へるが如く、中主の憂國は他方に待てども、公の如き大有爲不世出の英主にありては、初政以來の更張事務盡く其意中より出で、穀堂は賛成者たるに過ぎざれば、東西に隔離するも政務の進行には敢て憂慮を要せず、只綏劇の度を制するに老練を須つあるのみ。因て穀堂は却て公の少年英氣に

騁せて自ら健康を破ることあらんを憂恐したるが此文の主腦にして、待時の二字は婆心に出づ。其婆心に赤誠は溢れて此雄篇を成し、茲に忠厚の至りを見るなり。序に公の逸話を記して穀堂との遭逢を實にし置かん。公の晩年、公子の教育に、顯職を退いたる老儒を延いて講釋せしめんと請ひたるものありしに、公聞いて我等が成長の時は、藩中に學識あるものは只一の古賀藤馬のみなりしに、予は彼に就いて諮問を爲し、其論談より得たる事をば自ら工夫研究して會得し、後に之を實行したり。然るに今は學識あるものの多きに拘らず、兒輩は彼等の特長に向うて論談を聞き、之を選んで自己の智徳を發展せしむることをなさず、徒に他の推選を待つに至ると嘆じ、講釋を聞くは何も益はないぞ、予は幼時より頻りに講釋を聽聞せさせられたれど、其時は詩などを考へて能くは耳に留めざりき、自己の智徳を長せしめんには、講釋を聞かんよりは問答談話こそ切要なれ、種々の論談を聞いて要處は質問を加へ、それに平生の讀書と實際に觸れたる疑點とを討合して、工夫研究を加ふるにあらざれば、知識は増進するものにあらず、兒輩にも斯く警

論を與へよとのたまへり。是公の性格を反映せる最も翫味すべき語なり。

東北饑饉により蓄積を勵行す

太公は公の發途に引き續いて出府あるべく決定し、公より別に資金金千兩を進められしに、十月に至りて、太公の出發は來年正月に延引せらるゝ事となれり。公は發駕とゝもに病に輕快を加へ、江戸著後は藩邸にありて文武の業を盛に奬勵せらる。古賀穀堂は佐嘉に留まりて閑暇を得、已が山莊に遊ぶこと十數回なりしのみならず、時には海上に自適する等、方外の遊を爲して精神の慰勞をなしたり。

全國米價暴騰す

是夏奧羽の氣候寒冷にして農禾實のらず、八月亦關東に大風あり、爲めに米價暴騰し、江戸には幕府より貧民を賑恤し、富豪に勸めて金銀米餠を出して救助せしめしが、諸藩も亦頻りに田畑の大損耗を報告し、奧羽及び播但などには一揆盜賊の起るあり、諸藩盡く津を閉ぢて米の輸出を止むるに至れり。是に於て十月二十日に南部侯より、藩内に風雨打ち續いて五穀荒蕪し、

儉約年限中諸儀式省略

人民飢餓に迫れる事情を告げて、我藩へ米二萬石稻種五千石の借用を申し込まれしかば、豐作の當年に此の如く米價騰貴したる天幸を抃喜し居たる我藩は直に借用米の申込には承諾を與へたりしかど事情ありて遂に輸送するに及ばずして止みぬ。佐嘉には今年より七箇年を限り儉約を實施し、例年歳夜の嘉式鰤魚庖丁の祝ひに、宗室より御側に於る手明鑓格の女まで、勝手に於て鰤頂戴を行ひ、更に來正月五日の祝ひに雜煮を拜領する例あるを盡く中止し、宗室以下正月には喰積にて御酒頂戴に改め、爾來之を例となせり。

天保五年甲午公二十一歳なり。江戸邸も正月の諸儀式は儉約の年限中とて一切これを省き、只鎧祝のみ先例の如く行はれたり。

十五日に公登城あり。さても天運は他に廻れり、病をなすまでに至りし多年困窮の忍耐は蓄積勵行の實現を見るに至らしめぬ。當日公は大廣間に諸國主と對面せられしに、談は去秋の凶作について救濟の事に及び、以後自己の領地も此の如き凶作に逢はゞ、相互に便利を計るべく約して歸邸せ

凶作に備ふべく蓄積を勵す

られたり。十九日に當役鍋島監物を召し、

去る十五日登城、松平阿波守(齊昌)細川越中守(齊護)對話、去秋畿內を始め東國邊の作毛不ㇾ登、就ㇾ中奧羽の間には皆無の處多く、追々餓死に及ぶもの不ㇾ少由風聞す、誠に以苦々敷所に候、九州西國等も何時凶年の到來すべきや難ㇾ計、自然右樣の事も候はゞ、互に救合ふべしとの談話に移り候故、其通り許諾せしめ候。急難相助候義は時宜格別たるべきやに候へ共、抑民の父母として急に臨んで其助を他に求むる事は本意ならず、國の耻辱と存候。仍て假令凶荒の年柄に逢ふとも、良民に飢餓の憂なき樣豫め覺悟致置たく、既に去々年來申付たる取締仕組は專ら其趣意を相兼候事にて、今又新しく申能はず候へ共、前日邂逅の談話頗る念頭に留り、奧羽の急は卽ち我急の如くに存ぜしめ候間、役々意を一にして諸般を取締め、何れの節にも餘裕備はり候樣に尙又心を盡し、且領中下民に至るまで各其分に從ひ雜食等の作略兼々心を用ひて、凶年飢餓を免るべき覺悟油斷なき樣可ㇾ申渡事。

と仰せ出さる。登城中の談話を聞き、奧羽の急を我急の如くに思はれたる

は、三年の貯なきは國其國にあらずてふ語を想起せられたるにて、神經衰弱の爲めなどゝ謂はゞ大なる誤りなり、全く公が天資の發動に他ならず。初年の儉約令に『守護の甲斐なく祖先に對し恐怖。』といひ(第十七章二節)獻米の議に對して『一般奉公を競通に無之ては國の基礎薄し。』といはれ(第二十章三節)たると、一致したる處を翫味すべし。公はその性質上、一度此の如き機會に觸れむか、其本領心銳敏に活動して、人をして感激せしむるを常とす、穀堂が地の據るべきなしといひたる所以なり。雜食の作略とは純米の飯を食はず、麥粟、藷、或は海藻等雜多の滋養物を混和して常食となすをいふ。肥後には粟飯を炊ぐ習あり、公も亦一般へ數々奬勵せられたる事なり。肥前には畑少なく、隨つて雜食の便少けれど、海岸よりは鹿角藻、滑海藻等を採取すべきを以て、之を雜食として士民は慣行したりしかば、爾後山方にて是等海草を採收して拂ひ下ぐること』ゝなれり。無論公平日の食膳にまで雜食を供せらるゝには至らざりしなるべけれど、聞知の儘を言ひ現はされたる所に亦思想の敏捷なる發露を見る。

第二十一章　士風民俗の矯正

太公の參府と公の歸國

江戸大火

二月七日江戸は大火あり、芝の佐久間町より出火して、永代橋、鐵砲洲まで燒き拂ひしが、十日復又大名小路の老中松平伯耆守が役宅より出火し、木挽町、芝口二丁目まで延燒せり。非常の近火とて我櫻田邸なりし盛姫君は、倉猝に御住居を出でて御本丸へ避難し給ひしに、幸に類燒を免れたれば翌日歸殿せられたり。是より先き、太公いよいよ正月十三日に佐嘉を發駕あり東上の途に上られしが、大火後の三月三日江戸に著し、溜池邸に入らせらる。因て公は暫し延留して溫凉を伺はれたり。太公這次の東上は、佐嘉在國十一年の後にて是を旅行の最終となし、爾來暫しは父子の江戸勤めとなりたり。而してその藩主たりし間は、財政の困難次第にその度を進め、遂に參府するを得ざるまでに迫りて、藩中より贅澤驕奢の殿様と言ひ做すに至りた

老公驕奢の實際

れど、實は江戸に於る大名の交際を向上せさせたる時代の趨勢に制せられたるにて、自己享樂も之を究むれば、驕奢濫費として摘發するほどの實もなく、寧ろ不如意がちにして經費の不足を感ぜられしならん。其一代中に江戸にありて豪奢を極められし逸話なるものを聞くに、老公嘗て參府の途中相州藤澤驛を過ぎて、鯛網を覽られし事あり、江の島あたりにてのことなるべし。其時漁獲多くして一入興なりしが、見終りて其鯛を盡く買ひ取り隨員一般に分賜せられたりしを以て、旅中の隨員は其處置に窮し是非なく各自の兩掛に縛り下げて、戸塚、程ケ谷の驛路を通過する奇觀を呈したりき。かくて漸くにして神奈川の旅館に著し、乃ち之が料理をなさしめんとしたりしに、旅館の食饌已に調はりゐて用をなさず、遂に折角の恩賜も只其二三片を味ふのみにて、餘は之を旅館に與へ去れりとぞ。佐嘉の儉約に居て平素は一尾の鯛すら容易に購ひ得ざりし彼等とて、殿樣より拜領せる鮮鯛をあたら棄て去りて如何ともする能はざりしは、亦實に想ふだに痛情に堪へざりしところなるべく、よりて長く話柄となして之を語り傳へたるにて、隨

て太公淵大の氣象を褒むるあれば、他面其濫費を誇るあるに至りたれど、そも漁地に鯛網を覽てその漁獲の魚を盡く買ひ上げたりとて幾許の失費に當るべき。都人士には意に介するに足らぬ小遊興のみ。即ち佐嘉士民の之を目して此く口善惡なく言ひ噺せるは田舍にありて見聞の狹きに因れるなり。是より類推して、閑叟公の出世以前江戸の奢風を田舍にありて彼是誹議したるも、亦實に這般の比例に洩れざるもの多からんと想ふにぞ。財政窮迫の原由は、無用の形式に濫費する宿習累積して、ために經濟の道を誤りたるに在り、個人の得て以て己に厚うする所は幾許もなし。

因に此鯛網の事は必ず是年老公隱居後の事なるべし。其後又或夏金百兩を出して兩國橋下の大川に花火を打ち揚げさせたることあり。江戸中鍋島の花火と稱して兩國橋畔に大群集をなし、川開き以外の大繁華なりけるが、餘りに花火の數多かりしかば、夜半の定刻限までに揚げ盡すを得ずして中止するに至り、見物人は殘り惜しげに散じて滿都の大評判となりたりといふ。而も其價とするところ百金に過ぎず、以て老公奢侈の内容を推知

すべし。

公の御暇は二月の末に出でたれども、太公の出府によりて上使其他の諸式は之を櫻田邸にて引き受くるに至り、公は其同勤等を濟ますの用ありて出發稍延引し、遂に三月十三日江戶を發駕せられたり。今次途を美濃路に取られしが、東濃途上の詩に

昨辭姑射渡琵琶（橋名）又向垣城脂我車、夾路垂楊十八里、時時缺處見金華。

とあり。當時公に三弟あり、一は綾川の腹にて公より少きこと一歲鍋島監物の養子となりて播磨茂快と名乘る、一は堤氏久浦の腹にて備次郎といひ、當年五歲、十五御茶屋に住す、一は江戶在住の同母弟快之丞にて當年十歲、大夫人の鍾愛を受け、共に溜池邸に住まはる。公の途中より寄弟子孝の詩に、

發途未得一行書、近日如何小閑居、憶昨南園好時節、緣陰藉草釣香魚。

と。公は資性至孝なると共に友愛に富み、而も能詩能書なりしを以て、江戶佐嘉隔離の際は勿論、旅中にても親子兄弟姉妹の消息を訪うて書信の交換は絶ゆることなかりき。十歲の幼弟に對しても特に、別後十數日ならざるに

其書信を待たるゝ此の如し。其友愛の深き推想するに餘りあり。快之丞も才性亦穎悟にて學藝に堪能、猿樂をも習はれしに、惜むべし、十三歳にして夭せられたり。

家中に文武の業を奬勵す

四月十七日公佐嘉に著せらる。今次は通常の歸國なるを以て、宗室以下國老は一格毎に總代一人づゝ轟驛に出で迎へ、十二組の侍は袴羽織にて高尾宿に迎ふ。公は歸城の後は、例の如く長崎の巡視ありしが、彼地の藩邸今春類燒して鳥有に歸せりしによつて、滯任なくして五月朔日歸城ありき。留守しゐたる古賀穀堂は、七日御年寄に任ぜられて內廷の事務を執ることゝなれり。次で去年の春仰せ出されし諸組の調練御覽をいよ〳〵始めんとて、十三日

諸組の調練御覽を始む

御小馬廻り組（御側組）武藝の調練並に心懸候事勿論に候、就中旗下の義は諸手の龜鑑になる通り覺悟せしめ、大組頭始め尙又油斷なく詮鑿を遂げ、未

熟のもの無之樣修練すべし。

と仰せ出さる。是より本丸の空地に於て調練の內習始まり、公も亦穀堂始め牟田口、永山等と頻りに兵法の議論を始められ、內習の時には窃に往いて其狀を見て、頻りに研究せられたり。

敷山神社の奉祀

然るに去月十三日京都より深恭、功勝、通豐三靈神の明神號の口宣到著したりしかば、直に北山の新宮に奉祀して敷山神社と號し、四月十九日には公御社參あり、ついで祭禮を松原社の例の如く修め、九月に至りて更に其勸請の祝典ありき。爾來佐嘉にて之を新宮と稱し、每年三月二十八日の祭禮には、家中の士往いて禮拜したり。

文學武藝の試驗

六月八日政府より文學、武藝の試驗、及び稽古道場の事について、

一　會試の義は、諸道場相傳熟達の中、格別出精のものに文武共每年別段相試むべき事。

一　文武師家の義、向後可成丈打寄り、道場引分の義は不相成、且又以來新規の師家願出候節は相試み、業前其他相當の人柄ならば被仰付候事。

一　文武の稽古として他方へ罷出度願出るものは、目錄免狀相傳等相濟候義の者の業前を試み、平日の出精心懸等を調べたる上に差許され、左候て歸著の上も不差置技前を試み、格別の稽古の才現はれ候はば、其時に御褒美をも可被仰付候事。

一　文武の出席度數の事、出席無席の分委しく組分を以て取調中上候樣との去る年御改正相成居り、就ては壯年のもの打續き無席又は少席のものは名每書拔き、相怠候譯を調合せ、授又別して小身貧窮の者は勿論、志厚く出精の者是亦取調べ申出候はゞ、兩條ながら褒貶の御沙汰相成候事。

一　騎射會試の義、是迄は數年替はせに試候へ共、以來は每年試み、且又火矢、石火矢は三年に一度、火術は隔年に試る方に可有之、尤も火術、水練等は入費多く、志ある者も繁々稽古整はり兼候由、勿論是迄試みの節は銃彈及び鉛等は拜借差出し來れども、尙又御助力被仰下候事。

一　砲術の義は、是迄數年替はせに會試內試の差別なく使相試候處、爾後

は武藝同様會試内試隔年に相試候事。是について更に
と伺ひ出で、條々の通りに許可あり。
御親類以下著座までは重き職分なれば、尚又深く相嗜み、若年の面々は愈
以て惰怠なく出精致す樣に從前より屢沙汰し置たる通り、國の政務に與
る職分柄なれば、其中に於ても最も重に文學を研究する樣。
との旨を仰せ出さる。此の如く文武の業を勵まされしが、武士の習ひとし
て武藝に走るもの益増加したり。矯風の意は、亦漸次に效驗を見たりきと
雖も、學問獎勵は猶不十分にて大身のものに智德の缺乏を感ずること屢々な
りしを以て、先づ其奬勵を始められぬ。

醫學館の試立

七月十六日醫學館を設立せんと、兩城附の侍醫中より人選して其敎職を
兼ねしめ、弘道館の敎授にも其係を命ぜらるゝものあり。先づ試みの爲め
に其資料として米十石を出し、醫學館の校舍を八幡小路（後の水町昌庵の宅）に設けら

る。醫學校の建設については、先公の初め古賀穀堂老公に奉呈せし學政管見の中に述べて、

醫者の學問は御國に於ては醫學館などといふ屹たる稽古所なく、宅々にての會業(輪講會讀)たる故に思はしく行屆かぬ事多し。遊學に行くとても國にて下地(素養を云)をせざれば上手になるまじきなり。肥後其外には醫學館ありて大抵の稽古は出來ると聞く、肥後藝州等の國々には高名の醫多く何れも文學あるものなり。今時の醫者の中分に醫者は匙の先にて事濟むといふものあれど、學問なくして名醫になるは覺束なき事なり。故に醫學館を急に御取立は出來ざるべしと雖も、御家中の醫者は凡そ六十人許りなれば、其數中より醫學館に出るものは老醫など日夜隙なき人多きを以て、多數の出席者はあるまじ、陪臣醫、町醫、郷醫などは餘程多けれども是も亦家業に忙はしく、一時に集ることはあるまじ。然れば先づ學館中に醫學館を持込にして稽古寮を立て、上手の醫者に命ぜられて其寮の教授とし、御家中若年の醫者を殘らず出席稽古せしむべし。若し定詰稽古

したしと思ふものは勝手次第に今の内生寮に醫者の寄宿する如くにすべし。醫者と雖も固より經書歴史其他にも通ぜねば叶はぬ事にて、是は學館諸生と共に稽古することなれば、右の方も亦同時に兼通すべき便あり。又外科、小兒科、口中科、眼科、鍼治、按摩、本草科等種々の科あり、殘らず稽古ありたきなれども、其中には家傳祕傳などゝいふなれば、左樣の人は宅にて稽古するも勝手次第にすべし。尤も醫學は其見込の面々に異なるものなれども同異を講究して益を求むる心あらば、醫學寮に出席の人も必ず益あるべきなり。扨又一向に出席せざるものは醫學寮の敎授より其譯を取調べ、もし行届かざる時は組内にも問合すべし、甚しきものに至つては政府に言上して其遊惰を罰せらるべし。醫者の事は學館よりいらざる世話の樣にもあれども、醫も亦學問中の一事にて、名醫の出來ざるべからざればなり。但し斯樣のことは勘辨事にて、醫者の方にては學館より支配を受くる樣に思ひ、甚だ好まぬものもあるべし、然し嚴命ありて御勸めある時は誰も勵み進まぬものはあるまじ

開講

と之が大意を盡したれども、其後財政の窮迫は學館の遣料にさへ省減に省減を加へらるゝ成行を見るに至り、醫學の事も亦もとより不急として放棄せられたりしに、是に至つて漸く醫學館設立の試あるに至りたるにて、その穀堂の主張に本づきたるは言ふまでもなし。十月二十一日の開講は穀堂の講釋にてありき。

當時の名醫

されど其管見にいへるが如く、醫學は數多の科に分れたるを以て、致職のみ多きを要して徒弟の來り學ぶは少なく、旁々授業の實益を擧ぐること難くして費用のみを要するにより、只試みに建てたるまでにて、さしたる發展を見ることとなくして經過したりしに、西洋醫學の潮流に接するに及んでこゝに變化を生ずるに至りたり。尤も家家に致習傳授するに任せたりし是迄の醫學とても、亦名醫も頗る出でたりき。即ち內科には西岡長垣、牧春臺、古賀安道、福地道林等あり、外科には町醫納富春入あり。就中納富は名聲高く、切腹を仕損じたる者の腸を包み、陰囊の瘤を切斷し、婦人の陰門より情夫の挿入せる木片を拔き取りたるなどのことありて、世は是を春入の三奇術

市中郷村の改正

として傳唱せり。後に穀堂の痔花を截りたるも此人なり。産科には町醫北島泰順あり。二人は公より士籍の醫者として召し出さる。

富札及び諸富津の遊女廢止

家中の矯風、文武の奬勵は大略右の如し。國家隆興の仕組亦既に四箇年の議を經、去年の米價騰貴は會計の基礎をも始めて定むるに至りしを以て爰に歩を進めて市中郷村の改正を企畫するに至り、九月汛季の終り、公は長崎巡視を了へて歸城の後、二十九日當役鍋島監物に

市中の義怠惰奢靡の弊風を改めて遊民絶えて無之、工商のもの其業を勵み、一統法令を守り、儉素を尊び、上下の禮節嚴に、男女の別正しく、孝悌廉耻の風に移る様に、其役々として之を富まし之を敎ふるの道を厚く考量せしめ、改正の功速に相立つ様に精力を勵む様申聞すべし。

との書付を渡され、尚又請役、相談役中にも立ち入りて町方役と申し談ずる様に仰せ出さる。これを公の市中取締を厲行せらるゝ始めとす。翌月從

來の秕政たりし富籤の發行、諸富の遊女を廢せらる、左の如し、

先年來勸化講差許し置かれ候へ共、政道の御趣意に叶はざるにつき相止めらるゝ義に候。尤も卽今其通りにては差支の義も可有之に付、來酉九月までは是迄の通りに差許さる、但し萬人講の義も相止めらる。諸富津へ諸國問屋を相立てられ、旅船の賑ひとして抱女を免し置かれ候へ共、以來は屹度相止め、紛らはしき義等無之樣、但し右の通り最前仰出されたる處、向領(久留米領)は繁昌に及び、御領内は衰微すべしなどゝ色々申立つる向も有之ども、右は畔を國中に設くる譯にて、卽ち御自分の御科にも相當り、津の人民の立行くことに就ては別に吟味すべく仰聞さる。

爰に「最前仰出さる。」とあるは、前年轟闢を始め諸要地の遊女を廢せられたれど、たゞ諸富津のみは米穀輸出の最要港にて、對岸の久留米領と競爭の地なるにより、其中より省かれたりしをいへるにて、此度廢せらるゝに至りたるなり。佐嘉は他藩に勝れたる農業國にて、工商に係る市政は、僅に日用品供給に就て其便を計るものに過ぎず。故に米穀の外特に產物と稱すべき

ものは有田に陶磁器の製造あるのみ、事は前に出したる(第十七章)穀堂が濟急封事の末條を見て知るべし。

佐賀領の市町

されば佐嘉領内に市町といふべき處は、城下の十八箇町を除いては、東に神埼驛、轟關、西には所謂市は高橋、荷は牛津を數へ、凡そ五六箇所に商賈の都邑をなすあるのみ(小城、多久、武雄、諫早等邑主の在所は、城下に比して此に除かる)津港亦佐嘉の米穀を輸出する諸富津と、有田の陶磁器を輸出する伊萬里との兩所のみにて、其他は往還に沿へる宿驛にすぎず。而して宿驛の住民は、店を開いて飲食品及び行旅の需用品を商ふを許されたれども、往還の路線に外れたる村家は、開店商賣するを禁ぜられたり。故に毎村民家の日用品は、行商より供給せらるるのみなりき。

農商引分

此法を勵行するを農商引分と稱へ、代官となりて民政を擧ぐる者の特に主要なる職務となしゐたり。儒書の孟子は、天下の商皆悅んで而して其市に藏せんと願ふと敎へたるに拘はらず佐嘉の鎖國は、行旅の我市に藏せんと願ふを甚だ悅ばず、而して旅行に自由ならざる佐嘉人は、亦廣く財利運轉の攻究に注意する處薄く、只米穀を金錢に換ふるの一方に傾きたり。されば、近く五六十年間に經濟漸次窮迫した

富籤發行法

るにより、家中の侍は家計を救濟するため、親戚朋友相集まりて頼母子講を企て起し、幾十口の醵金をなして講主に與へ、其額を年月に配り、講中を會して月賦にて之を返濟し、其度々に講中同數の集金をなし、必要ある人は抽籤にて受け取り、以て融通をなす等、利を享くると共に興味ある便法を設けて之を行ひたり。第五章に言へるが如し。よつて藩の財政を救濟するにも、亦此法を一層擴大せるが如きものを企畫し、之を勸化講、萬人講などゝ稱し、劵を賣つて幾十萬口の錢を領内の士民より集め、鬮引にて若干の當籤者に莫大の金子を與へ、他は盡く廢劵となすべき富札を發行したり（第十三章参看）。其方法の概略は、講劵を甲札、乙札及花札等に分け、甲札に當籤する分は官に收納し、乙札には集金の中より其人に與ふ、世に之を百貫目乙と稱へたり、卽ち乙札に當籤するものは錢百貫目（錢二十文を一匁といふ）を收納す、今の三四千圓に當るべし、よつて一時暴富を得たり、花札は今の福引の類にて、たゞ興味ある偶像張子の如きものを得るに過ぎず。官は其剩餘の集金にて經濟の不足を補ひ、以て久しく財源の一となしたりしかば、其惡政たるをも忘れらるゝに至

り、公の初めより此を政治の本意に背くものとして廢止せんと欲せらるゝも、有司は忽ち國用に充つる財源涸竭すべしと說いて下らず、爲めに因循決せず、此に至りて廢止の令を下さるゝに至りたるなり。されど直に廢止の施行を見ざりしは、財政改革の仕組の漸く決定を見たる當初とて、尙有司間に苦情多かりし結果なりしなるべく、かくて酉年までの猶豫を與へられたりき。

諸富津の遊女停止は佐嘉領內遊女廢止の最後にて、是に全地に遊女は皆無となりたりと知るべく、此の如くして明治の廢藩に至りたるは全く事實なり。隣藩の熊本、柳川の如き亦比較的遊女は少かりきと雖も、皆無にあらざりき。遊女のなきは政治の當然に似て、實は甚だ奇異なる事なれば、或は事實の如何を疑ふもの多かるべし。曾て之を究むるに、漢書に朝鮮の古地は箕子の敎化存して其民盜まず門戶の閉なく、婦人婬せずとあるは、殆ど人情に通ぜぬ過褒の辭たる觀あれども、豐沃の土地に活動する純良民族の甚だ安易なる狀態を見て、他國人より斯く言ひ做したるものなるべし。韓地

佐賀領の豐沃と娼婦の鮮少

すら且つ然り、九州地方の豐沃は尚更にて、佐嘉の領内は今も盜賊甚だ少なく、村落は門も雨戶も閉づることなし。されば婦人も比較的婬せずと稱して可なるべし。文政頃の景況を聞くに、佐嘉市中にも私窩兒あり、紺紙張りの日傘を翳し、冶容こなして窩戶に出入す。土俗これを『ヲツタボー』と稱へたり。是は方言に『居たよ』の義にて、人目を忍びて賣春婦のあるを發見したる意なり。卽ち其數の甚だ微々なりしは、此語の意義よりして推知し得べく、大體よりしては婦人婬せずの評を下すを耻ぢざるべし。但諸富津の遊女屋のみは年所頗る久し。寶曆年中、佐嘉家中の諸富遊びを取り締めんと特に久米彌六兵衞甫昌に命ぜらるゝところありしかば、甫昌赤染の羽織を製らせて著用に及び、警固卒二人を率ゐて諸富津に入る道口の松樹下に立ち、夜を徹して見張りゐたりしを以て、これを聞いて怕れたる嫖客は、天明までに孤鼠々々船を傭ひ江を泝りて遁げ歸りたり。甫昌は日出に及ぶも一人の來るなきを以て、始めて諸富に踏み入りしに、橫著者三人の將に江岸より船に乘らんとするに會し、一喝、卒に命じて之を捕へしめ、城に歸りて、終夜

の見張も只此數人の遊客に會せるのみと報じ、初度の事なれば宥免ありたしと願うて退けり。是より諸富口には赤羽織立つとて大評判となり、佐嘉侍の諸富遊びはために暫く絶えたりきと言ひ傳ふ。此諸富と大川を隔つる對岸の久留米領榎津は、昔より米相場所を置きたりし外、遊廓をも設けて、旅客の待遇に慣れたりしより、遊客の到る甚だ盛なるを致し、商船も多く集まりて其港内は常に繁昌したり。されば、此上諸富津に遊女を禁止せば、猶一層衰微して、富は對岸の榎津に吸收せらるべしと恐慌するが故に、此處のみは從來特に許可し來りたれど、かゝる業態に不慣なる佐嘉人とて、遊女屋の設置をなすも、旅客萬來、繁昌を來すべきにあらず。畢竟榎津の殷賑は、米穀貨物の取引多きにのみよるにあらで、旅客待遇の巧みなるに併せて便利多きにより、水陸自ら之を致せるなり。故に廢止令の但書にいへる如く、諸富津民の立ち行くべき方法の議すべきは、別にあるべきなり。之を要するに佐嘉領には表面全く娛樂の用意なく、裏面亦賣婬の風なかりしにより、上下級を通じて花柳病少なく、適、あるは他より輸入したるもの多きに居るこ

佐賀に賣婬の風なき理由

とを證明す。若し此事を過論せば、鎖國の制嚴格に過ぎ、旅客の藩內に到る稀に、商業亦乏しかりしに因つて、此の如き現象を呈したりと言ふを得べし。又佐嘉にありて、往還道筋の宿驛に於ける芝居觀場等の興行物は、常に甚だ好ましからぬ惰慾の媒介をなすが故に、禁止せらるゝには至らざりしかど、制裁加はりて、其數至つて少きを致しき。市中鄉村の者の打ち集まる婚禮其他の場合には、三味線歌謠舞踊等の餘興をなすことはあれど、芝居寄席の當設は民政上好ましからぬ事と見做されゐたり。是秋、市武代官より農暇の芝居興行を許されたき旨の請願あるや、內外の議に上りて御側頭は之を許さんといひたれども、牟田口藤右衞門固く執つて反對し、御年寄の古賀穀堂これに同意し、遂に其事は行はれざりき。是より後、佐嘉にありては芝居興行も亦殆ど禁止の如くになり、士民上下の風俗亦矯正を見るに至れり。

公政治の大抱負

太公は、江戶在府中と雖も政治の大綱を聽かるゝこと故の如し。公の年

秘書の蟲乾

目附側目附の間隙

少氣鋭に任せて餘りに改革に馳せ、遂には祖宗の習法をも漫りに破壞し去らんかとの慮もありたるか。是秋三の丸留守の御年寄等祕書の蟲乾しをなさんとするや、老公不在なるを以て、御側目附にも其の手傳を爲さしむべき旨、事由を具して許可を請ひしに、祕書は御年寄の外拜見を許さゞることと古來の規定なれば、嚴重にこれを遵守すべし、祕書中には先代の奥書もあるを以て、是まで歷代の當主手づから蟲乾しをなし、箱の鍵を其手許に置かれしほどにて、我等も深く慮りて其等の祕書を自身に寫し副本として備へたり、當公にも之を承知あらせらるゝ樣盡く祕書を委託するにより、其の副本の蟲乾しも原書と共に自ら整へらるゝ樣との旨、老公より申し來りたれば公に言上したり。當家の祖宗以來の史籍文書を尊重せられし事は此の如く、家法の他より嚴格堅固なるも此習法に本づくものなり。此年七月、目附より封印の奉書一封を側目附に託して公に奉呈せんことを求めたり。然るに側目附は奉書内容の大意を聞かんと求め、目附の此節の義至て大切穩密の筋に付き申し述べ難しとて陳謝するを、從來の例もあることなれば其

内容の如何を聞かずしては之を奉呈し難しと拒み、さらば直々言上すべきにより御目通りの取次を願ふといへるをも無下に却けて、側目附たる以上、言上せらるゝ大意をも知らでは御取次も致し難しと拒絶し、互に自說を確執して相下らざりき。因て目附は直に之を大目附に傳達し、大目附は更に、目附の直々言上の特權を有することは、古來よりの御手頭にも記載せられたる處なれば、今更之を拒むは御規則迦れの不法行爲にして、御用もためにも辨じ兼ぬる次第なりと御年寄へ嚴談したり。因て古賀藤馬岡部杢佑坂部三十郎鍋島市佑等鳩首協議を重ね、かゝる重大事は御年寄限りにて評定すべき筋にあらず、尊意を伺ひたる上ならでは如何とも決し難しとて、右の赴を逐一公に上申す。公は委細を聞かれ、矢張り目附心得の通りに仰せ付けらるべき思召あれど、老公治世當時、牟田伊織本島織之助抔の側目附役に對し、目附言上の事も、當人身分に懸ることの外は、其次第一通り承り置きて上申すべき樣命ぜられたることある由なれば、一應老公にも伺ひ申すべしといふ内命ありき。側目附が强硬の態度を以て目付に對抗せしは、老公の此

內命を根據とせることゝ勿論なれど、老公のこの命令とて表立たるものにあらず、唯側目付に含め置れたる迄にして、確としたる書留もなく、ために目附に對しても其意味充分に貫徹せずして、かゝる双方の確執となりたるなり。されば、公は其邊の所もよく老公に上申し、其指揮を仰ぐべく、萬一漠然老公當時の通りに致すべしなどと沙汰せらるゝ樣にては、種々の不都合生ずべきを以て、よく〳〵申し碎く樣にと牧司書に傳達し、以て老公の意見を求められしに、老公は、前に側目付に含め置きたることも、當人身上以外に懸る事なればとて、是非毎事承り取る樣にと沙汰したる譯にはあらず、唯事件によりては、書面の上のみにては趣意解り兼ぬる所あるを以て、勘辨を以て承り置く樣にと含め置きたる迄にて、此度の事は、目附申達の次第當然の義なりと、明白に沙汰せられたりしかば、こゝに明瞭に古制に復することゝなれり。此往復詮議を重ねし祕密上申の內容は、今之を知ることを得ずと雖も、此事件の落着と同時に、三の丸御懸硯方元締方御賄方御納戸兼帶の村山禮左衞門に『思召入有之役方被差迦候。』又同斷附役手頭鑓田中勢兵衞に『御年寄存

寄有之役方被差迦候。』との介達夫々ありたるを以て見れば、是等の事に干係せるにはあらざるか。而して此兩人に關する手當に付て老公の內意をも伺はるゝ處ありしに、御手當に付ては思召あらせられず、唯伺出の手續に付いて不備の點あるを指摘せられたりき。而して右の兩處置の、其介達に僅か一日の差を存せるのみなるを以て見れば、此事件の內容も、多分は此事なるべく推せらる。二人は三ノ丸改革に就て妨害たりしのみならず、私曲の噂などもありたるものにて、さてこそかくは免黜せられたるなるべけれ。

かく事毎に舊例古格を重せざるを得ざりしため、時代の變化によつて更張の必要ある場合には、亦其改革難を感ずる甚しきものあり、公の時局の大變化に應ずるに當りては其苦心は尙更多かりき。

十一月に至り公は宗室國老等を召し、左の書付を渡さる。

寡人眇々の身にて、祖宗の御蔭を以て此の如く大國に主たれば、政務及公務は勿論、軍國の用、凶歳の蓄へまで整備し置き、萬民各其所を得て業を樂しむ樣なくては、祖宗への孝道も立兼ね、且は國民の主たる職分に任ぜず、

更張刷新に關する督勵

此責任は卿等も亦同然の事にて候。是に由て襲封以來國家興隆の事を再々申聞置、卿等も心を寄することにて候へ共、既に五年に及ぶも尙弊政至て多く、夙夜勞苦に存候、尤も國計窮迫せる故にも可レ有レ之なれども、治國の要は身を以て先だつといふに極りたることにて、畢竟若年不德故の事と思候。卿等は國家の大任持前の事に候へば、勤休の差別なく各平生存寄の程は申聞けらるべく候。國家の責は寡人と卿等に相懸るに就ては今日は格別の憤發を以て修己治人の道をよくよく攻究し、其身の行狀家事上より充分に心を用ひ、國中士庶の鑑と相成らでは相濟まず。總じて國風を熟察するに、怠惰遲緩にして逸遊を好み、己が短を粉飾して人の長を嫉妬するの弊風甚しく、遠からず政教行屆き、件々の義を必止と相改度。扨又人物を用ふるは最も肝要の事に候、其器に當るやを逐一相察し、信賞必罰百廢共に擧がり候樣精力を擢んで候はゞ、古人の治蹟に及ばざることはあるまじく、時世の衰薄に外國の宿弊等を見較べ、小成に安んずる樣にては決して相濟まず候。終には三年の蓄も出來て、道に遺ちたるを拾

はず、刑罰を惜しく申す程の治功を極め度候間、卿等いづれも平生熟談を遂げ、寡人が知慮の及ばざる處を輔佐有之候條、何れの通りに著手し然るべきやの考量最に候。勿論申聞く次第は如何にも有之ても、外に存寄の旨もあらば腹藏なく申聞け有之度存候。

之を前に擧げたる穀堂の濟急封事と參照して見るべし。此の如く益々歩を進めて儒學の主張する王道を實行せんとの抱負を示されしかば、宗室國老等は愈感戴の意を深くするに至れり。

公の講學工夫

是時公は病稍輕快となり、平居には講學を勉められしが、牟田口、永山等側に在りて、頻りに穀堂の所謂意志を濶大にして存養省察すべき工夫などを討論し、以て其修練を勸めたるべく、此間に於ける仰出の文書を熟視するに頗る心理的に亘りて艱苦し給へる樣に覺ゆ。思ふに燕間にも頻りに發憤して、經史を繙き治亂を論じ、英傑を希望し、又時には靜坐し、呼吸吐納の法、心理の修練術をも力行せられたるなるべし。是冬信筆の題にて、

堂堂大路久荊棒、天以蒼生付此身、腰下常横三尺劍、胷間僅貯一團春、千秋學

術多元晦、蓋世英雄見守仁、寒月稜稜小窓下、焚香默坐養精神。

と。公の大抱負は此詩中に躍如たり。焚香默坐の四字實境を描出して餘すなく、寒月との對照は、人をして其丰神を想望して凛然たらしむ。聽て此詩は公の賢名と共に天下に傳唱せられ、其盛德はます／＼世に景慕せらるるに至りけり。

第八巻　二ノ丸燒失

第二十二章　士政振勵

虛受樓造營

天保六年乙未、正月元日の穀堂日記に『藩執政鍋島監物、内相同僚鍋島市佑、田中杢佑、時公尊齡二十一歲、賢名蓋ㇾ世。』とあり。公は不豫に因つて賀正に臨まれず、二日三日亦痢病の瀉下すること日に二十八九行に及び、五日に至りて稍輕減し、七日には古賀藤馬（穀堂）を名代として伊勢社、本莊社、德善社に參詣して平癒を禱らしめ、月末に至りて漸く回復せらる。

十四日水ヶ江御茶屋を建つるの議起る。公の二ノ丸に住まはるゝは、猶官衙兵營に止宿するが如く、自然窮屈なるものあるにより、病後の燕居遊豫の處として、此造營を議するに至りしなり。昔は城東の向陽軒に東屋敷あり

燕私の築營なりとて公農民の獻力を却下す

たれど、今は神社の叢となり、又城西の鬼丸に西屋敷を造營ありたることもあれども、是も早く廢れ、今は十五と中折とに御茶屋あるのみ。されど孰れも亦狹隘にして用に當らざるが故に、城南の便地に一區の開豁なる處を相定し、二月朔日より內庫の資を以て造營し、爾後の修繕は他の例に倣うて外廷の修理方にて爲すに決したり。然るに御側頭坂井彌兵衞は方角惡しとて其議を沮み、其事殆ど中止せられんとするに至りしかば、穀堂等其迷信を憂へしに、公は斷然として聽許せられず、遂に造營を決行するに至れり。是に於て藏入地鄉々の農民より七千餘人の獻力を爲さんと願出づるあり、これを聞かれたる公は、甚だ其意を嘉納せられたれども、燕私の茶屋を造るは城郭の普請、神社の造營などゝ異る以上、之を受くべきにあらずとし、且つ昨今農事を勉むべき季節に當り、數千の民力を奪ふは不可なりとて、其願を却下せられたり。是れ孔孟の使レ民以レ時、不レ奪二農時一の意を守られたるに外ならず。然るに、此數を鄉々の民口に分配すれば、少しも耕作の妨げにならざるべき旨、重ねて政府より上申せしにより、遂に許容せられて庶民子來の功を

成じたりき。此水ヶ江御茶屋の境域は、調馬をなすに足るほどの廣きに亘りたれども、家屋の建坪は甚だ狹く、只一樓を起し、南に向うて園池を造りたるのみなりき。さはれ樓上よりは超然と南方海に連なる平野を展望し、晴日には海光の外に溫泉嶽、多良嶽までをも雙眸に入るべく、快濶なる景眼前にあり、名づけて虛受樓といふ。

昇進增祿の省減

公は藩帑の窮竭と大風災とを承けて入國あり、馬より下るや否や、直に非常の勤儉を以て藩政の更張に當られしが、其後既に四年を經たる今日となりては、基礎も漸く定まるに至りぬ。乃ち論語の庶富敎の順序によりて、去月より士民の風化改良に著手せられたり。されど封建時代に於る經濟は家中に對する田地收入の配分數のみ漸々增多すべくして、新たに墾田產物の興るは甚だ緩漫を極むるものなるが故に、士民は悉く階級に固定せられ、家族の益〻蕃息するに從つて、其生活は生產機能の發達に從はずして困窮逼

家格家祿昇進の停止

迫の極に達し、收入は毫も活動の餘地なく行き詰るなり。よりて公入部の翌年に政府より家中の昇進加增を停止せんと請ひたれども聽許せられざりしが、到底藩力の許さゞるを以て、今年二月一日に至り更に政府にて其事を協議し、奬勵は固より重要の事なりと雖も、有限の收入を以て無限の褒賞に充つるは迚も應じ難き故に、今より後は、家格を進め家祿を增すことは容易に之を行はざるに定め、拔群の功績を立てて世の耳目に顯著なるものは格別なれども、是までの如き精勤年功などの褒賞は其身に止め、其他米、銀、青銅、鳥目を賜はることも之に準じて扣ふべく、かくして從來の褒賞例規を改めんと請ひたり。　公は之に批して、請ふ所餘儀なきに似たり、凡昇進は其人の才による任不任の結果なるべき以上、只年功を數へて進むるをのみ定規とするは、褒賞の意を失へり、此の如きは將來給し難かるべし、然し勸善の重典は唯輕きにのみ從ふを得ず、以來も拔群の人物、特殊の勤功あるものには、昇進加增するを厭はず、衆の耳目に顯著ならぬ勤勞は厚く詮議を盡すべしと仰せ出され、爾來公の世を終る迄褒賞を行ふこと甚だ少かりき。　由來此

家格家祿の昇進は新陳代謝の機能に資つ

我藩に於る代謝の跡

家格の昇進と家祿の加增とは、有限の收入を以て無限の要求に應ぜんとするに類するを以て、一方に增進する者あれば、他方に減退する者なかるべかず、自然新陳代謝の機能を爲すべきものなり。故に幕府も、夫の封建の初めには、此機能活動も甚だ盛なりしに、八代吉宗將軍の時に至りて漸く平均、甚だしき浮沈なきが如くなり、其後又百年を經る間に其變動の稍大なるを致したり。我佐嘉に於ても亦時代の風潮に從ふ勢を免れず、海量公一代は少し平均しゐたれど、泰國公に至りて復た變動を生じたりき。其例を擧ぐれば、千三百石の加判家老たりし鍋島(倉町)市正敬充は天明年中に五百石を加增せられ、其子の大隅敎文に至りて、文政五年更に百石加增あり、今は千九百石の家となれり。鍋島傳兵衞親房は七百十三石の加判家老なりしに、寬政年中八百石に加增したり。然るに其子石見信房に及びて文政に浪人し、而して公の初めに其子隼人隆房二百七十石にて歸參するを得、ついで百石の加增を蒙れり。納富十右衞門昭純は六百石の加判家老なりしが、天明に浪人し、寬政に至り二百石にて歸參し、次で百五十石を加增せられ、文政の末に又

浪人せり。既に前卷に見ゆ。此の如く家老職の家すら變動頗る大なるものあり、之に准じて以下の甚だしかりしをも知るべく、而も此變動は泰國公の代に於て最も强かりしが、觀松公より漸く惰力となり、公に至つては惰力も殆ど盡きたりと謂つて可なるほどなりき。世人は觀松公の時代に切腹浪人等の行はれしを記憶して、其政治を峻嚴なるが如く思ひ做し居れど、其の誤りなるは、是にて知るべし。

又嬖妾の家を立つることを概叙せんか、執行おふりは、法性海量二公の生母なりしにより、執行玄蕃三百石に加増せられたりき。こは此種の加增にありて極度とする處なれど、實は最瘠惡の地を與へられたるにて、收入は其半にも及ばざりき。其後泰國公に及びて、大弘公の小林八重野は、鶴姫の母なるを以て、優遇して十五人扶持を與へて其家を立てしめられ、同公の横山おこの(斐山院)は十人扶持を戴き妻氏を立て、觀松公の直塚お斧は九尾の狐と渾名せられしが、三十人扶持を賜り、公の時に至り其半に減して光村氏を立てしめらる。公に及んでは、其鍋島おはまは家老の女にて直大公の生母な

れど、一代十七人扶持を賜はるに止りき。凡て昇進加増の代一代と減ずると共に、滅家減祿も亦漸く減じ來りて、遂に兩者の平均に就きたりしは、封建鎖國の終りに近づくに從うて、自然人氣の倦怠遊惰に流れゆく兆を示すと見ても可なるべし。 公の初政には全く儒學の理想とする士民の階級に從ひ、平均共濟して苦樂を共にするを主義とせられしを以て、昇進加増を行ふことを甚だ愛重せられきと雖も、亦一面には以前僅に三人扶持(五石四斗)を與へて侍として保存ありたる有名の家に對し、迚も此微祿にては上輩として生活し難きにより、凡て五人扶持に加増あり、是を侍の最低度祿となし、其他は永代畑増を甚だ重んじ、大抵は修身の加米に止め、後に役米と稱して在職中の祿を増すことのみ多かりき。 是と共に滅家浪人も亦行はれず、刑に該當するものゝ外は隱居浪人に止まりたりし故を以て、皆凡は公の賞罰に寬厚なるを稱揚したれども、是亦時代の趨勢が漸次に然らしめたるに外ならず。

忌御免を停め盜賊方を人選す

忌服御免の停止

父母の喪は人倫の重事なり。然るに是までの內外の諸役は、御用に差支ふの故を以て忌御免を請ひ來りしかば、六日內廷より政府へ沙汰あり、以後は同役申し談じ、成丈定式の忌に服せしむべく、一人役にても何とか取り計うて必ず忌を終へしむべき旨達せらる。喪服は儒者の孝道に於る基本なるを以て、穀堂は初めより忌御免を甚だ非としたりしが、是に至つて其本意を遂げたるなり。日記に有下當終二親喪制一之旨上と喜びを記しぬ。思ふに其勸告に出でたる停止ならん。

佐嘉の斷獄

十三日政府より評定所の盜賊方を人選して推薦したるに、公は四民の善惡を糾明する職なれば、眞に其材能あるものを詮議すべく、這次の人選其器に當らずとて再薦せしめらる。佐嘉の斷獄は、評定所に之を決すべき番宅あり、手明鑓の獄事に練達したる者を命じて常に居住せしむ。凡そ刑に觸れて捕縛せられたるものは、先づ番宅にて一應糾問せらるべく、是を番宅調べといふ。猶今の警察にて下調を爲すが如し。糾問の職は侍の中より數人を命ず、究役といふ。其長一人を盜賊方といひ、物頭より任じ、目附立會に

て刑事被告人の糺問を爲す。猶今の豫審の如し。其糺問の口供調書は請役所に送られ、而して毎月一度定日ありて請役相談役より更に糺問を爲す、是を立會調といふ。即ち終審なり。是にて口供結案となり、擬律して判決を爲す。是を斷獄の法とす。故に盜賊方は今の豫審判事の長に當るも猶裁判の權なく、立會調の請役相談役が眞の判事にて裁判を決したり。されど究役の取れる口供は、其糺明の方向を盜賊方の指示に俟ち、而して調製の上は、之に拇印せしめたるにより、罪狀は此に定まり、之によりて罪科を勘定すべく、よりて、立會調にて處刑の變更を見るが如きことは稀なり。故に刑獄は殆ど盜賊方其人の當不當に關係する重大にて、亦樞要の職務なりとす。公は初政以來學館よりより人物を擢用し、以て學問上の理想を實驗せんと、之を代官に任じ、究役に擧げられしに、彼等は只讀書に得たる空想を以て糺問に臨むが故に、白洲に引き立てられたる盜賊が、口に任せて、困窮もしくは父母妻子眷屬の苦境に訴へたる悲哀なる虛僞を陳辯せんか、涙を垂れて同情憐愍の心を催し、遂に其口車に載せられ了る奇態をも演じたりとなん。糺問の

經驗に富める外、從來の裁判例を知悉して、凡ての究役を管理し得べき人にあらざれば、滿足に盜賊方たる任務を盡す能はざれど、從來宿習の纒繞せるありて、役人の任選も賄賂の多寡と門地の高下とによる者多く、任に堪へざる者をも擧用して、遂に賣官の稱さへあるに至りたるなり。されど盜賊方は、他と異なり、罪科を犯せる不良の徒に接して刑獄を司るものなれば、特に其選を愼むべき要あり、乃ち是に至りて漸く釐正を試みられたるなり。

御側組の調練演覽

此頃諸組の節制を振興し士政を擧げんとして、先づ御側組より始めて諸組の調練を演覽あるべしと大組頭に諭旨せられ、而して公自らも亦去年より兵陣を攻究せられたり。穀堂日記に『十四日、上前與暬御兵官（御備立方）等議兵事、台旨詳明確當。十六日、因兵備事、坂部啓沃。』とあり。坂部は御年寄阪部三十郎にて、御側組の大組頭に任じ、兵事には造詣深かりし人なり。是時公詩會に於て、

我藩軍團の組織

機山兵法近迂濶、總見雄才空驚沈、用我胷間强藥石、欲回藩士昔時心。

との作あり。機山とは北條流の祖述する兵法をいふ。當時兵學家として御備立方となりたるものは永田諸嶺なり。又內廷に軍事を司るところあり、卽ち藩主の參謀局にて、領內の地理要害等凡て軍事祕密に係ることは、此局にて管掌す。藩の軍法は、藩祖以來遺訓ありて、祕密として相傳せられ、御年寄の外は見るを得ざること、前章の末に記したるが如し。されば此席にて議せられたるは、既に發表したる兵制に關してなるべし。藩士昔時心云々とは、藩祖の定め置かれたる軍法の時代に適せざるが如きを更張すると共に、士氣を嚴勵なりし祖宗の時代に挽回せむとの志慨をいはれたるなり。

我藩は士卒の總計五千餘戶を十五組に分ち、大組頭を定めて之を其下に團結し以て軍團を組織せり。而して大組頭を寄親と稱へて集合團の父となし、組下は之を組子と稱へ、兩者父子の如くに平素相親しみ、啻に死生を相託するのみならず、家族の保護をも倶に與に相謀れり。又組內には數名の評議員あり、組扱一人を置いて政府組中の間に係る一切の周旋を爲さしめ、

而して各組の經費は自治にて組中の祿高に割り付け以て之を辨ず。故に藩中の幹部は悉く組々に編制せられたるにより、藩の主要なる士政は周密に組々によつて擧がるべく、故を以て政府は之に委ねて干渉を要せず、只平時に必要なる庶政を取扱ふのみ。是を如睦(じよぼく)といふ、雜務に對する庶務なり、人民は各郡の民政を以て統轄せられたり。故に毎秋の請役家老は、諸組の士政と諸郡の民政との中心に在つて、庶務を主管する重要の任務にはあれど、毎年度に執る事務の多くは藏入地の收入を諸費途に分配するに關せるものにて、最も繁忙なる事務に當りたり。即ち秋役の主なる事務は會計出納に在り、請役にて之を定め、藏方にて仕拂ふを雜務となす。士政民政は格式固定し、而して士民は其中に安心を託したれば、政府の年々に定むる所も實は形式に過ぎず、只藏方の雜務のみ忙劇を加へて重要の如くなりゐたりき。但し藩政の體面よりして、其形式的なる士政民政を重要の事となせり。今や泰平二百餘年を經過し、時代は變化して外國風潮の波動は一般に兵事の必要なるを感ぜしむるに至り去る文化五年英艦の警報に接しては、巍松

公自ら出陣あらんとし、御側組の練兵を觀るの議動きたりき。されど第六章に述べたるが如く實行に至たらずして止みたりしが、是に財政の基礎略ぼ定まるに從ひ乃ち漸く練兵に着手せらるゝに至りしなり。

御側四組の調練上覽を請す

三月十九日御側四組を兩組づゝ組み合はせ、本丸の空地にて其調練を覽るべしと仰出さる。是は他の組と異なりて、旗下備へなれば、一層の注意を拂ひて、戰時の心得を嚴正に習はしめ、且つ法令の貫徹するやうに、大組頭より懇ろに下知せしめたり。かくて二十七日には鍋島彌平左衞門、坂部三十郎の兩組、二十八日には鍋島監物、鍋島市佑の兩組の各調練を本丸の空地に於て演覽ありたり。

當時の陣法

當時軍陣の法は一大變化を來して、安政以後は泰西の銃陣法を採用するに至り、我戰國の研究に成れる陣法は嘉永を以て絶滅せるが故に、少しく玆に其法を説明すべし。軍隊の進退、攻擊の開始、中止等、全隊に下す號令は陣貝を吹き、鉦鼓を鳴らして之を知らしむ。陣貝は螺貝なり、修驗山伏これを吹きて修法するが故に法螺といふ。軍陣にありても山伏これを吹き音譜ありて之を練修す。士にも之に巧みなるものありき。

茲に坂部日記に據りて是時定められたる我藩の規定を記さんに、一番貝は藩主の入場、二番貝は總陣の準備、三番貝を聞くに及んで全軍始めて進軍を起すべく、其時陣太鼓の擊鼓（二點宛打つ）を打たば行進を續け、雷鼓（連續して打つ）ならんには行進を止むべし。戰鬪の際には豫め各隊の占むべき地點に幟を樹て、雷鼓を打つて注意せしめ、貝を吹き、趨鼓（三點宛打つ）を打ちて、急速に其地點に備へしめ、各隊の戰線に就くを見て、隊長命じて警鼓（四點宛打つ）を打ち、貝を吹かしむ。之即ち戰鬪開始の合圖なり。固より戰術は時に臨み變に應じて變化すべく、豫め之を定むるは難けれど、大體は武田上杉以下の戰術を基礎とし、先鋒の弓隊鐵砲隊先づ戰を開き、時機の熟するを見て、左右の弓隊鐵砲隊横に敵を擊ち、本隊之に乘ずるを普通の戰術となしたり。戰鬪中止には鉦を打ち、鉦聲連續せば舊の陣地に退く定なりき。是れを大體の規約とす。

彌平左衞門、三十郎の兩組は、是月十七日第一回の豫行演習を本丸の廣庭になしたりしが、翌日公は三十郎を召して其模樣を聞かれ、而して曰く『吾は部屋の中門邊にて太鼓を聞きしが、打方の吾意に滿たざる所あるによつて、

公軍令の嚴なるべきを內諭す

昨夜より太鼓を取り寄せて工夫を加へたり。』とて、其打方を內諭し『凡て戰時の心得を以て武備を忘れず、古風に復する樣に心懸け、辨當の如きも、元來陣中の兵粮なれば、總て行李詰にすべく、菜の如きも鹽、香の物までとし、行李間に合はずば、竹皮包にて辨ずる程ならでは、其詮はたち難し。「軍に在つは君命も受けざる所あり」といへり。されば組の事は諸事其方へ打ち任せたれば、少しにても下知號令に背く者あらば、屹度申し付け、用捨なく處分すべし。吾が近習小性等の中に萬一左樣の不心得の者あらば猶更の事なり。少々は重く處分して、自他の見鑑ともなすべし。』と仰せられき。公は三十郎の內告により、號令嚴明ならざることの多きを察知し、十九日四組の大組頭に左の書付を渡さる。

御側四組調練之儀被仰出置候、右は餘組に相違、專御旗本御備之儀に候へば、郎軍中之心得を以て習しの時に候共、法令嚴格に相守候通、大組頭として懇に可下知旨被仰聞候。

實は十七日の豫行演習の際、彌平左衞門組の步行足輕等に平服股引の逹に

演習に關して公種々工夫す

反して袴を著たるもの多く、演習中にも雜談絶えず喧囂紛擾し、坂部組の妨害をなすこと屢々なりしのみならず、其辨當の如きも、酒肴迄も用意し來りたる者ありて、一部の人士をして其軍規なきに慨嘆せしむるに至りしかば、公内々これを知りて斯く戒飭せられたるなり。　其後二十日に第二回演習をなせりしが、是度は御武具方に請うて歩行新歩行足輕等まで總て横筋の甲笠を頂き、服裝も皆平服股引をつけ、進退其節に合ひて、大に面目を改めたり。かくて二十一日は第三回を行ひ、二十四日にて最後の演習を畢れり。

二十六日は雨天のため演覽延引したりしが、公は坂部を召して其勞を慰め『内報に據れば、道押（進軍）の際は足踏み餘りに靜かにして、軍に威勢なきが如しと聞く、汝の見る所は如何。』と問はれたり。　坂部答へて『尊命の如く歩調の緩に失せるやも計り難し。　然れども總組中まだ進退に慣れず、急なれば亂れ、緩なれば整ふ。　殊に歸陣の際などは歸るを急ぎ、自然急に失する傾きあるを以て、故らに之を緩にせり。』と言上するを、公は更に駁して『退陣の際は然るべきも、進軍の餘り緩々たるは氣勢揚らず、軍に威容なく、士氣自ら振

兩組の調練愈本丸に擧行せらる

はざるべし。今一段の工夫練習を要す。太鼓の打方はよくなりし様子なり。吾は指折り數へて調練を見るの日の近づくを樂しむ。』と仰せられたり。如何ばかり公が此調練に重きを置き、又如何ばかり思を致されたるかは、此問答にても其一斑を想像するを得べし。

かくて二十七日愈々彌平左衛門、三十郎兩組の調練を本丸にて演覽ありき。四つ時（今の十時）總著到、四つ半（同十一時）兵糧を遣ひ、公の九つ時（正午）の城鼓を聞き直に來りて設けの柵に上らるゝや、一番貝響き渡りて殿様の來場を報じ、次で二番貝を吹いて準備し、程なく三番貝にて直に左の順序を以て行進を起せり。

（一）差物持一人　鐵砲組頭　足輕十人　同上弓組頭　足輕十人　同上鐵砲組頭　足輕十人　同上弓組頭　足輕十人

（二）同上鐵砲組頭　足輕十人　同上鐵砲組頭　足輕十人　弓組頭　足輕十人

（三）同上昇　副筒昇組頭　昇組代　歩行組頭　歩行鐵砲十人　同上歩行組頭　歩行鐵砲十人

（四）馬印奉行　貝　太鼓　鉦　御備立役三人　手明鑓使前　手明鑓使前　同上手明鑓使前頭

（五）幟竿持二人　士組代　小性　小性　小性草履取　母衣半日足　母衣半日足　幟竿持二人　大組頭　彌平左衛門　小性小性　小性小性　小性草履取

（六）差物持一人　歩行組

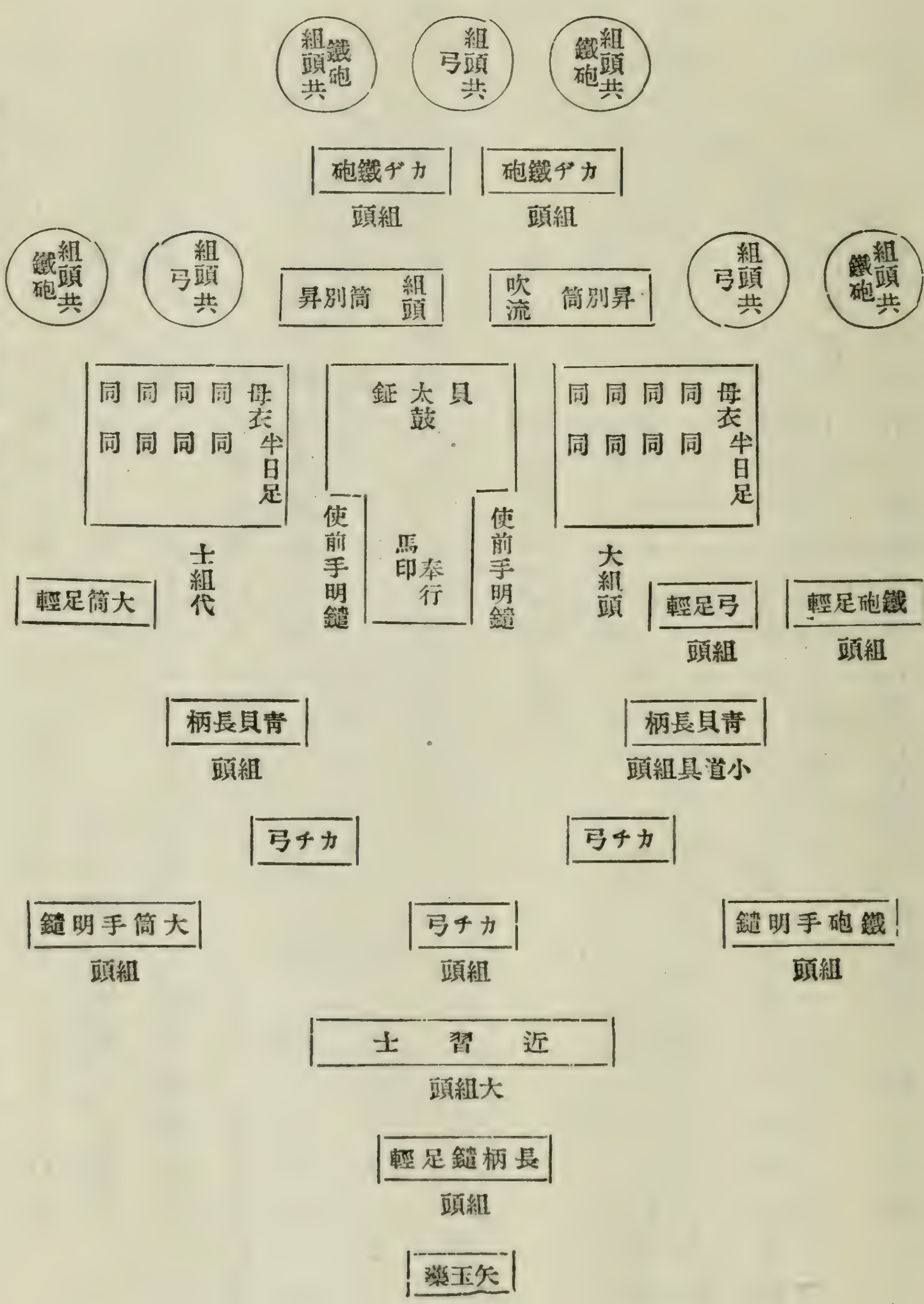
頭歩行弓十人　大組頭（幟指持一人）三十郎（小性 小性）草履取（組侍 組侍）仕組役之内先に使武者其役に陣場心遣及び目附　(七)組侍（組侍）醫師（茶道）仕組役之内（陣場心遣目附）　大筒組頭（差物持一人）大筒手明鑓十人（大筒手明鑓十人）
大筒足輕十人（大筒足輕十人）　(八)（同上）鐵砲組頭足輕十人　（同上）弓組頭足輕十人　（同上）鐵砲組頭足輕十人
(九)（同上）小道具組頭青貝柄鑓五人（同上）小道具組頭青貝柄鑓五人　長柄鑓組頭長柄鑓十人

備への場所には幟を樹て、兩組は雷鼓、貝、趨鼓にて急進して其地點に就く。備方の大略は別圖の如し。

戰鬪演習も發火放箭をなさず、唯豫定の陣地に就いて攻勢を取り、全軍の行進を起すに止まれり。　戰鬪演習終りては、左の順序によりて退く。

(一)昇組頭、昇副筒、昇　鐵砲組頭足輕　鐵砲組頭足輕　(二)鐵砲組頭足輕　鐵砲組頭足輕　(三)鐵砲組頭足輕　鐵砲組頭足輕　(四)長柄鑓組頭長柄鑓　小道具組頭青貝柄鑓　小道具組頭　馬印奉行　(五)歩行鐵砲　歩行弓　貝太鼓鉦　手明鑓使前（手明鑓使前）　手明鑓使前頭　(六)歩行頭三人　士組代　母衣半日足　三十郎　組侍　大筒組頭　大筒手明鑓　(七)大筒足輕　彌平左衛門

かくて事畢りて後、大組頭を召して、陣列の編制、業前の懸引等、殊に外宜しく、



鐵砲組頭共
弓組頭共
鐵砲組頭共
カヂ鐵砲
組頭
カヂ鐵砲
組頭
鐵砲組頭共
弓組頭共
組頭 昇別筒
昇別筒 吹流
弓組頭共
鐵砲組頭共
母衣 同 同 同 同
半日足 同 同 同 同
貝 太鼓 鉦
母衣 同 同 同 同
半日足 同 同 同 同
使前手明鑓
馬印 奉行
使前手明鑓
士組代
大組頭
大筒足輕
弓足輕
組頭
鐵砲足輕
組頭
青貝長柄
組頭
青貝長柄
小道具組頭
カチ弓
カチ弓
大筒手明鑓
組頭
カチ弓
組頭
鐵砲手明鑓
組頭
近習士
大組頭
長柄鑓足輕
組頭
矢玉藥

軍馬閲覽

大悅に思ふとて、親しく褒詞を賜はり、之を組中に申し傳へしめられぬ。

五月に至り調馬所に於て軍馬の閲覽ありしが、其時御馬役より當流に於ては軍馬の教習法は無しと言上したりければ、公聞いて、只馬場乘のみにては實用に中らず、武士の馬術を習はすは軍事の爲めにあらずや、今より以後は我等が乘馬を始め、殘らず軍馬の用にたつべきやう乘り習はし置くべしと仰せ出されたり。泰平の世、武士とは名のみにして、戰を忘れ、弓馬の道も甚しく浮華豪奢に流れたること、大凡は此類なり。

著座の學館定詰勸勵

家老と著座

公の連判家老は横岳(主水)神代(彌平左衛門)深堀(孫六郎)三家にて、加判の太田(監物)倉町(大隅)姉川(周防)の三家と合せて家老六家なり。事は前記に略ぼ詳なるべし。其以下に、大組頭となりて士政の本を託せらるゝと共に、平時には政務の重職に當りたりし門地尙二十四五家あり。左の如し。

鍋島十大夫繁　九百石　松浦黨山代茂貞始めて鍋島氏を稱す、其後なり。

鍋島左大夫種彬　六百石　始祖清久公の長子清泰の後なり。

鍋島市佑保脩　六百石　龍家の家老納富氏なり、東市正長昭より鍋島氏を稱す。

成富十右衛門種美　六百石　江上一族兵庫助茂安は藩初に千七百石の家老たり、後千石に減ぜられ、法性公(吉茂)の時に浪人し、後に此高にて歸參す。

石井勘解由孝雅　五百十五石　元は行武氏なり、母家の石井氏を冒し、縫殿助茂清より一門寄合の大組頭となる。

岡部杢之助重安　五百石　伊丹重利高源院(勝茂公内室)の緣により岡部氏を稱し、藩に仕へて千石を領し、之を弟重政と子重師とに分つ、其重師の後なり。

多久伊織安廣　四百石　美作茂辰の二男兵庫安胤の後なり。

坂部三十郎明雅　四百石　江戸の浪人坂部正久の母綱茂公の乳母たり、因て召抱へられ、御年寄となり四百石に加增す。

鍋島隼人忠房　三百七十石　松浦黨伊萬里氏なり、元八百石の加判家老なり、公の初め歸參し此高となる、前卷に見ゆ。

大木主計朝溫　三百十石　筑後國蒲池黨大木知光の子純淸一門組の大組頭となり、元五百石なりしに、治茂公の初め浪人し、後此高にて歸參す。

深江六左衞門武敎　三百石　高來郡深江地頭なり、天正の季に歸附し、藤津郡に懸命の地を領す。

岩村郡右衞門　三百石　姉川定昭光茂公の時五百石に加增し、享和三年此高に減ぜらる。

執行玄蕃　三百石　玄蕃宗全の後なり、宗全の女法性海量兩公を產みてより、此高を賜はる、前に見ゆ。

有田八右衞門武　二百七十五石　松浦黨有田茂成八百五十石を領し、後半地に又半地となり、治茂公の時此高に增す。

千葉內匠胤淸　二百七十石　小城城主の後、元九百石の加判家老なり、兄弟家を分つ、兄の家なり。

中野神右衞門敎明　二百五十石　後藤の一族内匠茂利五百石にて一門寄合の大組頭たり、天明以來半地となる。
岡部七之助　二百五十石　伊丹重政の後なり、後半地となる。
原田吉右衞門　二百五十石　筑前國原田の疎族、光茂公の時四百石にて大組頭となり、治茂公半地となし、後五十石を返さる。
以上十八家を著座の家となす。戰國時代の門閥は、多く藩祖日峯公に附隨して支藩の小城に仕へ、而して龍造寺家功臣の偃武以來零落するもの多かりしは、時代變化の自然、淘汰を免れ得ざりし所にて、其淘汰力は泰國公時代に及び、先公となりても其惰力は存じたり。されば公に至りて存したる番頭の家は此に止まる。此中にありて岩村執行の兩家は、番頭の家格とは認められざりき。外に大組頭となれる門地猶數家あり。之を表示すれば左の如し。
水町彌太右衞門　二百三十五石　侍頭高頭と稱ぜられたり、番頭となる門地にあらず。

深堀官兵衞賢時　二百三十石　右馬助茂賢の三男賴母長賢に分地す、其後なり。

小山平五左衞門　二百十石　龍造寺一族にて、四百二十石を領し、後半地となる。

多久縫殿安美　二百石　美作茂辰の四男安美の後、元三百石なり、治茂公の初め百石を削らる。

千葉八助　二百石　千葉家二男の系統なれど總領家なり、八百石にて大組頭たりしに、子の代に此高に削らる。

成松萬兵衞　二百石　遠江守信勝の嫡流なり、海量公の時加增して此高となる。

生野織部時好　二百石　豐後浪人にて江上家に仕へ、乘輪公に召し出されて八百石の加判に列せしに、文化十二年浪人し、天保二年此高にて歸參す。

犬塚惣兵衞　二百石　蒲池黨犬塚家續の後なり、元三百六十五石を領せ

し、い、乘輪公の初め此高に減ぜらる。

中野杢之助　二百石　龍家の家老土橋氏なり、古瀬の中野氏に養子となり、元四百石にて大組頭となり、浪人の後海量公の時此高にて歸參す。

竹田八右衛門　二百石　古瀬の中野氏より出で、重茂公の時四百石となり、治茂公の時半地に減ぜらる。

池田半九郎利睦　二百石　彌市左衛門正利法性公の時三百石に加增し、後百石を削らる。

相良五兵衛　二百石　相良求馬求眞の緣女鶴氏の後なり、先公の時此高に加增す。

二百石未滿に佐野幸兵衛の家は、江上氏の嫡流にて、四百四十石を領したりしが、浪人の後三百石にて歸參し、治茂公の時半地となり、享和二年百八十七石五斗に增さる。木下大監昌享の家は隆信公四天王の一たる昌直の後にて、四百五十石を領せしが、乘輪公の時百六十八石に削られしも、先公二百石に加增せられ、公に至り足地（たしち）を收めて舊祿に復す。嬉野與右衛門は日向太

公著座及び侍の相應なる者を人選せしめて學館に文學を修めしむ

郎通良の裔にて當國の舊族なり、藤津郡淺浦に三百五十石五斗を領し泰國公の時に浪人し、半地にて歸參す。前卷に記する元加判の納富又次郎も名家として重んぜられたり。公は是等の家の子弟を勵まし其家聲を興さしめんと、四月十九日、執政及び學館關係の家老へ左の通り達せらる。

文武御勸めの義は每々厚く仰出され、武藝熟達の者は相應に有之ども、文學の效は未だ相見えず、畢竟出精のもの稀なる故なるべし。總じて重職の者は申すに及ばず、身柄相應の者は段々重き勤務も可被仰付に就ては、就中文學を重に心懸け、義理を發明致す樣に無之ては不相濟旨を各へ申聞け候。何とか吟味を遂げて追々に申上らるべく思召されど、先以て著座及び侍の相應なる身上のもの三四十人程、人柄を選みて學館に相詰め一際出精候樣、其他一統若年の面々は成丈差繰り出席する樣に取計ふべし。

婢僕を使令して衣食の便安に生活したる者が、寄宿舍にありて亂暴書生と寢處を共にせざるべからざるは、彼等に於て苦役に就くが如く厭ひたりし

ところなり。故に此沙汰あるや當役監物より、著座の學館定詰はその難澁とするところなるべく、よつて通學に成されたしと、内々御年寄まで申し上げたりしに、公これを聞いて、政務に與かる身分たる以上、修己治人の道治亂興廢の跡を辨ずしては相濟まざるを以て申し諭したる所に、此の如く難澁を申し立つるは、執政に於て如何なる心得なるや、泰盛院殿の御書物にも、文道を學ばずして武道は成るまじき旨有ㇾ之にあらずやと、尚嚴しく御沙汰ありき。　かくて六月に至り、遂に内廷に於て著座侍より五十名を選み、二年間學館に定詰せしむることゝなし、其人名を詮議上申して公の裁可を得たる後に、政府より之を命ずることに決し、一般に對しては請役より十五組の大組頭に諭告を發し、今度別段定詰をも仰せ出されたるに付ては、著座を始め大身小身共一際奮發し、就ㇾ中若年の面々は矢張定詰同樣の心得を以て一心に勉學精勵すべく、勤怠之次第、又は出席度數調べ等をも吟味あること勿論ながら猶又志の深淺熟不熟の振合等組内に於ても厚く穿鑿を遂げ、聊かにても怠惰なく、武藝と共に鍛錬習學すべき樣と嚴達し、五十名定詰の特別

學校費に米七十石を増す

費としては狩方鷹方の經費を削減して充て、二年の間學校費に米七十石を増されたり。古賀穀堂の學政管見にて先公に建白したる意見は、三十年を經てこゝに始めて實行に就く端緒を得たるなり。爾來從學の命は繼續し、學館寄宿は彼等の義務の如くなりて、絶えず數人の在學者あり、中には修養の功を遂げて其才を成就したる者も出でたりき。

第二十三章　二ノ丸燒失

二ノ丸失火して燒燼し參勤猶豫を請願す

五月に至り、公は背振山に上りて一宿し、翌日は上宮に登りて參拜すべく、歸途仁比山の祇園社詣をなして不動院に宿し、其より岩田に赴いて石火矢の發射を覽んとす。　よつて十日に出城あり、背振山坂本の多聞坊に宿せらる。　其夜八つ時半比（今の午前三時）二ノ丸の長屋御納戸より出火し、忽ち大臺所に延燒して、二階建の相續方を燒き拂ひ、炎々たる焔は料理間より式臺外書院等を舐め盡し、御書院御側部屋等は忽ち猛火に包まれ、折節の南風に煽られたる火勢は八方に燃え擴がり、猛威を逞しうして一樹一草を殘さず燒き盡さん勢なりしかば、必死となり消防に盡力し、其結果漸く御座ノ間、御小座ノ間のみは消し止むるを得たれど、他の殿屋廨舍は殘らず烏有に歸したり。　納戸の下役吉川忠左衞門は、慌てゝ御用物を取り出さんとして火中に飛び入り燒

公非常格外の仕組の下に此過失を償はむと諭旨す

死す。火勢の熾んなる當るべからず。十一日の朝五つ時（八時）に至り漸く鎮火したり。其間飛騎を背振山に馳せて、變を報ずること五六度に及び、滿城の士民は炎焔を望んで恐怖せざるはなく、人馬絡繹、灯火は星を亂すが如く、叫喚の聲城中に滿ちて、警火の諸隊は各持場を固め、其倥偬なる恰も軍國の觀をなせり。宗室國老以下在職の者は皆三ノ丸に會集し、消防警察等の事を指揮し、上を下への混雜は翌朝に至るも鎮まらず。公は變を聞いて直に背振より駕を返し、未の刻（午後二時）馬に乘りて燒跡を檢視せらる。餘燼猶焔を噴き烟を揚げ、全く熄滅したるは三日の後なりきといふ。公は其より三ノ丸に入りて宗室國老大監察及び御年寄等を召され、旨を諭さるゝ左の如し。

歷代の居城を我等が代に至り自火にて燒失させたるは、祖先大殿樣に對して深く恐懼に堪へず、依て是より非常格外の仕組を以て國家を興隆し、此過を謝し奉らんと決心したり、故に孰れも必死の覺悟を以て奮發し、屹度忠勤を抽んで吳よ。

かくて先づ足輕早打にて之を江戸邸に報じ、十一日の曉八つ時半に居城殘

らず燒失したる旨を幕府に屆出ぬ。
如何なる運にか、近年祝融の我佐嘉藩を見舞ふ頻々たるものあり。去年
の江戸大火事には、藩邸は危き所にて類燒を免れたれども、其後大阪の藏屋
敷も、長崎の屋敷も相繼いで類燒烏有に歸し、今年三月亦英彥山も燒くるに
至り、而して終に二ノ丸の燒失となりしなり。二ノ丸燒失の跡を公の檢視せら
るゝや、上下恐懼する中に、何某なるもの聲を憚らずして（其名を逸す、或は小城の士にて火焔を
望見してといふ）殿樣の御盛意は是に始めて遂げさせらるゝ段となりたり、國家の
爲めには喜ぶべき事なり、と言ひたりと傳ふ。近き昔、米澤の上杉鷹山侯の
綿衣粗食して一藩を率ゐ、節儉の風を勵まし、泰平華奢の弊習を矯正して財
政の困難を救はんと勉めつゝ、尚能く意の如く行ふ能はざりし時に方り、江
戸櫻田邸の燒失あり、乃ち侯は是を機會となし、いよ〳〵非常の令を發して
其勵行に力め、遂に其意を遂せりといふ。當時之を傳へて人皆鷹山侯を藩
主の典型となし、其名は天下に喧しかりき。公の初政に於ける直筆の書中
にも、鷹山侯の事は引用せられてあるほどなれば、此災厄に際して頴敏なる

築城の費途として江戸參勤猶豫を議す

公の頭腦には早くも前述の鷹山侯の事をも想ひ浮べられしなるべく、背振より急遽馳せ歸る途上にありしに、既に此火災を利用せんとの成竹は、胸中に畫かれたりしなるべし。某の敢言は、果して其耳朶に入りたりや否やは之を知らざれど、三ノ丸に至りて疾く前の如き諭告あり、忽忙時に際して、かゝる極めて鋭敏なる裁斷ありしは、公を措きて他に求むべからざるなり。

然れども居城の再築に就ては、全藩協力するも其資力を得るは容易にあらず、よつて莫大の費途を減ずるより他に方なく、而してこれに充つべきは、今年江戸參勤の猶豫を請ふにしくはなし。乃ち享保の居城燒失の時にも其例ありとて、猶豫請願の議起りたれど、今度は別に纒綿せる事情あるを以て、或は寧ろ請はざるを是とせんとの躊躇の議もありたり。穀堂日記に『十三日因東覲之事、台事頗變、因與同僚啓沃、是暬長等所異議、公之奮興擔當、將與國於此、諸臣將順不至。』とあれば、前者は穀堂等御年寄の主張に係り、躊躇の議は御側頭よりの異議なりしなるべし。佐嘉城の燒失は兩度なり。前度は吉茂公の時、享保十一年三月に本丸、二ノ丸、天守を併せて燒失し、吉茂公は家

太公の藩政
內聽止む

老の邸に避難したりしが、鹵簿の用具みな灰燼したる理由を以て、已むを得ず其年の參勤猶豫を請はれたりき。此度は之に比すれば稍輕く、尙三ノ丸を存する程なりしかば、行列道具の燒失をのみ猶豫の口實とせんには、大藩の體面を損すべく、よつて願ひ出でざるに如かずとの議を見るに至りしにて、公の意も之に傾くところありたれど、兎も角も居城燒失したる上、是までとても勝手向不如意の上に、子年の大風災後より凶年打ち續き、領內の人民扶助も屆きかね、憂苦の中に憂苦を重ねつゝある事なれば、此大意を陳べて猶豫を請ふことに一決す。因て火災の善後策に參勤猶豫の旨をも含めて、御進物役石井新五左衞門を江戸に遣はし、太公太夫人にも申し上げ、御住居の盛姬君にも伺はるゝところあり、而して太公の意を承けて、留守居より內密に幕府の事情を探らしめられ、若し都合あしくば止めよと仰せ含められ、且つ此機を利用して太公の藩政內聽をも御斷り申し入れられたり。穀堂日記に『十四日、石井新五左在禮曹、閣下與老閣下、國事重者乃諮問而後決、會此大災、不得不獨斷、因囑石井新五、及呈台書老公、以持大阿之柄、此極大事、機會可喜。』

とあり。蓋し穀堂一派は此火災を機會に江戸參勤を省き、藩中を嚴勵して大改革を斷行し、以て禍を轉じて福となし、併せて老公の掣肘を去らんと欲したるにて、公も亦同意にて直書を以て老公に仰せ上げられたり。其辭とせられし所は、此の如き大變に遭ふと雖も、必ず再築を遂げて、祖宗の意に添ふべきのみならず、併せて國家の興隆を圖らんとす、唯目下の窮狀に於いては之が實行も至大至難の事業たるべく今日内外混雜の實狀は筆舌の盡し得べきところに非ず、因て其場に臨みて一時應變の判斷を要する事多かるべく、一々御意見を候ふに暇あらざるべきを以て、以後は心外ながら決行の上にて諸事申し上げ度しといふにあり。此事は只公の御直書に於てのみならず、老臣等よりも委細老公に上申したるところにて、是れ公の始めて獨斷を以て藩政裁決あるべき機會となりたるものなり。斯くて新五左衞門は直に發足して東上の途に就きしが、公は幕府への願書の案文中に、長崎の事に關して脫還ありたりとて、更に左の如く訂正ありき。

今度私居城燒失致し、早速普請相整ふべきの處、從來勝手向不如意の上、去

る子年未曾有の風災、其後凶作打續き、領民扶助さへ今に行屆き兼ね、心配の半に不慮の仕合甚だ迷惑致し候。就中長崎御番は、非番たりとも自然の節は當番同樣の心得にて手配り仕る義に候處に、居城普請も延々に閣き難く、彼是偏に心痛致し候。旁に付可相成儀に候はゞ、當秋の參勤は御差延被下候樣奉願候。尤も來年長崎當番は例の如く仰付られ度奉存候、此段申上置候以上。

されば、又此意を以て屋敷頭人小山平五左衛門、兩留守居、及び老公の御年寄牧司書等と篤と相談して取り計らはしむるところありき。

鍋島安房を執政となし本丸造營を圖る

公三ノ丸に移徙し諸役所をも移す

公は三ノ丸に移住せられたるを以て、宗室國老等も盡く此に出仕し、尙參勤費の目論見をもなし、日々新設の事を議したりしかば、此に諸役所を設けられたりき。されど室房足らざるを以て、請役所、相續方、藏方の三は之を多久屋敷に假設せんとしたれども、火災後の事務甚だ繁忙にて、頭人等の往來頻

繁を極め、懸り隔たりては事務の澁滯するを以て、三ノ丸中に假役所を建つることになれり。穀堂日記に『十六日、閣下將移三城ノ後宮於若邸、然事體可慮、依議暫停閣。』とあり、房室の狹くして不足なるが故なり。是日當役差次鍋島安房を請役と爲し、相續方を申し談ぜしむ。同日記の其次條に『須古大夫爲執政、時與監物大夫兩執政也、須古貴介公子、少年英氣、學問之力亦進可嘉。』とあるにて其丰神を想見すべし。是れ公の庶兄茂眞が、執政となりて公の政治を輔相したる始めなり。又『十七日、於多久邸大會議、宗室以下在座者凡四十餘人、于時設政府(請役所)金部(相續方)於邸、議燒失後處分故也、上局將有啓沃、閣下頗不豫延遷。十八日、各上封事有啓沃、于時將併外局於三城、殊倥傯。』とあり。遂に公の旨にて御居間の內を差し繰りて政府全部に宛て、新に假役所を新建することを止め、三ノ丸中に總ての役所を設け、公は廳衙に仕する如く甚だ窮屈を極められたれども、青年の元氣にて其中に鞅掌し給ひき。かくて太公の掣肘を離れて庶政の親裁ありし事、刮目以て瞻望すべし。

城普請諸役の任命

二十日鍋島十左衛門を城普請頭人となし、請役相談役鍋島隼人を其相談

築城方につきて請役所の吟味

役となし、尋で城普請頭人へ左の如く仰せ出さる。

今度燒失の居城を延遷に差置くべきにあらず、日峯公、泰盛公の心力を盡して天守其外を築置かせられたるに、享保の火災後また再興するを得ず、因て此度は右の形に相寄せて本丸へ普請を爲し、追ては天守櫓も再建したき思召に付、其指圖を取立つべし。

是にて本丸の造營決し、久しく廢址となりゐたる天守も再建することゝなりしに、翌日請役所より、

御城燒失は早速普請に取掛るべき處、從來極々の御差支にて、去々秋より格外の仕組を立てられしに、其秋は意外に米價高く、略ぼ屆合ふ樣に成たる處に、又見積外の臨時費を生じて次第に目安の不足嵩み、已に銀六百貫目の缺項となり、追々充姫樣御日喜越の費もあり、更に術計無之、當惑の半に此の如き火災出來し、恐怖至極の時節なるを以て、一刻も此場を踏留むる地盤を据ゑざるべからず。さうして是迄は收入と仕拂と不釣合なる所よりして、幾度仕組を立れども其詮なく、此の如き御差支となりたれば、

所詮諸般是までの仕來りにては行屆かるべき樣これ無し。いづれ舊例古格に頓著なく、大體より仕成を變へて、國初の心得を以て萬事を取行はれ、假令公邊御勤向に係る費用も取細められ、諸般破格の取計なくては、國家永久の基本立つべき樣無之。就ては内外の差別なく役々打合せて厚く吟味を遂げ、卽今より仕組に取掛る樣被仰付候方に可有之、且城普請の事は公邊他邦の外聞も有之、延々に差置べからざれば、別段の手配を以て整へずしては叶ふまじ、其取計振は旁篤く讃談を遂て早速能銀配等を爲すべしと吟味仕候。

家中の獻米獻金

と伺ひ出でたり。國初の心得を以て公邊勤めの費用を減ずとは、公平生の論旨と一致するところ、房州が入閣の第一聲として聞くべし。引き續いて國老以下より續々請役所に願ひ出づるところあり、鍋島安房、鍋島十左衛門、諫早豐前は知行米を盡く獻納し、家來中へは相續米だけを下されたき旨願ひ出で、多久美作は金五百兩、鍋島主水は二百兩、鍋島彌平左衛門は百五十兩、鍋島監物は八十兩、鍋島孫六郎は釘五十斤、鍋島土佐は瓦十萬枚、鍋島淡路、鍋

島大隅は金五十兩づゝを獻納す。獻納の多寡の思ひ思ひに異なるは、各人の思量に出でたるにて、申し合せ、又は內密の諭旨等のありしに由るにあらざればなり。

其後內外の役々も亦知行切米を獻じて相續米だけを渡されたりしと願ひ出づるもの續々ありしを以て、其獻納はまづ盡く受納せられ、而して是まで多分の獻米を爲したる末に又此の如き獻納を見るは感悅に堪へずと嘉賞せらる。ついで評議を盡したる後に、千石以上には相續米として勤務者には二分(卽ち十分の二)休息者には一分半を渡すことに定め、以下は之を準率として等減すること差ありき。相續米とは家族の生活存續に充つる米の義なり。斯くて政府より『是まで家中の獻納したる銀米は、築城の急要なるを察して年來窮迫の裡より上納したるものなれば、屹度其效驗を立つべく、決して他に浪費すべからず。因て盡く之を城普請方に收め、以後の獻納は政府に願出づるを停めて、城普請方に願ひ出でしめん。』と申し請ひたれど、聽許はなかりき。

改革の歩武著々

此の如く家中は擧りて思ひ思ひに力を合はせ、築城の爲めに庶民子來の功を成さんと奮起せしかば、公は此機を逸せず國家興隆を遂げんと欲せられ、在職の人々亦各自に封事を上りて緩急の事を言ひ、五月の末より其評議は甚だ盛なりき。穀堂日記に『廿六日夜、招天錫急議更張事。　廿七日、朝中村彥(彥之允)來、議更張與築城緩急。　廿八日、近日議內朝減削。』とあり、月末の總記に『本月藩城災、國初以來再度之大禍、闔國惶擾、憂懼是極、閣下奮然圖治、勤儉自修、盛德無比、而撥亂之業、人皆拭目、拔須古大夫爲執政、擢井內中村爲參政、其他沙汰冗官、節縮濫費、皆以聖賢大學之道、若燾不似、亦蒙眷遇、于時獻祿減家丁、上局之外無他、自謂眞學問在此矣。』とあり。　即ち是時より公の始めて老公の手を離れて夙志を發展せらるべき時期に移りたりしなり。　かくて公は平生穀堂等と共に講習討論せられたる聖賢大學の道をこゝに實行せんと奮發あり、穀堂等亦これを輔けて本領の學を遂げんと、困難と戰ひつゝありしにて、其得意の狀亦此記の中に想見せらるべし。　但此に參政拔擢とあるは內議にて、事實は六月四日執政安房に仕組所を兼ねしめ、井內傳右衛門を請

役相談役格と爲し、學館の教職を故の如く兼ねしめ、中村彦之丞を相續方相談役格となされしなり。二人が公の政務財務を輔佐するは此に始まる。

冗員濫費の大節減

冗員淘汰役所併合

六日より格別の仕組を斷行し、御年寄御側頭より各一人を減じ、これを首めとなして以下の御側役を痛減し、其役所を廢して他に併合せしもの數局あり。穀堂日記に『六日、沙汰冗官可快、同僚田中杢佑、暫長阪井彌兵衞、亦以老病、沙汰減省、一擧極難事、舊來所無、天錫有密議。七日、減省內朝官、凡百六十五人、胥徒之類在其中、然江戶三所、及三城、十五(今は五子女の住居)之內朝不與、可見冗官之多也、啓沃、暮歸憊甚。』とあり。以て大節減の事には穀堂天錫の二人與かつて大に力ありしを知るべし。次に『九日、更張局會議、外朝減參政三人、同見習二人、(年譜に請役相談役差次二人、相續方同じ、其外外樣役々を減ずとあるは脫文ならん)。十一日、內外減官、至胥徒、凡四五百人、極快事。』とあり。參政三人とは成富十右衞門岡部宮內及び有田有之允等にして、同時に相續方の岡部杢之助大木主計も罷免せられたり。

減員四百二十餘人

凡四五百人とあるは概數を擧げたるものにして、實は上下を通じて凡て四百二十餘人を算したれば、殆ど三分一の減員にも當るべく、されば前代未聞の大淘汰と噂せり。斯くて內廷及び內庫の遣出し緊縮の事を會議し、大刷新の此機會を捉へて愈、決行せらるゝもの盛に、凡ての官衙は忙劇を極む。一方には城番を組宛にて勤めしめ、社寺の代參は姑く停止し、長崎の三番交代を兩番交代となす等、是まで優游斷行するを得ずして諸事緩漫に流れたるものは、此二ノ丸燒失を機會として始めて決斷せられたり。

鎮守祭禮の諸催を停め唯浮立のみこれを許す

此時まさに六月耕耘の季節にて、鄉村にては氏神の社に豐稔を祈るの時期なりき。よつて是まで村狂言、浮立等の恒例として許し來りし催をも、當一旬は停止せしめたり。但浮立のみは、簡易になす限りは、仍これを許し、濫行を嚴に取り締るに止めたりき。浮立は風流とも書く、平淸盛太宰大貳たりし時、該社五八月の神事として、流鏑馬、角觝、村田樂を肥前の數郡に課して勤行する先例の廢たれたる、ありしを再興せる廳宣(上皇院廳の命令)河上社文書にあり。而してこゝにいへる浮立は其村田樂の遺法なるべし。俗說には、風

流は唐土より傳へ、三十三囃子は三十三村の風流と言ひ傳ふれど信じ難し。今にても川久保邊にては、浮立を村田樂と稱すといふ。浮立に、赤熊とて、赤紙を細裁して製したる帽を冠りて囃すあるは、田樂の冠る赤頭の遺形ならん。始祖清久公の時已に之あり。而して浮立にては一人大太鼓を打ち、天月を戴いて舞ひ、地謠數人にて歌ひたり。是に玄蕃流なるものあり、足利末の弘治二年五月、堀江大明神の雨乞あるや、神職堀江玄蕃願主として創めしところ、其年齢四十七歳なるに因みて、大『もらし』二十、小『もらし』二十七の囃子を創め、且、鉾數本は盡く女の衣帶を以て飾りしが、爾後諸村の雨乞浮立も之に倣ふことゝなり佐嘉、小城、神埼諸郡の鄕村にては、産土神の祭には村民より之を獻ずるに至りたり。故に、由來久しき歷史を有する古雅の歌舞にして、華奢のものにはあらざるなり。されば爾來益、節儉を勵行せられ、歌舞遊戲の類は一切停止せられたれども、村々の祭禮に於て浮立を興行する事のみは依然隨意に任せ、只取締を爲すに止めたりき。又秋穀登りて鄕村に産土神の祭禮を爲すは、本朝新嘗祭の風儀なり。嘗とは饗の謂にして、是日は

佐嘉城下の諸神社祭日を十一月十五日に改む

家族相會して新穀を嘗めて祝ひ士民共に一年の娯樂日となせり。然るに各村は、其氏神の祭日を異にし、其日には親戚朋友互に往來して飲食の快を取ることゝ古來の習俗なりしが、兎角飲食の集會は次第に増長し易く、爲めに資財を濫費し、往々年穀の所得を祭禮の用に投盡して窮餓にも陷るものもありき。されば公節儉を嚴令せらると雖も、尙容易に此風習は、之を改むるを得ざりしが、只神野の堀江社のみは、隣村の高木龍造寺の氏神八幡宮と祭禮日を同じくしたるを以て、是社の祭禮のみは、他村より饗に來る者なかりき。因つて其祭禮の寂しきを稱して、神野供日(くにち)（祭供の日の義）の如しといひ、其浮立を俚歌に『神野の浮立はデンガタ〳〵、他人はイヤ〳〵、親子ばかりぞコチコチ。』と謠へり。是より思ひつきたるにや、佐嘉城下の祭禮日も、盡く之を龍造寺八幡宮の十一月十五日に改めらるゝに至り、是より佐嘉の祭禮に親戚朋友の往來は全くなく、總て『親子ばかりコチ〳〵。』の神野供日同樣になり、供日の饗會は自然に熄みたり。

學館振興及び佐嘉學風の變化

二ノ丸焼失にて財政窮困は其極度に達し、公鋭意の改革も已に五年に垂んとして、天意未だ之に應ぜず、纔に整理に就かむとして老公の東上を餘儀なくせられ、今又火災に遭うて、宗室國老以下總て相續米渡りに甘んぜざるを得ざるに至りぬ。されど陰窮まれば陽に復すべく、こゝに藩政全く老公の手より離れて、公の決行に俟つ機會は到來したるなり。古賀穀堂も亦父精里以來の宿題を解決し、朱子學の政治の理想を實行するの時期に際會しき。

是に於て冗員大淘汰に續いて、十三日穀堂は井内中村と内外政務の要を舉げんと密議し、十七日公は弘道館に莅み、執政鍋島安房を召し、學職の員尙少きを以て、多久の士草場碐助が學力傑出せるを簡拔し、雇として教職に當らしめらる。而して今度定詰を命ぜられたる五十名、及び其他の生徒を勵まして人材の養成、學業の進行を計らしめられければ、穀堂は旨を承けて井内永山等と熟議を凝らし、二十四日政府改革の會議より退出するや、其夜井内

益々學館の振興に力む

官位賣買の風止む

永山二人を招き、公の內旨を以て國家の經綸を議し、明日穀堂は御年寄より轉じて學館敎授心遣を、牟田口は御側頭より轉じて敎導方申談を夫々命ぜられ、永山は奧御小性のまゝにて學館敎諭を兼ねたり。穀堂日記に『是日因賣官鬻爵之事、啓沃之後、有議於東門大夫』。とあり、賣官鬻爵は事實の如何を知らざれども、官位賣買は古來より有る詞にて、賄賂によつて叙任を爲す習例の極、受賂の價値を一定し、之を受納するにあらざれば、叙任するを得ざるに至れるをいへり。佐嘉にても、或る痴人が鎧を當路に贈らば御側頭になるを得ん歟とて、其依賴をなしたりとの滑稽談、此以前にある如く、當時の普通の役は、銀米を納るゝ多寡によりて任命の定まる如くに成り果てたりしに、今後は必ず學館の勤怠學業の成績等によりて選定するに規制せられたるなり。又次に『二十八日、更張事愈盛。晦日、本月更張事蝟冗、雖然中興之業可期可慶。』とありて、此頃の穀堂は頻りに啓沃に勉む。其得意の情想像すべし。

前述の五月末に穀堂が『沙汰冗官、節縮濫費、皆以聖賢大學之道、若謇亦蒙眷

和漢における學問進化の既況

遇』といへるが如く、公は積年學び得たる聖賢の道を實施して魯侯梁齊王等が成し能はざる王道を行はんとの抱負なりき。而も屢々意の如くならずして、もどかしく思はれたる一再にして止まざりしに、愈自己の裁斷にて、充分に素志の實行をなし得らるべきに到り、而して輔導養成の任にありたる毅堂も、三十餘年の理想を愈々事實に顯はすべき順境に到達せり。されば今は公の學問も歷史の經驗に討究する必要を感ずるに至りぬ。毅堂日記に『六月九日尊會大學衍義、啓沃更張局會議』とあり。是頃は大學をも歷史的に講ずる等、學問の範圍を擴めて、理想實現に資する一法たらしめ、甚だしく活動的となり、軈て時代に應じて世界的に變化する過渡期を生むに至りたりき。因て茲に和漢學問の進化を概叙しおく要あり。

抑も東洋の政治は、儒學を根本となし、孔子の修めたる五經を具體的に攻究し、時代に應じて之を政術と爲すべきが、其理想なりきと雖も、其は漢末に至りて殆ど絕望に歸したると共に、道教、佛教の思潮漲り來るや、終に佛法の心理を加味して、宋の程朱等の性理學を生むに至りたり。尤も明の太祖ま

王陽明學

復古學

では未だ之を採用せざりき。本朝にては此程朱學を佛僧の外典となし、早く後醍醐天皇に進講し、足利一代の學問は佛僧の手にありたり。明の永樂年中四書大全を編輯し、朱子學を科擧の學と定めしが、其後百年を經過して王陽明學顯はるゝや、學問は益、精神的となり、其極反動的に萬曆の復古學唱出を見るに至りぬ。是を考證學の前兆とす、時は恰も我德川氏の初期に當れり。故に德川氏初期までの我學問は、佛僧の手に委ねられ、彼等は儒學を武士の敎育に應用し、永樂大全を本となし、漸く五經に進みて道德政治の攻究をなしゐたり。我邦の漢學の氣運は、彼に後るゝ大抵百年を常とし、德川氏の初めより、明の中葉に起れる王陽明の學風を加へて磨礪したりしが、こは軈て朱王同異の辨を爭ふに至りたれど、歸著する所は王學の精神修養より入りて、朱學を具體的に讀み廣め、是を實際の政治にまで行ふを體用兼備の學となせり。元祿に至り、林大學頭の、始めて僧を離れて、公然武家の儒者となりたる時は、既に明末復古學の潮流に接したりしを以て、軈て新井白石、荻生徂徠、伊藤東涯等の實學となり、學界に諸說の紛起を見たり。蓋し德川

時代漢學の盛運に接したる所にて、かくて明和の頃より漢學も國學も益、考證に傾き、遂に林家の學の統一を失ふに至るや、乃ち政教統一のために、朱學維持を主張し、是に於て異學の禁ありしなり。されば佐嘉藩にも古賀精里の學起り、之を承けて穀堂侗庵等政治に實用せんとの抱負となすに至りたり。故に當時學校にて鼓吹する所は專ら精神的のものにして、朱王の異同を研磨するを著實の學風となし、公の學問も此徑路を辿つて進まれしこと、其詩に千秋學術推元晦、蓋世英雄見守仁の句あるにて證すべし。而して識者は殆ど之を達論と信じたり。學問の體用とは、以て身を修むるを體となし、以て政治に施すを用となすをいふにて、かくして智德並び進ましめんとしたれど、受學者の天禀の同じからざる以上、其結果は凡そ三派に分れ、甲は哲理を主となし、乙は文學に馳せ、丙は歷史に汎濫するに至るべく、是自然の趨向にして、唯天才特質あるもののみ能く此三者を兼ね得べし。されば大抵は、或は修身德義を勵ますを主となし、或は詩文を以て趣味の境地を賞翫し、所謂物の哀れを知るを美となし、或は歷史を活用して事に處して變ずる

知識を得るを旨としたり。

さて當時は、泰平守成の時代とて、農を本となし、用を節して奢に騁せず、大學に所謂生レ之者多、用レ之者少、則財常足の訓誡を奉ずるに止まり、其政治の如きも活動の範圍甚だ狹隘なりしに、時運の發展に催されて、漸次に複雜の事務に當る事となり、到底現狀に滿足するを得ず、殖産興業其他種々の厚生利用の事に接觸して、其知識を得ざるべからざるに至りき。然るに儒學心理の修練は猶宗敎の如く、動もすれば流派を立て易く、古賀家の學の如きも、穀堂侗庵の該博敏達にして氣宇廣濶なりしが故に、容るゝ所廣かりきと雖も而も猶其傾向あるを免るる能はず。舊來實松家の學は既に精里の門派と成り、大塚家の學は事務に當りて學校に容れられず、長尾家の學は衰へたり。夏秋忠左衛門富雅なるものあり、其學長尾家學の臭味を帶び、稍考證に傾きたれど、本づく所は朱學なりしが、臨濟の雲水僧より印度の因明學を傳ふるに及び、朱王或問を著はして、學校の古賀家學風とは異なる一派を立てき。政府の參政なりし大塚桂山(賴母)の、明年公の思召にて職を免ぜられ、年六十

六歳にて家居の身となれりしは、其因或は學派の相異にも關係あるものあらん。其門人には、福田東洛とて、非常の强記博聞に併せて文才横溢の人物出でたるが、公よりは桂山の主掌したる境界事務を委任せられたるのみにて、終身學校の敎には與からざりき。此の如く、公の藩政を親らせらるゝに至りてより、政府にも學校にも古賀家學一派の信任せられし觀をなせり。かくして、財政困屈を極めたる央に築城の大造營を成就する費用を辨ずる等、今や財政繁忙を極めて、敏腕を物質的方面に揮ふべき際に當れども、國民救濟の道としては一向儒學の本領を遂げさるべからざるを以て、孔子の言へる庶富敎の順序に遵ひ、人口を繁息し、而して其人民が各、業務を勉めて生活を全うするに足る富の分配をなし、是に德義の敎化を布いて遂に道に適ちたるを拾はず、門戸夜鎖さぬ至治を實現すべく希望せられたり。是夏費用の繁劇を極むるに拘はらず、學費を增して大身及び有望の材を就學せしめ、內生寮の增進振作を勉め、穀堂及び牟田口、井內、永山三人は皆內外廷の要地に居ながら學館の敎育を兼ね、盛に敎鐸を振りたりき。蓋し穀堂が大宿

志を果すの時期に達したるなり。是時に當り雇にて教職となりたる草場磋助(佩川)は精里晩年の門人にて、博學多藝を以て世に高名なりし人なり。天禀文學に屬し、文才の横溢なるは七歩の才にも比すべかりき。

之を要するに、本年は弘道館の盛運に達し、鍋島安房是より教育に心を傾け、穀堂の下には井内永山等ありて盛に之を振鐸したりき。されど物窮まれば復る、公の變通の機は既に是時に伏せるなり。蓋し、明末の復古學は、清初に及んで顧炎武を始め博學家を輩出せしむるに至り、而して其中の閻若璩なる者以經解經、不通百經、則不通一經」と主張して盛に考證を唱へ、一時の學者翕然として之に應じ、遂に清の考證學を喚起せり。其旨意とするは、經史は其時代時代の思想にて之を解釋すべしといふにありて、卽ち史學の主とする『時代の思想』に一致す。而して其考證は只漢學の復古にありて猶陳腐を免れざりしかど、亦よく宋學の空理憶測の説を盡く破壊し了るに至れり。かくて我元祿頃よりも、明末復古學の思潮に連れて、漸次に此考證學家の著述を輸入し、學界の波瀾はために高められて、世は之を徂徠學と稱しゐ

公皇清經解を購求す

たりしに、文政の頃、卽ち清の道光の初め、兩廣總督阮元、その所藏にかゝる清人考證學の著書中より百八十餘種を選擇し、皇清經解と名づけて上梓し、道光九年之を出版したり。卽ち公入部の前年なり。かくて其書は後僅に七年を經たる今年、唐船の搭載するところとなりて長崎に來りしかば、公も一部を購入せられたり。穀堂日記に『五月三日、晩敬德堂詩會、觀皇清經解、此新渡奇書、六十套四百八十冊、皆考證家之著述也、于時閣下議論英發、慷慨時事、可慶喜。』とあり。公英發の議論は、其如何なるものなるかを知らざれど、皇清經解の舶來は舊來朱王の學問に對して大打擊となり、遂に漢學の思想を一變して史學を喚起する動機となりたり。是書は爾後內庫に祕せられ、學館生徒も閲覽するを得ず、新思潮の侵入は暫く支へられゐたり。尤も是春、中村嘉田の門人にて穀堂に業を受けたる武富圯南（文之助）は、五年間の江戸遊學を許され、古賀侗庵の門に入りてます／＼究學に勉めたるが、侗庵の、皇清經解を非常に該博なるものと稱してまゝ朱子の注を正し、父は朱子の孝子なれど、吾は其忠臣と爲り、其誤謬は敢て顏を犯して迄も諫止せんといへるを

聞きて、忠臣たるは易く、孝子たるは難し、我は後者に從はんとて、朱學を篤信して固く精里の學說を守れり。されど此天保を過渡期として、弘道館生徒の思潮は變化し、歷史學に傾き、考證に傾き、かくて世界的と爲るに至りたり。

弘道館の學風一變す

詩風の推移

文學に於る詩風も、亦同じく明の萬曆以後は衰へて、崇禎の頃(我寛永)康安の袁中郎、竟陵の鍾伯敬、譚友厚等出で、諧謔を帶びたる詩を作りて才想と誇るに至りき。之を明詩衰頽の極とす。而して本朝にては、詩も亦百餘年後れ、享保の詩人によつて萬曆の詩風は唱へられたりしが、天明に及んで一般に厭はるに至り、かくて清朝の詩風に移る間に袁、鍾、譚の詩風輸入せられき。草場佩川の文才は此鍾譚に似たる所あり、彼が青年の作たる赤壁の詩に、世似鼎峙其民糜とある句は、孟子の梁惠王糜爛其民の爛字を、三國鼎立の鼎字に配合したるものにて、當時の人の驚倒せる警句たれど、玩味すれば自ら諧謔の意あり。爾來是人の詩文は此に偏傾し、時の才子をして諧謔を斬新の雅致と思はしむる弊を開きたり。此の如く、經學にも文學にも、時代の變化は、まさに弘道館の盛運と稱へらるゝ始めに方りて既に其機を伏し、而して

公の學識をも西洋思潮に接近せしめんとしつゝありたりき。

盛姫君の周旋にて幕府築城費を貸與す

公節約を躬行す

祝融祟りて二ノ丸を燒き、猶殘酷を極めて諸方に災を及ぼし、遂に藩の財政は狼顧の窮狀と爲りしかば、公は先づ自己の身邊より痛く節略法を講じ、每日の膳部の如きも汁あれば向を廢し、向を用ゐれば汁を斥け、其餘は單に香の物のみとし、衣服も凡て木綿を用ゐ、袴も夏は葛布、冬は木綿とし、衣裳納戸、臺所等の經費は、從前の五分一、もしくは三分一を度として之を濟ますべき標準を立て、他の事にも痛く減省を加へらる。六月二十四日內廷より江戶邸に向け左の如く申し越したり。

此節不慮の火災は恐怖至極に候、兼て極々御差支の半、大阪御屋敷、長崎御屋敷、深堀御藏床等、引續きの類燒にて、片時も其儘に差置れ難き場所のみに有ㇾ之、莫大の入費打集ふ半に、此の如き大變出來しては、何とも手を著けらるべき樣無ㇾ之、誠に言語に絕する成行に候。然れども御城普請は延々

に差置るべき、事柄に無之、是非早急の手配り相成らでは叶はず、特に並々の普請とは違ひ、至て大業にて、數萬金入用、將又卽今樣々の手當等當惑至極の義共に候。是に依て尙格外の仕組を立てられ、嚴しく減略を行はるる義にて、殿樣にも格別差部らせられ、御膳方を始め寔に恐入奉る程の御仕成しに相替へられ、內外役々一致に相部り、粉骨碎身し是非御仕組行屆き候樣、爰を限りに手を盡さで相濟まず、諸御遣料等も高の三分通りを以て遣合せの楯組となり、且眼のあたり諸役減員等も內外の以下々々迄四百餘人に及びたる程の義に候。依て江戶兩御屋敷も大體の仕成しより相替へられ、當地に準じて一際の減略に相成候はで相叶はず、外向よりも別紙の廉書を以て申合せ相成候。右の條々は勿論、其他事々物々些細の筋に至るまで、格段の御取計なくては相濟まず、何れ此節柄に付ては、御家老よりも出府仰付られ、御取締相成るべく候へ共、其迄にても其儘にさし置れ難きに付、先以て此段大圖の事を申越すに付、手の著くだけは卽今より減略に相成る樣諸役一般へ懇ろに申達し、相共に力を戮せて精力盡し

候義申すに能はず、第一に御家老詰を省くは一廉の省略に付、尙議ある樣。こは御屋敷頭人及び收司書、小山平五左衞門、御留守居方へ達したり。此事は太公と姬君との周圍にかゝり亦一大難關なるを以て、執政鍋島安房參府して、なし得らるゝだけ取締を仕遂げんと意氣込めり。

将軍佐嘉城焼失に軫念す

江戸に於ては、家齊將軍、家慶世子、皆佐嘉城焼失の次第を聞かれ、老中よりの奉書を以て尋問あり。頗る重典の事なるにより、御進物役石井新五左衞門折り返しに其奉書を守り下り、是月三十日佐嘉に著す。公之を拜見し、宗室國老等にも拜見せしむ。

城普請方に於ては、工作重大とて、七月になりても茫然なすなく、築城計畫の圖面を作製する事も、經費の豫算を查定する事も、共に著手せず。築城なれば莫大の費額を要すべきは勿論なるに、諸般の經費を痛減し、其餘金を以てこれが財源に充てんとの仕組あるのみ。迚も引き足るべくもあらざるは自明なり。累年財計窮迫の餘、收入米を以て支出を辨ずる仕組を立つと雖も、動もすれば臨時費の增累にて其效を消滅するのみなる以上、此の如き

火災に撞著しては、財計は實に當惑の極なり。而して是迄窮困の中に絕對に高率の獻米を爲し、よつてます〳〵窮困を重ねつゝある總家中が、此大變に逢遭しては、更に自家の難儀を顧みず、當秋の知行切米を獻納すべく願ひ出づるありと雖も、そは只一年間に止まり、而も家族生活の相續米を控除すれば、獻納は左程の巨額とはならず、卽ち築城の巨費に對しては、何程の功なき小額にすぎざるなり。是に於て政府は更に評議を凝らし、往年盛姬君御入輿費に、差分を以て相續米渡りになりたる例により、三年間を限り、自己の支配に任せ、而して相續米の分率を千石以上は勤者に二分、休者に一分米を渡し、以下は之に准じて差分を以て等加する事となせり。金銀物品を獻納したる以上、知行切米を獻ずるは重複となるを以て、之を返して、只一重の分を受納するに議決せり。公はこれを聞いて、斯くては事實難澁するものあらん、或は猶二重になるものはなき歟、更に一應評議を盡せとて折り返されたれども、此の如く決行したりとて左程の增額にはならざるに、若し少しなりとも之を弛むれば、普請費の補足に充つるに足らざるに至るべく、旁々、他

太公公の參府猶豫を否とす

の獻納を受くとも、決して二重とはならざることを再申し、漸く允許を得たり。

江戸邸に於ては、石井新五左衛門の到著にて火災後の委曲を知り、猶評議を凝らしゝが、兩御所訪問の奉書を領じたれば、新五左衛門をして之を守り下らしむると共に、左の答書を佐嘉に報ぜり。

二ノ丸燒失に付て御參勤猶豫願は大殿樣聞召され尙吟味すべく仰出しに付、內外の役々立會ひ評議の處、何れ御住居の都合如何と小堀權右衛門殿まで平五左衛門相談せしに、早速奥御役女中方と申合され、別紙の通に御挨拶有之候。然る半に先月十五日早飛脚を以て委細申越候次第も有之に付、是非御趣意通り行屆かれず候ては相濟まず候へ共、參勤猶豫願は御首尾にかゝる義に付、能々勘辨致し候樣、假令願書を差出さるとも、御聞濟の程は計り難く、將來御家の爲に相成る間敷旨、小堀殿の沙汰に付ては此上に相談可致樣無之、押して取扱ふとも行屆くべき事とは相見えず、餘儀なく御參府遊ばさるゝ樣に御國許に申上る方と吟味し、大殿樣へ奉伺候

築城に關して幕府拜借金の議あり

御住居の意向も亦太公に同じ

處、其通りと仰出され候に付、尚厚く御吟味を遂げらるべく候。

一　前段御災難に付拜借金等御願なさるゝ義も候はゞ、御住居よりも厚く御心添なし進せらるゝ樣取計ふべき旨、小堀殿より平五左衛門へ申聞られ候。若し右御願なさるゝ義に候はゞ、早々吟味し申越るゝ樣、就ては內密筋其他へ前以て賴み仰入られずして叶ふまじ、且萬一急に願書を差出さるゝ通りに移りあへば、爰許より差圖を相待ちては、御參勤の時節に差かゝるべきに付、其節に至らば平五左衛門、權兵衛の自分書付にても苦しからざる趣を大殿樣に申上げ、其取計致す義も之あるべし。

別紙　（御住居よりの返答）

三ノ丸御燒失に付、享保の比較を以て參勤御猶豫に付、御住居の都合を早速奥役女中方に申合せ候處、享保には本丸、二ノ丸、三ノ丸、並に家中屋敷をも燒失致し、御座所も無き程の大火なれど、此節は御居城ながら二ノ丸一箇所にて三ノ丸に御住居になり、御事缺きと申す義も無之、第一當時は御續柄（つゞきがら）樣（將軍家との結婚をいふ）の御事にて、以前と振合相違の處、享保の例にて參勤猶豫を御願な

拜借金につきての盛姬君の斡旋

されては、兩御丸樣の首尾決して宜しからず、大御奥の御模樣は伺ふまでも無ㇾ之、且は姬君樣へも一件を聞召さるゝ通り申上難く、假令御聞き遊ばさるゝとも、御願の義は可否共御挨拶は及ばれ難き事に候。尤も去る子年の通りに御領中一般の炎害に候へば、御家中始め窮民扶助等の御手配も有ㇾ之、餘儀なく御在國にも可ㇾ相成候へ共、此節は右樣の事も無く、猶豫御願差出相成とも、御聞濟の程は難ㇾ計、旁の譯にて此節の御願は向來御家の爲にも相成るまじく、就ては右御取計なさるべしとは、御附の役場にて何分挨拶致し兼候。

一　此節の御災難に付ては、若し拜借銀等御願なさるゝ義も候はゞ、御住居より厚く御心添なさるべく御取計の義も有ㇾ之べし、返す〲も參勤猶豫御願は能々御考へ可ㇾ有ㇾ之樣。

石井新五左衞門の佐嘉到著は其月末なりしが、參勤猶豫の儀は、初めより御住居に於て快き御承諾あるべしとは思はれざりき。唯之と交換して拜借金の斡旋を爲すべしと仰せ出されしは、流石に盛姬君の深く藩を思はせら

拜借金の意義

る〻至情に出でたるにて、此間の情理は無限の意味を語れり。而して公の性格は、か〻る男女情誼の纏綿裡にありて、よく溫和の中に正義を持し、嚴として犯すべからざる所あり、人をして中心より悅服せしむる感化力を有しき。拜借金とは、今日の思想にては解し難き點あり、こ〻に說明しおくべし。封建時代にありては、金錢授受に貸借と讓與との別乏しく、貸すは聽て與ふる所以にして、返濟期に至れば全部若しくは幾分を棄て、唯其餘を年賦月賦等の濟崩になすこと多し。公金の貸借にありては大抵之を常とし、普通の利息を付して債務を濟まさしむるは、殆ど商賣的の事に限られたるもの〻如くなりき。此餘風は尙國民の頭腦に影を留め、貨財の借と與とを區別するに疎漫なる習風は、今に猶存せり。

さて御住居よりの拜借金の斡旋は、姬君の溫き懇情に出でたるものなれば、公は喜んで願ひ出でらるべきに、平生學問の本領よりして肯て之を許されず、蓋し全藩大困厄に遇ひたる以上、縱令公務なればとて、江戶參勤の費途を家中に强ふるは情として忍びざるところ、さればこ〻に猶豫出願の手を

拝借方につきての運動を排す

盡さるゝに、其趣意は情實に曲げられて遂ぐるを得ざるのみならず、更に公邊に向つて金錢を强請するに至るは、苟も一國士民の主として堪ふる能はざることたればなり。居城の焼失に逢うて之を再建する資力なきは、猶天災飢饉至りて救助の貯蓄なきが如く、此上なき藩の耻辱を天下に暴露するなり。因て但方便として一時金の融通を協談的に願ふ事は或は之あらんも、强ひて運動するは體面を失ふ所以にしてなすべきにあらずとて、直に此事を政府に下して議せしめられしに、七月一日相續方藏方より、大體の經畫を議定したる後に願否を決すべく、それまでは願出を見合せて然るべしと申したりしかば、御側より飛脚を以て其旨を江戸へ申し越せり。十九日更に留守居羽室平左衛門へ向けて『其後拝借金願の事は如何なりたるか、六かしき都合なるを御住居などより幕府の諸役々へ取り縋りて、必ず願を叶へんと運動あるにてはなきか、內實拝借を好まぬ意思あるにより、一左右を申し越すまでは此事願ひ出でざる樣に申し越し置きたれど、已に引違うて御住居心添ありて願出の取計となりしを以て、餘儀なく願書差し出したる譯

途に拜借金を仰せ付けらる

なり、元來城普請は格別の費途にて拜借金に拘はる義にあらず、其爲めに仕組を付けられたるに、强ひて願ふは甚だ如何はし、若し其事六かしくば見合すべく、內密筋などより折り入つて願ふ方然るべしなどの言に乘りて、樣々取り入る樣の事ありては、決して宜しからず、成り難き都合ならば程よく願ひ下ぐべし。』と申し越しゝに、江戶にては已に十一日に幕府より御用ありて、名代として登城したる鍋島紀伊守に、御用番老中より左の書面を渡されたり。

當五月居城の內、二ノ丸住居向燒失し難儀たるべく候、依之格別の思召を以金二萬兩當年來年二箇年に割合、拜借被仰付候、上納の義は御勘定奉行に可被談候。

即ち拜借金の仰付ありしなり。是全く盛姫君の厚き懇情の徹底したるに由るものにて、公の廉潔よく其體面を持して意志の堅固なりしことゝ共に、雙美として語り傳ふべし。

公の少將昇任の幕議

第二十四章　少將昇任

盛姫君の少將昇任の周旋

曩年公の江戸在府中、盛姫君は公を説いて、少將昇任を願ひ出でらるべく、自ら亦周旋せんと勸誘ありけれども公の懇々本意を諭さるゝ結果、其事は暫く止みたりき。　されど姫君と大奥との間には猶其意は動いて已まず、一年を經過したる此頃に至り、復た御住居の上﨟龜澤より我老女磯濱まで其意を通ぜり。『少將御轉任の事今は已むなき御沙汰に移り行けり、公方樣甚だ御懸念遊ばされ、御役々方にも其取扱のあるらしく思召さるゝ旨をば、御側衆水野美濃守（忠篤）へ御洩しなされ、同人頻りに心配せられゐれば、今度殿樣御參府の上は是非とも其事の遂ぐるに至る樣に、御住居よりも御願あるべきにつき、御手前よりも早く御内願ある樣に、其筋へ御申入なされでは相濟むまじ、先頃大殿樣の御住居に入らせられし時に、私より其噂を爲したれば

何分宜しく取扱ありたしと御沙汰あらせられたり、さりながら殿樣には前方御沙汰なしおかれたる旨あり、其上に又此節の御大變については猶更願へとは仰せ出されまじきやなれど、御住居はいふに及ばず、大奥の思召も申す通りの振合なれば、是は是非とも御願なされでは濟まぬ都合なり、御參府の上の取扱にては延引となるにより、只今より早く御決定の處を內內御承知なされたし。』とて、頻りにあせりて相談ありたり。よつて、是も六月石井新五左衞門歸國の際申し含めて內々佐嘉へ申し越し、公の聞にも達したるに、七月七日內廷より老公の御年寄牧司書等に向けて、

少將御轉任の事を御住居厚く御心配あり、就中公方樣思召の次第は重疊難有思召され候、併し此の如き御差支にて、御入部後より種々肺肝を碎かるれども、今に仕組の詮立ちかね御痛心の半に、此節の大變非常の時節となり、卽今城普請の手配、領中の取締、窮民の扶助等、彼是心配の折柄に、入費の有無にも拘はらず、官位昇進の願を爲さるゝ場合に無之。且此事は只時節の不釣合のみに無之、大殿樣には侍從にて御退身遊ばされ候へば、

公昇進に關する斡旋を謝絶す

假令相應の時節なりとも、昇進を願ふは本意ならず思召され候。右の事情は以前御參府にも仰聞け置き、昇官の取扱など致さゞる樣に被仰置候、さりとて御住居心切の御厚配といひ、殊に公邊の思召といひ、此上なき首尾に付、私の義にて何角と自儘の樣に相聞ゆべきやにて、此邊を甚だ痛心被遊義に候へ共、兼て右の思召にあらせらると申し、當節柄については心外ながら參府御延引の決定をなされたれども、其通りに參らざれば遮つて願ふ筋無之に付、行裝供連等も出格の仕組にて御參府の持定遊ばされたる義なれば、御自分より任官の願など仰上らるゝ事は、更に思召寄もあらせられず候。總じて此節の行懸り已むを得ず拜借金の願もなされたれども、御普請一式も大金の入用にて見渡しも相付かず、御當惑至極に候。就ては容易に仰上られ難き事なれども、前段の思召を大殿樣何分にも汲分させられ、當節の御取扱は御見合せ下さるゝ樣、御住居向へ程能御沙汰成進せられ度御願被遊候。一體前段の御都合は下としても誠に難有次第にて、御昇任を希ひ奉るは申迄も無之、倘又御勸をも可申上の處、兼て御

窮迫の上此節の大變にて、殿樣にも格段の御奮發あらせられ、御身元を始め諸般破格の節儉を用ひられ、是非此節興隆の思召にて、外向へも別て仕組を仰出されたる央といひ、段々御沙汰の次第といひ、役々として何とも申上べき樣無之、此の如く被仰進候條、幾重にも宜しく申上られ、兎角公邊の首尾は勿論、御住居向の氣合にも障らぬ樣にして、御趣意程よく相通じて當節の處は御取扱止に相成候樣。

老公の侍從にて終はられし理由

と申し越したり。穀堂日記に『八日、閣下將以今秋上羽林、而憂國之誠、懇辭不措、有密簡數通、盛德之事、超越今昔。』とあり、公よりも親筆の密書を老公及び盛姫君へ細々申し遣はされたり。官位の送賄によりて詮定せらるゝ由來久し、老公の侍從に世を終へ給へるは、藩の貧乏、其價を拂ふ能はざるによること此にて證するを得。公は頭腦明晰冷靜にして孟子の所謂富貴不能淫、貧賤不能移の意氣を衷に含み、此の如く情緒纏綿、理義曲折の裡にありて委曲に解釋せらるゝあり、男女の悦服せる所以にして、古今に超越したる盛德と謂ふも溢美にあらざるべし。

參勤猶豫願を撤すると共に參勤の同勢百人を淘汰す

公大儉約を斷行して參府す

これより先、一方築城の計畫をなすと共に他方江戸參勤の準備に當るや、財計の窮乏常度の外に逸したれば之を機會に節略を參勤の同勢に及ぼし行列鹵簿の數まで痛減するの議に取り掛れり。是時奥御小性永山德夫の穀堂の家に至りて商量したる事ありしは、更に此機を捉へて粗衣粗食の實を遂行せしめん事の爲めなるべし。それかあらぬか、是までは公も藩內にてのみ綿服を著用せられしに、今度よりは江戸滯府中にも公を始め總て綿服を著用し、邸內は勿論御住居邸外と雖も、以て公然往來することに決定したると共に、百餘年以來鹵簿の行裝に浮費を擲ちて華美を競ひたる弊習を、此時より除去するに決し、遂に同勢の數百餘人を淘汰したり。斯くして參勤猶豫願を止め、窮乏を排して參勤せんとて、疾く大節約減員を果斷せられたりしかば、其後程なく幕府より築城費の拜借金を領受したるも、盡く是を造營に用ゐしめ、參勤には少しも節約を弛めず、有形無形共に一擧兩得の結

御年寄より穀堂唯一人參府隨行を命ぜらる

果を得たりけり。大體の評議略ぼ決したれば、執政鍋島安房は江戸大阪の取締仕組に赴くと共に、相續方相談役成松萬兵衛を大阪に遣はし、請役相談役井內傳右衛門をして御側頭牟田口藤右衛門と共に江戸に出府せしむるに決す。閏七月朔日執政へ向けいよ〳〵新城は本丸に建築すべき旨を仰せ出されしが此時より、相續方は之を停め舊に復して藏方に寄せ、之を會所に移し、以後政務は請役所に、雜務は藏方に、重大の議は仕組所に開いて會議することに改まり、職制は單純に復したり。

是よりさき、執政安房に對し、成松等と倶に大阪江戸に赴くべき命あり、次で參府の隨行員を定めらる。古賀穀堂は是秋より痔疾の黴花に罹り稍羸れたる容體なりしを以て、閏七月八日公は侍醫福地道林を遣はし診察せしめ、葛餅を賜はる。二十一日、前の改革に洩れたる三丸侍員二十五人を淘汰せらる。此度の參府より、御年寄には穀堂一人を隨へらる。穀堂は、事の斯く六かしき際に當りての一人隨行とて、頻りに御斷を申し上げたれど、聽許せられず依て決心して命を拜し予の不肖を以て此重職を叨りにし、薄德新

參を以て之に當る、寢食をも安んぜざるところなり、唯能ふ限りは勤めて高恩に酬ゆべしとて、其仕度をなしたり。其如く今度の參勤は執政も出府する程にて、江戸邸の改革事務の頗る難事なりしは、後に叙するが如し。

八月朔日今度の築城は專ら耐久を主とし、書院を始め總て華麗を用ゐず、只堅牢に造作すべしと仰せ出さる。斯くて東行の仕度は凡て浮華を痛除して質素堅實を專らとせらると雖も、從來江戸長崎の供侍の御側頭其他駕籠乘の外は具足櫃を持たしめざりし習例を改めて、今度より侍中には盡く具足を持たしむるに定めらる。是までの軍令は海量公の陰陽御掛硯の仕組に遵守し來りたれども、猶公の勘考にて泰盛公御印の御書物を御備方主任者に渡され九月七日其旨意を心得て仕組をなさしむ。次で是迄諸組總番の指物(背に挿む標章を云)を幟半(小旗)に定められたるを原の三本菖蒲に復し、總番前立物の三本菖蒲を廢し、鐵砲組の指物は一本『しなへ』の定めを二本に復して御武具方に其製造を命ぜらる。去年以來公は諸組に調練を爲さしめ、兵制の更張に心を碎きて兵法を攻究し、一方には大節減を斷行するに拘はらず、

一方には是等の命令を下されたり。此頃に於る公の主張は、祖宗軍國の經驗に遵由して、泰平の浮華を洗淨するに專らなりしを以て、行軍に甲冑を著用するは勿論の事なればとて、平時の旅行にも必ず具足櫃を齎さしむるに改められしなり。具足を行列に用ゐるには、櫃の革覆に金紋を著け、黑塗の枠臺に漆板の屋根を庇ひたるを擔ひ行く、猶ほ繁籐の弓に靭を飾る臺弓に似たる美觀のものなりき。然るに時代變化の結果西洋式の銃陣を採用し、漸次舊式の兵制を改むべき必要を感じ初めたるは此頃にあり。公が坂部三十郎を介して親戚の鍋島十左衞門に和蘭野戰筒の雛形を造りて獻上せしめられたるは、本年六月の事なるよし、同人の日記にあり。是を公の西洋火術の研究の濫觴とす。くはしくは八年に記述すべし。此研究の進むに從ひて公の軍事思想も亦變化し、早く甲冑を廢するの意を生ぜられたれども、銃隊の編制は、火器の進歩と共に變化して、軍制を改むるに遑あらず因て遂に明治の維新に接するまで、之を斷行するに至らざりき。されど既に文久の初め、公の詠に筒袍便優薄金甲の句(其全詩は第六十九章に出す)あるにて、甲冑を廢す

公西洋火術研究の最初

る意思は早く定まりながら、姑く時期を待たれしことを知るべし。蓋し、祖宗以來の甲冑を著し、旗章を繁くし、外觀を壯にする軍容は、今や華法に成り果てたれど、祖法を變ずるを難んじて、表面姑く舊法に依られたるは、祖法は藩政組織の生命なりしが故なり。藩の士政は十五組の編制を基礎となし、大組頭は家老以下著座大身の門地より選し是を番頭の家とも長袴の者ともいうて藩制の骨柱として衆士を統轄せしめたれど、事實は多數の人を會集すべき邸宅を所持したるのみにして、時代に應じてよく、將帥たるの任に堪ふる技倆もなく有名無實の大隊長にすぎず、眞の軍國の事に堪ふるものは殆どなかりき。

公登營し少將に昇任す

九月二十二日朝五つ時(今の午前八時)公は駕を發して參府の途に上らる。極めて節儉の行裝を爲し、公自身の衣服もカルサン(旅行袴にて是までは緞子或は錦なども用ゐたり)まで木綿を著用せられ、諸般みな之に准ぜり。盛德の事は申すも中々恐れ多く

見送るもの皆感嘆せざるはなかりき。是日は東關の轟驛に宿泊せらる。時に風邪盛んに流行して供方中に咳聲多く、去月末に外科醫納富春入に囑して痔の贅花を切斷したりし古賀穀堂も、𪘂勉して道に上りしが、是日亦痰咳甚だしく、十餘日にして漸く平癒せり。此轟關は、前年の改革に飯盛女を禁ぜしより俄に衰微したる聞えありしが、實際はさにもあらざりき。穀堂は代官などに人家衰微の態あらば取り繕ふところあるべき旨下命せむ意志ありしが遂に其暇なくして止みきといふ（轟は今の鳥栖汽車驛の西にて、久留米往還の追分なり）。九州は大藩多くして商估の往來少なく、因て津々浦々の外は遊女を寓する所少なし。佐嘉領は長崎往還なれど、鎖國の風習は商估行旅を厄介視する甚だしく、ために皆人筑前路を取るを以て、遊女の有無はさしたる得失を感ぜしめざりしなり。

十月二十七日に公江戸邸に著し、老中回勤の後、老公を溜池邸に省せらる。これより先きに、執政鍋島安房大阪の用を畢り參府して邸に在り、乃ち、仕組所を開かれ、內外諸役を會して大省減の事を議し、諸費目凡て十が二を減ず。

諸費目其十が二を減ずる標準を立つ

る標準を立て、而して過半は著手の運びに至れり。よつて在邸の家老を廢するは冗費を減ずる最大項なりとて御住居附の人にこれを協議したりしが、此一事は諸藩の列もある事なりとて、承允なり難き由を言ひしにより此議は止みたりき（在邸家老を廢するは尚今の公使を廢して代理公使になすが如し）。但姫君御側頭の廢止につきては内證の事なれば御随意にとの挨拶にてありたり。然るに事御側の仕組に拘る以上、老公に伺はずして之を取り計らふは宜しからずとて、攻撃する者ありしかば、執政相談役も亦敢てしかね、遂に其事も行はれずして止みにき。

公右近衛少將に任ぜらる

十二月公明善堂に莅み、手明鑓武富文之助の古賀侗庵の塾にありて篤學の名高きを以て、特に之を召し、易繋辭傳を講じ、併せて揮毫せしむ。時に公の少將昇任に就ては、御住居よりの勸誘をも堅く謝絶せられし程なるを以て、今度は其命なかるべしと思ひたりしに、十五日公登城の席に御奉書到來し、明日昇任の命ありとの事なりき。事の自然に此に至りたるは誠に此上なき榮譽とて、遽に慌てゝ其手配をなし、翌日登城あるや、御用番老中より右

近衞少將に推任すとの命を蒙らる。よりて老中等へ回勤し、溜池邸に至りて太公に之を白し、卽日先づ其祝賀の式を擧げらる。老公は大に悅び直に以後は少將樣と稱ふべしと仰せ出され、二十二日公は轉任の御禮として登城ありき。公の英名の幕府に重きは、實に意想の上に超出したり。

太公政を公に委ぬ

斯くて太公は御年寄牧司書を以て、以後は官に應じ行列等を取り繕はせらるべき方可ならんとの旨を傳へられたれど、卽今大節減の仕組中とて左樣には致し難しとの公の內意なりしにより、司書等も返す語なく更に相談して故の如くに簡易質朴のまゝにて濟ます事となれり。公の榮譽に恬淡なる多く此類なり。

佐嘉城造營の經畫は本丸の新城に盡く諸役所を設くるに定まり、其圖面を製して太公の閱覽にいれしに、太公は餘り狹隘なりとて、請役所と目附方とは二丸に作り、三城並び建設すべしとの旨意なりしかば、公は之を佐嘉に

藩政全く公の掌中に委せらる

回して詮議せしめらる。されど此の如くしては諸用辨に差し支へて不便なりと上申したりしを以て、是も亦元圖の如くに造營するに決定せり。是まで執政、內相、大目附、御側頭等みな政務に關する事は先づ老公に旨を伺ひ、然る後に決行し來りたりしに、かく遠隔の地を往復する間には諸事澁滯して不便を醸す甚だしきものあるにより、次後は公に一任すべき旨、兩公對談の砌に圓滿に決したり。太公は久しく藩政の困難に倦み子年の風災よりは十六歲なりし公に國を讓り、五年間三城にありて後見し、其間を彌縫せられて江戶に在府し、猶形式に與かり聽かるゝこと二年なりしが、是に至りて藩政を全く公の裁決に委ねらるゝことになりたるなり。當時時勢大變化の時期に促り、而して外交の衝に當れる我藩の、首に其打擊を受け、上下困難を累ねて如何ともする能はざるの極に陷りしは、泰平の昏睡に劇烈の刺戟を與へられしものといふべく、而して其苦痛のために覺醒を餘儀なくせらるゝと共に時艱救濟の切なる要求に驅られし結果は、此の如き偉大なる賢主の出現を見るに至り、かくて今は早く改革の緒に就くを得て、他の困難を

感ずることの遲かりし諸藩の漸く時艱に逢著していづれも新舊意見の衝突に惱み、君臣間の阻隔を生ずること多く聞ゆる際に方り、獨り圓滿に此過渡期を通過し、老公も太夫人と共に江戸に居住して優遊し、繁華の都會に歳月を樂しまるゝ事となりたるは、たゞ公の孝心深きにのみよるにあらず、老公の慈心深きと相須らて此美を成し遂げられたるなり。斯くて溜池邸には家作其他の入費も自ら多かるべきを以て太公の御附より示談ありし結果、公より向ふ三箇年間金三百兩進ぜられ、太公には高野山に木像を安置せらるゝ心願あるため金七十兩を進じ、更に太夫人と相談ありて金百兩を進ぜられければ、父母兩堂みな滿悅せられぬ。かくて執政鍋島安房も暫く滯府せしが、諸改革の大綱は定まりたれば、殘務は相談役格井内傳右衛門に委ねて歸國せり、其在府は約一箇月にてありき。後三年を經て老公逝去の年公の參府あるや安房への寄懷の詩あり。

　共開肝膈議經綸、誰似吾儂魚水情、記否江門軟紅底、三旬著此兩書生。

改革當時の狀況を想起すべく、兄弟、友愛、魚水相得て政治に拮据せられし情

公綿服常用を躬行す

境を見るべし。公は二ノ丸火災後押しての參府なりしを以て、從來形式の冗費を猛減して年來の質素儉約を用捨なく遂行し、此時より江戸にありても上下綿服を著て邸內邸外を濶步し、公の御住居に往かるゝにも亦綿服を著用せられしかば、其風は自然と賢淑なる盛姬君を感化し、軈て幕府の改革斷行となるに及んでは、我御住居は其模範となり、かくて是まで奢侈遊惰を煽りたる江戸の氣風も熸熄する氣運に移りたりき。

第九卷　鬪札暴行事件

第二十五章　長崎江戸の雜事

長崎の清人鎭壓

天保七年丙申、公年二十三歲、江戸邸にあり。正月の初め佐嘉には大雪降れり。

さても財政の窮乏を救ひ、整理の纔に其緖に就かんとするに及んで、居城の燒失したりしは、公にとりて上杉鷹山侯以上の大打擊なりきと雖も、之を利用して節儉の本意を遂げられたりしは、亦鷹山侯以上の功を收められたるに近し。而して江戸佐嘉の間に存する惰氣はこゝに掃蕩せられ、邊海の波濤亦幸に西洋の多事なるが爲めに靜穩なりしを以て、國家閑暇に盤樂怠敖するをやめて、長崎防禦の職責を全うする基礎を築くを得たり。かく長

長崎に於ける清人の騷擾

崎は近來警報も絶えて無事なりしに、本年に至り、鎮臺の徒目附小人目附等が法規に背いて在留の清商と密賣買をなせる濫行者を發見するや、其事江戸に聞えて捨て置きがたしとし、之を取り締めんとするに至りしより、こゝに端なく擾亂を起さんとする兆あるに至りき。而して是は明代に所謂倭寇の時より經驗のある事にて容易ならざるものなれば、佐嘉は之を聞いて豫め長崎聞役を外交に練達したる嘉村源左衞門に改命し、幕府よりは目附戸川播磨守長崎鎮壓として下向する事になれり。其比肥後藩は此機會に投じて長崎警固の任を得んと運動し、而してその稍事實とならんずるよしの浮説あり、蜚語落書紛々たりき。かくて九月の初めに清人の騷ぎは稍鎮靜したりしも、やがて戸川播摩守來りて唐人取締を嚴令せしに、彼等は敢て其令を守らず、唐館の外に濫出し、相聚合して騷擾を企てければ、遂に戸川は筑前大村兩藩の兵を以て鎮壓し、我藩は非番なれども、亦非常警備に人數兵船を出して固め、市人の意を強くせしめたり。されど公の參府後も、長崎警固に關する風評は紛々として止まず爾後肥後を加へて三藩になさしめん

長崎警固に手落なき様佐嘉政府へ達す

との幕議あるよし御住居よりも漏れ聞えたるを以て、固より無根とは信じながらも、小堀氏龜澤等へ內々手覺書を以て『此の如き事は決して有るべきにあらず、假令公邊より其御達あるとも斷然御斷あるべし。』と御沙汰あるなど、漸くにして其消滅を見るに至りし程なりき。斯くて正月に至り、去冬在崎の唐人は鎭臺より兵を以て鎭壓したる旨の報告書、長崎聞役嘉村より江戶に到達す。江戶邸に於ても、我佐嘉藩は非番なるに拘はらず人數を出し、兵船を備ふる等行き屆きたりとの通知、幕府の其筋より傳達あり、擧邸みな鎭臺の擧を愉快なりと稱したり。十九日に

長崎御番方は自領の事なれば、非番なりとて不虞に備へざるべからざるは勿論なり、去冬御目附下向あり唐人共を取締相成りたる所に、彼等其掟を守らず、濫に館外に出でゝ相騷ぎ、筑前大村より出勢し取鎭め仰付られ此御方よりも非番の個所々々へ人數兵船を備へたる由を其筋より聞召され候。追々御暇にて御當番と相成に就ては、尙又嚴重の手配りなくては相叶はず、特に前段の如く唐人御取締の半に候へば、唐人共不意に騷ぎ、

何等の事の出來するやも計り難し、其節御番所御臺場詰の人數は持場を差外すべき樣は無ㇾ之、諫早深堀の人數より百人の勇壯者を選み、又諸組侍の武術鍛錬のもの十人を選みて、毎一人に足輕十人宛を付け、長崎へ差越候樣、御屋敷內にて收まりかぬるならば、御屋敷側の波止場へ船住居致し居て、御奉行所より差圖次第に急速に馳付け、相働く樣に手配りを爲すべし。尤も人數は彼地の振合に從ひて何程も相增すべし、右侍の人柄等は此許へ伺越しては往復暇取に付、當役長崎仕組方頭人等相談にて早速仰付相成る通りに取計ひ、然る上に申越候樣。

一　前段唐人御取締の事は請役所御側より申上無ㇾ之、如何の義に候や、右樣の筋は小事たりとも時々早速申上候樣、內外共に其心得致さるべし。

一　御城普請に就ては人夫多勢入用可ㇾ有ㇾ之の處、最早田地鋤起し、其他農事に專要の時節と相成候間、可ㇾ成出夫を減じて使役する樣、御普請方として其心得致すべし。

と佐嘉留守御年寄へ仰せ越され、深江八左衞門に委曲の意を含めて佐嘉へ

差し越されたり。

近二十餘年間は邊海無事に歸し、文化初年の騷動も、今は世を隔つるが如くなりたれど、西洋の形勢は漸次險惡に、印度より支那の近海に連なりては物騷を生じつゝありたりき。唯我邦は猶未だ之を觀測し得ずして鎖國の晏眠を續けたるのみ。是時に當り偶然に此唐人騷ぎの起りしは、其原因は別事に屬すと雖も、古詩の所謂天將雪先集維霰にして、公に海防に力を用ゐるべき動機を與へたるものなり。

江戸邸費始めて備金を剩す

借銀整理の困難

大阪の借銀方にありては、去秋執政鍋島安房彼地に逗留して處分の大綱を定めたる後、諸談以て借銀整理の手を運びたりしに、江戸の鹿島清兵衛よりの借金莫大にして元利を合せて十二三萬兩の巨額に上り、其諸談甚だ六かしく、石丸東朔出府して事情を陳するところあれど、大阪屋敷の家質一件を鹿島に於て承知せず、果は公訴に及ぶべき意氣込にて、手代を大阪へ差し

越したる由の密告を聞くに至りしを以て、江戸邸にては其取り鎭め方を八丁堀の與力松本作十等に依囑し、因て金子などを差し贈られしに、繼いで又大阪より銀方下村三郎右衞門出府し、佐嘉よりも相談方井上孫之丞を大阪に差し越す等、種々に運動調停の手段を盡して漸く無事なるを得たり。斯く去冬以來痛く江戶の減略仕組を爲したる結果は、取締方に備金六千兩を生じたりしかば、在府の宗室鍋島彈馬立會の上にて、之を貯蓄せらるゝに決す、泰國公以來三四十年を經て始めて此餘剩あるを見たりしなり。

江戸發始めて備金を剩す

小城の城主格希望

小城藩の昇格運動

是よりさき、小城の紀伊守直堯は、自藩を城主格たらしむべき年來の宿願の下に、其昇格を本藩より幕府に請はれたく頻りに運動し、去冬に至り藩邸に其願書を出し、古賀牟田口等にも懇請したり。由來我佐嘉の三支藩中、小城は高七萬三千餘石にて、柳ノ間大名第一の高持なり。蓮池の五萬石にても同高の列は皆城主なるに、小城程の藩にて今尙城主にあらざるは、江戶に於

て體面上甚だ不快なるものあれども、其然るは大に所以のあることなり。其は夫の戰國末、豐臣秀吉公下向して西國の整理に當るや、龍造寺一族を始め其家中の分立するを甚だ危險なりとしたりしかば、一族家中は、盡く直茂公を代表人に推戴して其下に團結し、各自には獨立せざるに一致し、他姓の田尻鑒種なども亦堅く之を主張して、遂に肥前國に强固なる大藩を結合し得たり。然るに偃武の初めより、幕府を首めとして、諸國に子弟を分封して支藩を立つること一時の流行となり、我佐嘉にても亦二代勝茂公の數子に分地したりしが、其後、白石、諫早、多久、武雄、須古等は幕府參勤謁見を廢したれども、小城、蓮池、鹿島の三家は猶資格を繼續して大名の班に加はりゐたり。四代光茂公以後は次第に親緣疎遠になり、又これに附けたる家老諸侍も佐嘉の家中と同じ接遇なりしに、元祿の頃より幕府之に諸大名同樣江戸役を命ずるや、既に親緣阻隔せるあるを以て、江戸に於て各自に矜持するの風あるを致し、よつて自然本藩には之を抑制する姿あるに至れり(委しくは次卷に述ぶ)。是畢竟時代進運の作用の然らしむる所にして、泰平百餘年の久しき幕府は

當問題に對する公の態度

榮譽の與奪を以て尊嚴を耀かし、諸大名も亦其風氣に打たれ、競うて自ら矜式してます〳〵支藩を輕侮したりしを以て、本支ます〳〵阻隔するに至り、遂には支藩は出づれば同列の交際に體面よからず、入つては本藩士民の輕侮を受くるに至りぬ。而して十代將軍の尊大を極むるや、諸藩の待遇も益向上するに至りしに而も小城、蓮池は猶城主格とすらなるを得ざりし以上、小城這次の運動も、事情に於て之を寬恕せざるを得ざるなり。且つ紀伊守直堯、攝津守眞與は竝に柳間大名中より敬意を拂はれたる人物にてありき。尤も性格は全然相反し、紀州は如才なく立ち廻り、攝州は峻嚴なる學者氣質なりしも、共に公より十餘歲の年長にて、紀州は常に恭順し、敬意を失はず、攝州は公の叔父にて、其剛厲の性は他山の石となり、亦よく公を贊襄せり。かく紀州の城主格希望は、江戶の狀態より見れば時代相應の事にて、當然起るべき請願なれども、佐嘉の治體歷史よりしては到底許すべからざる事たり。此の如き難問題に對して、公は壯年に似ず意思周密、能く情理の間を了解し、粗忽の斷案を下すなく、用捨深く之を處せられたり。當時は太公も居させ

られたれば兩公の間に能く諸談あり、兎角事體の關係頗る重ければ、歸國の後に宗室家老等を集めて、厚く評議を凝らしたる後に決心すべき旨を紀州に懇々諭され、よつて其請願は姑く公の掌中に握り置かれたりき。

盛姫君守衛料地下附の運動

盛姫君の守衛料地

我藩は長崎警固に力を專らにしたりしを以て、江戸邸在府の人數甚だ少かりしに、前年櫻田邸の近火に盛姫君倉皇御立退あるや、頗る守衛の薄きを經驗せられたりしかば、爾後姫君御立退等の手配りを爲し置くを要すとて、其費用を幕府より御遣料金に籠めて渡さるゝに至りぬ。茲に於てそを地面に換へて附け置かるゝ方最も便宜なりとの説起れり。蓋し藩初、高源院夫人の東照公養女として岡部家より入輿あるや、豐後國日田に千石の化粧田を附けられし事あり、尤も寛文元年掩粧の後に其田は返上せられたれど是他家になき舊例なるによつて、これを傍例として添地を差し出されたしと謀りたるものにて、先づ公の内意を竊に御住居の用人小堀權右衞門に相

井伊掃部頭大老となる

談し、公よりも亦直話あり、老女龜澤にも申し談じたる後、奥御祐筆及び御側衆の御用取次水野美濃守に之を謀りしに、二人は新規の事ゆゑに容易には成るまじく思はるれど、折角の思召にてあればとて、孰れも盡力の結果、若し以前ならば此事は奥向にて内分に遂行し、外向へは只手數のみにて事濟みたれども、近く仙石家の一件ありてより其處置も以前と相違するに至りたれば表向に御用番老中へ宛て願出あるべき樣と、水野濃州より小堀へ沙汰したり。　仙石家一件とは但馬國出石藩仙石家の家政の紊亂をいへるにて、家老仙石左京といふもの自己の姦曲を隱慝せんと謀りたりしを、浪人神谷轉とて虛無僧となりて幽雅と號したりしもの潛に江戸に入り込むに及んで捕縛せられ、其白狀によりて惡事暴露し、去年十二月九日左京は獄門に、黨首の宇野甚助、岩田靜馬等は死刑に夫々處せられ、連累にして遠島重追放等に處せらるゝもの數人あり、仙石家は、知行高五萬八千石を削りて三萬石となされたりき。　至て近き出來事なり。　其月より井伊掃部頭大老職となりて幕府の政治釐革を始むるなど、從來奥向などの習慣を嚴正に取り締らる

ることゝなりたる際にてありたるなり。當時穀堂は病に臥して事を視す、凡て事務を井内に委ねたりしが、三月より頭人小山、留守居羽室等此添地願の事を取り扱ひて交渉をなしたれど、折も折將軍の世替りとなり、遂に此事は成らずして止みたり。

第二十六章　一橋家人闕札侮辱の獄

一橋家人公の闕札を侮辱す

公少將の榮を措いて松平の號を廢せず

二月四日右近衞權少將の口宣京都より到著し、公御書院に於て拜受あり、使者に謁見を賜はる。十五日登城を畢へ、老公を櫻田邸に招待して昇任の祝宴を擧げ、邸內の男女に酒を賜へり。二十六日邸內のもの暇には必ず明善堂に出席すべく、且つは寄宿して勉學を爲さしむべしと、留守方に命ぜらる。斯くて例の如く御暇出でしかば、歸國の支度に取り掛りしに、宿驛に立つる闕札(せきふだ)に付、他藩の例に從ひ是度の榮進によりて肥前少將と書き改むべき旨公に稟白するや、公は己れ榮進したればとて、東照公外孫たる姻親によりし祖先の賜はりたる松平稱號の榮を棄つるは、子孫として爲すべき事にあらず、是輕重を顚倒したる行爲なりとて、其まゝ松平肥前守と書かしめられたり。かくて三月十三日江戶を發して歸國の途に就かれしが、此日川崎驛

一橋家々中、公の關札を土足にかく

宿泊の豫定なりし爲、彼驛の本陣田中兵庫は旅籠屋神田屋忠右衛門宅の角に關札を立て、宿內に供方の宿割をなし、各旅店に名札を貼付し置きたり。然るに同日偶〻一橋民部卿濟惇の川崎大師へ參詣あるに會し、其同勢の者より、宿驛の役人を以て、御目障なる故に彼關札を撤去せよと命じたり。本陣の者、是は一己にては取計らひ難し、肥前の役人へ申し通じ、差圖を受けたる後ならざるべからずと答へしかば、彼等は聞きもあへず憤怒し、小人目附當摩平兵衛組下の田中熊八以下五六人にて關札の處に至り、本陣の手代猪之助等を傘にて打擲し、刀に手を掛けて威嚇し、關札を圍へる竹垣を破毀して關札を打ち倒したり。伊之助等は地に倒れたる關札を取り上げ、之を膳の上に載せ置きければ、之を見たる彼等は益〻激怒し、其札を蹴つて踏み付け、各旅店の宿札をも盡く破り棄てたり。元來一橋家にありては、先代儀同三司治濟卿も家齊將軍の實父として威權絕倫、寛政以來の其驕奢は江戶市中に耀きわたり、其家中の倨傲不遜を極めたる、亦既に四十年に及びて、江戶士民の之に惱まさるゝ夥しかりしが、後治濟卿は隱居して穆翁と號し、去る文政

十年に薨去ありしも、尋で立てる當主の民部卿濟惇も亦將軍の親弟なれば其家中の無狀は依然として改まらず、傍若無人に振る舞ひゐたり。嘗て天保元年、同家か人目附の神田橋を通過するや、當時御門番は新莊藩戸澤大和守任じたりしに、其番人に口論を吹き掛け、其結果は遂に喧嘩兩成敗の沙汰となりて、新莊藩の番頭以下押込追放に處せられたる事などもありたる程なれど、這次の暴行亦其轍を踏ましむべきに非ず。抑も我佐嘉藩の法として、藩主の名を汚すものは大不敬を以て之を論じ、其故意に出でたるは死刑以上の嚴科に處したる程にて、爲に藩內各所に揭げたる制札の肥前花押の署名を汚して、獄門の刑に處せられたるもの每々ありき。されば今度松平肥前守の名字を土足に掛けて踏躙せられたるは、一面は幕府の稱號に對し、一面は我藩主の名に對し、此上なき侮辱を蒙れるなりとて、之を見聞するもの盡く烈火の如くに憤怒したり。道中の主任は御駕籠心遣にて、當日の當番は石川傳右衛門なりしが、彼は通常の例規を知るのみなりしため、此の如き變事に處しては施すの能力なく、己が扱ひ知る以外の事なりとて其責任

狼藉者引渡を一橋家に要求す

を通れ、衆人に腑甲斐なきを切齒せられたり。

公は程なく川崎に著せられしが、此言語道斷なる所爲を聞くに及んで赫怒あり、直に御側頭牟田口藤右衛門に旨を含めて江戸邸に引返させ、鍋島彈馬、小山平五左衛門等と相談し、尚在邸の相談役格井内傳右衛門と協議し、以て幕府に謝すと共に我等が耻辱をも雪ぐべしと嚴しく申付られ、老公にも盛姬君にも自筆の書にて委しく申し通ぜられたり。

一橋家に對する下手人引渡の嚴談

よつて牟田口は櫻田邸に到つて小山等と相談し、翌十四日小山平五左衛門、留守居羽室平左衛門の兩人一橋家に到り、左の書付を差し出せり。

私義此節爲歸國、昨十三日發足、川崎驛止宿仕候付、關札相建置候處、民部樣川崎大師御參詣御同勢之中、御小人目附當摩平兵衛組下田中熊八、外五六人右關札を打倒し、名前を土足に掛け言語道斷之仕方無是非次第候。依之右之人數此方申請度御座候、尚委細者家來之者に申含候、此段御承知可

被下候、以上。

三月十四日　　　　松平肥前守

公亦此返答を聞くまでは川崎驛に逗留あるべきなれども、長崎御番の任務至重なるを以て、豫定の如く進行すべきに定まりぬ。

一橋家に於ては、此の如き事故には數十年來慣れきつたる事とて、最初は應接も甚だ傲慢を極め、小山羽室に面會したる其返答振は甚だ狡獪にして、言を左右に託し、却て曲を我に嫁せんとするの態度なりき。されど小山羽室等は牟田口等との凝議を經たる事とて、應對の言語擧動は極めて靜穩沈著なれども、主張する所は强硬堅實にして寸毫も屈撓する所なく、要領にかかる語は再應押し返して問ふを常とし、而も多辯を愼み、著々語歩を進めて容易に先方の回避を許さず、君主名字の侮辱を力說し、君辱めらるれば臣死すとの大節を固く執りて動かず、是非とも亂暴者を得て甘心せんと主張したり。而も其力執する大要領は一橋家の極力に拒む所にして、彼は只幕府の威光を振り翳して壓服し去らんとしたりしが、小山羽室は飽く迄屈せず、

小山羽室等嚴談論評に力む

一橋家の應酬狡猾を極む

其の要點を力說して止まざりき。即ち東照神君の姻親として先代の特別に賜はりたる松平の稱號を、自分の代に及んで土足に掛けて侮辱せられたるは、公邊に對して恐怖至極の事なるのみならず、且は祖先に對しても面目なき事なり、唯長崎御番の重任に當りたるによつて、無念ながら國家のために已むを得ず西國へ進發すと雖も、此耻辱の雪がるゝと否とには一身を賭せざるべからずてふ公の意思を反覆して詰責したり。かくて次第に疊みかけ、彼の返答振によつては或は難詰し、或は憤慨し、或は激怒して迫りければ、彼用人等は次第に答澁りて、語吃し、肉顫ひ、竟には汗出で色を失ふまでに至りしも、層一層追究して、容易に其手を弛めず、要領を逸せる答は更に問ひ返し問ひ返して進みければ、彼等は答辭に窮し、終には戰慄して全く絕口するに至り、其苦痛の樣は眼前に歷々たるに至りしも、而も事體頗る重大とて、是迄の老猾手段を慣用し、猶言を左右に託して容易に要領を得しめず。即ち是日の一橋家の應對者は用人山本太郎大夫にて始め我兩人より川崎に於る暴行の大要を述べしに答へて、豫てより加樣の事なき樣に注意し置け

押問答の反覆のみにて更に要領を得しめず

るに是非もなき次第なり、早速其筋に相達し、糾明の上挨拶すべしといひ、更に羽室の容易ならざる事柄につき御取糾遷延致しては相濟まず、御取糾の上暴行相違なきに於ては、御相談致せる通り下手人引渡されたく御承知の一言こゝに承りたしと念を押したるに山本は、一體屋形に於ても豫ての家法あり、殊に三家とちがひ、諸事公邊に伺ひし上にて取り扱ふが慣例にて、屋形の一存にては取計叶はざれば、何とも即答致しかぬる由を答ふなど、巧に言質となるべき辭柄を避けて折衝し、遂に小山羽室兩人をして、重き事柄につき、御屋形に相詰めても左右承るべく含越の次第もあれど、夫々の御手數もあるべければ、今日は一先引き取るべく、孰れにしても急速の御取計下さるべしとて、其日は一先宿所に歸らしむるに至らしめたり。翌十五日小山羽室の兩人再び一橋家に至り前日の返答を求めしに、是日山本は缺勤と稱し、同役の外山彌十郎代つて面會せり。よつて前日の談判の大概を述べ、御取糾は如何、相運びしやと詰問せしに、彼屋形にても早速其掛に取調を命ぜしもいづれも屋形詰の者にあらず、皆遠方にかけ隔たり居る者のみなれば、

何分今日返答は致しかぬる由の返事なりしを以て、兩人更に、昨日も申述べる如く、かく緩々たる御返答にては何分引き取り難しとて力諍せしかば、外山は、御申しの條は尤もなる事なれども、屋形にも夫々の手數もあり、殊に家老始め用人中に本日出勤なき人もあれば、左様急速に運び難く、假令一件の取調落著したりとも、公邊へ伺ふ等重き事柄なるだけ猶更念を入るべき要あり、旁々思ふ樣には急速に取り運び難しと述べたりき。蓋しかく容易に談判の進捗せざるは、一橋家に於て昨日の嚴談に大に戒心する所あり、今日は才幹あり辯舌に長ぜる人を其衝に當らしめ、而して答辯の要旨は豫め之を贊談し置きしによるものにて、數回の押問答も詮ずる所一向に要領を得ず、彼の慣用手段に飜弄せらるゝ觀あり。よつて小山羽室は豫て牟田口等と協議せし論理に基き、詞を改め、只今の御返事のみにては何分にも引き取りがたし、御屋形にて取調付かずとの事ならば、幸に名前の判然したる田中熊八方へ此方の家來を差出すべきにつき、御屋形より誰か相添へられたく、かくせば、直に不法の次第判明すべしと嚴談したりければ、外山大に窮せし

も、かゝる例は未だ聞き及びたることなければ、何分御求めに應じ難しとて尙逃る所あらむとせしより、すかさず兩人膝を進め、御取調未了との事ゆゑ取調の筋道立つ樣に御相談申すなり、而も夫をも拒まるゝ上は如何心得て然るべきか、如何樣の取計を以て急速左右相分る樣成し下さるゝかと、疊みかけ疊みかけ詰め寄せたれば、爰に外山も言塞がり、漸くにして何を申すも重き事柄につき明日明後日迄の內ならでは差し分り申すまじと陳ず。兩人重ねて、然らば其旨を書面にて渡されたし、屋敷にては家老其外打ち詰め居り、御返答如何と待ち詫び居れば、御返事の意味違ふ樣にては吾々深更までも御屋形に相詰めたる詮なしと、辭色烈しく窮迫したりしかば、暫時中座すとて外山は他室に退いて評議を盡し、再び出でて、二人に面會し、言を改め、今一二日中に急速相分る樣取り計ふとの書面を差し出すまでもなく、明日中には公邊の御用番に相伺ふか、又は屆け出るか、兩樣の中に必ず取り計らふべく、其際は必ず書面を以て貴邸まで御通知致すべし、決して異變あるべからずと言ひ切りたれば、二人はさまで追窮する必要もなかるべしとて、其

夜はそれにて引き取りたり。翌十六日三度目に小山羽室の兩人一橋邸に至り、外山彌十郎に面會を求めしに、彼は辭を設けて出會せず、同役の峯岸小膳代つて談判せり。斯く毎回人をかふるは彼の慣用手段にて、言窮すれば如何樣の所存にて左樣のことを申せしにかなど、前言を食むに都合好きを以てなり。かくて兩人より前日の返答を求めしに、此方より申し込みし人名役名等に相違の所あり、殊に多人數といひ、色々入り組みたる事情ありて取調急に埒明かずと、是日も亦種々口實を設けて辯解し、兩人より昨日の外山の言と相違するを詰られては、果して同人は如何樣の含みにて左申ししにか、定めし今日中には取調落著すべしとの考へなりしならんも、何分右の通り錯綜紛糾したる事件なれば中々思ふ樣には參らずなどと、老猾の言を吐き、問答の要領を捕捉せしめず、乃ち兩人憤然色を變へ、左樣にノにより て言を二三にせらるゝ樣にては談判の詮なし、我々はこれより屋敷に歸り決する所あるべし、要するに我々が願ふ所は急速事件の眞相を取糾し、不法者を此方に引渡されたきことのみとて、決心辭色に顯はれ前日とは反對に

一橋家幕吏に運動し其高壓調停を得んとす

直に辭し去らんとす。小膳は心中に危懼の念を包みつゝ、溫言以て之を宥めむとしたれども、二人は席を蹴つて歸り去れり。蓋し一橋家にては我藩より談判を受くるや、初めは曖昧の裏に糊塗せんと勉め、我談判の回一回に峻嚴なるに及んでは、夜を日に繼いで幕吏に奔走し、只管外面より高壓し、以て種々の調停を試みんと、慣用手段の運動に齷齪たりしなり。

盛姫君の斡旋、藩士の決死運動

我邸御住居に坐する盛姫君は、初め此事を聞召されて、是は一大事こそ出來したれとて、直に用人小堀、老女龜澤等を親しく召させられて、愼重に御相談あり、對手は兎に角一橋家にて父君の御舍弟なり、又自らの叔父なり、よつて此事情を白地に大奧にまゐりて申し上げ置かずば、必ず彼家より早く手を回して種々の妨害をなすべしとて、直に御供廻りを仰せ出され、緋羅紗蒔繪駕籠の行列華やかに御登城あり、奧に入らせ給ひては、姫君御自身にも、又小堀龜澤等よりも、大奧向及び外向の上部、そこここに意思を疏通せられ、父

盛姫君父將軍に事の顛末を說く

邸内の上下死力を盡して事の必成を期す

の家齊將軍にも委曲の御對談ありたることとなるべし。姫君は御姉妹數あれど、最も將軍の鍾愛を蒙られ、奥向にても上﨟以下の歡心を寄するもの甚だ厚かりしを以て、理非曲直の甚だ明瞭なる此の事にありては、皆人勿論同情するに躊躇せず。是によつて、流石の一橋家も是まで怙恃したりし其慣用手段をして此度のみは大奥にて功を奏せしむるを得ざりき。かくて姫君には、御歸邸の後も尚御座の間に端坐せられ、小山羽室の歸るに及んでは直に座前に呼び出し、一橋邸にての應答の顛末を委しく御尋ねあり、小堀鍬澤等と共にそれに就いての處置を御相談ありたり。又邸内には、井内を主となし、在邸壯年の士集合して其解決の運動を謀り、君辱臣死の意氣は邸内上下の心魂に徹し、人々みな奮興して死力を出さんと希ひ、其精神の活躍は邸出入の商估をして皆義憤を起さしむるに至り、彼等も、事の必成を期せざるはなかりき。是れ公の威德の然らしむる所なるは勿論なれども、亦一橋家が江戸中に憎惡せられたる反動の加はりたるによらずんばあらず。

古賀穀堂は久しく病に惱み、正月には公よりも姫君よりも病狀を尋問あ

奥小性永山十兵衛決死隊を率ゐる

りて御下（餕餘の義にて内々料理を賜ふをいふ）を賜はり、前月末歸國御供を免ぜられ、隨意に攝養をなして我等が前後に隨うて歸るべしとの仰せを蒙り、嫡子大一郎（素堂）が遊學をも停めて、その侍養をなさしむべき下命を受けたりしに、この變あるに及んで大一郎は直に引き返して江戸邸に至り、明善堂に壯年の志士を集めて協議し、皆決死の覺悟を爲し、一橋の邸外に向つて示威運動を試み、彼家をして我等との決鬪をなさしむるか、然らずば亂暴者を引き渡すか、二者其一を選ばしむることゝなし、小山羽室が嚴談を中止して還りたる後も、日々數人彼邸に赴いて面會を迫り、我邸内憤慨の意氣は冲天の勢なりき。

一方公は大磯驛に至られしも尙此事を覺束なく思はれて、更に奥小性永山十兵衛に旨を含めて江戸に引き返さしめらる。永山は慷慨死を決して東し、神奈川驛を過ぎむとして、恰も明月灣海に上りて銀光波に漾ふを見、乃ち既將一死付鴻毛、歩月吟過金水濤、料理危機有諸老、腰間笑撫菊池刀の一首を賦し、急行して櫻田邸に至り、明善堂の壯年決死者に長となり、亂暴者を必誅せんと運動を始む。永山は軀幹壯大にして膂力强く、頗る劍法に錬達し、

一橋公裁を仰ぐに決す

王學を修めたる精神家なり。是より先彼は平素親交ある藤田東湖を訪ひ主に扈從して西歸すとて訣別し去りしに、まだ五六日を經ざるに復た訪ひ來りしを以て、東湖怪しみて其故を問へば、一橋家の川崎一件にて引き返したる事を述べ、菊池刀の詩を示す。東湖は大に其志に感じ、力を盡して共に謀る所ありし由、東湖隨筆に見ゆ。是言ふまでもなく十五六日の頃にして我藩士の決心の程は次第に江戶市中に傳唱せられ、加ふるに小山羽室が一橋邸にての言動も亦頗る決心する所あるを示したるが如きを以て、彼家にても大に恐怖を生じ是日遂に公裁を仰ぐことに決し、其夕方に小山羽室の二人を一橋邸に招いて其旨を告げ、遂に表面より御用番老中に事實の糊塗粉飾に努めたる書面を差し出して公裁を仰ぐと共に、亂暴者の直接引渡を拒み、幕吏の間には種々の運動をなして結局寬宥なる處分に終らしめんと巧みたり。是に於て我邸の留守居よりも書付を認めて差し出さんとて、豫て萬事の內相談を爲したる奥祐筆長谷川又三郞に案文を示し、且つ內密筋の意向を探りしに、其文中に不法の者御引渡し云々との文句あるは、公邊に對

して不敬に亘るべきゆゑ、是だけは除き去る方然るべく、末文の趣意相違し候樣とある句中に自然其意味は籠り居るべしと注意するところありたり。されど此處が最も肝要の點といふべく、公邊に對して當藩の榮譽とする御稱號を侮辱せられたる事とて、是非とも其不法者を成敗なして御詫を申し入るゝ所存なる以上、此義を徹底せずんば本意を失ふべきを以て、是には承服し難しと申辯じたれども、既に公けの裁判と爲りたる以上、其犯人を相手の本主に引渡さるべき條理なく、却て是がために如何なる心得にかとの御取合せを惹き起すべき嫌ありと重々懇ろに示談ありたりしかば、一旦邸に歸りて熟議を遂げたる結果、遂に右の文句を削除したり。されど、必ず本意の如く彼等亂暴者の引き渡しを受けて甘心せずんば、公に於ても家中に於ても默止すべからずとは十分に主張したりき。

御住居には盛姫君日夜此事を憂慮せられ、其必成を謀り給ふこと非常にて、一橋家及び幕府外向の交渉は細大となく、如何になりしか如何になりしかと一々に御尋問あり、諸方へ此事の懸合に赴いて歸邸するものある毎に、

盛姫君斡旋甚だ力む

直に前に召し出して親しく一部始終を聽取らせられ、斯くては此處に掛念の事起らんなどとて、直に小堀等に申し含めらるゝ事もあり、或は御自身にて俄に御供廻りを仰せ出されて大奥に御上りになるなど、委曲に御手を廻し給へるにより、一橋家は將軍の御連枝なるに拘はらず、將軍へも、大奥へも始終の是非曲直を掩ふに由なく罪狀は遺憾なく御承知の結果となりて、彼等の姦謀は盡く挫折し、事は既に公けの裁判に移り、田中熊八以下を勘定奉行所に引致し、公事方掛內藤隼人正矩佳の糺問を受くることゝなりたり。

暴行人の糺問

川崎本陣の手代召喚犯人嫌疑者と對座證言せしむ

一橋家にては、田中熊八以下、其他の連名盡く相違して事實甚だ錯謬を極むと申し立て、猶も糊塗せんと勉めたり。二十一日隼人正は川崎本陣の手代猪之助を召喚し、證據品として關札を取り寄せしめ、精細に事件の眞相を聞糺し、翌二十二日法廷を開き、調役金井伊大夫をして田中熊八外七人の嫌疑者を猪之助に引き合せて暴行者を指示せしむ。伊大夫は聲を勵まして

氏名の詐稱まづ判明す

猪之助を戒め、大事の御尋ぞ、篤と腹を据ゑて眞直に申し上げよ、田中熊八と申しし者は此内の誰なるかと問へりしに、猪之助臆する所なく、屹と目を凝らして此人なりと指し、伊大夫の重ねて、よく心を靜めて見定めよ、他人を見誤りはせざるかと念を押すも猪之助は少しも動ぜず此人なりといひて、他を引き合すも然らざる旨一人一人につきて斷言せり。被告等は之を爭うて呶々辯疏して止まず、依て再應之を問へども、猪之助は固く前言を執りて變ずる所なし。是に於て田中熊八と名乘りしものは中島吉太郎、熊谷五郎八と名乘りしものは大井源次郎にて、共に一時を糊塗せんが爲めに氏名を詐稱せしことと判明せり。此の外に戸村孝五郎、平井東吉、諏訪熊次郎及び同心の九里龜治郎等も暴行者に相違なきことと判明せしを以て、即座に裃を剝ぎ取つて白洲に引き下し、龜治郎は入牢、他は盡く揚屋に入れられたり。斯くて二十五日更に法廷を開き、調役には金井の外に豐田藤之允を加へ、兩人にて更る〳〵被告を尋問し、闕札を土足に掛し亂暴者を糾明せんとす。豐田は一橋家より内密運動をなしゝ結果調役に列せし者なり。是日被告等

被告等、實を吐かす

の態度は頗る傲慢にて、皆口を揃へて一向に相心得ずとて自白せず、關札の圍ひは中島吉太郎一人にて取り崩したれど其外の儀は少しも知る所なしと主張し、却て關札を打ち倒したるは猪之助の差圖なりと謂ひ、川崎宿の者と見ゆる羽織股引著用の者兩三人、其時關札を取り除け居たれば、定めし其者等の土足に障りしものならんと言ひ掛りを申し立つ。之を聞ける猪之助は暫し驚きたる顏色なりしが、其は言語道斷の沙汰なり、徒等の關札を土足にかけしにつきては、自分一人ならず、川崎宿の神田屋忠右衛門も實地を目撃せりと證言す。金井よつて忠右衛門を召喚して之を問ひしに、忠右衛門亦臆する所なく、白洲に立ち上りて、彼等が土足にかけたる時の身振をなして之を證言したり。金井よつて吉太郎等を詰責尋問すれど、圍ひ取り崩しの外は一切を否認して承服せざりしを以て、金井は遂に言を改め、關札の圍ひを取り毀したるまでならば、左程の狼藉とも思はれず、それに何故氏名までをも詐稱せしか、如何に如何にと疊みかけて詰問したれば、被告等は言塞がりて一言の返答に及ぶものなかりき。よつて拷問にかけたれど、猶も

存ぜず知らずと稱して實を吐かず、空しく其日の審問は終れり。

是に於て、藩邸にては事件の進行如何を氣遣ひ、或は本陣手代猪之助の思ひも寄らぬ冤枉を受くるやも計り難きを以て、夜陰竊に金井伊大夫の宅を訪ひ、土足にかけし者は龜治郎吉太郎の兩人に相違なく、面體たしかに見覺えあれば、此兩人を嚴重に糾明せられなば必ず判明すべく、且つ戸村孝五郎諏訪熊次郎の兩人は面體も見覺えなく、亂暴の場所に居合せざりし樣なれば、此兩人を申し賺しなば必ず手懸を得べき事情を告げおけり。かくて四月朔日又法廷を開き、金井より戸村諏訪の二人を諭し、之を別室に呼びて猪之助と對談せさせ、猪之助よりも有の儘に白狀するの利益あることを諭ししかば、二人も其理に服し、有體に申し出づべき覺悟を定め、再び白洲に出で、關札を打倒したるは中島吉太郎、大井源治郎、平井東吉、九里龜治郎、四人の所業に相違なき由を斷言せり。されども四人は猶言を左右にして白狀せざりしかば、遂に龜治郎を海老責めの栲問に掛しに、彼は苦痛に堪へずして、關札を打ち倒したるは四人の共になしたる事なれど、之を土足にかけたるは

眞相始めて判明す

吉太郎一人なりと白狀せり。よつて更に吉太郎を詰れども、吉太郎は龜治郎の所業と稱し、互に罪を嫁して諍ふのみなりしを以て、已むを得ず再び龜治郎を海老責にせんとしたれば、源治郎東吉は傍觀するに忍びず、關札を土足にかけたるは吉太郎一人の所業にて、龜治郎には關係なき由を證言したり。是に於て吉太郎も遂にそれに相違なき次第を白狀し、事件の眞相は玆に始めて判明するに至りたりき。

我藩亦訊問を受く

一橋家の審問は結了せしも、我藩に對しては未だ正式の尋問なし。依て四月三日勘定奉行內藤隼人正より、小山平五左衞門羽室平左衞門の兩人に明四日彼役宅に出登すべきの命あり。依て兩人同日命の如く彼役宅に到りしに、留守役金井恕大夫豐田藤之允の兩名調所に於て兩人に對問し、先づ兩人の役目、年齡、祿高等を聽き、肥前守含越の者ありし由なるがそは誰なるかと質問し、側用人牟田口藤右衞門なりとの答を得て後、其容を改め、川崎驛に於ける一橋家中狼籍の大容を說明し、肥前守家來一人も其場に居合せざりしかと訊問せり。乃ち小山羽室の兩人、不幸にして一人も居合せたる者

なかりし旨を斷言するや、兩人重ねて、家來居合せたらば如何とも取り計ひ樣もありたらんに、居合せざりしとは是非もなし、大家の事とて止宿あるべき驛舍には、前日よりも其係の役々出張あること當然ならめ、其儀なかりしは如何なる故ぞと質問し、小山羽室兩人より、御尋の趣御尤の次第ながら、年來勝手向不如意の上、去夏居城燒失致し、一時は參勤御用をも用捨相願ふべき旨內決致したる位にて、平常の節略に加へて此度更に破格の省略を施し、去秋出府の際よりは、隨伴の家來を減略し、供の者の役目も十に八九は兼帶にて旅中當番非番の別もなき位の少人數なれば、中々以て先詰に遣すべき餘裕なかりしてふ陳辯に對して、更に、人數少く其儀なかりしは餘儀なしとするも、其當日には誰か供立の內より先々に罷り越す者あるべきに、其儀もなかりしは如何の故ぞと詰問したり。よつて羽室小山の兩人は、同川民部卿樣川崎大師御參詣の事肥前守發足の時分に相分り、自然途中にて御行逢申し不敬仕りては相濟まずと、わざと大森宿に小休致し相控へたるに、民部卿樣にも同所に御休息あらせらるゝ事と相成り、よつて御相手柄の儀に付、

肥前守只今出立致して苦しかるまじきや否やを相尋ね、其差支なき旨を承りて出立致すとともに、臺所其他の小役の者共は直に六郷川渡舟の手配を致したるにて、旁々足輕の外には川崎宿に先着せしもの一人もこれなく、畢竟は民部卿樣御通路に御無禮なき樣と、一同大森驛に差し控へたる爲めに外ならず、かゝる半に事件出來し、而して亂暴の大要は本陣の者より供頭田中時之允迄申し達したれど、無念の次第ながら、主人肥前守既に大森發駕川崎へさしかゝりし後なるを以て、其着驛を待ちて一橋樣へ御懸合致すべしと存し居たる次第なり、尤も右供頭田中時之允より不法相働きたる者共の姓名を承り糺す樣申し付け置きたりと答へ、金井豐田の兩人より、申開きの段はよく了解せり、誠に餘儀なきことながら、畢竟は川崎驛先詰の者なき所より右の儀出來致したることとなれば、手配行き屆きたりとは申し難しと之を難じたるに對して、其段は何とも申し上げ樣なき事ながら、不法狼藉の儀は更に思ひ設けざる次第にて、如何とも致し難く、誠に是非なき仕合なりと陳辯したりき。かくて金井豐田の兩人はこれにて一先づ引き取り、協議の

上再び調所に出でて右尋問答辯の大要を書面に認めて差し出すべく命じたりしかば、小山羽室の二人之を諾し翌々日其大要を認めて之を勘定所に提出したりき。石川傳右衞門田中時之允輩の緩漫なる所置に對しては、其詰問あるべきを豫想し、牟田口、永山、井內、小山、羽室以下幾度か鳩首凝議して、かく問はゞしか答へん、しか尋ねなばかく申さんと謀議し置きたる事なるを以て、是日の種々なる詰問にも、何等の非難せらるゝ所もなく、充分に申し開くことを得たりしなり。

幕府暴行人を獄門に處す

暴行人既に白狀したれば、藩邸には其裁決を申し渡さるゝに先だち、犯人を當藩に引き渡され當藩にて之を處刑したしと、願書の案文を出して內密筋に相談したるに、二三日之を留め置きたる末、示談せらるゝには、此事に就ての御申立は充分の理筋あれど、公裁と定りて今又斯樣の申立あるは稍御募りの樣に聞ゆる處あるのみならず、公裁になるべき犯人を願ひ受けらる

犯人引渡の請求を撤す

る理は決してあるべからず、御心得違などと御沙汰に及ばれては宜しからず、此事は是非とも御止めなさるが却て御思慮深く聞ゆべしと言を盡されしを以て、鍋島紀伊守、鍋島攝津守の二人も亦櫻田邸に來り、諸役々を集めて重疊吟味ありたる末、最前一橋家に往いて犯人引き出しを請求し迫りたるは、至極當然の事なれども、既に公儀の裁判に移り、相當の御仕置に仰せ付らるゝに於ては、必ずしも此方に於て自ら處刑を取り計はずとも、恥辱を雪ぐ主意に於ては同樣なれば、公裁に一任して然るべしといふに評議一決し、引き渡し請求の事は止みぬ。是時內密筋迄差出したる書面の案文左の如し。

去月十三日川崎驛に於て德川民部卿殿小人目附當摩平兵衞組下田中熊八外五六人にて私の鬪札を打倒し、土足に掛候に付、右の者共を可申受段彼方へ申入置候處、當節公裁に相成候に付、家來を以て申上候。就ては追々御裁判可有之、此義申上難く恐入候へ共、御稱號の儀は御一字と共に代々拜領し、家の規模に仕來候處、私代に至り前段の次第は尊敬の意相立ざる而已ならず、自分の恥辱殘念至極の義に候。依之て御取調の上所行相

違無之者共は、最前民部卿殿方へ御申入候旨を御聞啓かれ、私へ御渡被下手前にて其仕置仕に於ては、被下置候御稱號に對して一分相立ち、耻辱をも相雪ぎ、私竝に家來共遺念の義無御座候條、右の者共御引渡被下度奉願候尤も科當の義は御屆仕候上取計義に御座候、御聞濟の程奉願候以上。

四月　　松平肥前守

罪人引受は、到底六かしくして公裁に任する事となりたれど、一橋家の内密運動頗る劇烈なれば、或は罪科輕減せられて遠島などにて落著するやも計り難く、若しさる事あらむには、身命を抛つて奔走盡力したるも甲斐なき次第となるべきを以て、豫め盡さるゝだけの手段は之を盡さざるべからずとし、四月二日鍋島紀伊守、鍋島内匠を始め、小山、羽室、牟田口等の重役櫻田邸に密議したりしが、内匠は内藤隼人正の同役大草能登守と懇意なるを以て、彼に我意思を通じ置くべしとて、直に能登守を訪ひたりしに、川崎事件ならば何とも御挨拶致しかぬると先を越され、充分に意思を通ずる能はざりき。因て歸りがけに及び、世間咄の體にして、是非々々死刑に處せられずしては

藩士まで承服すまじ、不測の變あらんも計り難しなどゝ、我藩の決心をほのめかすところありしに、能登守も亦『不法者はつゝるし揚の仕置もの』なりと笑話ありて、大體の意向を探ることを得たり。

一橋家にては、當面我猛烈なる談判に心膽を奪はるゝと共に背面亦狡黠の慣用手段を回すも効を奏せず、何事も失望に歸して、今は由庇すべき手段も盡き果て、中島等は遠からずして處刑となるべきに至りしを以て、最後の手段として上野輪王寺宮に縋り、彼宮より命乞の諭旨を要求せんとするに至りき。蓋し此諭旨は濫用し難きものなれど、一橋家は穆翁以來將軍の父として勢力を積み、傍若無人に振舞ひ來れるを以て、宮家の法綱以下僧侶に至るまで久しく因緣を結ぶ厚く、因て彼家より泣き付かれては、其懇請を情なく拒み難き情由あればなり。乃ち一乘院が佐嘉出身の僧にして上野の僧綱の下に在るを奇貨とし、佛頂院龍王院より准后宮の思召と稱して『民部卿殿家來の者共御裁斷の上は、如何樣の御咎仰せ付けらるゝか計り難けれど、万一家名斷絶一命にも拘る程の重き御咎等之ありては、父母兄弟妻子の

悲歎は申すまでもなく、親族の者共迄も路頭に迷ふべく、御法體の御身柄にては御聽き捨てにも相成り難く思召しさる。勿論不束の儀とは聽し召さるれど、碇としたる辨へもなく、全く一時の心得違ひより起りたることゝ思し召さるれば、肥前守殿も定めて捨て置き難き振合もあるべく、公儀御吟味中とて、旁々取り計はれ様もなかるべけれど、格別の御含を以て、御勘辨あり、公儀御吟味も成るべく寛宥の御沙汰ある樣思し召さる。就ては其院御使として御邸に相越され、宜しく申し入れらるべく、此事日光御發駕前に仰せ置かれたり。』と、一乘院へ宛て申し送りたり。一乘院已を得ず右の旨を櫻田邸に取次ぎたれば、直に鍋島彈馬より『右は准后宮樣厚き慈悲の御思召より出たる事なるべけれど、御稱號に對しては、肥前守始め家來一同武門の耻辱とて何分其まゝには差し置き難く、因て民部卿樣御方へ不法の人數申し受け度申し入れたるにて、其後公裁に移りたれども尙趣意貫徹致す樣公邊に願ひ置きたる位なれば、假令重き御方樣より寛宥の御取扱御沙汰ありとも、決して御請仕る所存これなく、旅中申し越すに及ばず返答仕るべき旨兼

て肥前守申し付け置きたれば、格別の思召ながら、承引致し難く、不惡此旨聞し召し分けられ下さるべき樣、御執當より御取り成し相成りたし。』と、一乘院へ答へたり。一乘院は中野の次男にて、かゝる際にはいふまでもなく內部に盡力し、准后宮思召の出ざる樣努力奔走せざるべからざるに、阿容阿容其旨を取り次ぎたりしかば、其腑甲斐なき仕打には憤慨するもの多く、軈て上野を辭して國に歸らしめ、住職を罷めしめて其退隱を餘儀なくせり。

勘定所の公事方に於ては、糾問既に完結したれば、五日勘定奉行より中島吉太郞を死刑に處すとて伺ひしに、老中より、此節の事は一等重き御手當ある樣と沙汰ありき。乃ち、十九日勘定奉行所に於て、大目附初鹿野河內守、勘定吟味役中野又兵衞立會にて、內藤隼人正より裁判を申し渡し、中島吉太郞は不屆至極に付獄門、平井東吉、九里龜治郞は遠島、大井源治郞は遠島に仰せ付けらるべきなれど、病死に付其通り存ずべしと宣告あり、戶村孝五郞、諏訪熊次郞、金子鐵之助の三人は押込、當摩平兵衞は御叱を受け、田中熊八及び我藩より關係の人々は皆御構なしと放免せられたり。

我藩亦不行屆の旨の申渡を受く

此宣告と同時に我藩に對しても『右體不法の儀有之候共、他所へ引合候儀は自分仕置申付がたき筋に付、早速民部卿殿家老へ懸合の上、奉行所吟味の儀申立べきの處其儀なく、亂暴に及び候者共其方へ申請度旨懸合に及び候段不行屆の事に候。』との申渡ありたるを以て、井上左大夫に依賴し、肥前守在國中につき代つて差し控ふべき旨の伺書を呈出したれど、直に其に及ばずとの口達を受けたり。是は初めより内密筋の手を經て御用番松平和泉守との間に打ち合せたる事にて、不行屆の一條に就ては、牟田口、羽室等の盡力一方ならざりきと雖も、一橋家に對する事といひ、且は理は理とし非は非とする幕府の方針に出でたることとなれば、また如何ともし難く、よつて伺書を呈出すると共に、直に其に及ばずとの達あるべき樣運動しおきたるなり。

藩の有志犯人の處刑に參列す

かくて我藩邸へ諭達ありて、中島吉太郎處刑の日に有志者は刑場に參列すべしとの事なりき。蓋し最初より彼等を引き受けて決闘せんとまで憤慨せし人々の多かりしを以てなり。されば古賀大一郎を始め壯年の士數人は鈴ヶ森に往いて刑の執行の終るまで之を見、皆快哉を稱へて歸りたり

となん。かくて當日の處刑場は群集雜踏せしが、江戸御屋敷に出入する品川の商人某、吉五郎が獄門に梟首せれたるを往いて見るに及び、其側に松平肥前守の文字ある掲示の捨札あるを見て眉を蹙め、是を此儘にしおかば、地上に落ちて御名字は復又刑場の土に汚さるべしと恐縮し、捨札を竊取して懷中し御屋敷に來りて之を差し出したり。邸中一統も此には心付き居らざりし事とて、彼の取計は殊勝なりと感心し、川崎本陣の手代猪之助と、此者とには、持に扶持を賜はりて厚く褒賞ありたり。尤も猪之助は後に宜しからぬ所爲あり、よつて一時金を與へて屋敷の出入を絶たるゝ不首尾に終れりと云ふ。此事件の當初に於て、責任を帶びたる石川傳右衞門の所爲は餘りに腑甲斐なかりしも、公言せば却て後事の妨げとなり、且つは藩の外聞にかゝはるべきを以て、關札の事故は、全く本陣の監守に責任を嫁して、藩の役人の知らざる間の俄出來事となし去りしが、石川には職を辭して歸國せさせたりき。其後彼れは終身怯懦の人と目せられて、遂に世に用ゐられざるに至りたり。

本件に對する公の覺悟

公は旅程の進むに從うて次第に江戶の消息に遠ざかられしも、初め一橋家が事件を曖昧に附せんとするや、憤然語を改めて曰く『松平の稱號を土足に掛けられたるは、松平一門の公憤にして、一橋家に於ても、祖宗に對して亂暴者を嚴刑に處せざるべからず、公邊亦同樣なり。我等は之を賜はりたる東照神君に對し奉り、兼ては我祖宗に對して、實に恐懼に堪へざるなり。而も其耻辱を雪ぎ淸めんと欲するに方り、公邊に於ても、一橋家に於ても、若しや犯人を曲庇せらるゝ樣の事あらば、松平の稱號は最早土足に汚れ畢れりといふべく、卽ちさる不祥なる稱號は、之を返上すべし。我には別に汚れざる鍋島の本氏あり。』と仰せられたりしが、伏見に至り(二十五六日なるべし)、勘定奉行所に於て公判ありたる報に接し、

邸中士氣最豪雄、卿輩奮然競竭忠、請看廿年培養力、海東當識我家風。

の詩を賦し、書して牟田口、井內、永山三人に賜はり、是までの憤怒を解いて歸路を急がれたりき。

本件に對する國許評議の遲緩

佐嘉の遲緩を戒飭す

川崎變故の報佐嘉に到るや、家中聞いて驚愕したれど、相手が相手といひ、且つは公邊に係累する事なれば、其刹那に急使を發せんとして措置如何などとためらひ、日一日と送りて、終に公裁を仰ぐに至りし報を聞くに及び、漸く請役所にて評議を凝らし、是は容易ならざる事にて、家中一同安心せられず、若し公邊に於て如何の御取捌あるに於ては是非に及ばぬ次第となるべし、されど御家來の分として、其儘には默し難ければ、幾度も仰せ立てられて我意氣地の必ず達する樣に之なくては叶はずと、委細の意を成松萬兵衞に含めて差し向け、四月十五日成松は宮市驛に於て公に拜謁したりき。事起りてより既に一月を經たる後にて、亦頗る遲緩の事なりけり。

四月二十一日公歸城あり。其日に政府へ、

御關札不法一件に付、成松萬兵衞を先以て差越し候へ共、此節の事は此上なき御耻辱の事柄なれば、國許へ知れ候はゞ御親類始め打詰めて急速に

評議を爲すべきの處、甚だ遲緩の樣に見ゆ。總じて是迄延々の事勝ちに有之以後右樣の事にては決して不相濟候條、此儀遲滯なき樣尙又厚く心懸くべし。

と仰せ聞けられたり。無論、殿樣の名字を汚辱したる者の嚴刑に處せらるべきは、夙く佐嘉人士の總ての頭腦に深く銘したるところ、されば若し眼前に這次の不敬事件生ぜむか、忽ち憤怒を發して如何樣の事に及ぶか測られざる程なるべきも、たゞ遠隔の事なるのみならず、彼等亦鎖國の底に沒頭して天下の公理に晦かりし故に、江戶に權威赫々たる一橋家の事といひ、且は幕府に關係ある重事とて、疑惑を生じて決しがたく、爲めに荏苒遲緩を極めたるに相違なし。是れ從來の佐嘉に於る缺點となすべし。されど江戶に於ては、事件發生と共に、疾雷耳を掩ふに遑あらざる底の急速なる公の英斷は、四方の同情を我藩に致さしめ、而して牟田口、井內、永山等も、其平生に於ける精神的學問鍛錬の功を顯はして一氣强剛に事を處置し、天下の公憤に訴へて、關札を士足にかけられたる此我大耻辱を雪がんとしたるより、是迄多

我藩江戸市民の信頼を買ふ

年江戸に驕暴を極めて公衆に指彈せられたる一橋家の慢氣はために充分に挫折せられたり。且つ小人目附當摩平兵衞なるものは、察する所かの陸梁者中の巨魁にして、常に其組下の徒輩を使嗾して横暴を爲し、脅迫取財の凶惡をも逞しうしたるものらしく、因て是の失敗挫折の痛快事は、如何に江戸全市人の公憤を散じたりけん、聞くもの皆快哉を稱し、陰に陽に我藩に力を協するもの到る處に多く、是より我藩の意氣は充分に江戸市中の信頼を買ふに至れり。此頃の落語に『米價騰貴して百文に五合なりと聞かれたる民部卿が「さぞかし一同難澁致すであろう、身共は六合(河崎の六郷河原)でさへ困り果てた」』とあるは、以て市民一般の意向を知ることを得べし。かくて一橋家の威力を失ふと共に、やがて將軍の世替りとなりて、幕府も威光を失墜するに至りたれば、幕威に戀々たる者の中には、徳川家の衰へは鍋島が關札侮辱を執へて幕府を踏み付けたるより起ると謂ふ者もありたりとぞ。之を要するに此事は小故に似てさにあらず、時局の大勢に關係ある多大なるものなりとす。

第二十七章　士民の教育

文武の業奬勵市中鄉村に教導所を設立す

公は翌二十二日より長崎に越され、此度は奉行所兩番所の見廻りの後に、港外の領地に於る海岸を巡見し、堂山、天提、脇津に至りて船を回さる。脇津は長崎の極南に斗出したる岬角にて、天草灘に連綴し、野母崎と樺島との浦々に連なる處なり。古へ警固所を設けたるは此地なるべし。當時は高來郡に屬したれど、今は彼杵郡に復れり。此岬角は幕府領と我領との犬牙錯綜したる山嶂にて、遠見番所を各峰の頂に設け、洋海を瞭視するには最適の地といふべく、外船渡來を最も早く發見し得る處とす。かくて公は、昨冬長崎奉行所の清人を鎭壓したる際にありて、內密に事情を調査して偵察に盡力したりし我聞役嘉村源左衞門に對し、措置甚だ機宜を得たりきとて其功勞を賞じ、內庫より目錄(銀を賜ふをいふ)を賜へり。翌日駕を返さる。

宿習刷新を督す

五月朔日佐嘉に歸城あり。時に築城の工事方に起りしが、鍋島十左衞門木下大監は病を以て普請方の職を辭し、六月十五日に鍋島志摩、相談役岡部杢之助を以て之に代らしむ。大監は久しく老公の寵任を得、祿を增して二百石に至りしが、程なく加增地三十二石を收められて本地に復せり。是日執政鍋島安房へ

舊年より諸仕組の事を委しく申付置たれば、定めて諸役共に其取計を致すと存候。然る處歸國後既に五旬に及び、倩ら當時の趣を考量せしむるに、一圓屆合かね實に大息すべき事共なり。畢竟改正の談合不行屆の故と存ずるに付、今より後々猶叉憤發して屹度仕組を立て、軍國の備は勿論、家中文武の業より市中鄕村の敎導等まで綿密に行屆き、從來の宿習を一變致して百廢共に擧がり、速に我等の趣意貫徹して上下安心致し候樣心力を盡すべき者也。

との書付を渡され、其勵行を督せしむ。

公の築城によりて節儉勵行を遂げられたるは火災を利用して物質的の

公佐嘉人士の精神的啓發につとむ

振興に資せられたるなりしが、今又關札侮辱に逢ひて、佐嘉の人士の偏武無學の不可なるを自覺するに至るや、公は直に之を利用して精神的の振興に資せられき。　即ち歸國後は築城と共に弘道館の定詰、武藝鍛錬の奬勵に力を用ゐ、專ら士氣興作を勵行し、其成績に依て人物を選用し、將來の事功を期し、文武の業に出精したるものは、適任の職なくとも、其賞として藏番關所番等に採用すべく、以て一面小身者救貧の一方とし、かくて賄賂の多寡によつて賣官したりし從來の弊竇を一洗せられたり。　故を以て、爾後は佐嘉家中に賣官の語を聞くことなかりしかど、亦一方に、學館に出精する者を目して、抱關擊柝の希望者とて嘲るものあるに至りたりき。　蓋し每秋の秋役、もしくは小吏の缺員ある每に、其人選は學館に之を問はるゝを以て、家中には學館武藝の出席度數を多くするに勉むるもの少からず、其期に近づけば當局者を歷訪して請囑する等、學問武藝を獵官の方便に資する弊を開きし結果、材能氣力ある者の此の輩を賤しめてかく呼びたるなり。　凡て官より學藝の奬勵を爲すは、權勢熱の焚燒を受くるを免れざれど、此言の稱道せらるゝ

は、即ち學館振興して、智能成立を競へる徵象と見做すべし

市中郷村の教導にありては、歩卒以下の下輩を敎育するために便宜の場所に敎導所を設け、代官所より學問品行あるものを雇うて講釋を爲さしめ、特志ある者に學問の便を與ふる施設をなさしめたり。商業者の敎育に貢獻したる武富圯南の父は、豪商にて、貲を吝まず學費に投じて遂に宏覽の材を養成せり。其居は市中の勢屯といふ處にありて、碧梧栖と號したりしが、此令發布の後、近傍に別舍のありたるを出して町學校となしたりき。但し此學校は行はるゝ數年にして衰へ、終には文武修行者の旅館となり、此他諸處にも敎導所の設置を見たりしかど、皆永續はせざりき。而して郷村にありては、古來勸農とて專ら力を農業に用ゐしめしを民政の主要となし、敎導の規準をこゝに置かれし故に、不生產的の文學者は却て其害となりて徒に家業を蕩かし易しと目せられ、民政に練熟せる者は、學を賣つて糊口する者移住し來るとし聞けば、速に之を驅逐するを要務となし、以て農民等が性理説を聞き囓り、或は詩歌を唸るを禁戒するに力めたり。されば郷村に有益

無毒の教導所を建て得たるは希にして、是等の施設も多くは形式に過ぎざりき。されど鄕村にも相應の士卒の居住する以上、此施設は其希望し必要とするところなるべく、市中に於ては猶更にて、乃ち他日この教育所より學識の緖を啓くに至り、明治以後には有力の人物を輩出したり。儒敎を國民一般に弘く布かんとの希望は實施の後に大抵畫餠に歸したるが如きも、當時の治體にては、修身學の普及を美事となしたりしなり。學者を人物の首に數ふるには今日にありても衆人の思想より消滅せざるところなれど、民間の實際より之を見れば、必しも有益無毒とは言ひ得ざるものとす。

築城工事の侍日傭

獻夫御加勢

二十日、御側頭鍋島市佑、坂部三十郎の兩組申合せ、侍、手明鑓より、足輕、小道具(弓銃鑓の外に函簿の器を持つ卒を小道具といふ)までを引率し、城普請場に軍役の如くに獻力し、地堅め、砂運び、及び三方御門、裏御門內に於る木石の運搬等、面々の力を致して工事を助けんと願ひ出づ、左の如し。

坂部組の砂利運搬

今度御城普請に付、軍役の心得にて、組侍、手明鑓、足輕、小道具まで引連れ、地堅め砂持ち木石の運び等相應々々御加勢申上度、軍人一統奉ㇾ願候。

築城なれば然るべき事とて聽許あり、公には特別の感悅にて其意を嘉納せられ、兩人より之を組中へ傳へよと仰せ出されき。次で他の組々も亦漸次に申し合せて同じく願ひ出で嘉納せられたり。是を獻夫御加勢と稱し、世には侍日傭と稱へたり。七月十八日より公は長崎へ越させられしが、此度は臺場にて筒打の人々の砲の發射、及び調練を演覽じ、石火矢頭人に厚き心遣ひの褒詞を賜はりき。かくて歸城の後、二十九日本丸の普請場を廻り、坂部三十郎組の砂利運搬を巡覽ありたり。坂部組は本月初めより屢〻組役組扱の會合をなし、一に著服、二に帶刀、三に手傳ふ事を如何すべき歟に就て協議を重ね、是日の正六つ時揃切にて本丸に集合せり。大組頭三十郎は野袴股引に大小を帶し、陣笠を冠り、司令部には陣幕を張り、床机を備へ、老人病者の爲めには薄縁(疊表の裏に藁筵を合せて縁をつけたるもの即ち薄き疊なり)を敷いて休憩所となし、侍手明鑓迄は皆陣笠股引に脇指を帶し、刀を後背に負ひ、足輕小道具は刀ばかりを背後

に負ひ、仲間以下、侍手明鑓の從者は脇指ばかりを差したり。始めは長屋御門外より御本丸まで一列に並び『天狗取』(遞に傳ふ)にて砂を運びたりしが、捗らざるを以て足輕以下は中荷(擔ぎ)にて之を運び、侍手明鑓までは五臺の車を推して之を運搬せり。公は四つ半頃(午前十一時)本丸に至りて、親しく之を覽られたりしが、生來かゝる活動の事を好まるゝのみならず、其場に臨みては君主の態度を傷らぬ限りは好んで立ち回らるゝ性質なりしを以て諸士勞役の體を目覩せられては非常に喜ばれたりしならん。かくて組頭三十郞を召して懇ろに之を勞し、別けて大儀に思し召す旨の沙汰を賜はり、御側頭藤崎一學まで名書を差し出す樣との命あり。組中一統も上覽あることゝて精勵疲勞を厭はず勞働せしを以て、意外に運搬も捗り、九つ半頃(午後一時)には長屋門外の砂は運び盡しゝを以て戸繋前の砂利を運び、是も亦八つ半(四時すぎ)には終りて、七つ時前(六時頃)には勢揃を爲し、三十郞より公の慰勞の言を傳へられて散解せり。是日會するもの侍四十八人、手明鑓三十二人、足輕小道具百四十六人、從者九十九人、總人員三百二十五人なりき。八月五日には鍋島市佑組

獻夫御加勢反對論の終熄

の獻夫御加勢あり、服裝等の大略は坂部組に同じ。是より諸組日割を定めて御加勢をなし、築城の功をなしたり。

此勞働御加勢につき、當初は諸組の中に反對するもの少からず、士たる者が下賤の輩と同じく木石運搬の勞働に從事するは、假令軍役のためとはいふとも、武士の體面を辱しめ、舊例故格にそむける事なりとの議論有力にして、大身者の多き鍋島監物組などは殆ど反對論に傾き、申合相談等連日に亘りて囂々の論に紛擾を極めたる程なりしに、公の坂部三十郎を召して加勢勞働の事を問ひ、大にこれを推賞して『此節の事柄ゆゑに、一統の組々を出しぬき、先陣致したる道理なり、殊更先陣は致しにくきものなるに、かくの通り先駈の次第は拔群の大慶に思召さるゝ由』の沙汰を傳へらるゝや、公の此言は反對論者の氣燄を潜熄せしむるに至り、ついで三十郎組市佑組の勞働の際にも親しくこれに臨んで慰勞せられしより、各組も皆之に倣ふことゝなり、監物組は三日に御加勢を願ひ出で、石井勘解由組、鍋島隼人組も願ひ、岡部李之助組は一手にて矢狹間塀塗立の願を出し、鍋島彌平左衛門其他の諸組

も亦願ひ出でたる外、支藩小城蓮池等よりも御加勢の人夫を出し、木石土砂の運搬其他の勞働に從事し、石突の際には佐嘉市中十八箇町より獻夫をなすなど、遂に庶民子來の功を爲すに至りしを以て、其時々に公は親しく往いて其働を巡覽せられたり。

石棒突の加勢

十五組中にありて彌平左衛門、監物の兩御小姓組は、藩の選兵にて、大身の侍最も多く、從て白面腴骨にて筋力を用ゐるに慣れざる所あるにより、土砂木石運搬の勞働を賦課するに當りても彼等の堪へ得べき適度を酌量して定むることに主任者は甚だ注意を勞したりしが、果して夫役の半に及ばずして彼等は關節を痛め、手足に肉刺を生じたりとて、笑談として傳へらるゝところなり。　地堅め（方言に石棒突といふ）とは石突と稱し、櫓を立てたる中央に石突の巨桿を吊り下げ、多人數之を環して繩を捉へ、音節に練熟したる音頭取に和して石突歌を唄ひ、其聲調の序破急に從つて件の巨桿を跳ね上げては地に落すもの、佐嘉に一種の習法ありて極めて賑やかなる勞働なり。　侍の家にても、家屋の普請には親故加勢に來り集まりて、日傭人夫に交りて之を爲

築城以外の獻力を聽許せず

す、是を石棒突の加勢と稱ふ。故に大身者には經驗なきことなれど小身の侍には之に慣れたるもの多し。塀塗立は壁搔と稱へ、竹を編み、壁土を拵へ、之を搏めて壁塗及び瓦葺工に投げ與ふるもの、是も家々の普請加勢にありて慣れたる處なり。土砂木石の運搬にありても、手足筋力之に堪へずして忽ち疲勞し、或は息の切るゝなど、種々の奇劇を演じたりき。公は此の如き場に臨みて衆を皷舞するは得意なるのみならず、亦これを快心の事となされしを以て、歌舞演劇の觀覽よりも娛樂となりたらんと想像せらるゝにぞ。此の如く公は家中の壯年者に接近して大に其氣力を勵まされ、泰平の遊惰に陷りたる士をして自然に元氣を回復せしめられしを以て、此侍日傭は彼等に筋骨を鍛へしむる好機會を與へたるのみならず、藩政改革に對しても意外の效果を收むる壯擧となりたり。さはさりながら獻夫御加勢を嘉納推奬せられしは、體面を失はずして、筋骨を鍛錬し勞苦に耐ふるの習慣を作り、以て木訥質素の氣風を養成せんが爲めにして、軍役の心得を涵養するが主目的なるを以て、築城以外には寸毫も手を下さしめず、初め市佑組は泉水

を掘り築山を造らんことを願ひしに、公は泉水築山は娛樂に屬するものなるを以て之を爲さしむるに忍びずとて許可せられず、砂利持運びに代らしめたり。此一事を以て公が士を愛するの厚きと、如何なる場合にも公私の區別を忘れられざることとを知るに足る。

蒲原大内藏の戲作册子

坂部三十郎は公に任用せられ、小馬廻組の大組頭にて御年寄となり、儉約仕組、調練、及び侍日傭等の主張者として、門閥中の有力者なりしが、一方彼に對して權威に乏しく、馬鹿律義乃至偏屈なりなどの誘りをなすものもありたり。文化戊辰に切腹したる長崎番頭蒲原好古の子大內藏は學問文才あり、公に仕へて著座に列せしが、坂部と相協せず、早く隱居して敷山社附近に住み、戲作の小册子を書いて時政を諷刺し、其書は競うて人の讀むところなりき。例せば、かの七福神評定錄を作りて儉約令風俗矯正を諷刺し、主任者を輕く譏れるの類にて、頗る人に首肯せらるゝ所もあり、公も是を見て與ありとなし、節立ちたる出來事あれば、山の老爺の書はまだ出ぬかと仰せられきと云ふ。されどその用ゐられずして隱遁したるを惜む人もなく、廢材と

して安政の初め老年にて歿せり。或は此侍日傭の反對論者中の有力なる一人として、浮薄精神に乏しき人と擯斥せられたるにあらざる歟。其戯作にありては、伊勢道中不案内記十二編を最大著作となし、亦最も有名なり。其作意は、富田愚津郎兵衛といふ律義偏屈吝嗇にして、佐嘉以外の事には諸事暗きに拘はらず、物識振り巧者振る侍が、昵近の小侍と僕との三人連にて筑前路より失敗奇談を演じつゝ、見聞を日記につけて道中すといふにありて、其體を膝栗毛に倣ひ、讀者を葫蘆せしむるものにてありき。坂部の家庭にても之を讀みて興じたりしが、三十郎聞いて苦笑し、か様な書は讀まぬものとて斥けたりとなり。蓋し作中昵近者として主人公に随行する銀作なる者は、彼の知人にして銀細工を善くしたる某を指せるものらしく、又坂部の日記を書くに丹念なりし事等よりして、其節々は正しく坂部を嘲笑せるものありし故と云ふ。彼の文才ある人は、言論詼嘲を帶びて消極的なる質素倹約を好まず、勤勉にして忠義だてするを嫌ふもの多し。是即ち蒲原の坂部と相協はず、併せて公の世に用ゐられざりし所以なり。

逐次の築造の質朴なるべきを令す

八月二十四日御側より普請方の仕用帳を更に質朴に改めしむ、左の如し。

一　大御書院の床縁には青貝、古物を用ひず、新調の黒塗にして、御書院其他の床縁は地塗にて相調へ候樣。

一　御居の間其他は大體尙又簡易にして、障子框等黑塗を用ひず、生地又は色著け漆掛けをし、カシ（欄間）も障子カシ、又は其類のもの、或は竹にて相調へ、其他釘隱し、引手、唐紙なども簡易に致す樣。

右の通り質素を主となし、其他心付くことは遠慮なく申上候樣。

斯くて起工し、其工事は進行したりしに、是年凶作に遭ひしを以て、十二月に至り中止せられたり。

二十八日、少將陞任の祝典を擧行せらる、三ノ丸の家作狹きにより、宗室以下勝手に於て料理酒を賜はりたり。

古賀穀堂病歿

御年寄古賀藤馬（穀堂）は去年東行に隨行したれど、痔疾の後を力めたること

穀堂病漸く篤し

公穀堂をその病褥に訪ふ

とて次第に病羸し、正月以後は出仕に堪へず、因て職を辭するに至りき。されども公は聽かれず、優遊似て養生すべきを命ぜられ、嫡子大一郎の遊學を罷めて病父に侍養すべく沙汰ありしかば、大一郎は歸國の駕に前後して道に就きしに、川崎の變に逢うて彼は江戸に引き返しき。因て藤馬のみ國に歸りしが、病勢漸々と進むに及んで遂に全く出仕を罷め、家に在りて療養を專らにしたり。是月中秋の觀月會に公は穀堂の側に在らざるを以て、特に料理を賜はり、之に添へて中秋賞月寄琴鶴翁と題して三首の絶句を賜へり。

常蒙訓戒自書紳、交態便如父子親、闔國黔黎未寧謐、請君善養百年身。

今夜月明琴鶴樓、何人相見互賡酬、自慙囊底無佳作、空賭後園七種秋。

盤根錯節計多違、此事英雄同苦思、磊塊滿腔無地吐、淋漓寫出七言詩。

斯くて其後病勢ます／＼重るのみなれば、公は甚だ心勞せられ、九月四日此秋農作惡しく凶年の兆ありとて自ら與賀、川副兩郷の農事を巡覽せられし歸途、穀堂が精町の宅に立ち寄られ、親しく病牀に就いて容體を訪ひ、懇ろに尋問せられければ、穀堂は只感泣するのみなりき。藩主親ら臣の家に臨み

て病を訪ふは、宗室國老にも容易になき事なり。十五日より公は長崎へ赴き二十四日に歸城ありしが、幾程なく穀堂は遂に起たず、年五十九を以て永眠したり。二十八日公より内々香奠を賜はり、數日の間は精進したまへり。其後子の大一郎へ

　親藤馬儀御幼稚の時より御附相勤め、御學問を始め輔導の筋を專要心懸け、拔群御用相立候に付、格別の思召を以て北横山の中、地六反拜領させられ(墓地)、扨又御一生の間は毎歳忌日に祭祀料として定銀三枚宛被下。

と仰せ下されたり。

公墓地を賜ふ

　北山の地は敷山社の西谷にあり、穀堂が別莊を建てたる處、其柩をもこゝに葬りてより墓地となれり。穀堂は當時の日本に於る儒學の泰斗たり、しかも我藩は初めより之を私するを得、穀堂亦自藩によりて天下に爲すあらんと志し、遂に公に侍して十箇年輔導の勞を積み、公の學ぶ所を藩政の上に實行せらるゝに至つては、又之を輔佐すること八箇年に及べり。その不世出の英主との遭遇は、多年の抱負を攄ぶる機緣を得たるにて、其間に於ける

苦心焦慮は甚だ多かりきと雖も、順境に在つて拮据經營したる結果は、公の英名を天下に隱れなく傳播せしめ、太公の干涉彌縫も去年よりは全く止みて、庶政總て公に一任せらるゝに至りては、彼も亦更に是より大に全力を發揮し得べき時に到達したりしに、齡未だ還曆に至らず、猶有爲の身を以て世を去りたるは甚だ惜むに餘りあり。されど公の政績は既に顯はれて普く天下に稱揚せらるゝところなりしのみならず、將軍より公を少將に昇任せしめたる榮典も尙存生中に與かりて之を見るを得たれば、平生の夙志は已に遺憾なく酬いられたりと謂うて可なるべし。かくて是まで縠堂侗庵兄弟の碩學ありて、東西に提携し以て公を輔翼したりしに、今や縠堂の死に逢うて其一翼を失ひ轉た唇破齒寒の感なきに非れど、侗庵猶存してその泰西の思潮を誘ける見識の兄に勝るあり、而して公の學術識見は既に天下の望みを負うて立ち給へるをや。さて小山平五左衞門を江戶より召還して後任の御年寄となし、大目附中野神右衞門代りて江戶に出府し、秀島兵馬大目附と爲り其員を補へり。

御仕組所員の交迭

十二月に藩政更張の根本たる御仕組所の人員の中、請役相談役鍋島隼人大塚頼母、相續役成松萬兵衞の三人に本職務の繁多なる名義にて兼職を罷めしめられ、御仕組所は請役相談役格井内傳右衞門相續方相談役格中村彥之丞二人兼帶して重に之を勤めしめられ、内廷よりは御側頭牟田口藤右衞門の外に、新に御側目附となりたる永山十兵衞に出勤を命ぜられ、此四人にて專ら藩政更張の仕組を議定することゝなし、十二日に其勤務者の數人を公の前に召し、御年寄より左の書付を讀み上げて、藩政更張に邁進すべきを達せらる。

代始め以來政務更張の儀を追々申聞け置き、孰れも骨折り候に付、諸事先年に比ぶれば、少しは宜しき方にも有之哉に候へども、眼前日用の筋のみにて、國家の基本相立ち、敎化の行はるゝには遙に程遠き事に候。凡そ我等の趣意は事新しく申聞るに及ばず、家中は勿論、一國下民に至るまで當家國初の風に復し、忠孝文武を勵まし、禮義廉耻質樸勤儉の風行はれ、武備を嚴にし、凶荒軍國の貯蓄まで全く行屆き、士民業を樂しみて安堵せしむ

るの外は、朝廷祖先に對し奉りて我等の職務は曾て無レ之事に候。依レ之家督以來最早數年、日夜心肝を勞し、治道を圖り候へども、泰平の末弊にて人心正しからず、士氣衰へて弊俗染汚の時節に、不德短才の我等を以て一世の狂瀾を挽回せしむる義は、中々以て容易ならざる事にて、空しく日月を送るを靜に省念致せば慚愧に堪へず候。仍て今般改て役局を開き習俗の見識を捨て、國家の基本を建て、敎化行はれ、古昔の美俗に復する道筋を攻究施行せしめ候樣申付る事に候條、內外尊卑の差別なく、孰れも一致同心を以て萬端肝膈を吐露し、委曲詳密に申談ずる樣希望せしめ候。勿論是迄在來の役局と違ひ、專ら經國の基本を攻究せしむる事に候へば、世俗の毀譽褒貶を度外に置き、移風易俗、治國安民、惟遠大なる處に眼を著け、堅忍不拔の心得を以て萬事處置可レ有レ之事。近規習俗に泥みて變更を憚り候體の尋常卑劣の見識にては、迚も大業は相成らざる事に候條、孰れも忠義の心を奮勵せしめ、我等憂國の主意全く行屆候樣、心力を盡し候義返す〴〵も期待する處に候、聊か輕忽緩漫の心得不レ可レ有レ之者也。

大塚頼母罷免

斯くて此書付は執政鍋島安房に渡されたり。月末に至り大塚頼母は思召入等有之とて請役相談役を免ぜらる。大塚は古賀派以外の學者なること前に數述べたるが如し、本年六十五歲なり、久しく是職に居り、殊に彊界の事に諳練し、頗る功績ありしに、今斥けられたるは學派の關係を帶びたるかの評もあれど、關札事件の議の遲緩したるによるならんか。かくて彼は明年增祿を返し山領梅山（主馬と稱す）が河上梅野山の別莊を買うてこゝに退隱し、永二年に七十七歲にて終れり。福田東洛は其學を受けて有名なり。其挽詩四首の一に、

勇決辭榮不顧貧、晩年恬澹葢其眞、香爐茶鼎新生事、黃嬭青奴奮侍人、結屋松陰同鶴宿、買樓梅岬與僧鄰、看花故事隔生死、寧忍重尋河上春。

と。退居後の頼母が境遇は、略ぼこゝに言ひ盡されたり。

公家常節儉の剩餘貯蓄及び凶年の餘米

年末には是まで內廷引受の御使用料に格別節儉の仕組を立てしが、公の

公入部以後始めて貯蓄金を生ず

自奉、並びに衣食の費を始め、諸件に一際省略を加へたる結果、本年九月までの決算に剩餘を生じたる數左の如し。

一　正銀二百六十二貫九十目餘　遣料殘り

一　四十七貫五百二十目　（壬巳年より午年まで江戸參勤方の遣殘り）

合計を金に換算して四千七百六十四兩

右の數遣ひ殘りとなりたるを以て、其內より千兩を御掛硯方の金庫に納めらる。是を公入部以後にありて貯蓄金を生じたる始めとす。

公は襲封より衣食住に非常の節儉を加へられしが、由來大藩主は自ら相應の居成しあり、第三卷（第九章）に述べたる如く、御側には種々專門の人を要し腰物方、小道具方、衣裳納戸、衣紋、禮式、料理等の各熟練者數人を備へ、而して先代迄は是等の人々が側に在りて自然華奢を勸誘したり。故に補闕拾遺の人才を選みて、所謂正君心之非の忠諫を容れしむべき理想は行はれ難く、藩主は宰官宮妾の徒に擁せらるゝを常態となしたりしに、公の能く獨り然らざりしは、初めより非常の人物を得られたりしに由らずんば非ず。其は卽

古川松根

ち古川與一松根なり。是人服飾器玩等の意匠鑑識に堪能なりしこと尋常ならず、和歌國文に長じ、有職故實に通じ、能書達筆にて丹青の技を兼ね、篆刻を爲し、兄橋本新左衛門が刀鍛冶肥前忠吉の家を繼いで斯道の名人なりしも、尚刀劍の鑒識は松根に一籌を輸したりし程なり。しかのみならず刀劍大小の拵へ、古器物骨董の鑒識より、衣裳の染色模樣、室內裝飾、庭作の意匠までも人に勝れ、凡て衣食住の美想には一として通曉せざるなく、公の髮を結び鬚を剃るまで摩姑の痒きを搔くが如きものあり、一日たりとも公の側を離るれば、公に不自由を感ぜしむる程にて非常なる堪能の人なりき。故を以て從來其等の職務は數人に分業せしめありしを、本年十一月より腰物方、衣裳納戶、小道具方、御髮役等凡てを與一に兼帶せしめたりき。而して公の質素儉約に就て常に變化を策して意匠を出すものも亦與一の敏才に待つある等、自ら公の手足となるを任として、終身他の功名榮譽に聘せず、よく公に多大の便を與へたりしは、亦公に取りて天佑と稱すべかりしことなり。

御部屋女中の綿布着用

一御部屋女中の衣服としては先年より凡て綿布を著用することになりた

れど、今度の仕組にて年首其他御祝等の節は如何にすべきと伺ひしに、公は、帶付裲襠共に、四季の相異に拘はらず、婚禮を除く外は盡く木綿の服を用ゐよと仰せ出され、是よりして佐嘉中の妻娘は盡く絹を著用せざるに至りたり。

諸國凶饑公備荒救濟の仕組を命ず

今年諸國凶饑にて、各地方には百姓騷動起りしが、佐嘉も夏以來霖雨打ち續いて早稻は水に腐れ、晚稻亦不良にて、氣候甚だ惡しく、麥豆みな登らず、作毛或は皆無ならんと憂恐したりしかば、豫め領內の酒造一切を停止するところありしに、果して大損毛にて、宗室國老の各家よりは上檢見願を出し、家中一般も別段獻米の中より二千五百石の甘を命ぜらるゝ等、米價騰貴し、細民大に困難す。是より先き東郡の轟村附近の村々より御救米を願ひ出でたるを以て、代官より圍籾の倉を開いて貸し付けたり。公之を聞いて、鄉村の圍籾は享保の如き飢饉に備ふるものなるに、其倉を開いて窮民を救育するやうにては國を護るの甲斐はなし、彼は非常の備へなり、今年程の凶作を救助するに用ふべきものならず、此譯を職務の者に申し聞け、緩怠なく備荒

多久美作淫縦遂に涙人仰せつけらる

救濟の仕組を爲すべしと諭戒せらる。此の如く領內不作は不作ながら、之を他領に比すればさまで甚だしからず、本年冬の買揚直段は三斗につき正銀三十二匁五分にて、平年に比しては高價なれども、江戶の錢百文(九六)に米三合五勺(三斗に付約九貫文)の直段を始め他領の米價と之を比較するも頗る割安なり。此時長崎奉行より政府に米穀の廻送救助を求めたるにより政府にては凶作ながらも折角の懇望を拒絕するも如何とて、承諾之に應じたりしかば、長崎奉行久世伊勢守は十一月歸府の際に佐嘉に一泊し、特に謝辭を述べたり。かく損毛に拘はらず多少の餘裕ありたるは、數年來の勤儉節約の効顯に外ならず。

多久家の一夜涙人

多久美作安澄はさきに少年才子と稱せられ、文政の末より藩政に當りしが、美作とは一歲おとりなる公の姉爲姫(倉永氏瀧江の腹)をお定と改めしめて之に娶はせられしに、伉儷の間睦まじからず、而も美作は性淫縦にて內行整はら

ず公入部の初めは奮うて改革に當れりと雖も、苛細にして同僚と和せず、遂に職を罷め、爾後も家政亂れ、家士より屢〻諫言を進むれども改悛せず、嬌行益〻甚だし。これよりさき、文化の末に老公は江戸市中の美女を本島織之助の養娘として通女中となし、名を雛村と呼ばれしが、其腹に生れて公より少きこと二歳なる勝姫は、文政三年より佐嘉に歸りて三ノ丸に住み、一旦伊東修理大夫祐相に許嫁せられしも、天保の初め破縁となり、三年更に鍋島（深堀）孫六郎の嫡子權五郎茂勳に嫁し、名をお區（まち）といへり。然るに多久美作は、深堀邸の三ノ丸の北裏にありて、廣區を隔てゝ自邸と相對せるより、いつしかお區と私通するに至り、遂にお區は自邸の塀を越えて多久邸に忍ぶに至れり。されど此密事は去年二ノ丸の火災以後多久邸に役所を移して、三丸の往來繁雜となるに及んで遂に露顯し、十月美作は遠在引取謹愼を命ぜられ、お區は深堀家より離縁し、兩公の勘氣を受けて謹愼を命ぜられ、北山に押し籠められたり。有夫姦は藩法斬罪に處する重科なれば、此事を江戸の太公にも申し上げ、兩公因て竊に其處分に苦しみて年を亘られしに、是年十二月二十日に至

多久家の一夜浪人

り、遂に公の英斷を以て、美作には、兩殿樣の御思召あり、重き御沙汰に及ばるべきの處、格別の御宥憫を以て職分を召し上げ浪人仰せ付けらると嚴達あり、多久家を潰して其領地を沒收せられ、而して翌日美作の實子松千代を召し出し、新に物成七千石を賜はり、御親類同格に仰せ付けらる。此三箇條の申渡しをなすに方りては、特に支藩小城の鍋島紀伊守を召し、宗室國老とともに公の前に列席せしめて、其處分を仰渡されたりき。佐嘉にて是を多久家の一夜浪人といへり。其後お區は北山より城南僻隅の小屋敷に移り住み、附の者もなく、只公邊よりは隣屋敷を福島千左衛門といふ小身の武人に與へて住せしめ、以て陰に其心遣ひを爲さしめたり。

是年九月公の師傅として藩政改革を佐けたる古賀穀堂世を去りたれど、公の政績は既に天下に先だちて成功の端につき、其效驗の顯はれたる前記の如くにて、玆に日本の世界變革時代に入る氣運は到來したり。當時幕府には家齊將軍既に六十四歲に及び、西丸の世子大納言家慶公亦四十四歲なり。而して去冬以來、井伊掃部頭直亮大老職と爲り政務を整理したりしが、

将軍世替りの議動く

九月に至りて老懶勤に倦みたりとて將軍は職を世子に譲るの意を示し、四日、直亮及び諸老中を召し、月番老中松平和泉守乘寛より上意を演達し、政務を世子に讓るべく、其許可を京都に請ひ奉れり。かくて明年四月を以て新將軍は本丸に移り、前將軍は西丸に入り代るべきに決したりしを以て、佐嘉には十一月末宗室の村田若狹政矩に御代禮として江戶に出府すべきを命ぜらる。

第十卷　天保儀僮將軍代替り

第二十八章　總　說

時代の概觀

天保八年丁酉、公年二十四歲なり。是年所謂大御所樣時代を終へ、諸國大儀僮の裡にありて家慶將軍の時代を迎ふ。而して公の旣に太公の手を離れらるゝと共に、多年の困難に鍛成せられたる勃々たる其英氣は、鬱屈を脫して驥足を自由の天地に伸ばし、政績は僅に緒に就きたるに過ぎざれど、亦天下の耳目を聳動し、自ら諸藩の模範となられたりといふも溢美にあらず、少くも時代の變化に卒先せられたるは、啻に一藩の名君として止むべきにあらず、亦諸藩の齊しく賢君として翹望推戴する處なりしなり。之を歷史に徵するに、英雄の時代の要求に應じて出現するは、決して一人に止まるも

のにあらず、必ずや同時に鼓和相應じ、各地に相默契するものあるものにて、かくして事功を相前後して互に顯はすものとす、而して其由來する所を窮むれば自ら其漸あり。諸藩政績を競ふと雖も、各藩には各藩の境遇ありて、曲折したる徑路の相異する以上、自ら進行の遲速を免れず、只其最も平穩の徑路を辿る者が、先著の功を收むること、現に當時の事實に徵して明白なり。夫の德川幕府の泰平は八代吉宗將軍の享保時代に至りて既に極まれりといふべく、九代家重將軍の寶曆時代よりは刷新の要求起りき。是に於て肥後の銀臺侯出で、十代家治將軍に至りては我泰國公出でて、兩肥の政はこゝに面目を改めしが、東國にも亦米澤の鷹山侯、白河の樂翁侯(第一卷第三章に出)出で、而して遂に家齊將軍の寬政に至りては、外國の波濤と內國の饑饉とに迫られて、時代の要求は幕府の刷新となりゆきたり。されども時機未だ熟せず、時代改革も一起一伏の波狀をなし、將軍の實父一橋穆翁卿が大奧と相應じて驕奢の逆浪を捲き、舅の島津榮翁侯が豪膽の資を以て琉球貿易の利益を其豪奢の資に投じ、以て江戶の諸大名を壓例するなど、外來の波濤の姑息した

當時の賢君

ると共に、暫く大御所樣時代の陶醉的現象を爲し、爲めに全國の志士は伏して潜勢力を養ふに至り、かくて漸次に變革の時代を迫り出したり。是時に當りて外國防禦に財費の窮迫を告げたりし我巍松公は、江戸に向つては諸藩と華奢を競ふを得ざると共に、退いては刷新の要求を充たす能はず、その逆浪漂蕩の裡に纔に藩の命脈を維持しつゝ、困乏を極めたる逆境に、辛うじて藩內の人物を養成せられて時機の到來を待たれしが如きは、其間誹謗の歴史の編まるゝも亦已む能はざるものあれども、而も之を諸藩に對照すれば、猶且つ藩內一致して穩健なる步趨を失はざりしものといふべく、公の爲めに改革の前驅となられたりと謂つべきなり。當時他藩に於て賢君の稱ありしものを數へんか、宇和島の春山侯は公の妹婿にして雄志ありきと雖も、藩力大ならざりき。夫の樂翁侯に次いで出たる水戸の景山侯（齊昭）は、攘夷の主張者として天下志士の耳目を聳動したりきと雖も、其性格たる峻厲に過ぎて諸和を缺き輔佐者の人格によりて面目を異にする憾ありて、最も有爲の地にありながら、不過の境涯のみ多し。次に起りたる薩摩の順聖侯（齊彬）

は春風和氣の中に凛然たる蒼隼の英斷あり、當時第一の賢君と稱せられきと雖も、祖父榮翁豪奢の惰力は父齊興侯に延びて猶强く、女權內に盛んに幕府の大奥と關聯し、藩には黨派相傾くるありて、我巍松公の如くには一致を保つを得ず、順聖侯世子の位置さへ動搖する狀態なりき。唯侯のかゝる逆境にありたりしは、更に其器を偉大に鍛成せんとするもの歟。之に次いで尙ほ二三の良主ありきと雖も、我公に比すれば何れも其器小なりとの輿論なりき。公は景山侯より少きこと十四歲、順聖侯より少きこと四歲の後進なれども、其幼時より巍松公は此君をして時代の要求を果さしめんものとして、當時天下に盛望を得し大儒古賀穀堂に其輔導敎育を託して疑はず、姨婿の春山侯は外より、叔父の雲叟侯（攝津守直與）は內よりしてともに之を啓誘し、宗室國老亦盡く恭悅して其成人を待ちしが、時運は逆浪の惰力と戰ひつゝ、次第に改革の順潮に向ひ、文政戊子の大颶風に飜蕩せられてより公は弱冠に達するを待たずして藩政に當り、而して老公は後にありて事を與かり聽かれしに、其大有爲の才力は年齡と倶に岐路に入るなく發達し、其成熟の期

に及んでは、居城燒燼の災より老公も監視を解かれ、かくて七八年間に遂に天下に先んじて改革の政績を擧げ、大に名譽を發揚せられたりしにて、後より之を回顧して考ふれば、平穩なる歩趨を以て進行したりしものと結論せらるべきなり。時代の要求とは時運の到來したる義にして、其際にありては、天意は人心とその相應する兆を示すものとす。

曩に佐嘉藩財政困難の極に當りて、戊子の大颶風は九州北部の我肥前に猛烈を極め、而して此颶風は斜に北陸奥州までをも吹き荒したりしが、其與へたる損害は非常にて、續甲子夜話に載せたる當時諸藩よりの書出しを見るに『其損害高肥前の三十一萬石(高の十分九)を第一とし、次に加賀は七十八萬石(十分八)仙臺は四十三萬石、肥後は三十七萬石、久留米は三十七萬石、阿州は十七萬石(並に十分七)薩摩は四十一萬石、越前は十四萬石(並に十分六)備前は三十四萬石(十分五)長州は十三萬石(十分四)藝州は十二萬石(十分三)筑前は脫す(下略)』とあり。されば戊子の颶風は諸藩の遊惰氣を掃蕩して革新を促す大刺擊となり、而して我肥前には最も激烈なる災害を與へて、老期に近づきて勤務に倦みたる老

水野忠邦幕政に當る

公の退隱を餘儀なくせしめ、舊習に沈溺したる者を屏息せしめたるにて、是に於て、改革の機を待ちに待ちたる有志の士翕然として起り、十五歳の公を推戴して此非常の大困難を救濟するに一致し、辛勤八年の勞を積みて、今は内外の庫に剩餘の銀米の生ずるを見るに至りたるなり。而して幕府にありても家齊將軍は決して凡庸の君にあらず、初め十五歳にして職を襲ぎ、松平樂翁に委任して政務の刷新を圖られたれども、實父穆翁の撓ます所となりて逆波に引かるゝの已むなきを致し、文化文政の小康は只華奢の繼續に苦勞せられたるものにて、我巍松公と異趨同致せりといふべく、爲に財政の困竭も、政治の腐敗も、人心の奮激も一層甚だしきを致して、内憂外患併せ至るの時期に切迫したり。而して世子家慶公は泰平の主君たるべき善良の質を有して、既に有爲の年齡に到達はしたれど、其才力氣魄は我閑叟公と比倫すべくもあらず、而も責任の大なるは之に倍蓰するものあれば、之を輔佐するものに偉大なる人物を得ざるべからざるは言を待たず。水野越前守忠邦は平素松平樂翁を敬慕したりしが、今や時代改革の要求の更に一層甚

だしきを見て、夙に驥足を伸べんと志し、遂に去る天保五年老中に擧げらるるに至りしも、其主張は家慶世子の是認するところとなるに過ぎずして老齡の家齊將軍は之を認容せず、ために政治は年又年といよ〳〵末路に迫りて殆ど救濟の道なく、百弊横出するに至りしかば、遂に井伊侯を大老に擧げ、自らは退隱の意を決するに至りしに、又饑饉到來して戀舊の人心を壓迫するに遭ひ、是に於て彼は其の難衝に當りて始めて初志を實行することゝなりたり。此の如く幕府諸藩を通觀するに、時代の要求に對して賢明の君主は乏しからざりきと雖も、いづれも一起一伏の波浪に漂蕩せられ、種々病弊の續出に惱まされて、著々改革の實現を見ざりしに、我藩のみ泰國巍松の兩公を經て公に接するまで、幾多の險波怒濤を越えつゝ藩の一致を破ることなく進行し得たるは、蓋し常に順境にありしものと言うて不可なるなし。斯くして公の英才發揮の時機を迎ふるや、去年川崎の變に逢うて一橋家の輕輩を斬戮したるは、其事甚だ小なるが如しと雖も、寛政以降天下に其驕暴を誇耀して怨みを江戸全都に結びたりし彼家を一喝したるものなれば、公

衆の之を觀る大旱の雲霓に異ならず、續いて又饑饉と戰ふの期節到來したるに、佐嘉のみは綽々として之に應ずるの餘裕あるなど、諸藩賢君の輩出したる間に於て、年齡尙少きに拘はらず公が最も天下に仰望せられし所以のもの決して偶然にあらず。尙是より記述する所を以て之を知るべし。

第二十九章　凶荒賑給と風教振勵

伊萬里有田賑給、大阪の大鹽騷動

凶作のため獻金米は之を各人の隨意とす

佐嘉の本丸築城は未だ成らざれど、凶饉の爲めに一時其工事を中止す、よつて是年の元日の賀を受くるに當りては、三ノ丸の書院は狹隘なるを以て、元日三日の兩日に分ちて諸組侍に謁見を賜る。八日、去秋農作登らず饑饉の狀を呈したる以上、築城に就ての家中及び市中郷村諸津庶民よりの年割の獻金獻米は、曩に一旦聽納したりとはいへ、今之を受くるに忍び難きものあり、よつて納否は各人の隨意になすべしと令し、以て當難の經過を謀られたり。

佐嘉の平野は到る處稻田に適し、ために領內工業を以て數千口の都邑を爲すは、只陶磁器を產出する松浦郡の有田あるのみ。伊萬里は其輸出港たると、附近より聚まる海產物の通商をなす事とを以て繁昌し、並に五六千口

有田市民の生活

の邑を爲せり。然るに近年諸國に陶磁器の需用減じ、商船の入ること少かりしが、更に去秋諸國の饑饉によつて忽ち商賣杜絶するに至りしかば、兩地の人民は何れも職業を失ひ、職工は糊口に窮し、商賈は不況をかこち、飢民續出困難甚だしかりき。是に於て有田代官の請求を聽き、十三日に內庫より金を貸付するを許して之を救ひ、因て工業持續の方法を申し合さしめ、勉强製作して日常の生活を相續せしむ。元來有田伊萬里は商工業地として、山嶺を隔てゝ西部に別區域を劃し、全く他の諸郡と政治を異にし、風尙も亦異なる者あり、卽ち有田の陶磁器製造には窯燒の家ありて、其上等の分は多數の職工を養成して各家の祕法を傳へ、中等の分にも猶二三の家工あり、其他は時に應じて職工を雇ひ入るゝを常とし、いづれも皆本業の工業家にして、上中等は該地にては士に比する門地なり。之に附帶して商人あり、窯燒が工を起す每に資本を投下し、窯揚げに立ち會ひ、其成工の品を賣り捌くものにて、該地に商店を開いて住し、窯燒の家に比すれば資格劣れども、起工に方りては必ず窯燒は其一二者と相結託せざるべからず、卽ち工商分業なり。

公有田市民の拜借金を許し以後質素業に服すべきを諭す

よつて商人は其利益に潤ひ、自ら其中に資本家の多きを致す。尤も之を通觀すれば、生口男女の過半數は職工を以て生活し、而して其窯燒家に對する關係は主從もしくは組子の如く、商人は只其間に媒介周旋するを業となすのみにて荷物は盡く伊萬里の問屋に輸送せらるとはいへ、製作賣買の好況なるに當つては、歲の豐凶に拘はらず、窯燒は衣食住に豪奢を極め、職工等も亦之に倣ひ、商人もみな肥え、伊萬里の商店も旅客を延く等、兩地共に繁盛を致すにより、相競うて華奢に趨り、他の鄉村とは全然景況を異にし、分限不相應の生活を爲す處なりとす。されど一旦伊萬里の商船減少せんか、忽ち不景氣の窮を訴ふるを免れず、蓋し有田、伊萬里、山代三鄉は水田の收穫萬石に及ばず、卽製作海產の利によるのみにて、戶口は多く、米穀は不足なるを以て、米價大騰貴を來して、不景氣二年以上に亘ることあれば、糊口に窮するものの續出するを常とせり。卽ち這次の拜借金願出の如き、近年の不景氣に加へて、饑饉襲來したりければなり。されば公は此機會に乘じて彼地に質素儉約の風を促さんと欲し、內廷より皿山代官を通じて、今後是に懲りて屹度

宿弊を改め、專ら質素を守り、如何なる困難に逢ふとも、工業を永續するの基本を立つべき旨を懇諭せられたり。饑饉の工商業地に影響するは、此の如く銳敏なるものとす。

大阪の大鹽騷動

大阪は全國商業の大都會なるを以て、町奉行の政治は其習慣に任せて江戶と全く制度を異にせり。されど江戶積年の華奢はいかで此地の富豪にも波及せざるべき、乃ち亦別樣の奢侈の風を競ひ長じ、從つて幕吏の宿習は益〻甚しきを致して、今は其腐敗言語に絕するものありたり。當時町奉行附屬の與力に大鹽平八郎なるものあり、王陽明の學を修め、夙に時弊矯正の志を抱き、町人及び有志の徒を風化して名望を得たりしに、今回の凶饑は、諸藩も津留めして回米非常に減少する結果となり、大阪市中は忽ち珠を炊ぐの窮困に陷り、糊口の途なく饑死相依るの景況を呈せしかば、時の町奉行にして去年四月大久保讚岐守に代りて赴任し來れる跡部山城守良弼は、大鹽の名望家なる由を同役矢部駿河守より聞いて面接するところありしに、當時職を子格之助に讓りて隱居し居たりし大鹽は、此慘狀を見るに忍びず窮民

救濟の事を富豪に勸誘すれども捗々しき結果を得ざりしを以て、其際大に跡部に建白するところありしが、大鹽を頑固語るに足らずと見てとりし彼は、江戸伺ひの上ならでは計らひ難しなどと緩漫を極めたる答をなし、更に緩急の情理を極説したる書を忰格之助に持參せしめて彼に迫りたるに、大鹽は發狂したる歟とて跡部は之を却けたりしかば、一意邁往、資性激怒し易き大鹽は、烈火の如くに忿怒し、最早言語の道は斷えたりと絕叫し、市中鄕村の憤怒を煽りて志慨の人を擧り立て、之が解決を暴力に訴へんと密々申し合せ、二月十九日俄に多勢蹶起し、平八郎自身之を指揮し、甲冑を著け劒戟を執り、以て東天滿の組屋敷に押し寄せて鐵砲を打ち掛け、棒火矢を放射したれば、組屋敷は忽ち燃え上りて炎燄天を焦したり。かくて俗吏富豪者の猥狽周章を極むる中を、徒黨の者は鯨波を揚げて猖狂し、當るを幸に燒き拂ひ、神社佛閣大名藏屋敷及び民家を燒くこと總計一萬八千二百五十戸、其町數は百二十餘に及び、二十日の夜五ッ半に至りて漸く鎭火せり。されど徒黨等の暴動は尙も止まざりければ、大阪城番の兵を以て之を防止し、又諸大名

我藩藏屋敷出兵す

の藏屋敷にも人數を繰り出して暴徒を鎭撫すべく觸れ廻せりしを以て、我藩の藏屋敷よりも在番の人數をして行裝を調へ形式的に出征せしむるに至れり。其後平八郎以下一味の者は、人相書を以て物色捜査せられしが、跡部組の同心平山助次郎先づ自訴し出でて、直に江戸に拘送せられ、平八郎は油掛町の商人五郎兵衞が別宅に潛伏したれど、捜索急にして免れざるを知り、三月二十七日其宅に火を放ち、炎燄中に自殺を遂げ、かくして四月初旬に至り事漸く鎭定し、玉造の與力坂本鐵之助以下奉行所より褒美を受けたるもの數人あり、暴徒は盡く之を捕へて七月江戸に送り、其糾問は翌年九月に至りて全く落著したり。

佐嘉には凶作應急のため備籾を開くに決す

此大阪騷動に際して、我藩藏屋敷より人數差出したりとの報は、程なく佐嘉に到來したりしが、當時佐嘉の農村も農作大損耗の爲めに農民皆生活に苦しみたりしを以て、季節も既に田地作付期となりたればとて、代官中より此際備籾を開いて差し出されたき由を申し出でたるに、元來備籾には深重なる旨趣のある事なれど、本年は甚だ容易ならざる年柄なれば、其石數の半

長崎取締に關して幕府より褒詞を受く

高と百姓等の仕法にて貯蓄したる備籾の半高とを差し出して此際の逼過を計ると共に、當秋の收納には必ず之を償還して舊の如く備ふべしと嚴達すべく、而して此の如くなれば、當難を凌いで田地の植付を全うし、兼て備籾の本旨をも失はざるを得べしとの評議藏方に於て決し、此趣を上申して裁許を得、以て眼前の窮厄を救濟し得たり。

去々年各藩より士卒を出して長崎の唐人騷動を鎭壓せんとするや、長崎市中は一時騷動のために商賣の途絶ゆるに至りたれども、公は早くその然るべきを察し、米を廻漕して市民の手當等を助けられ、よつて困難なきを得たりき。然るに幕府は、久しく遊惰に沈溺して民政を怠り、其積弊の餘に此の饑饉に遭遇して內情暴露倉皇一方ならざるものあり、されば公の多年藩政を擧げられたるの事績は、幕府の此失態と相比較せられて讚美の聲を聞くに至らしめぬ、即大阪騷動の未だ鎭まらざる三月十五日、御用につき鍋島攝津守登城せしに、月番老中より、長崎取締の時に諸事行屆きたりとて、左の書付の通り

松平肥前守

長崎表御取締に就ては臨時御用筋品々取計ひ、領分の米廻方も出精致候に付、彼地の市中一同の手當等都合も宜しく、諸事格別に行屆き候由に相聞え、一段の事に候、此段申聞くべき旨御沙汰候。

褒詞せられたり。公は佐嘉城下の町方改革を斷行せんとて、請役相談役井上孫之允に町奉行寺社方を兼ねしめ、池田半九郎を町代官に命ぜられたり。

小城の城主格願棄却

支藩小城の城主格を幕府へ請願せられたきは、紀伊守多年の宿願なることと既に前記し置ける如し。而して太公も公も事情を諒察あり、其意に違ふを欲せられざれども、歴史的關係非常に困難なるものあるにより、宗室國老等を集めて厚く評議を盡さしめ、既にして年を越えたりき。かくて二月に至り宗室國老等より上申すること左の如し。

泰盛院樣三家御取立相成候は深き御趣意あらせられ候て、末々の事まで

厚く御考量遊ばし置れたる義と相見え、其節は親父の御間柄にて、御國家固め等連判の手數も嚴密に被定置、只參府するまでの御仕成にて、御高內分の義なるは勿論、他家の本末とは格別譯合相違し居、然るに天和の頃色々申立られ、諸獻上物等大抵柳間同列中見合の勤を差許され候由。

惟ふに家綱將軍延寶の頃、綱茂公の世子として江戸在府の時、三家の格式相違したる事ありと謂ひたりしが、其事佐嘉にも聞え、ために光茂公より鹿島(初代)の和泉守直朝、及び小城(二代)の加賀守直能、蓮池(二代)の攝津守直之へ問ひ合せられしに、當時西丸邸にありし加賀守は多久美作、相良求馬を招き、近年三家を押し付らるゝ樣なる義のみにて甚だ不服なりとの意を述べたり。之を起因として、翌々年直朝直之の兩人よりも同じく條件を附し、餘り三家に無理を遊ばしては御家の惡事ともなるべしと申出でたるにより、直朝の弟神代左京直長(竝に光茂公の叔父)を主とし、山城直氏、多久美作、村田若狹等厚く評議を凝らし、三家を江戸に參勤せしめ置かるゝ上は、彼地に於て他に比較して面目なき事のみにては決して然る可らず、大概の事は他の分家と同樣に許され、

幕府我支藩に直接諸役を申しつく

只國法に違ふことのみを固く制せらるべきに相談決定し、事漸く和熟を告ぐるに至り、天和三年三家の外には神代左京一人加はり、光茂公の面前に於て協議を遂げぬ。天和の頃云々といへるは、其時三家の格式の條々を定めおかれたるを指せり。次に（上文を承く）

諸獻上物等大抵柳間同列中見合の勤差免ぜられ候由、其後小城へ始て御馳走役を仰付られ、甚だ當惑の義にて御斷りに相成るべきの處、遂に其義は御行屆かれずして、其打追（流例の義に）に三家共に御手傳等相勤められ候通りに相成り、只今にても御本末ともに一通りならざる御迷惑に相成居るは、前段の獻上物等差免され候故の義と相聞え、當時にては他の分家同様の姿に相見ゆ。

獻上物等を同列竝に幕府より直に申し付けられたるは、天和以前の事なりしが、綱吉將軍に至りて柳澤甲斐守を任用し、小藩に種々の役目を申し付けて各藩を苦しましめし時に方り、元祿五年、小城の紀伊守元武も亦上野の御法事に公卿衆參向の御馳走役を申し付けられたり。其時我藩より當家の

家風を申し立てんとしたりしが、當時節に左様の故障がましき事は色にも出されぬ様にとの注意を受けたるにより、遂に沈默して紀伊守は其役日を勤めたり。是れを幕府の直接我支藩に役を申し付たる最初とす。其後十二年、蓮池の攝津守直之勅使御馳走役を命ぜらる、卽ち赤穗城主淺野内匠頭の殿中及傷事變の前年なり。翌年には又鹿島の備前守直條鍛治橋御門番を命ぜられたり。此等の例を開いてより、三家はその幕府勤務に費用を要し、而して本藩よりも助勢するの止むなきに至りたるにて、次第に迷惑を感じたりとは之を稱していへるなり。次に（上文を承く）

一體此御方三家の義は、前段御深慮あらせらるゝ義に就ては、假令柳間同列中は何分の位階等を進められ候とも、以前よりの形は相替へられざる義、自然に相雙はざる手厚き譯筋相顯はれ、泰盛院様御趣意に相戻らざる義には有之間敷や、左候はゞ此節城主格の義は公邊の御仕成しのみの事なれども、格式を改め候義は甚だ然るまじき義に御座候。

是は只城主に昇格するは、亦官位の進むと同様、家の格式改まるべきが故に

小城昇格に對する國老宗室の意見

祖先の意に戻るべしとて之を嫌ひたるなり。次に(上文を承く)

總じて地方へ此御方御親類家老の內に書加へ差出す樣に御格式帳にも記錄し置かれ、御私しの役目をも仰付置かれ、家來の御取扱爲し來られ、將に國家固め誓詞に文段の旨も有ㇾ之、御公私の御仕成に於て他の本末とは同じからざる義は歷然の事にて、乘輪院樣御代中にも心入れを取違ふ義など無ㇾ之樣に、重々御沙汰も被ㇾ爲ㇾ在候樣に候へば、古來の御格式等能く其旨を存ぜらるゝに於ては、時勢に從ひ自餘の見競べ等を以て不都合等を申立て候譯は有ㇾ之間敷。右の邊は篤と勘辨有ㇾ之、新規の願等は取止めに成度事に候。殊に只今にてさへ御仕成等の義に付何か申立の義有ㇾ之候處、此上願通りに相成候はゞ、後年に至りて家來共まで心得違の義等出來すべきやも難ㇾ計、第一公邊に對しても御仕成等を餘儀なく相替へられずしては叶はざる時宜にも引移り申すべく、自然と御家格にも差構へ、其期に至りて取戾され難く、至て御深案の事に候。

前述の如く光茂公の時には小城の加州最も不服にてありけれど、公の前に

て協議の調はりし時には、加州より嫡子紀伊守の遲く參られたるに向ひ、先刻は重々御懇ろなる仰せ出しにて、江戸勤めの用は他家並に許すべしとの御意にてありたることを申し述べたるに、紀州も甚だ忝く存じ奉ると答へ、公も亦紀州に對し、以來は愈以て家の爲めに心遣ひ、萬事宜しき樣にと仰せありしに、何れも拜伏して其座を罷り退き、爾後も別して忝しといはれしなり。次に(上文を承く)

凡て三家格式の義は重き御規則を立て置れたる處、當時は御役等を仰付らるゝ樣に相成り居、御厄介少からざれば、可㆓相成㆒は右等の筋をも古格に御引戻され度ほどの事に候へば、強て此節の願に限らず、後年に至りても小事たりとも古格を動しては、必ず後害を引起す樣に移行べし。就ては今度何分由なき譯を申立られ候へども、決して新規の願筋等は輕重に限らず、一切御採用無㆑之樣に手固く御治定被㆓成置㆒、兎角祖宗の御趣意を本末相貫き、御家法を全く押立つる義專要の事と奉㆑存候。就ては右城主格を御願遣はされ候義御差止らるゝ方にて御座あるべくと一統吟味仕候間、

昇格請願却下

彼是の次第尚又厚く御賢慮遊さるゝ樣奉存候。

右の如く協議定まりて之を申し上げたるにより、公も尤もと御同意あり、因て此趣を江戶の太公にも申し越させられしに、太公にも別に思召は無き旨江戶より申し來れり。是に於て來戌年の三月十一日、江戶邸に於て、鍋島市佑より紀伊守へ直に申し達し、城主格願は先年來の御心願なるに就て、御親類御家老へ厚く吟味を仰せ付け置かれたる末に、追々上申し來れる旨趣は此の如く、如何にも餘儀なき譯筋にて、御願遣はさるゝ樣には取り計らひ難く、御兩殿樣共に甚だ氣の毒に思し召さるゝ旨を述べ、尚ほ委曲の義は御家老中より表面に御意を得らるゝ事となるべく、其上ながら篤と考慮ある樣にとて、公の思し召さるゝ旨をも演述し、遂に其事は其儘にて止みたり。公の此事に對する處分には、頗る苦心の大なるものありきといふ。

宗室以下の文武奬勵

我藩にありては、三家を始め宗室國老の下に、大組頭及び大身小身の侍に

公大組頭を召して家中武勇に勵むべきを命ず

て階級的團體を形成し、而して藩主は其各團體の上に駕乘して、以て軍團を組織したり。然るに去年より公は老公の手を離れて獨斷にて藩を統理する自由を得られしを以て、乃ち更張の事務を議する御仕組所に井内中村の兩人を任用し、而して內廷よりは牟田口永山兩人をも參座せしめられしが、こは臨時に開く議事に止まり、經常の政務は請役所を政府とし、鍋島安房を當役として諸般を裁決せしめられたり。政事の主なる要務は士政にてありき。故を以て町方改革以前、三月九日に鍋島主水以下の大組頭を大溜間に召し、大組頭の義は、今更改めて申すまでもなく家中一統を任せ置く重任なれば、豫て其覺悟あるべきは勿論ながら、泰平久しく打ち續きて、士氣の自ら相弛みたる樣に見ゆるは誠に殘念の至なり、以前日峯公泰盛公の御時代には、實戰に臨みたる人々のみにて、上下の覺悟も格別に、組親組子いづれも生死を共にせし者のみなりしが、段々如睦と相成りては、自然に士氣衰へて昔程になし、唯今の通りにては鍋島家の槍先も覺束なく考へらる、いづれ大組頭として、風俗より相改むる樣勘辨なくては相濟まず、猶又右のあたりを

屹度相談致し、家中一統義勇を勵み、士風一變し、自然の節は他家に勝る覺悟致すべき樣と公親ら演述せられ、左の書付を渡されたり。

大組頭重任の義は改めて申聞くるに及ばず候、然る處泰平年久しく、軍國の大事も自然と差競はざる事の樣に心得て、武備操練等の仕組迄疎かになりては以ての外の事に候。總じて國家は家中一統下々まで、十五組の大組頭に總括せしむる事なれば、面々覺悟の深淺によりて、組中一般の風儀厚薄に關はる義に候へば、自身は勿論、組中の者、忠孝文武を勵まし、義勇廉介の風行はれ、如睦の勤向は言に及ばず、自然異變差起りたる節は、早速駈合相成候樣に心遣ふ義は諸組の持前にて、別して重き事柄に候處、間には左迄擔當の誠意なき向等は無之や、甚だ心得違の事に候條、篤と職掌の趣意に本づいて、武備及び平日の心得まで、組中の以下々々に至るまで懇々申談じ行屆く樣、屹度其取計可有之候、努々疎漫の心得あるべからず候也。

是に於て主水、監物、淡路、志摩、市佑、左大夫、石井勘解由、岡部杢之助、坂部三

大組頭組內取締につきて決議す

等の大組頭請役所に相會し、請役相談人と共に左の諸項を決議し、組中一般に布告して大に士風を刷新振起せんとす。

御家中風俗御引起之義、專大組頭心懸之厚薄に相懸り候に付、精神を盡し差引可ㇾ有ㇾ之候得共、從來の積弊は竝々之事にては行屆間敷、就ては御書物之旨も有ㇾ之、大組頭之義兼て重任之事に候へば、以來左の通り被ㇾ仰付ㇾ義候事。

一　組內之法令は勿論、敎導者不ㇾ相ㇾ用ㇾ體の人は、於ㇾ組內ㇾ吟味之上、請役所に申し達し、輕重に隨ひ、上より御沙汰可ㇾ相成、尤も一通り輕き事に候はば、於ㇾ組內ㇾ用捨等も申込相成候樣被ㇾ取計ㇾ、左候て其段は請役所へ被ㇾ相達ㇾ候樣之事。

一　附役方等致し候人の內にも、左而已繁務にも無ㇾ之、隨分繰合出來候向も勤向を申立、組內達事、講釋其外缺席勝の人は、是又達出相成候半者、退役等も可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ義に候事。

一　諸組取締の義一齊に可ㇾ被ㇾ相行ㇾ候處、自然大組頭の見込區々に有ㇾ之、不ㇾ

屆合義等有之候て不相叶に付ては、大組頭中月兩度程式日相立、晝四ツ時揃切於御城申談相成候樣之事。

一　當節御取締の御趣意、則今より組內被申諭、御用立候人數多出來、其外急に行屆候樣、萬一其詮も不相顯向は、吟味之上御褒貶之御沙汰に可被及義に候條、其心得相成候樣之事。

斯くて門閥青年の才德を養成せしめんと、安藝茂啓の長男彥之助茂生、二男仁之助の二人に弘道館通學を督課し、又公の庶弟播摩茂快には政府出勤を命じ置かれたれど、公より今は文武の稽古を專要とする時節にて、國家の爲めに地盤を据うる修行をなすを以て第一義となすべし、是れ政務に見習ふよりも緊要の事なりとの仰ありて、政府日勤を解き、專ら學校にのみ出席せしめ、以後壯年の重職は之に準據することゝなれり。當役鍋島安房は築城方の相談を兼ねしが、又弘道館頭人にも立ち入つて相談すべしと命ぜらる。是まで政府は兩當役なりしに、八朔に至り鍋島監物病を以て職を辭せしを以て、請役事務の相談を罷め、只御仕組所の勤務を命じ、是に於て政府は安房

政府は鍋島安房一人の執政となる

一人の執政となり、而して彼は學館をも兼帶したり。爾來安房は深く意を學校教育に用ゐ、其居邸より城濠を隔てたる北に弘道館を擴張新築せられたるを以て、彼は邸內に在りながら學校の動靜を察し、寢食にも之を胸臆の外に置かず、只管振興を計りたり。

學派の偏執

是秋草場磋助(佩川)を侍に召し出し、且つ學館教諭を命ぜらる。是より草場は學館の教鞭を執り、家にも亦塾を設けて生徒に教へたりしかば、佐嘉の學問は依然古賀精里の系統を承け、是を根本に立てゝ他面に汎濫したり。初め精里が幕府の儒者衆となり、昌平黌に書生寮を建てゝ諸藩の俊秀子弟を育成したるより、西は肥後、薩摩、東は會津、米澤、仙臺まで、盡く其學風に靡き、信仰の深き藩は精里を日本の朱子と稱するに至り。ために彼は殆ど我國の學問を統一する宿志を遂げたる勢なりき。されど凡て心理の講究には宗派を立て、些細なる義を爭って精微となし、偏狹に陷り易きものにして、佐嘉にありても、穀堂才學宏量にして汎く生徒を容れ、江戶の侗庵亦博覽强記にて之を網羅し、共に泰西の知識に活眼を著けて、父精里の死後更に學問の發展

を促し、以て佐嘉の幸運を招致したりとはいへ、尚學派の偏執は免れざりき。蓋し幕府の學は朱子の新注にて四書を講ぜしむるにありしが、其解釋には小異同あるを以て、精里は之を統一するために四書纂釋辨誤を著はし、因て此書は古賀派經學の標準となるに至りしに、公は其晩年に、精里先生も纂釋辨誤では慊らぬとのたまひ、此よりして學派の偏執を生ぜりき。　其一例をいへば、かの大學の開卷なる明德の解釋は、議論のやかましきものなるが、朱子之を注して明德者人之所得乎天而虛靈不昧、以具衆理而應萬理者也といへるを、纂釋辨誤には明德は心にて說くべしとせり。　然るに前述の長尾氏の學風を受けたる夏秋富雅は、因明學により文法論の下に經義を分析し、朱王或問を著はして朱注を近思錄の合理與氣有性之名といふに證し、虛靈不昧は氣にて卽ち心なり、其心に具ふる衆理は卽ち性なり、文法より推して朱子の注は斯く斷ずべし、故に明德は性にて說くべきものといひ、更に『鳴る瀧の夜の嵐に碎かれて、散る玉ごとに宿る月影』の歌を引いて明德の形容となし、鳴る瀧が夜の嵐に碎かれたる水珠は氣にして心に譬ふ、其心の淸きに天

古賀の學漸く衰ふ

理具はりて、事に觸れて卽ち發動す、猶空中の月の水珠の顆々に其光輝を放つが如し、是卽ち性なり、凡て細大の事は皆此の如く、如何に細微に過ぐるものなりとも、水珠の中より光さす如く、中より發動するものあるべし、是明德なるぞと解釋し、是を聞ける諸生は皆傾聽心醉して、果ては學館にても之を主張するものあるに至れり。されど古賀派の學は之を異端邪說として排斥し、爲に、輪講會などにて、明德は心にて解く歟、性にて解くべき歟の問題起るに方り若し性にて解くべしと言はむか、直に注目異端視せられて、試驗には落第せしめらるゝ程に嫌はれたり。當時學派の小爭は往々此類なりしが、精里の學も天保を過ぎて弘化嘉永と移るに從ひ、時代の思潮一變して稍活眼あるものは一笑に附するに至りたりき。

公槍術皆傳

公は文武の業を勵み、躬を以て藩中の模範と爲り、文學は言ふに及ばず、刀槍弓馬の術をも鍛練せられしが、中に就て弓術は最も其短所とせらるゝも

タイ捨流の淑生

ころなりき。是れ時代も火器專用に移る過渡期とて、亦天運乘除の自ら然らしむる所歟。劍術は藩の特色たるタイ捨流(タイの字は奥義相傳といふ)を山領圓左衞門眞武に學ばる。眞武の父主馬利昌は梅山と號し、有職故實の學に幷せて劍術に達し、泰國公に任用せられ、劍術道場を開いて門弟に敎習せしものなり。體貌魁偉、人皆望み見て畏るゝ風姿を具へたりしが、或時公の狩場におりて、野猪の負傷して狂馳し來りたるを突止め、因て勇名を揚げたり。眞武は父の傳を承けて劍術に練達し、門弟を敎ふる甚だ嚴厲なりしを以て、山領の門人は韜竹(しない)にて鍛へられ、兩鬢を禿了するに至らずんば免狀を渡されずといへりと(免狀は最初の免許にて卒業に比す、其以上は印可相傳、奥義相傳あり)。此頃眞武は江戸にありて太公の御側頭なりしが、三月七日御年寄に進めり。公は劍術にも亦長ぜら

公槍術に長ず

れざりしが、唯槍術は寶藏院流を早田衞守に學ばれ、最も堪能にて奥義相傳にまで昇達せられたり。抑も槍を遣ふに方り、雙方鋒先を交へ、其距離の適當なる度を測つて突き入らんとして、其刹那に一歩踏み進めて突き込むことは至難の業としたり。蓋し稽古の際と雖も、此の如き場合は、對手も亦同

じく充分に氣を入れて突き出さんとすべく、敵の槍を我に突き込むか、但しは我槍にて對手を突き止むるか、機は其瞬間にありて、互の生死此刹那の一呼吸にかゝる、卽ち至妙なる『氣合』の伏する所にて、奥義此に存すればなり。納富六郎左衞門利弼は軀幹長大當流の槍術に最も熟達せる人にて、常に公の對手となりたりしが、此刹那に全身の氣を鼓して公を突き倒さんばかり槍を伸べんとするや、公の一歩を踏み進みて突き出さるゝ鋒先の素早さ實に神妙にて、槍を置きて汗を拭ふ時にも壯快の感に堪へず、公も亦氣合非常に宜しかりきとて喜び給へりと、利弼每々嘆稱したり。是年四月十一日に公は遂に槍術の皆傳を受け給へり。十五日には學館に臨みて『堅物居拔』を覽られ翌日文武の業を更張せんとて、諸流の師家を改命せらる。當時公の武藝稽古に用ゐられたる布襦袢は其儘簞笥中に收められたりしが、萬延元年今の直大公に贈られたり。事は第二十三卷に述ぶべし。

太夫人逝去及び公築城巡視

是より先き公の同母妹充姫は雲州の出羽守齊貴侯に許嫁ありしが、二月十六日、愈々彼邸へ入輿あり。是年同母弟快之允の名を靜兵衞と改めしめ、太夫人特に鍾愛せられて、學藝に飽かせて、敎養ありしに、二豎の冒すところとなり、十九日に十三歲にて夭せらる。其後太夫人も亦哀悼の餘りにや、春の末頃より病みつかせられて次第に重く、六月末の飛脚は其危篤の由を報じ來りしを以て、翌月初めより御側頭牟田口藤右衞門を江戶に遣はさる。公も參勤の年なれは、看病の爲め早く江戶に出府すべしと仰せ出され、松原社、八幡社等へ參詣ありて平癒を禱られたれども遂に其驗なく、六月二十六日五十歲を以て逝去せられたり。其凶報七月十日佐嘉に到著しければ、直に喪を發し、公は十二日高傳寺に堂參あり、爾後は七日每に、而して名代は日々堂參せしめられたり。太夫人の尊骸は麻布一本松邸の賢崇寺に葬り、淨諦院聰譽榮質貞信大姉と法謚し、遺髮は九月十六日公自ら之を高傳寺に納めらる。

鹿島家を繼ぎし公の庶兄丹波守直永は、多病にして、去年以來江戶に參府

する能はず、因て隱居せんと欲すれど、未だ嗣子あらざるを以て、先代直彝の子の彌平左衞門茂堯の養子となりて孫四郎茂蘇といひ、茂堯江戶邸頭人となりて是春死去したる後は、其跡を襲いで大組頭と爲り居るを呼び戾し、家督を讓らんと請ひしが、茂蘇は明年復歸して、鹿島家を繼ぎ織部直晴と名乘りしも、亦死するに至りしを以て、更に公の庶弟安次郎が六歲なるを其養子となし、翌年又其後を嗣がしむ。是を直賢とす。茂堯の家は安藝茂啓の次男仁之助出でて之を繼ぎ、彌平左衞門茂坤と名乘る。

築城工事急ぐ

　五月には築城工事も漸く竣工に近づきたれば、移徙する以前に南壕端通路の本丸に接近したる部分を塞ぎ、路を多久家の水ヶ江邸の東西に附け換へしむ。斯くて六月に至り麥作も相應の順作なるを以て、護國の城を築くに空しく工事を延遷すべからず、且つ材木等にも不利益多ければとて、農時なれども稍人夫を催ほして工程を急がしむ。其後公は工事を巡視せられしが、外御書院其他の襖に引手の金物を鍍金にして製したるを視、奢靡なりとて之を銅に改製せよと命ぜられたり。工事の主任者承り、是は鍍金にて

公襖の引手金物の鍍金を塗り隱さしむ

さまで高價ならず、既に出來上りたるものを改製すれば却て其費用を増し儉約の御趣意に戻るべしと申しけれど、公は聽かずして曰く、然らず、此の如く燦然たる金光を家中の集まる處に輝かすは、彼等が筋骨の液を搾りて造營したるの本意に對し、我等の心中甚だ安んぜざる故に、必ず銅に製し改めよと。重ねての嚴命なるを以て、主任者も已むを得ず相議して、さらば漆を以て金光を塗り隱さんと請ひければ、公も其儀ならば宜しと許可せられ、事漸く濟みたり。外御書院は五節朔望等に家中總侍へ謁見を賜る場所にて後に至りても、此に集まりて時を候つ總侍の、其漆の手擦れに薄らぎて、下より金光を發せるを認むるや、事由を知らざることゝて、此引手は銅にあらずと往々不審を起したりしが、故老より其塗り隱されたる當時の事情を聞くに及んでは、誰も感嘆せざるものは無かりき。

獻米の同率賦課と勤者への役米給與

は麥作の收納期に接したれば、六月より御賄頭森川利左衞門を江戸邸に遣はし、邸内に千石の籾を貯ふべき藏を建てしむ。八月に至り是秋家中獻米の分率を議定し、勤休の別なく總て同率を賦課することゝなし、勤者には職務相當の役米を給與することゝなせり。此改革は小身者に利多く、大身の人に不利なりしを以て、保守主義の大身者には異論を唱ふるものありたれど、新進氣鋭の人々は寧ろ快心の改革として歡迎せり。是時定められたる役米の重なるものを擧ぐれば、政府の當役は三百石請役相談人は二十八石、同相談人格は十三石、附役は九石、御仕組方所、八百五十石なり。郡方は佐嘉郡三百石、神埼郡二百五十石、杵島郡四百五十石、三根養父郡百七十石、各郡方の附役は各三石なり。其他馬究年行司頭人は百石、同附役は五石、大目附は三十石、目附は十石、御武具方、御小物成所相談役は二十石、同附役は四石、又は五石、藏方頭人は二十石、附役は六石、石火矢方頭人は十石に雜費補給十一石、御船奉行は十石、皿山(有田)代官は十石に雜費補給十一石、他の在住代官は各八石に雜費補給二十石、普請方(是は竣工の後廢せらる)頭人は百石、同相談人は二十石、附役

は五石、學館教授は九石、助教は六石、教諭は五石、指南役は三石なり。又內廷にては、御年寄四十石、御側頭十一石、御側目附十石、十五御附頭八石、御進物役八石、御小性頭七石、御駕籠心遣七石、御備立方七石、以下各差等あり。

從來の獻米勤休率

茲に是までの獻米の勤休率を表記して、勤者役米との比較推考の便りとなしおくべし。

	勤役の者	休息の者
家老以上	四分	四分半
千石未滿三百石	三分一釐七毛	三分六釐一毛
二百石まで	二分六釐五毛	三分一釐五毛
百五十石まで	二分一釐九毛	二分六釐九毛
百石まで	一分七釐七毛	二分二釐五毛
五十石まで	一分三釐	一分八釐

以下差等あり。獻米は今度勤休の別なく同率に增進したれど、他國勤務の者には特例を設け、太公の御附、及び他國勤務者には臨時に役米を給與し、從

來の獻米三分一甘の例を改め、休息並の獻米とし、且つ太公御附のみは從來の如く三分一甘の古格を存ずることゝせり。政務を公の手に委ねられたる後とても、猶太公に對しては斯かる點までも遠慮せられたるは大に注目すべき所なるべし。

飯米貯蓄の令を下す

此時又江戸大阪饑饉の慘禍に鑑みて、貯米の令を下し、家中を始め、市中、津內、鄕村より、三家以下の大配分に至るまで、人口に應じて飯米を貯ふべく、諸屋敷以下總人數の飯米として一箇年分を貯蓄すべきを命じ、若し本年一箇年にて總高を貯ふ能はずば半分、それも能はずば、せめて四分一にても貯藏する樣にと嚴達し、下級百姓等其日暮しの者は夜業を爲しても其心懸を爲すべしと布告せられたり。

二ノ丸失火の處罰

次に前年二ノ丸に火を失したる者の處罰を定め、火元は納戸の下役西村藤十郎に定まりて死刑に處せらる。出火當日の宿直の目附(是を當番目附と稱へ、當日監察局の主任者たるもの)なる吉島六郎左衞門は、宿直の任にありながら納戸出火の現場に踏み込みて見屆け置くところなく、ために遂に火元爭ひを惹起せしめて數

年間の糾問を要するに至らしめたるを以て、職を褫いで逼塞を命ぜらる。納戸の下役吉川忠左衛門は、燒失の際に御用物を取出さんと火中に飛び入り、遂に燒死を遂げたりしを以て、公は別して不憫に思し召され、早くより厚き褒美の吟味を仰せ付け置かれしが、遂に跡目の者を手明鑓に召し出され、尙内外よりの弔料をも拜領せさせられたり。

第三十章　幕府の公の治績褒賞

時勢の變化、西洋火術移入

家齊將軍退位

江戸の幕府に於ては、四月二日家齊將軍職を世子の大納言家慶公に讓り、西丸に移徙せらる。譜代大名より布衣以上までの在職者は謁見して之を賀し、是より世に大御所様と稱したり。十三日家慶公家督の儀式を行ひ、本丸に於て祝の膳を侑め、大名諸藩主みな登城して之を賀し、我藩よりは宗室村田若狹正矩特に出府し、公の名代として之を賀せり。二十五日大御所より隱居の祝として靑江吉次の刀、賴國俊の刀、並に代金百枚を大納言に進せられ、又三家以下諸國主へも刀を賜はる、公へは備前景行の刀代金三十枚なるを上使を以て賜はり、更に盛姬君の傳へにて種々の賜物ありたり。

さても是年の將軍の交替は時代變化の一大時期を劃し、是までの泰平に枕を高うして安臥懶眼を貪りつゝありし夢は、いよ〳〵全國饑饉の呻吟と

公海外に知識を求む

大阪の火災吶喊とに破られて、擧世忽ち一大周章を惹起したりしが、其中にありて公は獨り恬然として此災厄の賑給を通過せられ、而して前年長崎の清人鎭撫に於る盡力の功の如きも、大阪騷動の勃發を機緣として幕府に痛切の感動を與へたれば、其聲名はます〳〵天下に汪溢することゝはなりけり。さりながら此は尙六菖十菊に屬し、事既に遲れたりといはざるべからず、眼を世界の大勢に放つて之を觀れば、今は已に一大變轉の氣運に入りつゝあればなり。因て公の王道實行の抱負は、古賀穀堂の死と共に過去の惰力を纔に其裡に殘すに止まり、其聰明なる心機は既に已に一轉して、海外に知識を求むると共に、西洋の利器を採用して長崎の海防を堅固にせんとするにありき。されば、當時公は士氣を勵ますと共に、武器購求の貲力を蓄ふるに慘澹たる工夫を凝らされつゝありたりしなり。されど滔々たる世波の潮流中に在りて、此海防の切要を能く識破したるもの果して幾人かある。是年は西曆一千八百三十七年にて、其六月二十四日英王ウヰリアム死するや、其女ヴイクトリア十八歲にしてブリテン國兼愛蘭の王位に上り、倫。敦。よ。

長崎警備變改の要

りパーミングハムまでの鐵道敷設を創めしが、明年には始めて蒸汽船をリステル港より出し、大西洋を横斷して十五日を以て北米の紐育に達せしめたり、此年、前記の鐵道も成就して百十二哩を四時十四分にて到達するを得たる等、汽車汽船の利用續々と起り、こゝに縮地の術を人工にて實現し、以て全地球の交通狀態を一變したり。されば長崎警備の如きも、是までは、帆船を貿易風に操りて汛季に發航し冬季には休息したりし航海者の去來に隨うて、冬季には之を撤却したりと雖も、かゝる警備法は今や早や鎖國と共に過去の夢として葬らるゝ一轉機となりたりしなり。而も、その然る所以は近き將來に至りてこそ始めて思ひ知られたれ、當時は猶夢中にてさなりと之を知るは殆ど稀なりき。唯其暗示は、今年浦賀に來りし米船モリソン號の砲擊せられて遁げ去り、更に薩摩灣に入らんとして復砲擊せられたりしことに既に其兆を現せり(次章に述ぶ)。加之支那にありて、殆ど我長崎に於ける和蘭の爪哇商會のそれに類似せる東印度商會の接遇は、英國をして其束縛を破りて自由貿易をなさしむべく支那に要求するに至らしめ、かくして英

洋式武器購入の命

國の其權力を扶植し始めたるは七年前（西暦一八三一年）の事にして、是より英國の東洋貿易は一變し、清國の外交態度の如きも、ために大に改めしめられつゝありたりし以上、次に日本の鎖國の如きも、破られずんば止まざる危機に迫られつゝありしなり。英國の東印度商會が廣東總督に阿片煙數萬箱を輸入したるを取り押へられ、やがて湖廣より代つて廣東總督となりし林則徐が、北京に赴いて英船打攘を建議するに至りたるは、正に今明年の出來事なり。此の如く對岸の支那大陸には、西洋との戰雲を捲き起さんとする際會なれば、春秋に長崎に來航する清蘭兩國の商船も、多少の消息を齎し來りしなるべく、心ある者は之を漏れ聞きもしたりしならん。公は御番方の祕密によりて、其新聞を見て聰明なる頭腦に之を照らし、因て早く此に注意を拂ひゐられたり。二月十一日長崎邸に向け左の如く達せらる。

唐紅毛持越品の中、是まで有觸ざる有力の武器類有之由聞召し及ばれ、此方の御役向にて異邦の火術其他心得なくては相叶はざるに付、實用立ち候武器類を注文爲成度思召さるゝに付、長崎聞役の勘辨を以て御奉行所

當時西洋にて行はれたる火器

へ程よく申碎き、兼て筋々へ其道を開き度候樣申越すべく候。

この有觸ざる有力の武器類とは、軍事の祕密に葬られて今は之を知るに由なけれど、當時西洋にて使用したる火器は、鐵製カノン大砲と、モルチール臼砲と、劍付の燧銃との三種なりき。カノン砲に臺場砲と野戰砲との二類あり、固より我邦の青銅砲に比すれば、巨大にして猛烈の威力を具すること殆ど比較にならぬ程なり。又臼砲とは、散彈を以て空に冲せしめ、墜落すれば爆裂の功を現はすものなり。燧銃は燧を以て發火する裝置にて、筒先には劍を著けて槍に兼用すべく、よりて支那にては火槍と稱へ、而して此頃までは尙鉛丸を裝塡して發射し、其彈力は火繩銃よりも强烈にして、着彈距離も殆ど倍蓰するものありき。蘭式火器の採用にありては、此三種を嚆矢とす、有觸ざるとは蓋し是をいふに外ならざるべし。

此達しの文の明晰ならぬは、由來幕府は諸藩に對して謀叛を恐るゝ猜防甚だしく、外國より窃に武器を買ひ入るなどと聞けば、必ず深酷なる制裁を加へたりしに由る。去る天保二年渡來の蘭船甲比丹デヒレニューへは、軍

鍋島十左衛門高島秋帆に砲術を學ぶ

入出身にて銃砲術の教育ありしかば、長崎の町年寄高島四郎大夫(秋帆)就いて學び、以て之を我に利用せんと欲したり、爾來諸方有志の士も來りて其術を受けたり。我武雄の鍋島十左衛門は長崎に居邸を有し、夙に心を西洋の火術、物質的文明の利器に傾けつゝありしが、之を聞いて五年の冬長崎滯在中に秋帆の門に入り、神文誓紙をなし、家士の平山小平をしてモルチールボンベン等の大砲の操法を練習せしめ、數月にして大に得る所ありたり。公は之を傳聞し、翌年九月坂部三十郎を召し、十左衛門に就いて密に其術を傳習せしめられたり、是は三十郎と十左衛門とは親戚の間なるを以て特に内命せられたるなり。因て三十郎は武雄に赴いて十左衛門に請ひ、更に之を再傳せり。是公の祕密に西洋火術を傳習せられたる始めなり。是より先き、三十郎を通じて十左衛門より和蘭野戰筒の雛型を獻上せしめられしが、之を實に其濫觴となす(第二十三章第四節參看)。斯く斯術を祕密裡に講究せられたりしは、佐嘉にも知るものなかりしが、其進歩は遂に本年四月岩田砲術練習場に於て大砲の發射試驗を行ふに至りたりき。是和蘭への有力の武器注文を

長崎に命ぜられし翌々月の事たり。公の參府後なる十一月十六日に、田中津左衞門が今宿江に於て水雷を以て角堅の崩壞を行ひたるも、亦必ず公の內命を受けて研究したる結果なるべし。角堅とは詳かならざれども、一尺角の木材を積み重ねたるものゝ如し。此時の試驗に於て、五十丁の角盡く一尺以下に粉韲せられ、爆發と同時に幾多の破片高く空中に飛散し、江の土堤を越えて深く水田の中に墜落沒入したりといふ。當時の水雷と稱するものゝ製法の明らかならざるは遺憾なりと雖も、兎に角西洋火術の、早く我公の祕密保護によりて、其術の達人に研究せられ、而して既に進步しつゝありしことは明かなり。かくて今年に至り、幕府も高島を採用するに至りしを以て、此を機會に、公然西洋武器購求の理由を奉行所に陳述し、之を採用する前提を爲し置かしめられたり。これを公の西洋火術輸入の始めとす。蓋し時に幕府も水野越前守其手腕を揮ふことゝなり、西洋兵式採用の端も亦高島より導かるゝに至りたれば、待ち設けたる公は逸早く斯く長崎奉行へ申し入れしめられたるなり。

別段御供の始まり

別段御供の起原

九月二十二日より公は參府の途に就かれしが、今回は前年川崎の變に鑑りて警戒を加へらるゝところありしを以て、駕籠脇の供侍を始め、總ての伴隨者は歩行を願ひ出で、侍も半纒(一に「野ずい」といひ、製は今のと同じ、上に帶を締む)股引にて草鞋を穿きたり、此外又諸組より文武の業に達したる强壯の士數十名を選み、別段供として隨へらる、別段御供は是より始まる。十一月一日櫻田邸に著せらる。これよりさき、九月末に、佐嘉の鍋島彦之助を始め門地若年の面々は、他日政務に與かる職分なれば、留守中にも愈、相勵んで屹度文武の業を研究すべしと、政府へ仰せ出さる。

二十七日公は播州龍野の城主脇坂中務大輔安宅の邸を訪うて對話ありしが、其時龍野侯は當時節柄に長崎御番の手配り能く行き屆かれたる趣を頻りに承り、誠に感服致すとて大に公を稱揚し、更に話緒を繼ぎて曰く、一體御領內の政務に別して御心入れ厚く、萬事甚だ行き屆かれ居る條々を承て

公家中の評判よきを聞きて滿足す

承知致せり、當今に中々比類なき御事績にて誠に以て恐れ入る次第、殊に御家來に才能の人物餘程ある由を承り居り、羨しさに堪へずと。之に對して公は、否、曾て行き屆たる義も之なしと御答ありて歸邸ありしが、直に側目附永山十兵衞を召され、本日脇坂方にての話は云々なり、自分の事の褒詞は敢て自ら當らざる所なれども、家來に善き者の餘程ありとの評判は聞いて甚だ滿足嬉しく思ひたり、此事は在邸の主水、市佑其他の者へ直に申し聞けよ佐嘉の安房始めへも其趣を申し越せと命ありき。公の平素より家中の士を親愛せられ、其才能を發揮せしめんことを念とせらるゝ意衷は、斯かる節に觸れて自然に發露し、輒ち衆をして奮つて功を致さんと思はしむ。此に見て之を知るべし。

公水戸齊昭侯と會見す

天保九年戊戌、公年二十五歲なり。水戸中納言齊昭卿は當時の諸侯中第一の賢君として名望あり、齒德共に高かりしは世の知る所なり。由來水戸

水戸藩との懇親

家は我藩と因縁するところ淺からず、嘗て國文學を以て彼藩祖光圀卿と最も親善に、相往來して宴會することも屢〻なりし我光茂公は、或日光圀卿より丹州殿は西國衆といひ、長崎御番にもあれば、定めし船の巧者ならん、船は斯樣々々に候やと問はれたることありしが、此時公は、能く御存知なりと答へられて、歸邸せられ、左右に此事を語りて、實は知らぬ事なれど、存ぜずとは言はれもせず、漸くにして間に合せ得たりと仰せられきとぞ。又光圀卿は小城の紀州元武に對して、鍋島の家風は丹後守限りなりなど言はれしこと（第七章に出づ）などもありて、其交は睦まじく、水戸の位置の高きを以てして、尙我藩とは甚だ懇親なりき。されば公の英名の江戸に藉甚なるに及んでは、齊昭卿も特に意を公に屬し居しなり。然るに去々年來の饑饉にて水戸は米穀拂底に及びたれば、我藩邸との懇談の結果、去年主任者を佐嘉に差し向け、米の買入に來らしむるに至りたるにより、用達商武富四郎右衞門等に命じて應分の米を賣り渡す約束を爲さしめたりき。其時武富等の所爲に私曲ありと目附の探偵に上り、よつて之を拘引して糾問するに至りしが、彼は古賀精

烈公公を水戸邸に招ず

里に就いて學び、頗る學問ある外、又理財の敏腕家にて、家業を興し、先公時代には大に扶殖し、倹勤の功にて手明鑓となり、公の入部以來も種々金穀の調達に盡力したりしのみならず、長男文之助(保定)をして資を惜まず學問に俛かしむる等、有爲積極的の士なりき。かくて去る六年より江戸に遊學して個庵の門に入りたりし文之助は、父の此獄に逢ひたるを聞いて業も半に歸りしが、四郎右衛門等の陳述によりて事實明白し、結局は水戸よりの要求の約束に不束なる條項のありたるに止まりしを以て、彼は逼塞を命ぜられたるのみにて事は濟みたり。

此の如く饑饉時に際しても其餘米を賣り渡すほどに水戸藩とは親善なる間柄なりしが、剰へ公の信任を厚うせる永山二水は、亦齊昭卿の信任ある藤田東湖と意氣相投じ、而して公の名聲の年を追うて盛なると同時に、時勢の逼迫はます〱齊昭卿の慷慨を喚起するに至りければ、かた〲の關係媒介により、二月五日を期して、齊昭卿は公を水戸の自邸に招き、親しく倶に歡を罄さんと約するに至りたり。よつて其期に及んで公は彼邸に赴かれ

弓馬につきての兩公の應酬

しに、水戸邸にては特に注意したる設備をなし、兩公の對談は次第に弓馬の道に及べり。即ち齊昭卿より、當邸に良馬を求め得たれば、是より此馬場にて一鞍の馭法を試み、皆の者に示されたしとありければ、公答へて、誠に弓馬の家に生まれたる以上、此如き機會に名馬を調ずるは、望みても得られぬことなれど、御耻かしき事には、久しき泰平の末の大名育ちとて、平常自用の飼養馬にすら馬術に達したる者に命じて之が下乘りをせしむる程にて、自分の手に應ずる馬ならでは乘らざる習慣なり、さる名ある悍馬は、迚も自分の手にては調ずる能ふまじと斷られたり。齊昭卿は、さらば非常の場合などは定めし困らるゝならんなど言ひたりしに、公はさ候はん、さる場合には困難にも至るべけれど、泰平の大名育は誠に意氣地なきものなり、達てとの御望ならば、其心得ある者を供に召し連れ來れるにより、予の手に合ふや合はずや乘り試みさせ、手に合ふとの事ならば、折角の御懇望に應じ、自分の拙き馬術をも御覽に入れんと言はれしに、其には及ばずとの事にて止みたり。是より邸内の所々を廻りて、武器を陳列したる所を觀覽せられつゝありし

藤田東湖公の高潔に感服す

が、甲冑を飾られたる處に至りて、著甲次第の話となるや、齊昭卿より、是には家々に種々の工夫傳授のあることとなり、鍋島は九州に於て有名なる武功の家なれば、著甲次第などにも亦別段の工夫あるならん、此處にて御自身其甲冑を著用して示されなば、予も亦心得ともならんと勸めたりければ、公は答へて、是も久しき泰平の末とて只存在するものは書傳へのみなり、自分は大名育ちにて著甲などは思ひも及ばず、平常の衣服を著け袴を穿つだにも猶劍の者の介添を頼むなど、誠に不自由なる宿習の裡に育てられたれば、此處にて甲冑を著くるなどは迚も出來ず、達ての御望とならば、是も此處に其心得ある者を供に連れたるにより、其に介添せさせて御覽に入れんと答へられければ、齊昭卿は其には及ばず、但し御自身にて甲を著ることとならずば、非常の節は定めし御難儀ならんとばかりにて、其座は兎に角事濟みたり。然るに其側にありて具さに始終を見聞したる藤田虎之助(東湖)は、此問答に於ける公の言に非常に感心し、後齊昭卿に向ひて、肥前侯の若年に似ず純粹洒落なる實に感服極まれり、あれが卽ち天眞爛漫といふものにて些の矯飾なし、

恐れながら御前の御考こそ却て間違ひ給へれ、御前とても、他家に赴いて手馴れぬ馬を御し、著慣れぬ甲冑を著くることは御出來遊ばすまじ、其を出來るやうに言ひ紛らすが間違ひたる量見と申すべし、肥州侯の、事實を事實の儘に言うて、些の修飾なく答へらるゝ所の度量は、實に欽慕するに餘りありといひたりとなん。是より藤田は深く公を景慕し、其後藩邸に出入するを求め、屢〻往來したりき。是卽ち公の純粹なる天資を以て平生修練せられたる陽明學の工夫の發現したるものなり。公は平生陽明が『險夷本不㆑滯㆓胸中㆒譬似㆓浮雲行㆒㆓大空㆒濁酒三杯豪氣發、朗吟飛下祝融峯』の詩を好んで幅に書かれたりしが、是公の常に誦して我襟懷を自評せられしものなり。凡て人に應對するに方りては、浮雲の大空を行くが如く、心思清朗に私の障礙なければ、眞理は自然に照らし來りて機宜を得べし、但其中に勇氣を有し、場合によりて如何なる險難と雖も果斷決行して怖れず、又平易の事なりとて努々侮るべからずとは、公の常に言はれし所なりき。

席上公詩を詠じて烈公に寄す

斯くて設けの宴饗となり、偕に歡を盡されしが其時公は、席上にて毫を揮

ひて、

見龍閣奉レ呈二黄門景山公一

回レ頭世事漫紛紛、誰以二浮譽一附二白雲一、天下英雄纔屈レ指、平生知己獨逢レ君、林梢風飲鳥聲滑、檐角日暄梅氣薫、自戒宴安如二鴆毒一、由來治レ國要二勞勤一。

と。此起聯は前年來公の評判江戸に洋溢して稱揚頻りなりしを打ち消されたるなり。結末の二句は、襲封以來天下國家の憂に先だちて治國のために勞勤を厭はざる本意を吐露せられたる所にて、公の前後の政跡と自ら相照應するところあると共に、景山侯に對して肝膽相照らすの精神あるをも見るべし。而して侯は此詩にいふ如く、當時第一に屈指すべき天下の英雄なりきと雖も、人に接する峻嚴にして、往々他の心腹を探試するが如き擧動多かりき。文化文政の間より江戸に最も著名なるに至りし學者は佐藤一齋なりしが、彼始めて緣故を求めて景山侯に謁するや、高貴の方なるを以て絹の紋服に絹袴を取り繕ひて參邸したりしに、景山侯は、木綿縞に小倉袴を著けたる極めて質素なる體にて對面したりしを以て、種々學問の話等あり

たれど、一齋は自らの衣服の美を耻ぢて、座に久しく堪ふる能はざりき。かくて歸るに臨み、又の面謁を願ひしに、快く許諾を得たりしかば、次回には通常木綿の衣袴を著けて參邸したりけるに、侯は暫く控所に待たしめて漸くにして延見し、叩頭する一齋の衣服を瞥見して、左樣にして來たりと知らば、著更へるにも及ばざりしを、甚だ待たせて氣の毒せりといへりしを以て、一齋復又深く心に耻ぢ、其座の談話も亦充分に爲し得ずして退きたりき。かくて其後は彼も侯に近づくを痛く憚り、侯も亦一齋の心術は餘り面白からずとて、互に終身調和せざりきといふ。景山侯の人に接する、大凡此の如きものあり、其爲めに苦しめられたるものも多かりきとなり。

烈公よりの贈馬に就ての下馬評

是日公の水戸邸を辭せんとせらるゝや、景山侯は一頭の名馬を贈りたりしが、是に就て種々の風說を傳へたりき。或は曰ふ、水戸邸に於て、口強き悍馬を引き出して公に調馬を强ふるや、公は是に乘りて大に窮せられ、流汗淋漓赤面して馬より下りて、馬術に不堪能なる上に、西國には名馬を產せず、從つて騎法にも上達せずして耻ち入る次第なりといはれ、更に此の如き名馬は始めて見たり、

是非賜はりたしと言はれしを以て、是には侯も當惑はしたりしが、遂に其馬を贈りたり、爾後公は其意衷に景山侯に含む所ありて、永く解くるに至らざりきと、又或は曰ふ、公は決して怒を宿せらるゝことなし、憤怒は一時の事に止まりたるべしと。 並に水戸侯よりの贈馬に就ての下馬評に過ぎざるなり。 其時の江戸屋敷頭人中野神右衛門の江戸日記二月五日の條に『少將様五つ半(今の午前九時)水戸様御出、九つ頃(正午頃)御歸、御責馬あり、上様召させられ候水戸立の黒川鹿毛三歳進ぜられ候。』とあれば、調馬ありて公の乘られたる馬を贈りたりしは事實なり。 景山侯の性格より推せば、悍馬を調せしめんとの用意はありたらんも、公の答にて其企ては破れ、穩かに調馬ありて馬を贈ることに至りたるなり。 前に述べたる應答は當時公の側に侍りたる古川與一の話によれるもの、事實は疑ふべくもあらず。 公は平常騎馬には先づ必ず下乘りを爲さしめられし程にて、衣袴身仕舞の如きも、足袋の紐を僅に自ら結び得る位の習慣なる以上、公の性質として、要求せらるゝが儘に直に其座にて試乘し、以て巧者振らるゝが如きことはなかるべし。 後に又再疊前

韻奉呈黄門景山公の詩あり。

書生休説事紛紜、慷慨遥呼北海雲、講武本根歸著地、選賢夙夜補儲君、史編袞鉞千秋正、宗室陶鈞一世薫、輕重幄中征虜策、扶持王國豈言勤。

是れ、當日の席上にありての兩雄對談の要領を提撕せられしものにて、以て公の侯に銜まれたりしなどいふ風評を打ち消すに足らん。ついで永山德夫命を奉じて奥羽に遊歴し、遂に北門の蝦夷開拓に注目したりしが、之も亦實は既に箇中に結帶しゐたるなり。

藤田東湖は親しく公の謦咳に接し、景山公との應對を聽き、次で其宴に侍し、公に次韻して應酬する所ありしが、越へて數日、幕府鞍鐙の賞あるを聞き（次節參看）更に左の古詩を作りて公に献し、以て欽慕の意を表す。

獻芹篇　有序

曩者佐賀侯之訪我礫川邸也、席上有佳什、彪不敏叨陪華筵、攀高韻以塞一時之責矣、後數日、如聞侯新拜賜於幕府、蓋以其國治内整邊防外張也、彪喜而不寐、更就前韻得七言古風二十韻、鹵莽之詞、固不足供大

方之觀、而區々之誠、敢竊備賢明之採擇云爾、情見於詩、

賢侯風采嘗想聞、忽逢命駕訪我君、我君虛席久相待、晤言唯憾斜日曛、時維二月初五夕、滿城佳氣正氛氳、春風到處歌吹湧、梅外柳邊醉醺々、寧知後樂園中會、談論出入武又文、賦詩雖非鐵石腸、侍宴不用紅羅裙、君不見朱明末造態泄々、漏舟酣歌不知急、憂患暗自內外釀、闖賊滿夷共紛々、五嶽四瀆聖賢域、一瞬空付犬羊群、請看細戈千足國、君臣大義天地分、寶劍明鏡威靈遠、率土毫不容妖氛、百蠻瞻仰天日嗣、四夷服事大將軍、雄藩自古鎭西海、海外曾建萬里勳、予今尙任膺懲責、鯨波不起靜邊雲、寵命拜馬鞍賜、也知撫民得歡欣、明時未必莫憂虞、誰憐白屋獨慣々、天下人以知多少、警戒愼勿忘儉勤、儉勤終始能如一、經綸事業安足云、狂愚危言君莫咎、一片丹心代獻芹、

序に少しく佐藤一齋に就て述ぶべし。當時の御儒者中には古賀侗庵あり、每々記する如く父精里の學を承け、其非凡の記憶と博識とには、天下の學者みな舌を捲くほどなりき。公は其兄の穀堂の薰陶を受けられしも、在府には侗庵をも招きて、兩師となされたりき。佐藤一齋は、此侗庵と比肩して

當時名聲甚だ天下に高かりしなり。されば佐嘉にても井内南涯、永山德夫など其說を敬聽したりしが、武富圯南の談に、予江戸に赴く時、南涯先生より彼地に往きなば佐藤一齋にも就いて精神修養の事などの敎を受けよと勸められしが、予は之を非認して、一齋は內證は陽明學なるに拘らず表面朱子學を唱ふと聞く、此の如き陰陽表裏の學問家に說を聞くの要なし、只侗庵先生にのみ就かば足れりとて辭したりしが、其後江戸に至りて安積艮齋に逢ひたるに、(艮齋は元奥州貧民の子にて、人に誘拐せられて江戸に到り、一齋の家に奉公して其學僕となり、因て學問を成就したる人にて、純粹に朱子學を守れり)艮齋は、一齋先生は予が師なる上に再生の恩を受く、かく君父師の三を兼ぬとも、學說に於ては是に服する能はず、私恩を以て大道を曲ぐることを得ずと謂へりと。以て一齋の人物、學說を知るべし、此圯南は、嘗て侗庵が朱子の說の缺點を辨正して、先人は朱子の孝子たれど、予は寧ろ朱子の忠臣ならんと言ひしに對し、忠臣たるは易し、孝子たるは難しとて、純に朱子學を守りて子弟に之を授けたりき。かくて、文政天保の學問は、既に異學の禁壞れ

たる後とて朱子學の範圍を離れ、或は陽明學を唱へて時の氣風に合はせ、或は朱學の忠臣と稱へて其範圍を逸する等、ます／＼知識を擴めんとして之を世界に求むる氣運を生むに至り、時代の主張は實にこゝにありしなり。公の學問も亦世運に伴ふ思潮のまゝに發達し、今は其範圍を擴めて西洋の知識に其硏究を向けられたり。

幕府鞍鐙の褒賜

幕府鞍鐙の褒賜

十四日、老中より奉書到來せしにより公登城ありしに、水野越前守より左の如く仰せ渡さる。

家督以後政事向行屆き、領內治方宜しく、且長崎表勤向の義も格別心を用る趣を上聞一段の事に思召され候、是によつて御鞍鐙之を下さる。

是は幕府特別の褒賜なり（後に水戸侯にも之あり）、因て目附嬉野與右衞門を早打として佐嘉に歸り報ぜしむ。公は尙之に戒めて『家督以來精を出したる末に、諸事少しは振起したる樣に見ゆる故ならん』と大慶に思ふと雖も、是は只我等が

大組頭以下此褒賜を機に更に家中奮勵の警告を發す

所意の絲口緖に立ちたる迄なるに、此の如き台命を受くるは慙懼の至なり。されば此後若し政務の筋、且は長崎警備に於て萬一不束の事ありては、公邊に對して相濟まず我の深く思慮を勞するは是のみ、故に重職の者はいふに及ばず、一統皆此意を厚く景仰し、政務軍務の筋完全に行き屆くやう、尙又精々『心力を盡して緩怠せざる樣に』と內外の役々へ懇ろに仰せ越されたり。

佐嘉にては此慶報に接するや、仰せ越しの旨により、大組頭の會合を催し、當役以下相談人も亦其議に參加して、公の旨趣に副ひ公儀褒賜の實を擧ぐべき方法に就て各自の意見を聽取し、乃ち此機會に於て、大組頭を始め重役の人體を以て衆を率ゐる覺悟を立て、以て一般の士を戒飭して油斷緩怠なからしむる外なしと決し、組扱を經て左の警告を與へたり。

今般從公儀被爲蒙御褒賜候次第者最前一統承知之儀に候。就右嬉野與右衞門御含越相成候者、御政事向其外漸御趣意之緖相立候と申迄候處、台命之次第御恐懼被成候。此以後御政務筋、且長崎表御備向之上に於て、萬一御不束之儀等於有之者、被對公邊候ても不相濟儀と被爲勞御思慮候條、

公留守方を戒飭す

重任之向者不ㇾ及ㇾ申、一統右之思召を奉㆓敬承㆒、御政敎御軍務之筋全行屆候通、尙又盡㆓心力㆒候樣被㆓思召㆒旨に候。惣て從來極々之御差支にて、御政雜共不ㇾ被㆓御立行㆒、危急旦夕之御時節に成立、風俗及㆓頽廢㆒居候處、御家督以來御興隆之儀厚被㆓仰出㆒、日夜被ㇾ爲ㇾ勞㆓御心慮㆒候御誠意自然と公邊へ相響、如ㇾ形被ㇾ爲ㇾ蒙㆓御恩賜㆒候儀、誠以恐悅之御事候。然處御仕組筋其外未一事として御趣意通り續を擧候儀聢と無ㇾ之、恐怖至極之儀に候。就ては前斷被㆓仰出㆒候旨も有ㇾ之、此以後之儀、猶又一統御國家に身命を抛ち、如㆓甲冑之勤㆒者勿論、平常質素剛直之古風に相復し、御趣意全行屆候通り、奮激勉强有ㇾ之候樣、頭々之儀者自己に引受精々申諭可ㇾ有ㇾ之候。

かくて例の如く歸國の御暇出でたりしを以て、公は十九日登城し、更に西ノ丸に至りて大御所に謁見せられしに、久々、道中無事に、との上意あり。其後太公を始め盛姬君其他の御連枝と櫻田邸に會せられて特賜の慶賀あり、猿樂囃子などの催しありき。ついで留守方に左の如く戒飭せらる。

今度格別の褒賞を蒙るは、家督以來役々出精し、事業上に於て漸く趣意の

緒立ちたるまでの處に、台命の次第は甚だ耻入る事に候。是迄は政務下行屆の事ありても、追て更張の期を約しても然るべきやなれども、此の如き仰出しを蒙る上は、我等の責任は勿論、普く他方よりも目を屬せらるゝ譯にて、聊も不束の事ありては、公邊に對して決して相濟まずと勞心此事にて候。國許は根本の義に付、尙心力を盡すやう内外の役々へ達すべく、嬉野與右衞門に含め早速差越し候。然るに此地の兩屋敷は公邊の御膝元にて、御家中は申すに及ばず、手男等一身の所行と雖も名目に係り、誠に大切至極の義と、卽今勞心する趣意を察し、皆々勤役の間隙を以て文武を勵み、一己の覺悟は勿論、頭立ちたる役々より兩屋敷の下々まで、一際目立ちて黑み渡りたる御家風に復する樣に心遣專要に候。自然下々にも心得違の所行等ありて、名實不相當の譯共に引移り候次第にては甚だ容易ならざる次第に候條、銘々自分を嚴重にたしなみ、愈以て後々を大切に相守るは申すに及ばず、兼て相定めおかれたる御掟を始め、凡ての取締向格別押立て候通り無之ては相濟まず、是迄とても役々に於て右の心遣は有之

江戸城西ノ丸出火

たる事に候へ共、尚又一統精進を勵み、趣意完全に行屆候樣に精々贊談を遂ぐべき御沙汰あらせられ候條、實業行屆候取計振り屹度談じ合相成候樣の事。

是卽ち浮譽は白雲に附すべく治國の要は唯勤勞にあるのみてふ意を示されたるものにして、かくて佐嘉にも、江戸邸にも、此特賜を機會として戒諭するところありたるなり。

將軍の代替りより時勢變化の機運熟し、水野越前守の起つて改革を行はんとする時代となりぬ。此の如き際に時代の產物として現出したる我公は、天下の英雄僅に指を屈する中の第一人として、其政績は最も天下の耳目を聳動したりしを以て、聲譽嘖々遂に鞍鐙の賜ありて其功を表彰せられたり。而して此喜悅に乘じて更に家中上下を奬勵せられし機敏の處置は、藩政更張の一段落をなし、こゝに公の心機は早く一轉して、今は長崎に於ける職責上、將に來らんとする外國の形勢に意思を碎かれゐたりき。

斯くて歸國の準備ある處に、三月十日の曉西ノ丸に火を失し、炎燄天に漲り

しかば、近く櫻田の邸より濠を隔てゝ之を仰望せられたる公は、直に留守居を馳せて登城致し度旨を伺ひ出でられしに、老中等は倉猝の半に相談して、御機嫌伺はるべしと答へたりき。公は、内山下の邸なる鍋島紀伊守にも使を發して仕度を促し置かれたることゝて、直に紀伊守を從へ、草鞋をはき、火事頭巾は側の者に持たせ、先乘二人後乘三人にて疾驅、登城せられしに、西ノ丸には未だ一人の來れるものなく、稍暫しありて漸く諸大名馳せ集まりたりき。

第三十一章　長崎警備

長崎仕組、白帆注進の始まり

公は十五日より江戸を發して歸國の途に上り、四月二日大津より宇治へ廻りて黄檗山萬福寺に詣り、製茶師上林三入の宅に入られしが、後伏見驛より西下、二十二日佐嘉領に入られたり。今度は鞍鐙下賜の榮典ありたるを以て、十二組の侍は目達原に出で迎へたり。かくて歸城後二日にして、諫早への船路を取りて長崎に赴き、二十九日歸城ありき。公の慧眼なる、夙に西洋の形勢を洞察し、江戸在府の間は、水戸黄門を始め有名の公伯と會見し、殊に薩摩の世子齊彬侯とは外從兄弟とて最も親交あり、共に時事を論談して胸臆を傾けられたりき。蓋し我藩には長崎警固の大任あるを以て、公は、近年米國船舶の太平洋を航して蝦夷近海に漁業を營み、支那南洋に往來して貿易する漸く繁きに至りし事を始め、英の印度商會は支那と自由に貿易す

公邊海の形勢急なるを知る

白帆注進に際しての應急仕組を立案せしむ

るの道を開き、以て阿片烟を輸入するに至りし等の概況も之を了知せられたるべく、又去年米船の鹿兒島に砲撃を受けたる、支那の遠言を生じて戰雲を釀しつゝある、琉球あたりの物騒なる等の諸事情は、齊彬侯より聞知せられしことなるべし。されば長崎より歸來後、閏四月四日に、御番方に命じ、長崎より白帆注進を得たる時の應急仕組を再應立案せしめ、諸組に、

御番方に就ては御家中一統兼て在陣の心得罷在り、異船來著の一左右次第、早速出張勿論の義にて、委曲は年々仰渡され候旨有之義に候へ共、白帆注進の時に出張の仕度は申すに及ばず、注進の有無も相心得ざる向これある程にては、何分迅速の間に合ひがたし、右につき屹度現業行屆き候様、左の通りに仰付らる。

一　白帆船相見え候節、長崎より注進の義は是迄一筋申越し來り候へ共以來は御仕組の通りに海陸兩樣の手當可相成方に可有之候事。

一　汛季中は御番方附役一人づゝ追廻し泊番致候樣の事。

一　白帆注進の到來あらば、右に書載の鑑札を兼て御番方へ用意しおか

れ、一左右次第御仕組頭人其他役々へ相違し候樣の事。
一　同斷の節一統へ通達の義は、左の寺社に於て鐘及び盤木打交せにして、凡そ半時(今の一時)程三切ばかりにして撞立つる樣に可致事。　但し御城下の寺社凡そ十箇所。(其名略す)
一　自然異變の到來有之に於ては、石火矢を數打する樣、尤も石火矢二挺を敵操(地名)の東射場、及び築地の西射場、兩所へ兼て相備置候樣の事。
一　例の商賣船にて別條無之段再度の注進有之候はゞ、其段一統へ通達させ、前條の寺社に於て合圖の鐘を撞たて相成り、右は間を取りて靜に三切程撞方に有之候樣の事。
一　前條白帆注進の合圖響候はゞ、諸組侍、手明鑓其他孰れも出張の覺悟致し罷在り、異變の石火矢數打の合圖有之候はゞ、卽ち出張の仕組にて、銘々の大組頭宅へ集り候樣の事。
一　異船渡來の刻は諸役々諸組の人數早速出張無之ては叶はざるの處、時節柄役目の道具等全備致候義は勿論、急場の砌に人馬の手當等御定通り

屆合ふまじきに付、從者など揃ひかね候とも、其に拘はらず一先孰れも一騎駈にても速に其筋へ駈付け候樣、被仰付方に可有之事。

附、銘々用意の品等も本文に進じ簡易の手當を調べ居候樣、將又從者の人數等は定め人數相揃ひ候樣、調置候樣、彼是とも其筋々へ相達し置かるゝ方に可有之候事。

一　物成百石以下、切米二百石以下の組頭へは軍付歩四人差出さるべし。

（以下略す）

と達せられたり。去る文化戊辰長崎に英船闖入せし時、奉行所より烽火を揚げて急を報ずる舊法を復興したるも、爾來三十年を通過する間に、邊海は元の靜穩に復することとなりしかば、其等の設備も畫餅に歸していつしか忘れらるゝに至りしを以て、因て今度新に佐嘉長崎間に異船渡來の急警を傳へ、一統の之に應ずる仕組を此の如く定められたるなり。

白帆注進

白帆注進とは、長崎港外の諸山頂に設けられたる遠見番の望遠鏡に、西洋型船の百浬内外まで進入して筍牙の如きが映ずるや、遠見より合圖を以て

長崎に報ずるをいふ。此白帆注進を得れば、直に封書を作り急驛遞に付す。其遞送の速度は、普通一時に三里（今の一時間に一里半）の割合にて、之を三里走りと稱し、更に大至急を要するは赤紙を貼付す、無時早走り之にして、走り得らるゝ丈を急走して遞送するものとす。これによれば、佐嘉長崎間の三十里も半日（六時）以内にて達するを得べし。故に拂曉の注進は薄暮に達し、薄暮の注進は早朝に達す。かくて前述の仕組始りて以來、十箇所の寺社に於ては直に鐘盤木を撞き立つる事となりしが、佐嘉城下にては之をゴン〳〵ガタ〳〵と稱へ、これを聞くや城下より近村に住する諸士は盡く走つて大組頭の邸に集り、大組頭は直に政府に出仕して其注進の狀を聞き、歸つて諸士に向ひて、例の和蘭商船にもあらんか、尙第二報を待つべし、但し一番立ち二番立ちの者は出征の仕度を爲し置くべしと申し渡し、乃ち一同を退散せしめたり。而して果して例の商船なる時は、靜まり鐘盤木を撞きたりしが、此鐘盤木の警報は爾後十餘年間例に依りて例の如くなりしより、初めは諸士盡く馳せ集りたれど、慣るゝに從つて緩怠を生じ、よつて馳せ集る人數も次第に減少

モリソン號來航砲撃に逢うて歸國す

するに至りしに、嘉永の末より俄に事繁くなりて、遂に鐘盤木を止めて非常の仕組を爲す時期に移り行き、かくて安政の條約とはなりたりき。

米國船モリソン號浦賀鹿兒島に渡來す

天保の初め、我一漁船太平洋上に難破して、生存者三名亞米利加西北岸に漂著したりしが、英國の毛皮會社員之を救助して、日本へ還送せんが爲め瑪港に轉送したりしに、此時又非立賓に於て乘船難破の厄に逢へる日本人四名も瑪港に送られたり。是に於て米國人の組織せる廣東のオリファント會社は、好機乘ずべしとなし、モリソン號を艤裝して、漂流民を護送すると共に我開國の勸誘に併せて宗教の傳道貿易の開始を求めむとし、日本の猜防心を起さしめざらん注意の下に、武器は其一切を撤去すると共に、渾天儀、望遠鏡、晴雨計、其他學術上の參考書、及び少々の商品見本を積み込み、漢文の文書をも搭載する等、周密に用意して去八年六月浦賀に入港せり。其浦賀を擇びて長崎を避けたりしは、蘭人の猜忌を受くるを以てなり。されど浦賀奉

蘭人の風聞書に關する幕議

行太田運八郎は、來航の趣意を開くに及ばず直に之を砲撃したりしを以て、モリソン號は已むを得ず鹿兒島に逃れしも、鹿兒島にても亦來航の目的を充分開陳する能はざるに劇しく砲撃せられしを以て、漂流民の還送すら遂するを得ず、無念を忍びて瑪港に歸れり。初め此モリソン號渡來の報あるや、蘭人は日本貿易獨占の利を奪はれんことを恐れ、直に風聞書を作りて長崎奉行に提出し、英國軍艦近日江戸灣に乘り入り、日本の漂民を護送し、因て貿易通商を要求すべきも、若し拒絶に逢はゞ、伊豆の大島に碇泊して、日本の船舶を鹵獲せんと企てつゝありと密告したり。そのいふ所餘りに事實に遠く、單に商賣敵の故を以ての虚構揑造なりとのみは見做す能はず、長崎の蘭人中にも或はかゝる訛傳風評ありたるにはあらざる歟。其は兎まれ、幕府にては老中水野越前守此書面を評定所の議に付せしに、大目附跡部甲斐守良弼(去年の大阪町奉行)儒者林大學頭(衡)等は漂民の護送を謝して通商を拒絶せんといひ、寺社奉行阿部伊勢守(正弘)大目附神尾山城守(元孝)等は、漂民護送とはたゞ名目のみ、實は通商を開かんために江戸近海に侵入し、由て切支丹宗門を宣

布する企てなるべし、されば數名の漂民救助のために災害を全國に被らしむ、得失の差は判然たり、宜しく文化の例に傚ひ、直に之を打ち拂ふべしと主張したり。因て水野は後說に從つて沿海の軍備を嚴にして待ちゐたりしに、英艦は遂に來らざりき。蓋し是は、去年浦賀に入り又鹿兒島に入りて砲擊せられんとせし米國商船モリソンを誤りたる風評にてありしなり。されど是にて蘭人は、幕府をして其報道に信を置かざらしむる端を發きたり。水戶景山侯は速に堅牢なる船艦を製造し、外國よりの貿易要求を拒絕するの準備を爲すべしと建議力說したれども、水野は土井、堀田、眞田の同僚と相談し、連名を以て、大艦製造は鎖國の嚴令に違ふを以て採用する能はずと答へたりとぞ。當時は幕府にありても用帑逼迫、西ノ丸燒失等の困厄あり、諸國亦饑饉の餘に一揆の起るありて騷然たるもの多かりしかば、若し果して英艦の來つて伊豆海を砲擊するに至りなば、支那と同じき慘禍を見るに至りしならんに、支那の事情に危險を冒しゝによりて、彼も一時に兩國に向つて事を構ふるの不可なるを慮りしにや、遂に艦を向くることなかりしを以て、尙

本丸竣工、公移徙す

教化禁令は代官の掌る所となる

數年の間邊海の靜穩を保つを得たりしなり。亦我國の爲めに幸運なりきと謂はざるべからず。

本丸竣工、學館の人材を民政に登用す

六月に本丸の築城竣工し、三日に深江六左衞門をして櫓門の通行初めをなさしめ、公は翌四日移徙せられたり。普請方の役々は、式臺前に並んで拜謁し、內外の役々はいづれも御酒拜領を仰せ付けられき。五日公八幡社、松原社に參拜あり、二十七日には家慶公に將軍宣下ありたる祝宴をなし、三家を始め之を賀する等例の如し。

是月下旬より雨降り續き、領內の田畑等に河水の浸入したる報知頻々たり、中にも東郡の洪水甚だしかりしによつて、七月二日公自ら千栗に往いて堤防を巡檢あり、今年も亦水害にて凶作を兆せりき。ついで公は第二次の長崎巡檢あり、歸城の後更に民政に就いて、二十九日御側より政府へ、御代初以來國家興隆の仕組を仰出され、御家中文武の筋は夫々手を著け

られたる處、郷村の義は今以て年來の宿弊相改まらざる由、右は專ら郡方、及び在住代官の處置に係る處、兩役共御書物等相渡し置かれたる事には候へ共、年歷久しく相行はれ難き義も有之、中には兩端に亘り却て行屆かざる由に聞召され候。一體代官の義は民間の事情を熟知致し、諸手當を施し候御趣意にて、在住を被仰付置候に付、此節より尙又人數を增され、郷內に係る敎化禁令は代官の一手にて取計ひ候樣。と達せらる。是に於て敎化禁令は代官の取計となり、其任務一層重くなりたれば、政府に於て各代官所の改革を議し、八月十六日改めて代官の人選を命ぜられ、且つ是まで手明鑓より勤めたる手元（書記）を止め、此節より侍より助役二人を命ずることに定まる。

公庶弟に學館就學を命す

公の庶弟備次郎は通女中久浦（堤氏）の腹にて、元年（庚寅）の誕生、當年九歲になりしを以て、五月に及び、弘道館に出席し、家中の者の文學武藝を爲すを見、且つ自身にも學館にて讀書せよと仰せ出さる。備次郎は穎悟にして才氣あり、讀書を好む。されば公殊に之を愛し、明年の夏戲寄藤汝霖と題して左の詩

政務繁褥を極む

作あり。

廟廊淸暇力行餘、馳馬賦詩汝與余、借問高堂幽靜處、南窻今日讀何書。

(二)長夏晩衙似小年、笑他老吏凭几眼、不嫌尙有兒童態、榮運堂前操紙鳶。

以て其友情と公の居常とを見るべし。此の如く公は政暇には勉學力行を怠らず、子弟を驅りて學館に往かしめ、家中を勵まされしかば、其效著はれて、既に卒業したる人物も少からざるにより、茲に之を吏務に登用する事を斷行せんと、前の如く代官所の職制を改定せられたるなり。然るに從來の士の風習は、泰平の世となりても戰國尙武の餘を承けて智能の發達に鈍く、多少の給祿に生活して閑日月を費すが故に、平日の業務乏しくして、爲めに早くより賭博往々行はるゝに至りしが、遂には宿弊を追うて、役所出勤中にも猶之を敢てして消閑するに至れり。泰國公以來文武の業を勸めて漸次に武士の弊風を刷新せらると雖も、宿習は俄に改め難く、諸役の人選を爲すにも事務を執るにも、只簿書期會の末を追ふに過ぎざりき。(三)蓋し文化の末江戸にて番所の勤番を爲しゝ某藩士の、其置帳を調べしに、享保には一年に費

す紙數三十餘枚なりしもの、寶暦には厚さ二寸の紙數となり、寛政の末には厚さ三寸の帳二冊となりて、遂に當時は三冊の多きに及びたりし由なり。されど其記する所は何等異常は事あるにあらず、樹の枝枯れ、白壁の土落ちたりなどいふ些事にも、前帳を調べて二三箇條の先例を擧ぐると共に、相集まりて之が處置を議定し、而して後に其筋へ届け出たりといふが如き類のみ。されば何藩にても煩瑣なる手數のみとなり、從つて之に勤むる人員も帳簿同樣に増加し、而も拱手の外にはさしたる業務もあらざるを以て、只置帳を暗熟だにすれば凡庸人も能吏といはれ、然らずば如何なる俊才と雖も用を爲さずといはれきと云ふ。是れ文化文政頃に於ける諸藩相通の習弊の説明なりき。佐嘉にても役人の人選は一に賄賂の多寡にて定まり、因つて賣官の稱さへありたるが、由來人物選擧について後世まで傳唱したる俚諺あり。

人物選擧に關する俚諺

曰く『一風體に二口上、三引、四高、五人物』と。其の起原は藩祖の時代にありて、元は人を鑑識するの準則をいへるなり。一風體とは、昔の武士は態度の修練を爲したるものにて、先づ人に接するに、儀容嚴正ならざれば輕

侮を來すを以て、平生に之をたしなみたるものなりしより言へるものなれど、泰平の後は只形にのみ騁せて所謂氣取りたる如きものを偉しといふやうに成り行けり。二口上といへるは、人に對する應答の言語は藩祖の最も修練せられし事にて、小早川中納言隆景も、重大なる使者を遣はすときには、態々其者を佐嘉に遣はして親しく藩祖より口上の傳授を受けしめしほどなれば、是を風體に次いで第二の重要のものとなしたるなり。されど是も後には只形式のみとなり、語氣重くして口數の少なきを偉しといふが如くに成り果てたり。三引とは、引は贔屓にて、諸役々に援引者あるをいひ、其等の人と豫て交際ありて贔屓せらるゝにあらざれば、諸事圓滿に行き屆かざるを以て、自然人選の際には交際の廣きものが先づ擧げらるべきをいへるなり。四高とは、知行切米の高の多少によるの義にて、同じく風體口上引あるものならば、人選は其中に於て門地の最も高きものに定まるべしとの義なり。此四つに次いで其人の性格才能を選まるゝを五人物といひたるなり。されど此頃に至りては此五箇條を數へて人々の口に嘲られ、役人の選

定は昔に反して徒に噴飯の料となりたり。公は入部以來文武の奬勵に鋭意せられ、而して既に八年餘の歳月を學館の人物養成の督勵に費されしのみならず今は公の獨斷にて理想を遂行し得るの時期になりたりければ、因つてこゝに總ての職務には學館より選擧して任用するに勉めしめられたれど、實際に當りては其人物を適用する職任はさして多からざりき。

從來の學問にて得たる智德に對して、其最良の試金石たるは主として民政なりしが、又其人格の高き者には事務の曲直を監視する監察あり、稍門地あるものは評定所の糾問に當らしむる等、是等が凡て初仕のものに適したる役向となりき。其他の職務は專門に屬するもの多く、此の如きは最も適所に適材を求めざるべからず。故を以て民政更張について先づ代官を改めて任用し、是まで只簿所期會の帳簿のみを司りたる手明鑓の書記を廢し、學問のすぐれたる侍にして資格の稍劣りたるものをば代官の助役に當つることに改めたりき。

此の如く代官には學館の最も優秀なる人物を選びて擧用せられ、一書生

代官迷信打破に力む

田中貞則の豪宕

に對して鄕內に係る敎化禁令を委任せられ、彼等をして助役と共に其任所に在住して民政の衝に當らしめられたり。書生が直接に農民の男女に接近して其風俗に親しむに當り、最も其意念に障るものは迷信なり。現今西洋にても民事に最も重んずるは、宗敎的思想なれど、當時にありて、凡ての宗敎思想を一括して迷信といひ、世人崇拜の甚だしき祉祠をば淫祠と名づけ、以て風俗を亂るものと爲したりしは、學問思想ある者の一致したりし所にして、夫の天下に名高き水戶の景山侯の如きも、亦淫祠を廢滅するに勉め、後には寺の梵鐘を銷して大砲を鑄造する勅令を請ひたるほどなり。されば新任の代官が任所にありて敎化を勵行したる這次の治績には、其人性格の剛柔に由り多少の差ありと雖も、神佛の迷信を打破したりしは、全代官を通じて略ぼ一致し、或は石の地藏を捕縛し、或は流行の小祠を破毀し、或は禁厭を行ふものを監禁する等の事行はれたり。就中田中虎六郞貞則は、學館にありても屈指の人物にて、人と爲り豪宕不羈其器衆に超越したりしが、是時神埼代官に任ぜらるゝや、倒仆以て往來を妨ぐとて村民相謀り其枝を伐ら

んとしたりし大依村天滿宮の大木の、如何なる故にか、彼等の愈、伐らんと往き見るに及んでは不思議にも既に起き直りて行人を妨ぐるなく、遂に村民等をして是は必ず神靈の致す所誠に奇特の神爲なりとの噂を四方に傳播せしめ、よりて信仰者を頓に多からしめて參詣の徒をして非常の群集をなさしむる由を聞き、此の如き淫祠を存し置かば、遂には管內の風俗を亂すべしとて、夜中部下を率ゐ雨を犯して其社に到り、火を祠に放ちて、之を燒いて歸れり。是社は元安樂寺領に建てられたる由緒ある神社なりしを以て事餘りに果斷にすぎたりければ、目附方に聞えて遂に彈劾を受け、事體甚だ容易ならざるに至りたれど、貞則は泰然として毫も屈撓する所なく、淫祠を惜むの青年亦皆快哉と稱して後日まで此事を傳唱したり。公は貞則を回護し、よつて處罰に至らずして譴責に止まりたれど、其豪宕は永く俗吏に屈するを欲せず、やがて職を罷めたりき。牟田口天錫の子節左衞門も亦學館出身の人才にて、頗る沈著才能あり、唯天資羸弱なりしため亦永く其職に堪へずして退けり。原五郎左衞門は、學問は深からざれど吏務の才幹あり、多方

代官の刷新急激に過ぐ

面の知識を有し、民政には殖産興業に新案を出すなど、最も治績あり、器識せられて數年の後政府に用ゐられぬ。南部大七は農業經濟を講じ、諫早代官となるに及んでは、該地方の其主要食たる甘藷の耕作に奬培せざるを常習となしゝを以て、勸誘の極自ら之を施して模範を示さんとしたりき。尤も其結果は巨大の甘藷を收めて食すべからざる失敗に歸したれど、當時の農業上には隨一の功者なりしなり。かく學館出の少壯氣鋭の士は、競うて舊來の陋習を破り、因循の政治を斥けむと努力したりしが、其一息に刷新の業を成さんとしたりし結果は、事務の實際を極めず、只其功を急ぎて、却て下吏庄屋村老の嘲笑を買ひし事も少からず。即ち是年の洪水に公憫みて內庫より救助米を出さるゝや(次に述ぶ)、學館出なる養父郡の代官執行五郎左衞門は庄屋等の言を用ゐずして、獨斷にて極貧者に之を分配せしに、之を受けたるものには村里の指彈を受けたる無賴漢多く、却て洪水に家財を蕩盡し田地を失ひたる者は此救恤に洩れたりき。されば當時の落首に『顏つきでぬらり五郎といふ學者、水で心のぬらり見えたり。』と、執行の顏は膚滑かにして

ぬらり五郎の異名ありしに因る。かくの如く迂闊急激の失敗も多かりけれど、怠らず之を遂行せられし結果、治績ある人物は次第に輩出したり。

殖産興業に人物登用

薪炭不足のため植林に力む

代官改革と共に殖産興業に就ても種々の事を試みられたり。前にも述ぶるが如く、山方、里山方は内廷に於ても最も利を興すに必要なる職なれば、其人を選むと共に、諸種の計畫も行はれ、牟田口藤右衛門を始め其等の事を試みたり。佐嘉領は峰巒その十分の九を占むれども、樹木の成育する山少なくして、薪炭は常に不足を告げ、因て肥後の天草島より薪を輸入して之を補足したりしが、後鎖國の輸入排斥主義により、頻りに植林を勉め、堤防原野にも燃料として樹木を育てんとしたり。江戸附近の田畔に植うる榛樹は防風の用をなす外、數年の後には輪伐して薪となすべく、然も萠蘖力强くして忽ち新幹を長じ、再び十餘年にして復之を伐採するの利あるを以て、乃ち之を佐嘉に移植試培するところありたれど、土質に合はずして奏功せざり

き。尤も當時試植したる榛樹は、永く三ノ丸に其保を存しゐたり。海岸の新地には、人民必需の棉花を植ゑ試みんとて、長崎の唐人より其種を輸入したれども、經驗なき所より豫想の收穫を得ず、却て必要の稻田を廢するとの故障起り、左程の效なかりき。又松浦郡の海岸より船を仕立てゝ、平戶領の壹岐に交涉して彼地の捕鯨團體より鯨の締買をなし、肉は固より、骨脂鬚等の需要を充たして利益を擧げんと圖りたれども、是も久しからずして廢せり。當時是等の新起業を誹りし俚歌に『榛の木や江戶から、棉種は唐から、壹州鯨はしくじらちらかし』と。古川一助儔綱は與一松根の兄にて、早くより公の側に侍し、山方部目附となり、山方に任ぜられし久米雄七邦郷とともに、曩年の饑饉について普く山々を巡見し窮民救助の爲めに盡せしが、感情に富みたりし一助は、貧民の窮を見れば忍び得ず、直に自己の懷より若干の錢を出して與へ、遂に囊底を空しうしたり。かくて或る山奧の穢き小屋に、臥したるまゝにて誰顧みるものもなく饑死せんとする一老人あるを見るや、一助大に怒り、直に金を與へて山を下り、村に到りて村役等を集めて痛く詰責し

改革理想に趨せて失敗に終るめり

たり。庄屋村役等は互に顔見合せ、そも誰なりけんと議したりしが、其は何某に相違なし、彼は實は村の厄介者にて、年既に七十を踰ゆれども非行は毫も改まらず、悪事をのみ爲すにより誰一人の助くるものなし、此度の饑饉にて此厄介者は埒が明くことゝ思ひしに、かくては復た御役人様の御慈悲を以て息を吹き返すべく、尙暫しは當村の困り物が長らふべし、以後は御一己の計らひにての御救助は少し御控へありたしといひたりしかば、一助も是には閉口したりき。賤民に接近する職に居りても、學問の理想のみにてこれに當らむとしたるものには、是に似たる失敗談多かりき。或は評定所の究役となりて竊盜糾問に當りし者の、囚犯が罪狀を陳辯するに同情を表して歔欷し、因て陪席の目附より、其は彼等が虚言なり、此事件は拙者監視して其否を斷ずべしとて、翌日再調べを演じたりしなど、奇態續出枚擧に堪へざるものありき。古川一助は後に町方となりしが、市中に勤勉を勵行すとて、毎朝蚤起して市中を巡回し、戸猶閉づるものあるを見れば、敲いて家人を呼び起し、衣服の華美なるを見て詰責する等、勤勉度に過ぎて却て怨を買ひし

甘蔗を試作して成功す

僻論を云々して成功の新業を廢す

ことありたり。かくの如く、今次の改革より出で來たる不當の處置も亦極めて多かりきといへども、大局に於ては是まで形式の偸惰に流れたる吏風を一振し、其效果は他日に至りて著しく顯はれ、家中悉く有爲の氣象に變じたり。

此頃肥後の天草島、及び讃岐等に甘蔗を植ゑ始め、いづれも砂糖の需要増加に伴ひて利益を興したり。佐嘉にても山方久米雄七の建議にて、三根郡大河側の天建寺村の、低地にして水損旱損の瘠田のみなるを以て、此に甘蔗を試植せんとせしに、政府の議は容易に之を許さず、辯解を盡して遂に七箇年を限りて試植を實行するに至りしが、其成績良好にして頗る嗜好に投じ、遂に天建寺砂糖として世に聞ゆるに至り、利益も多かりき。然るに滿期に及びて之れを否とする議論起り、必要の稻田を廢して奢侈品の砂糖を植うるは、政治の趣意よりするも、天下の大法よりするも、斷じて不可なりとの非難有力となり、遂に折角成功の緒に就いたる事業も廢止せられたり。天下の大法とは、大寶令の定まりし頃、墾田の田籍登錄に勉めて、爲めに法を設け

當時任用の諸材幹

て登録したる稻田の廢止を絶對に禁じたりし結果、後に武家の兵糧貯蓄に勉むる時代に至りては、その稻田を耕すを必要とする法意の如く解釋せられたりしをいへるにて、卽ち殖産を謀りて棉花蔗糖の如き有益必需の利を興さんとするに方りても、こは常に反對論者の有力なる理由となり、因て公も之を如何ともする能はず、晩年まで棉花の利を興すを得られざりき。其他の諸役局にも專門專修の人物を要する多く、而してこれに任用せらるゝ者は各〻其特色の其職に吻合するを要すべきこと言を竢たず。此頃より公の世を終へらるゝ迄の間にありて、各方面に練達通曉するところありし人物の二三を列擧すれば、福田大助(東洛)は大塚桂山が意を加へて養成したる大才子にて、眼を過ぐれば誦をなし、筆を援けば文を成す、博學多識公事文にも長じ、夙に境目方にありて四境の隣交に慣熟したるを以て、手明鑓より士籍に進められ、境目方主任となり、老いて後に隱居したり。吉浦平太は夙に郷方の職務に練熟す。郷方とは、官の定法により領民に課したる人夫を使用し、官の手男脚夫より始めて凡ての勞役を徵發使役する職にして、最も法規

に練熟し、且つ廉潔にして意志强く、公平にして處理敏活の手腕なかるべからず、而して吉浦も亦手明鑓より士籍に進められ、老年まで其職に鞅掌したり。郷普請方は藩の土木係なり。佐嘉の平地は、東は神埼三根郡、西は小城郡より杵島郡に連なりて、山淺く田野開豁、河水數條ありと雖も、之を全面に灌ぐには溝渠に貯へて纔に足る、而して霖雨一たび下れば洪水滔々の虞あり。啻其のみならず、佐嘉城は元來平地に築起せられ、其周圍の要害には縱橫の溝渠を利用したるを以て、通路の外は平野なれども、不知案内の者は捷路を取ること難し。卽ち地理と溝渠の委曲とを知るものは間道を行き得る樣に工夫してあり、以て味方に利ありて敵に不利ならしむ。名づけて要害堀といふ。郷普請方は此實形に通曉せざるべからず、故に河道溝渠を縱橫に實驗し、旱魃にも霖雨にも水勢を熟視して盡く胸裏に瞭然たるにあらざれば、其職に堪ふる能はず。小森覺右衛門は曾て學館に定詰し、生來健脚にて晝夜諸方を跋涉し、自ら郷普請の職務に熟達したりしかば、斯人ならでは佐嘉領の水利は經營すべからずと信任せられ、因て終身其職に居れり。

要害堀

修理方の役は、家屋の建築石垣の築造より始めて、凡て大工左官より材木の仕入費用、さては仕事師を使用することに至るまで、最も巧者なるを要ず。竹下文吉郎ありて之に任用せられ、亦終身其職を執つて替らず。此の如く一藝一能を以て其職に堪能なるものには、公各、其適處に專任して充分に其才力を遂げしめられたり。

大野原に調練を演覽す

八月七日北山の大野原に於て淡路、左大夫兩組の調練を演覽せらる。此事は是春度々內命ありしに、いつも故障ありて延遷し、遂にこゝに至りしものにて、其調練は藁人形百餘を所々の樹蔭等に配置して假設敵となし、空銃を放ちて之に突貫したり。是日大組頭士組代物頭等は騎馬、其以下は盡く徒歩にて、佐嘉より道押して大野原に達し、公の棧棚に上るを迎へ、杢之助、主計の兩組は警固の任に當りて、大野原四五町四方の處に屯し、以て見物の群集が濫入するを禁戒せり。一日を隔て九日には監物、市佑の小馬廻二組の

調練を演覽あり。是日は大筒をも放出せしかば、佐嘉市中よりも其音響を子丑の方に聞きたりといふ。

洪水罹災民の救恤

目附の弊習釐革

十月十五日、公は今夏の洪水に浸水したる三根、養父、神埼三郡中の田畑を親ら巡覽あり、水災に難澀する實狀を目擊し、甚だ不憫に思され、其の後内庫の手許金を以て彼等を救助せよとの命あり、政府に向けて其救助金を下されたり。翌日に至り、軍用蓄積は至て大切、就中長崎警固についでは、屹度蓄積の備なかるべからず、此義は是まで毎度沙汰せられたることなれば、金穀の中幾分かを定めて以來は年々に備へ置くべき樣と仰せ出さる。

九日目附方へ左の通り仰せ出さる。

目附の義は御家中を始め下々まで行跡の善惡、及び諸役々勤方の曲直等の見聞專要に候處諸役所部り被仰付置に就ては、存寄等を申談じ、間には同役の樣にも相見ゆること有之、或は一々手數事を相整ふる處より、至て

繁雜に有之、却て見聞の趣意も相立兼ね、且諸役所に於ても毎事に手數を受る所より事務澀滯し、手後れの事も出來致すなどの時弊も有之趣に聞召され、以來は善惡曲直の見聞を主とする樣に仰出さる。

其末、御側にも役内の部り目附、其他の習弊を同樣に革正せらる。

目附は政務監察の職にして、君主の耳目を託せられたるを以て見聞の役といひ、武家政治には最も之を重要の任となしたり。我藩制は大目附二人、目附十人を置き、大目附は著座より選任せられて重職の監察に當り、目附を統領す。目附は物頭より選任せられ、十員あるを以て世に十人目附と稱へ、諸局の稍重き事件には往いて立ち會ひ之を監視す。其下に郡目附あり、手明鑓より命ぜらる。各郡に派出して民政風俗を監察するを以て此名あり。下目附は足輕より命ぜられ、或は目附に附屬し、或は單獨に不法の視察探偵の任に當るものなり。目附は君主選定して親ら命ぜらるゝを以て御賢慮役と稱へ、全く獨立の局にありて他との交渉を絶ち、嚴正を主とし、其監察探偵によりたる事は直に公に諷して之を告げ、既に其立會を經たる事は聞き

隱し見隱しするを得ず、公も亦其告白を聽きたる以上之を否認するを得ざるを以て、目附は諸局に臨むも嚴格の態度を取り、座して見聞するのみにて事務に與かることなし。目附方には十人目附輪次に宿直して、當日の局務に主任者となり、諸方よりの報告を大目附と贊談して記錄しおく、是を當番目附といふ。翌朝五つ時の城鼓を打ち切るや（五つ時は今の午前八時なれど此時刻に限り鼓手これを極緩徐に打つを以て、打切は九時乃至十時（短日）になれり）諸局重職の出仕及び缺勤を點檢し、之を執つて公に謁見報告して退出す、是を當番目附の御前出といひ、公の政務を聽るかゝは是より始まる式なり。毎日の出來事の監察に上りて報ぜられ來るや、大目附の勘辨により、當番目附より謁を請うて直に之を彈劾告訐する權も與へられたれど、大概は通常の御前出に於て之を告白し、或は公より命を受くる事もありたりと云ふ。かゝる嚴格なる職任なるに、從來漸次に疎漫になりて、此令文に列擧したるが如き弊習を生じたりしかば、守法の精神強き公は、深く目附の職を重んぜられ、端嚴に之を接遇して、以て諸局を嚴督せられ、家常にも目附を畏憚して人を戒められたり。故に公子達も目附といへ

ば畏愼せられたりき。

公御側の諸役を督勵す

御側にも御側目附あり、其下に徒目附を附屬す。役內部り目附は山方にあり、後に學館にも部り目附を置けり。十一月に至り御側の役々へ、文武御勸めの義は先年來漸々仰出され、就中御側に勤むる人々は御趣意を敬承し奉り忠孝の筋は勿論、藝術の筋も殊更出精致さずしては叶はざるに、間にはさまで心懸なき人も有之やに相聞え候。是によつて壯年の人は今より以後屹度志を起して御膝下に在る際の相立つ樣に勉勵する は申すに及ばざる事に候。若し是後も不心懸の人あらば、己を得ず御差 繰に相成る義に候間、此旨を懇ろに申聞する樣に。

と仰せ出されたり。

さて、是までは節儉改革の年限中とて、年始の式、又は神社の祭禮に於ける代參の派遣等も省約せられたれど、來年よりは總て先規の通りに復し、只取締年限中は勉めて簡易の取計にて入費等の嵩まぬ樣にと仰せ出さる。

老公長逝

第三十二章　巍松公逝去

巍松公逝去佐嘉に歸葬す

天保十年己亥、公年二十六歳なり。　正月の儀式、先規に服して行はる。是月二十八日、江戸に於て太公朝膳をすふるの後、間もなく頭痛劇しく起り、左の手足攣り、半身痙攣を起し、痰咳強く胸に迫り、氣絶せられたるが如き有樣となりしより、一同驚愕、侍醫花房元春(內科)佐野儒仙(外科)をして藥を調して進めしめたれど、一向に受込なく、侍醫等は以て卒中風と診斷したれば、更に幕府の御醫師小野桃仙院、石坂宗哲、森雲悅等に請うて診察を求めたれど、孰れも亦同一の診斷にて治療效なく、因て極危篤の容體なりとて御側頭深江八左衛門俄に出發最急の早打にて之を佐嘉に報ず。　是より先き、老年のことゝて、若し太公御不例にあらせらるゝ時は、直に出府看病に當るべく、これを國許へ往復するやうにては迚も延引して間に合はぬ故に、即時願書の取

計を爲して之を報ずべしと、去年歸國の時公より仰出されたりしが、此度は別しての急症とて、既に其日の夜逝去ありたれば、其願書を出すにも至らざりき。太公享年六十歳、世代の國主なるを以て、尊骸は佐嘉に歸葬あるべきに決し、道中の行列は去る庚午の歳の出府の例に遵ひ、鍋島淡路を供家老に命ぜらる。

公老公の贈官位階昇敍を運動す

佐嘉に於ては二月十一日に深江八左衞門到著し、太公の危篤、實は逝去し給へるを報ず。因て十三日に喪を發し、假位牌を設けて茶湯を奠し、十四日公は高傳寺に堂參あり。公は悼情の餘に追孝の事を思量し給ひ、かねて太公には少將轉任を切望せられながら、遂に其志を遂げずして隱居し給へるを追想ありて、親子の情として之を殘念の至に思し召され、よりて何とか贈官の命ある途は無き歟、今更ながら御存命中の宿願を遂げさせらるゝやう致したく、若し其事叶はずば位階にても進ませらるゝやうにと、幕府の內密筋は更なり、御住居の姫君にも、鍋島市佑を始めとして心力を竭して周旋せしめられきと雖も、情願は遂に達せざりき。斯くて江戸の賢崇寺に於て法

事を整へ巍松院殿桂翁道榮大居士と法諡せられ、靈前を莊嚴にする爲めに公の手許より金三百兩を寄附せられたり。

尊骸は佐嘉に下して高傳寺の兆域に埋葬するに定まりたれど、當家には先代よりの舊例無きこととなるを以て、諸國主の家に就いて此の如き例を委しく聞き合せて準據となし、柩を歸葬する仕組を調査し、三月十九日より江戸を發して歸國の途に就くことに定まりき。されど東海道は數多徒渉すべき河あるを以て、出水には河止めに逢うて延引すべき虞あり、且は諸大名の參勤交代にて往來の繁き時期にもあれば、木曾路を取りて直行するに決し留守居羽室平左衞門より幕府へ左の通り願ひ出づ。

肥前守隱居桂翁遺骸之義は先祖之墓所も有之候に付、木曾路通にて國許差越し度奉存候、此段御差圖可被成下候以上。

勝手次第たるべしとの附札あり。よつて棺內朱詰の議を定めたれど、遠路の運搬其重量に堪へざるを以て先づ百斤二斗の朱を用意し、之を折半し、五十斤を以て肌膚の觸るゝ所に塡め、其上は朱と樟腦とを混合したるものを

高傳寺の兆域に葬る

以て塡め、更に外棺を作り、內棺と外棺との中間には石灰と櫻炭の粉末とを充塡し、以て防腐の用意を爲す、棺の重量實に九百十斤餘に及べり。其行列は隱居の出府に准じ以て之を護送することゝせり。四月の末に鍋島安房は佐嘉を發し、豐前の大里まで奉迎に出で、二十九日公は神埼に出で迎へて靈柩を拜せられ、隨ひ來れる供家老以下、並に江戸賢崇寺の住職に此處にて謁見を賜はる。かくて初めは當驛より直に菩提所高傳寺へ安置するに定められたれど、更に議を變じて、一先づ三ノ丸に入れ奉り、而して後に入寺あるに改まりたれば、五月朔日、まづ三ノ丸に著あるや、公の燒香の後堂々儀を整へて高傳寺に入らせられ、公も隨つて堂參ありき。翌日より中陰の法事を調へ、十日に葬式を擧行す、泰國公の例の如し。翌日亦公堂參ありて中陰拂ひを修めらる。葬送の時には出家法體の者にも謁見を許され、中陰拂ひには鍋島村、本莊村の百姓法體の者に謁見を仰せ付けられたり。さて棺の外槨には石櫃を造り、而して其銘と假肖像とは古川松根に命じて書寫せしめられたり。

唐津の百姓騷動

去戊戌の春より唐津に百姓騷動起れり。唐津は國替藩にて、寶暦の末より水野氏其城主となりしが、文化の末、時の老中筆頭越前守忠邦のときに遠州濱松城に榮轉したる後は、奥州棚倉の小笠原主殿頭長政來り代れり。國替大名は今の縣知事と似、他所に其領地を替ふれば、家中も在來の家宅を盡く明けて、家族を引き纒めて轉任地に移住し、跡には新領主家中を率ゐて家族と共に入り來るなり。故を以て國替大名にありては、領民との調和も自然疎薄なるを免れず。かの寶暦に於ける水野が交迭の時なりき、唐津城主の國替と聞いたる佐嘉商人某は、僅かの資本を持つて其地に赴き、明渡しの家具中より擂臼大臼等の持ち運び難き、必需品を捨直同様にて盡く買ひ占め、之を移住し來れる新領主の家中に高價にて賣り拂ひて、以て一時に莫大の利益を得て富を成したりき。佐嘉にては其商店を臼の上と稱し、近頃までも豪家として在りたり。此の如く國替大名は數代にて交迭するを以て、

唐津に百姓一揆起る

領内の政事も舊來土著の風習に染みたる宿弊を改むる能はず、因て管轄力乏しく、若し聊か變改を加ふれば忽ち人心に動搖を來し易き事情あり。肥前にありても、平戸、大村、五島等外樣大名の藩初より封地に固著するものは、政事も周密に行き屆きて、比較的安心なるものなれど、唐津及び島原幕府領等は人氣大に異なるものあり、去々年の饑饉によりて百姓一揆の起りたるも、多くは是等を原因とせり。さて唐津に於ては漸くにして饑年を經過したりしに、今亦幕府より巡見使の下るに大金の入用ありとて、一般に人別錢疊錢等の新税を課したりければ、從來より新領主の政治に不服ありしのみならず、饑饉に際しての不充分なりし手當に憤慨しゐたりし農民等は、是に至りて遂に堪ふべからずと爲し、我藩境に近き十餘箇村擧つて申し合せ、上件の事由を具し佐嘉領の百姓となされたしと哀願し、其節に至つては飯米なども當分取替を願ひ奉る、但し名前居所等は差し憚かる所あれば申し明さねども、何分願意を聞き屆け下されたしと、町番所の番人まで申し出で、池の峠番所よりも亦同樣の報知あるなど、事體頗る容易ならざる觀ありき。

元來徒黨逃亡は天下の大法もて禁制せられ居る重事なれば、當節の騷ぎは只風說までの事ならんとは思へど、事柄容易ならねば其儘に措き難く、因て若し多勢にて押し寄せ、我領內に入り込むなどの事あらば、程よく申し諭して之を差し止むべきやう、早速其仕組を準備すべしと、郡方、並に小城、多久、武雄等諸支藩の領主へ申し達したり。されど唐津藩にても役人を差し遣はして種々に說諭を盡したる由にて、軈て村々も鎭靜に歸したるにより、郡方始め其他出張したるものも一先づ引き取るに至れり。

されど其注進狀に據れば、只一旦の亢奮による騷動なりとは見るべからず、頗る深き根柢のある以上、今後も騷ぎ立つることなきを保せずとて、番所に人數を增し、郡方及び各領主よりも人を差し遣はして彼地に入り込み偵察せしめ、以て異變あらば緩怠なく急報すべき旨を申達せらる。果せる哉、九月に至りて再び一揆を起し、二千餘人の百姓等多久境の要害地に集合し、或は亂杭を打ち、或は陷穽を鑿ち、山上には手頃の大石を集め、面々に獲物を携へ、藩主の說諭に服せず、必ず公儀の裁斷を仰いで是非を決せずんば

江戸の取調となる

已まずとて其趣を要請せしかば、唐津藩に於ても形勢の不穩を察し、番頭一人物頭四人に二百五六十人を差し添へて鎮壓に向はしめたるより、我藩亦直に井上孫之允を遣はし、手明鑓頭三人、足輕物頭十人、一千人を附し、以て小侍の番所に屯して境界を守衞せしむると共に、早速其趣を江戸の老中水野越前守に屆け出でたり。然るに唐津藩の人數は、僅少微力の事とて、取り鎮むるを得ざりしかば、事件は野燎の如く益々擴がりて遂に幕府に聞え、乃ち勘定奉行深谷遠江守より我江戸藩邸に實際の狀況を訊問するに至れり。されど藩邸にては小笠原家に對する遠慮もあれば、去七月庄屋に對する納稅勘定の行違により、唐津領內の百姓等の訴願に及びたることありしが、其末郷宿に預けとなりし者あり、其者の爲に、同類者其宥免を願ひ出たる事ありたれど、委曲に承知せるにてはなく、旁々事の詳細は相分らずと答へたりしに、間もなく佐嘉より犬塚利兵衞を江戸に遣はし、唐津藩にて此事件を輕視したるにより、却て大事を惹起せるの感あり、殊に風說に據れば、唐津藩より幕府の役人に取り入り、小笠原家一手にて事を裁斷せんとする由、若し果し

江戸詰の家老一揆解決鎭撫の方策を奉行所に陳す

て事實なりとせば、百姓等は必ず之に承服せずして忽ち爆發に及ぶべく、隨つて唐津は兵數僅少なれば、必ず我に助勢を請ふべし、事此に至らば自然の勢にて多數の死傷を出すを免れず、甚だ心配に堪へざれば、宜しく內々に其筋へ事の眞相を告げ、大事件とならざるやうに盡力ありたしと申し越したり。因て藩邸にては、豫て昵懇の關係ある勘定奉行內藤隼人正矩佳に賴り、留役派遣の事を建議したりしに、元來留役は、召取人ありて之を裁斷する場合にのみ派遣すべきものなれば、今は迚も行はるべからず、尙他に良策もあらば遠慮なく申し出でよと奉行所より通告ありしに因り、江戸詰の家老始め重ねて評議を凝らし、元來今度の一揆蜂起の原因は、去月蜂起の際に方りて彼等に慰撫の溫言を與へて約するところありながら、今尙當時の言を一も實行せざるに在り、彼等の去月說諭の際に我藩よりの立會者犬塚利兵衞を證人と爲し、由て以て裁判せられんことを請願せるを見ても、此間の事由は明白なれば、是際幕府より相當の頭立ちたる者を呼び集め、篤と說諭する所あらば、必ず承服すべしとの意見を決し、由て之を開陳せしに、隼人正聽い

て同意を表し、潜に深谷遠江守の處置の緩漫なるを攻撃せり。此の如く唐津の百姓一揆は、一方江戸の取調となるとともに、他方下代官所にも關係あることにて、我藩に於ても極めて手落なきやう鎭撫の爲めに盡さゞるべからず、よりて公も痛く肝膽を碎かれ、十年正月には近侍の古川與一を多久境小侍村に遣はして事の眞相を親しく檢分せしめんとまで用意ありたれど、其事いまだ行はれざるに一揆は鎭定したりき。

幕府の唐津一揆の處分

深谷遠江守我藩を難詰

去年起りたる唐津百姓一揆の處分に關し、平素勘定奉行内藤隼人正と深谷遠江守と相善からざるに乘じ、佐嘉藩より内藤に賴み込むところありたりとの風評あるや、深谷は内藤の意見を聞いて甚だ怒り、我江戸の留守居羽室平左衛門を呼び出して左の問合書を渡せり。

第一條は、天明六年に公邊より、一揆の起りたる際には、理非に拘はらず隣領より人數を差出して召捕ふべしとの達しありたるに、其藩には兵を出

しながら傍觀したるは甚だ其意を得ず。

第二條は、唐津より助勢の依頼ありたるに、何等の挨拶もなかりし旨を小笠原佐渡守より屆出あり如何なる趣意に候や。

第三條には、百姓等楯籠り居たる場所は、佐嘉領より取掛る方便利なるに其相談を受けながら之に應せざりしは如何なる理由なるか。

との三條なり。藩邸にて評議の末、羽室より答申する左の如し。

第一條　天明六年の御達後、今福一件の起りし際に、百姓願の義は領主地頭の捌きに任せて事穩かに取計ふべしとの御達あり、今度の事件は一揆といふ程にもあらざるを以て、人數を出して領分の境を守衞し萬一に備へたるは、決して緩怠といふを得ず。

第二條　唐津より助勢を求めたれども應ぜざるとは事實相違せり、已に千餘人を派遣したることは、過日内々御老中水野越前守殿まで屆出たる通りなり。

第三條　百姓の楯籠りたる場所は此方の領内より取懸る方便利なるに、

其相談を受けたれども承諾せずとの事は、最前此方へ相談の際に之を承諾したれども、兩藩の兵を交へては混紛雜擾を釀すの恐あるを以て、別々に指揮進退を用ひたる事の意味の誤解なるべし。

我藩再び派兵一揆に備ふ

唐津に於ては二月二十八日に五百餘人の人數を差し向けて一揆等を襲擊捕縛せんとす。因て我藩にても岡部杢之助警固組の人數出張して之に備へ、御備立方より永田諸領御側より永山十兵衞之に加はり、一揆の遁走を防ぐ。是日一揆等は其氣勢に懼れて抗爭し得ず、手を束ねて縛に就くもの四百五十餘人、殘り五十餘人は我領內に遁げ入りたるにより、盡く之を捕縛して唐津藩に引き渡し、首領のもの二十餘人を獄に投じ、かくして多少の負傷者はありたれども、死者を出すには至らずして鎭壓したり。勘定奉行よりは、留役を派遣して其事を裁斷せんと、宮寺五平次、大森善太郎等を下向せしむることゝなれり。宮寺は奥御用達轟村金之佑の兄に當り、大森は同じく藤枝六造の近姻なるを以て、其手筋によりて是までの經過を詳說し、宮寺へは特に品物代として金百兩を贈りたりき。かくて一行は六月下旬江戸を

一揆に關する處分

發して唐津へ向へり。公は是秋より參勤あるを以て、諸役所相談役井上孫之允に委細を含め、留役等の到着以前に東覲の途に上りたまへり。軈て到着したりし留役等は、十二月二十二日雙方の手形を取り、明年初めに井上と相前後して出府したりき。然るに江戶に於て我藩の郡方物頭田中半大夫、中島和兵衞等其係累として手形を取られたりと聞えしかば、公より中野神右衞門に旨を含めて幕府の勘定役河內三左衞門、評定所吟味役大隈善太郎、右筆桑山六左衞門等によりて內密の運動を爲さしめたるに、十月に至りて幕府は田中、中島及び犬塚利兵衞、郡方附役古賀忠四郎、木村彌八、多久千代松足輕大河內忠左衞門、吉岡只右衞門を評定に召喚して再應糾問し、口供に不埓の事なき故を以て、御構なしと申し渡しゝかば、我藩は全く其咎を免れたり。唐津藩の田山條助は、取計ひ不行屆により、役方を召し放して押込仰せ付けらる。長崎奉行所に於ては、杉江宇左衞門、林八郎等凡ての關係者と共に判決を受け其科の輕重によりて遠島以下の處分あり、小笠原家は是迄の預け地を取上げられて、日田代官の支配に移されしが(嘉永四年參看)、我藩は、小城郡

の境なる小侍村の百姓兩人、此騷動を起したる者を止宿せしめたりとて、屹度叱りを申し渡されたるのみなりき。かくして事件は全く落著したり。

負債整理

鹿島よりの負債

時に江戸邸の財計は尚困難の境にあり、借銀は十三萬兩てふ巨額に上り居り、其利拂のみにても容易ならざる問題なりしが、更に鹿島淸兵衞より訴訟を提起せむとするに至りたりき。元來鹿島よりの借金は元金一萬兩にて、先公時代よりの負債なりしが、利子の支拂出來ざりしため、元利合計一萬五千兩に上り、因て天保七年松永五左衞門、下村三郎左衞門等整理の時に、此上は已むを得ず大阪の屋敷を引き渡して之に充つる外なしと決議したれど、泰盛公時代よりの屋敷とて、之を町人に引き渡すは忍び難しとの論出でたるため、八年末には其議も亦中止せられしかば、遂に九年の始め鍋島市佑等評議を凝らしたる結果、鹿島兩家に二千兩宛を拂込み、殘金は十一月中に皆濟すべしと示談して承諾せしめしに、復又、佐嘉に於ては迚も其期限まで

に金調相叶ふべき見込なしと通告し來りたるにより、更に兩家を說得し、四月に新舊證文を交換することゝ定めたり。然るに佐嘉より送り來りたる新證文には年賦拂入とのみありて、江戸重役の十一月皆濟の議と相違するところあるを以て、新舊證文の交換も亦行はれず。因て下村三郎左衛門歸國して詮議を盡したれど、佐嘉の財政は迚も此議を納るゝの餘裕なきのみならず、從來鹿島の態度面白からざる所あるを以て、此上は之を手馴付置くとも其效なかるべしとの議ありて、萬一鹿島より公訴を申し出ることありとも、此方にては頓著なく此方の思ひ通りに實行すべしてふ强硬なる意見に決し居たりしかば、乃ち下村は之を齎して再び出府せり。是時の藩の財政は非常に窮迫を極め、去秋の洪水による損耗多く、融通の途亦全く絕えたりし程にて、この困厄裡に逝去ありし巍松公は能く〳〵財計に薄運なりし殿樣と謂ふべし。かくて其埋葬費等に加ふるに六月には松姬の伊達家入輿に四千兩以上の入費を要すべく、旁々江戸邸は其諸拂も出來ざる窮迫に陷りて、復た鹿島兩家の事を慮るの餘裕なき行き詰りとなり、乃ち佐嘉より

負債整理の法

獻金の意義

藏方相談役格中村彥之允を差し越したりき。因て二月彼は江戸に到着して其整理の任に當り、先づ諸物屋拂ひの滯りは十分の二を渡し、殘り八分は盡く獻金すべく申し付け、當屋敷御用の利益のみにて生活する商人には七分半の獻金となし、其他の諸借銀は此際幾分の內金を渡して殘金は五十箇年賦拂となしたりき。此取計は商業自由の今日より觀れば、殆ど掠奪に近き暴斷に似たれど、我藩は大國ながら、長崎御番の故を以て江戸居住の人員は少數に限られ、從つて出入商人への支拂金高も他藩と比しては至つて少く、しかも二百年來他の藩邸に於ては、此如きは頻々行はれたるところなりとせば、此處分も强ちに驚くべきにもあらず。而して我屋敷にのみ出入する商人と、他の藩邸の出入を兼ね居る商人とに多少の差を附して區別するところありしは、亦其間に於る事情を酌量しての事にて、畢竟江戸に於る諸藩邸の用達商人は、其用達株を給祿の如く見做して家計を立て、是がために普通の商業競爭より脫し居るものなればなり、かくして彼等は獻金を餘儀なくせられたりとはいへ、其間亦是によりて他に無形の利益を企つる便法

江戶留守居の苦心

もあるべく、結局は一種の交際費となりたる程の事なるべし。要するに這般の如き事項は、錄しおきて他の類例と參考比較し、以て當時の經濟商業の研究を爲すの一徵證となすべきものたり。

また一橋家に對する負債は、利落五十箇年賦たるべく我藩邸より協談せしに、同家の用人荻原與左衞門より、其は迚も承知し難きを以て、元利四千二百餘兩の中、此際二百餘兩を返濟し、殘金四千兩は、每年二百十八兩宛の利子共算額の下に二十ヶ年に納付せらるべしとの相談を受け、之を承諾したり。

玆に又馬喰町御印證文の借銀あり、金三萬八千兩の原債に年々の利息積りて今は元利合せて十二萬餘兩の巨額に上りたりしかば、其始末もつけざるべからずとて、江戶重役等評議を凝らし、每年二千二百餘兩を納れ、元金皆濟に至る迄の利子、及び今日迄の利子は年賦拂ひとなし、因て證文を改めて調印することゝなしたり。此く財政に困難を極めたるを以て、鹿島兩家に對する支拂は約の如くするを得ず、江戶留守居等は違約を責められて大に困却したり。本年は豐作にて相當の收入ありたれど、米價非常に下落した

れば藩費の豫算に莫大の違算を生じ、西丸御手傳の上納金さへ意の如くならず、因て公江戸著後の十二月に、藏方松永五左衞門請役相談役と共に出府して藩の事情を述べ、初め一萬五千兩の豫算も僅に五千兩の準備出來たるに過ぎず、しかも他に調金の方法なきを以て已むを得ず二萬兩の拜借金(次頁參看)に七千兩を加へて年内に納付し、殘金は來十一年公歸國の後に納金すべしとの願を出すと共に、芝の坊中其外の支拂は半減の方法を立て、又去年今年の二年分合せて四千兩を拂ふべき約ある鹿島兩家へは、他に融通の途なきを以て、此際其半を拂ひ、殘る半額は三箇年賦にて拂はんことを相談したりしが、鹿島兩家は承諾の色なく、已むを得ずば公訴すべき意を仄めかすにより、竊に之に對する策を回らし、幕府の慣例を調ぶるところありたりしが、近年は萬兩以上を打ち切るてふ例は無く、以前にありても類例は區々なりとの事なりしため、江戸役人等は苦痛を極めたりき。

西丸普請御手傳

御手傳の獻金

幕府の西丸炎上は、我六年の二ノ丸燒失と同じ災厄にして、殊に其前將軍の住居なる以上、尙以て再築を急いで工事を起すべき關係あり。然るに其費用莫大にて遂に見積額より二十餘萬兩の不足を生じたりしかば、玆に御手傳の獻金を爲さしむることになり、我藩にも內命ありたりき。而して江戶の留守方は始め之を免れんと盡力したりしが、遂に目的を遂ぐる能はず、漸くにして特に輕減せらるべき內示に接し、諸大名の萬石について千五百兩餘宛の獻金を課せられたるに對し、我藩は長崎御番の重任あるを以て、特に千三百兩に減額せられたり。かくて金額四萬二千四百十四兩の御手傳金に定まり、八月十四日老中水野越前守其他の連名にて、

西丸御普請に付表向御手傳被仰付候條、其趣可被存候、且又別紙の面々へも被仰付候間、其意を可被得候、尤右御用に付ては此節參府に不及候。

と達せらる。別紙の面々とは、小城、蓮池、鹿島の三支藩をいへるにて、亦同じ割合の御手傳を仰せ付けらるとの事なり。但し此書面の添書に、

其方義は長崎表の御用被相勤候に付、御手傳被仰付候義は無之候へ共、近

年御手傳御用繁に有レ之、諸席共に度々御用被二仰付一候、西丸御普請は莫大の御用途に候處、御人少にも有レ之、且は格別の御場所柄、旁御三家へも御手傳被二仰付一程の事に付、此度に限り御手傳被二仰付一候。尤長崎表の御用被二相勤一候故、並よりは手輕く御用被二仰付一義に候間、其意を可レ被レ得候。

と別段に達せられ、支藩三家へも亦同樣に仰せ付けられたり。因て出府の中村彥之允に旨を含めて歸國せしめしが、佐嘉に於ても疾く之を知りて倉町左傳次を出府せしめ、其高を半減したる上、之を十箇年賦にして獻上したしとの願を出すと共に、御住居の用人小堀權右衞門に囑して運動するところありしに、年末に至り水野越前守より『願の通りには成り難し、先達て相達したる通りに上納致すべし、但しこれに付て長崎表の勤務厚く行屆かずしては、要害に係り容易ならざる事なるを以て、格別の譯にて、二萬兩の拜借を仰付らる、返濟の事は追て御沙汰あるべく、委細は勘定奉行へ申談ずべし。』とありて、願書は却下せられたれど其小半額を別段の拜借金にて塡補し得る運びとなりたり。

拜借金二萬兩

家庭及び武備雜事

武藝他流仕合の嚆矢

六年公は本莊の江尻に於て水練の技術を觀、七月には同地にて船井樓及び船中の石火矢發射を觀らる。將軍の代替により、家慶將軍の我藩に對する所領地の判物七月四日に到著しければ、例によりて八月朔日これを家士に示し、本日より其祝ひを整へ、日割を以て侍手明鑓以下の者まで酒拜領を行はる。九日より三日の間水ヶ江御茶屋にて武藝の演覽あり、此節より各流各別なるを改め、他流と取り組ませて雌雄を試みらるゝことゝなれり。武藝の他流仕合は是を嚆矢となす。

初め阿部伊豫守正寧と結婚ありし公の姉益姫は、去る八年離緣となり、今年名を猶姫と改め、八月更に伊豫の宇和島侯伊達大膳大夫宗城と結婚し、十月に至り彼邸に入輿せられたり。又二十五日佐嘉に於て御通女中山本お勇の腹に公女誕生あり、名をお休と命ぜられ、年末にお貢と改めらる、是を公の第一女と爲す。

是年海を隔てたる西岸の支那に於ては、印度商會との貿易に關して英國との交渉ますく險惡を來せりき。卽ち意を決せる廣東總督林則徐は北京に在いて評議を定め、彼の輸入したる阿片烟數千函を沒收して之を燒棄て、因て英國の憤怒を激成したりしかば英國はその軍艦を差し向けて砲火を交へんとしつゝありたりき。對岸の我長崎には蘭船唐船の出入もあることとて、多少の這般の消息は御番方の祕密筋に知れゐたるなるべし。

政府の歲費十萬石に定めらる

九月公より政府の執政に、

非常備向の義は國家專一の急務に候處、追年の末にて其手配り行屆かざる由、因て當秋より藏入十萬石を經費となし、餘分は非常備とし、假令臨時物入多くとも外にて差繰り、前斷の餘分に於ては永々變動なく屹度備置くべきなり。

この書付を渡さる。是を政府歲費の目安の十萬石に定めらるべき初めとす。此時武器に西洋式を講じ、小銃大砲等の改良亦既に祕密に行はれて、益攘夷の準備に手を展べんと企てられたり。是月二十三日公は佐嘉を發し

て參府の途に上り、十一月の末江戸に著せらる。

鍋島直正公傳第二編　終

大正九年八月十日印刷
大正九年八月十五日發行

（非賣品）

編纂兼發行者　東京市牛込區早稻田鶴卷町二百八十六番地　中野禮四郎
發行所　侯爵鍋島家編纂所
印刷者　東京市牛込區榎町七番地　本間十三郎
印刷所　東京市牛込區榎町七番地　日清印刷株式會社